

裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度 の骨格案についての意見募集の結果概要

当事務局において実施した標記の意見募集(平成16年1月30日から同年2月13日まで実施)に対しては、77件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見を、個人・団体の別などに従い整理したものである。

なお、意見を引用するに当たっては、裁判員制度・刑事検討会における検討事項に関連する部分のみを引用し、誤字と思われる字を修正している。また、意見を整理するに当たっては、その内容が同一であるものを、「(同文 通)」などと示している。

目次

1 個人から寄せられた意見	
(1) 裁判員制度に反対し、又は懸念を示す意見	2
(2) その他の意見	7
2 団体から寄せられた意見	
あひる一会	26
冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会	26
大阪弁護士会会員有志	29
大阪弁護士会刑事弁護委員会	36
鹿児島県弁護士会	38
京都弁護士会	38
群馬弁護士会	40
「裁判員制度にジェンダーの視点を」要請書準備会	40
裁判員制度に反対する会	40
司法改革大阪市民ネットワーク	40
司法改革を考える弁護士の会・千葉	41
市民の裁判員制度つくり会	42
自由法曹団	44
主婦連合会	47
障害者欠格条項をなくす会	47
青年法律家協会弁護士学者合同部会	48
全国消費者団体連絡会	50
第一東京弁護士会	51
第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部	52
千葉県弁護士会司法制度改革対策本部	53
東京弁護士会司法改革推進センター	54
日本国民救援会中央本部	62
日本国家公務員労働組合連合会	63
日本司法書士会連合会	64
日本新聞協会	64
日本税理士会連合会	64
日本弁護士連合会	64
福岡県弁護士会	74
部落解放同盟中央本部	75

1 個人から寄せられた意見

(1) 裁判員制度に反対し、又は懸念を示す意見

裁判員候補に選ばれた場合、特別の理由がない限り拒否できないとのことですが、裁判所に呼ばれた日にたまたま旅行などの計画を立てていた場合、キャンセル料は保障してもらえますでしょうか。もし、裁判員制度によって、国民が不利益を被ることがあれば、反発は必至であると思われまます。(女性、20歳代、愛知県)

裁判員制度には賛成できません。「人を裁く重さ」を一般の市民が負うことに抵抗を感じます。中でも、死刑を容認できない者が裁判員に選ばれた場合はどうなるのでしょうか。数名の裁判員によって討議の場が開かれますが、意見を交わし自らの責任において結果が引き出せるのでしょうか。年齢や社会的立場に左右されやすい日本人では裁判員制度での裁判に公正さが保たれるとは思えません。(30歳代)

私個人の意見としては、この裁判員制度は反対なのですが、裁判に出たいという希望者だけを区役所等で受付して、その人たちの個人情報リストのようにして、そのリストから裁判員を選ぶという方法で裁判員を決めるなら大賛成なんです。やりたくもない人がやったら、被害者も被疑者にもいいとは思わないんです。責任を持ってやれるという人が裁判員として参加するべきではないのかな、と思います。裁判官の人に比べてやはり一般の人は被害者や被疑者の感情に流されやすいと思います。その人の性格もあるでしょうから、上記の方法で裁判員を選ぶのが適当ではないのかと思っています。(女性、10歳代)

私は自営業者ですが、こんな国民全員に強制する裁判員制度は絶対に止めてもらいたい。公務員とか弁護士などの生活に何の心配もない人達の机上の案としか思えない。我々には全くもって迷惑なことである。

しかし、法律(法律とは一般の道徳や常識とは異なる)に洗脳された裁判官等による現在の裁判制度も以前より疑問に思っていた。そこで、裁判員を自己申告の登録制にしてもらいたい。もちろん、登録した人の適格性を問う資格審査は必要である。この場合、適格性の備わった人に裁判員の登録をお願いしてもよい。

それができないならば、少なくとも、裁判員を選定した場合に、個人の生活を守るためにも本人の意志で決められるようにしてもらいたい。(男性、50歳代、千葉県)

この裁判員制度を導入した場合、数十年掛かっている裁判の時間短縮にはなるのでしょうか。それと、半強制的に裁判員を召集し、身勝手な法で縛るのは人権侵害にはあたらないのですか。

私は司法の道を志して勉強しているのですが、この司法改革案には上記以外にも多数の疑問があり、首を傾げてしまいます。法律を作成するのは国会ですが、司法を司るのは法務(司法)であり、この骨格案は三権分立を蹂躪するものだと思います。

本制度を検討するにあたり、上層部だけで検討し、現場で動いている人達の意見は聞いてないような感じがしています。このような立案は、どこかの国と同じ独裁ではないでしょうか。人が人を疑う、そんな世の中になってしまう。私は、本制度導入には国民投票で決めるのが良い策と思います。民主主義制度のわが国なのですから、身勝手に議員、官僚だけで決めてほしくないです。(男性、30歳代、東京都)

私は裁判員制度に反対です。理由はそれが「義務」であるからです。これでは、不況の中で必死に働くサラリーマンや、家族を切り盛りする主婦の貴重な時間と労力を強制的に奪うようなものです。もしも裁判員の出頭日と娘の結婚式などが重なった場合などはいったいどうすればいいのでしょうか。個人の、一生に一度の大切な行事を見逃せというのでしょうか。単純にやりたくないことをなぜ国に強制的にやらされなければならないのかという不満を持つ人もいます。これは間違いなく国民の自由の侵害です。

国民の裁判への参加という理念自体は賛成です。しかし、それならば裁判員制度は個人の自由を損ねないよう、「任意」にするべきです。それでは裁判員の数も賄えないというのなら、また別の案を考えていただきたい。それとも、裁判員制度が「義務」であるのは、出頭日に出頭できない者へ科せられる「過料」が目的とでもいうのでしょうか。(女性、40歳代、東京都)

裁判員制度には反対です。

1. 裁判が終わった後で裁判員やその家族が事件関係者から脅迫されたり報復されることはないのでしょうか。また、そのような行為があった場合、国や警察が守ってくれるのでしょうか。昨今の警察の怠慢ぶりをみていると、とても守ってくれるとは思えません。職業裁判官の安全はどのように確保されているのでしょうか。
2. 裁判という他人の人生を左右しかねないことに職業裁判官でない者が関わるべきではないと思います。職業裁判官でない者が他人の人生を左右したという思いを一生背負わなければならないのはおかしいと思います。
3. 裁判員が事件関係者と個人的に面識がある場合(友人、職場の上司・部下など)は、裁判員を交代するか否かを裁判官が判断すべきだと思います。事件関係者に面識の有る人がいる場合、裁判員が裁判官に申し出てることを義務付けるべきです。
4. 事業主が裁判員の出頭の確保を怠った場合、裁判員休業を取得した者に不当な扱いをした場合の罰則規定が必要です。(男性、30歳代、京都府)

私は本案には反対です。司法を愚弄しているとしか言いようがありません。裁判とは人ひとりの人生が掛かっているんです。裁判員となった場合、私は被告人であろうと原告人であろうと、その人の人生を背負うことはできません。アメリカの陪審員制度と同じではないですか。矛盾してるとは思いますが、一般人である人を裁判員として強制的に出廷させるのは、裁判員自身も相当な自覚、責任が必要なんです。人を選ぶのは簡単ですが、その人が実際にどのような人なのか分かりますか。人を信用しないのではありません。裁判員として任命されたのであれば、最低限、その人物の経歴は法廷内だけでも公表したほうが良いと考えます。その結果、害することも利することもあるかもしれませんが、任命を受けた以上はそれなりの責任を担わなければならないと思います。その場合、本案を立案した方々にも、裁判員への責任があると考えます。法を立案しておいて、その後は知らんぷりなんてことをしたら、結局、丸投げ政治なんだと国民感情に植え付けられるでしょう。裁判員制度を導入しても、裁判官の数が同じなら意味が無いし、効率が悪すぎる。裁判員制度を導入するのなら、もっと裁判官、判事、検事の人数を増やし、オウム裁判のように7年以上も審議せずに2年以内で最終判決を出すべきだと思います。(男性、30歳代)

裁判員制度の基本的な考え方に反対です。法律の知識を持たない一般市民の意見を取り入れるのであれば、一般市民の判断材料は何になるでしょう。感情と、メディアの影響に他なりません。オウムの松本サリン事件で最初に犯人と疑われた河野さんについて言えば、マスコミの報道に煽られて、私を含め多くの周りの人々は河野さんが犯人に間違いないと決め付けていました。多くの場合、大衆の意見というのはマスコミに大きく左右されるのです。感情に流されて量刑が決まるのであれば、極論を言えば法律など必要無いのではないのでしょうか。裁判官になられる方は自分の意志でその職業を選んでいきます。その職業を選ばなかった人にまで人の運命を左右するような重大な決定事項に非常に強い「強制力」を持って関わらせるというやり方は、暴力的であり、間違っていると考えます。もし裁判員制度をどうしても行うのであれば、希望者に限り一定の試験を行ってある水準以上の良識と知識を備えた人物を選出しなければ適正な裁判が行えるとは到底思えません。法律に従って法律のプロ(裁判官)が裁くのであれば不公平はないと思いますが、一般市民である裁判員は判断を下すとき、基準にするものが一定ではなく、人選によっては悪く言えば当たり・ハズレが出てしまうと思うのです。やはり、裁判はその道のプロが行うべきです。裁判官に一般市民の感覚が乏しいのならば裁判官が一度民間の企業に勤めるなどして一般市民の感覚と経験を養ったらどうでしょう。一般市民の中から法律の知識を持つ者を選び裁判員とするか、裁判官が市民感覚を身に付けるか、どちらかだと思います。何の知識もない者、積極的、意欲的でない者を強制的に裁判員にさせるのはおかしいと考えます。また、裁判は法律に従って感情的にならずに、正しく法律を運用できる者、即ち知識を持った法律のプロが行うものであり、もし国民の意見(市民感覚)を反映させるのであれば法律制定(改定も含む)時に国民の意見を反映させるべきだとも思います。(女性、20歳代)

裁判員制度について寄せられた意見の中にはかなり強烈な拒絶反応をもつ意見が多数見られたことから、現状でスケジュールどおり裁判員制度を施行することには問題があるのでは

ないか。制度についてもっと一般に浸透していないと、いざ実施という段階で混乱が起きると思う。

また、出頭確保という面を考えると、アメリカの陪審員制度などでは、陪審員として呼ばれた人が都合が悪い場合、代わりに出頭する日を選べるような制度があったと思う(うる覚えなので違っているかもしれないが)。陪審員とは違う制度にしたいようだが、出頭確保の方策については陪審員制度をとっている国のものを参考にしてもいいのではないだろうか。参加確保の面からは、裁判員あるいは裁判員であったものに対する脅迫行為だけではなく極端に困惑させる行為(例えばつきまとう、匿名の怪文書を執拗に送りつけるなどストーカーに類する行為)なども法的に禁止することを考えてもいいのではないだろうか。裁判員になったことで自分の身の安全が保障されない状況なら自分の一月分の給料以上の日当を貰えても来る気にはなれないと思うので。

裁判の迅速化については、準備手続について詳細に記述する一方で、連日開廷について法律で規定するとのみ書かれているのが気になった。連日開廷には人的・物的・制度的整備が不可欠である。現状の裁判所の人員で連日開廷が可能であるとも思われぬし、被告人が否認している場合には証人や被告人の供述を即日ないし翌日までに逐語的に文書にして記録化する技術が不可欠である。現状では音声認識技術によって不特定話者間の会話を読める程度に認識することも難しい。他方裁判所速記官による機械速記技術と一定のパソコンソフト等を組み合わせれば、即日ないし翌日に速記録を完成させることも可能になっている。連日開廷のために裁判所速記官の養成を再開して連日開廷に耐える速記技術者を全国の法廷に行き渡るようにしていただきたい。(女性、30歳代、神奈川県)

裁判員制度について反対します。理由は3点あります。

1. 憲法との整合性

18条 裁判員の強制は「意に反する苦役」にあたらぬか。

21条 罰則付きの守秘義務は表現の自由の侵害にあたらぬか。

27条 裁判員休業は第一項に抵触しないか。

このあたりの説明が十分なされていないと感じます。十分な説明が必要だと思えます。

2. 骨格案に対する疑問

骨格案では公判中に裁判員が転居した場合の扱いなどが示されていません。また、1(4)ウは逆に言うと「気に入らない裁判員は、本人か親族を脅しあげれば辞めさせられる」ということではないでしょうか。一般の国民を仕事を休ませてまで拘束するのだからもっと配慮が必要だと思えます。

この案だと、「選挙に立候補した新人候補」を裁判員に任命できて、現職の方は対象外ですよ。勘ぐりすぎかもしれませんが。

裁判員制度を採用した場合、現行の裁判制度よりも経費がかかることは明白です。

報道では裁判員は12万人程度と言われていますが、日当・交通費でひとり1万円と考えても12億円です。財政再建が叫ばれる情勢下で小泉首相以下国政の舵取りをする立場にある皆さんで審議しているのに、今よりも予算のかかる制度を提案するというその無神経さ、責任感のなさが納税者のひとりとして残念でなりません。もっと真面目にやって下さい。

3. 現実問題

現実的な問題として、仕事を休んで裁判員を引き受けるサラリーマンがどれほどいるのか疑問です。仕事を休むことは法で認められても、その休んだ日は業績が上がらないわけですから成績が下がり、給与に響く可能性もあります。ですから、罰金を払ってでも仕事を休まない/休めない人が大半ではないでしょうか。全体的に一般の国民の生活の実態をあまりにも無視した制度だと感じます。また、裁判員制度の採用は国が裁判官への不信を表明するといった側面もあります。国家試験に合格して所定の訓練を受けた裁判官が信用できないということであれば、それは国の制度に問題があるのです。まずそこを正していくことが大切ではないでしょうか。(男性、30歳代、大阪府)

司法に対する国内外の信頼を失墜させ、ひいては日本の民主主義を崩壊させかねない裁判員制度にいたずらに固執するのではなく、司法制度改革の原点に立ち返って一から出直す

ことを強く要望するものである。少々時間がかかってもよいので、世界に誇れるような立派な司法制度の構築を目指してほしい。

1. 裁判員制度に対する国民の意見聴取結果を極力参酌せよ

司法制度改革推進本部は平成14年8月以降、3回にわたって国民の意見を聴取したが、これに対して5千件を上回る多数の意見が寄せられた。これらの中には当を得た貴重な意見も少なくない。短期間で膨大な聴取結果をとりまとめられた事務局に謝意を表したい。調査結果を見ると、個人(除弁護士)からの意見に限って言えば、制度の導入に反対もしくは懸念を示す意見のほうが賛成する意見を大きく上回っている。また、賛成意見の中には、制度の本質にかかわる問題や運用上の問題点等を掘り下げずに、観念的に賛意を表していると思われるケースも少なくない。翻って今回の骨格案を見てみると、案生成の段階でこれらの反対意見がどれだけ参酌されたのか疑問に思わざるを得ない。反対意見を案文に取り込まないまでも、国会の審議を仰ぐに当たっては、国民から多数の反対意見が出されているという事実を国会議員にきちんと伝えてほしい。このことを怠ると国会審議をミスリードするおそれ大である。

2. 裁判員制度導入に至るまでのあまりにも短絡的な発想から脱却せよ

司法制度改革のそもそもの大義(原点)は「裁判に健全な市民の常識を反映させる」ということであろう。司法に限らず、立法や行政の面でも「より多くの市民の健全な常識を反映させる」こと自体は民主主義の根幹を支えるきわめて重要な事柄であり、このような考え方に何ら異論を挟むものではない。しかしながら、今回の裁判員制度に対してこれほど多くの問題が指摘される事態に陥ったのは、[裁判に市民感覚が反映されていないことについての事実関係の調査] [問題をひき起した要因や背景の分析・検討] [考え得る幾つかの対応策の案出] [憲法やその他の法令との整合性検証] [最適な対応策の選択]という当たり前のステップが踏まれることなく、短絡的に裁判員制度案が成案されてしまったからであろう。

裁判員制度を無理に導入しなくても、もっと賢明で国民が受け入れ易いアプローチやソリューションが幾らでもあるはずである。反対意見を読んでみると、検討に値するアイデアが幾つも出されている。原点に戻った上で、筋道の通った議論をし直す勇気を持ってほしいものである。

3. 裁判に対する国民の信頼感がそれほど低いとは思えない

私の個人的な印象では、問題の多い「裁判員制度」を持ち出さなければならないほど現在の裁判や裁判官に対する国民の信頼感が低下しているとは思えない。ちなみに、2001年12月、社団法人中央調査社が全国の満18才以上の男女2,061人を対象(無作為抽出)に実施した世論調査の結果によれば、国民から「もっと信頼されるよう努力して欲しい」と思われているのは国会議員(77%)、官僚(51%)、警察(48%)、医療機関(27%)、教師(27%)、マスコミ・報道機関(18%)、銀行(16%)、裁判官(9%)、大企業(6%)、自衛隊(3%)の順となっている。さはさりながら、わが国の裁判(裁判官)が健全な社会常識に欠けているという状況が本当にひどくなっているのであれば、過去に遡って事実関係がきちんと調査され、公表されるべきである。裁判における審理と同様、すべては事実関係を正確に把握することから始まる。

4. 現職裁判官の意見を収集し、議論に反映させるべきである

現職裁判官は本件の重要な一当事者である。にもかかわらず、現職裁判官の意見が全くといってよい位表明されていないのに大きな疑問を感ずる。裁判官という職掌柄、自己の意見を表明することが法律や裁判所内規等で制限されているのか、所轄官庁や上級裁判所から圧力がかかっているのか知る由もないが、社会常識に欠けると指弾されている肝心の裁判官の声が出てこないのは何とも理解に苦しむし、不気味ですらある。

5. 裁判に直接参加したいという国民のニーズがきちんと調査されるべきである

裁判に直接参加したいという国民のニーズがどの程度あるのか明らかでない。また、法曹全体に対する国民の真の声がどのようなものであるのか、きちんとした調査も行われていない。昨年5月、社団法人中央調査社が全国成年男女2,000人を対象(無作為抽出)に実施した世論調査の結果によれば、参審制に肯定的な考えの者は50%に達しているも

の、参加したい（‘してもよい’を含む）と表明した者は28%に過ぎない。今後、裁判員にかかる責任や時間的・経済的・精神的負担の詳細が具体的に判明してくるにつれて、このパーセンテージは激減するであろう。いずれにしても、裁判員制度は全有権者に直接的に関わる重要な問題であるので、大々的かつ公正な世論調査が行われるべきである。なお、私が個人的に調査した限りでは、裁判員制度を米国型の陪審員制度と混同して理解している者がきわめて多いということを付言しておく。

6. 裁判員を参加させた裁判では、判決の際の判断基準（物差し）に大きなブレが出てくる

国民が抱いている社会人としての常識や市民感覚は、年齢層、性別、職業、学歴、生活環境、居住地域、交友関係、人生観等によってかなり差異があり、近年ますます多様化の傾向にある。これらの中からわずか数人を抽出して裁判員として充てたところで、国民一般の常識が的確に反映されると考えるのは極めてナンセンスな話である。そもそも有権者の半分程度しか総選挙に参加しないという現実を見ただけでも、選挙人名簿から無作為に抽出した裁判員によって国民の健全なる国民の常識を反映されると期待するのは無理があり、危険な考え方である。判決は事件を担当する個々の裁判官の判断に委ねられているのであるから、有罪無罪の認定や量刑の決定にあたって、裁判官によって判断基準（物差し）が大きくブレることは許されない。現行制度下においては、必ずしも十分とはいえないものの、司法試験や司法修習、更には司法実務を通じて大きなブレが生じないよう質の安定性が確保されているのである。また、判例主義を取っていることや上告制度も安定性の維持に寄与しているといえる。翻って裁判員（＝素人裁判官）が実質支配する裁判員制度を見ると、その時その時の裁判員の顔ぶれによって、異なる物差しで判断されるため、判決の安定性が損なわれる危険性が大きく、司法に対する信頼性が損なわれる結果を招く。

7. 憲法との整合性論議は避けて通れない

裁判が裁判官以外の者によって形式的にも実質的にも大きく支配される裁判員制度は、現行憲法下ではとても容認できるものではない。それでもなお「裁判員制度は違憲ではない」という立場を骨格案の提案者がとり続け、同案の立法化を強行しようというのであれば、裁判員の憲法上の位置づけが明確に説明されなければならない。仮に「裁判期間中に限定して裁判員を憲法上の裁判官とみなす」という解釈を行ったとしても、果たして最高裁判所が抽選で無作為に選ばれた裁判員候補者を裁判官として指名するであろうか。最高裁判所がそれほど非常識で不合理な判断をするとは到底考えられない。また、たとえ短期間であっても、裁判員（＝擬制裁判官）は法を正しく理解した上で裁かなければならないのであるから、裁判員には正規裁判官なみの法知識が求められる。この条件を満たしうる裁判員候補者は千人に一人いるかいないかではなかろうか。裁判においては、社会常識という物差しで裁くのではなく、あくまで法律という物差しで裁く、という基本理念を忘れないでほしい。拙速に走って立法化を強行すれば、憲法違反で最高裁に提訴されるおそれもある。今国会への提出を断念しないのであれば、現在与野党が進めている憲法改正論議の中できちっとした考え方の整理を行ってもらってほしい。

8. 裁判員制度導入に伴う所要経費が明示されるべきである

裁判員制度の導入に伴って、裁判員に選ばれた人は様々なかたちで負担を強いられるが、それとは別に、税金という形で国民全体に負担がかかってくることを忘れてはならない。したがって、本制度導入に伴って生ずる初期費用ならびにランニングコストについて概算が示されるべきである。国会審議にあたっては、この情報が必須である。

9. 一般国民にいたずらに守秘義務を負わせるべきではない

公務員でもない者が、重い罰則付の守秘義務を負わされる筋合いはなく、きわめて精神的負担が大きい。現実問題として、家族、友人、職場の同僚・上司等とのつきあいの場面で、守秘義務が完全に守り通されると期待するのは殆ど無理であろう。少なくとも私には出来ない。公務員が受ける給与や年金の中には、守秘義務を一生守り通す精神的苦痛に対する対価も含まれていると考えるべきであり、日当程度で裁判員をやらされる者にまで守秘義務を負わせるのは納得できない（裁判員が得る日当よりも罰金のほうが高くなるという皮肉な結果になりかねない）。（男性、60歳代、東京都）

(2)その他の意見

裁判員制度に興味がありますが、仕組みがよく分かりません。分かりやすい広報を望みます。(男性、30歳代、東京都)

辞退理由について「学生及び生徒」を「学生、生徒及び教員」とすべきである。なぜならば、検察審査会法で「教員」を辞退事由としていることと権衡を失するおそれがあるからである。(男性、大阪府)

1. 裁判官3名は多すぎます。1～2名として、裁判員の数を4～6名とすべきです。

2. 裁判員制度を導入する前提として、全面的な証拠開示、取調状況のビデオ録画、起訴後は6～7割方は釈放する制度などの制度を整えなければなりません。(男性、40歳代、神奈川県、弁護士)

裁判員及び補充裁判員の欠格事由について「中学校を卒業しない者。ただし、中学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない」とするのは検察審査員との間で権衡を失うと考える。よって、「小学校を卒業しない者。ただし、小学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない」とすべきである。(男性、大阪府)

私は、子育て中の主婦です(8才男子・5才男子)。「裁判員制度の概要について(骨格案)」によると、(5)辞退事由の(キ)・同居の親族の・・・養育を行う必要があること。にあてはまり、確かに現状では裁判員となることは困難です。しかし、私は、裁判員となることは国民の義務であるとともに権利でもあると考えており、託児所の設置などのサポートをして頂けないものかと考えています。(女性、30歳代、大阪府)

評決について裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとするのは、裁判官1人及び裁判員4人の合議体による審判とする裁判には適用しないようにされたい。

なぜなら、裁判官が1人しか参与しない場合に、裁判官1人の意見に合議体が拘束されるのは裁判員制度の本旨に鑑みて望ましくないからである。(男性、大阪府)

基本的には賛成。ただし、そもそもなぜ刑事事件に限定するのかが疑問である。個人的には、わが国の情勢の変化に対し、事件の背景も刻々と変化していることから、現状の判例重視型、プラス裁判官1名制の決定に、世論との乖離が無視できないレベルで生じていることが問題と考える。しかし、これは刑事事件に限らず、民事事件においても同様のことが言える。むしろ注目度の低い民事事件のほうが、おざなりな決定と思える判決が多いように感じる。また、裁判官と裁判員のパワーバランスを考えると3:6の比率に疑問。裁判員の数はもう少し増やすか、裁判官の数を減らしてもいいと思う。(男性、30歳代、神奈川県)

第1回公判前の準備手続で、証拠調べ決定又は証拠調べ請求の却下までするというのは反対である。これでは密室の裁判になってしまう。採用証拠について証拠調べをすることだけが法廷というのではない。裁判では、証拠の採否自体が大きな意味をもっている。採否決定を期日外にしてしまうと、それに対する異議、異議に対する裁判までもが期日外になろう。また、法廷で、異議裁判だけをやってもいけない。審理促進の便宜だけを優先し、公開法廷で裁判を行うことによって刑事手続の公正と信頼が維持されているとの事実を無にしてはならない。期日外に、証拠採否決定までもすることは許されない。(男性、弁護士、50歳代、長野県)

秘密漏洩罪で懲役や罰金があってもマスコミ関係者がネタ探しのために裁判員に賄賂を贈り情報を得たり、マスコミ関係者が裁判員になった時に知り得た情報を我社の独占ニュースとすることが考えられるかと思えます。憲法上禁止の職業上の差別にあたりそうなのですがマスコミもP4の職業上の就職禁止事由への追加を是非検討材料として考えていただければ幸いです。マスコミ全てが危険なわけではありませんがかつてのフライデーを思い出すと懲役よりも新鮮情報に飛びつかないかが不安です。証拠調べや用意にこれまで以上に期間を要しそうで、初公判までの時間がかかるし第一審が終了するまでの期間裁判員はホテルに缶詰ですか。家族他との会話に制限はあったりしますか。(男性、20歳代、東京都)

司法改革について、是非、以下の内容が十分に反映した改革にする必要があると思えます。捜査機関が集めた証拠はすべてリスト化する。検察官は作成したすべての証拠リス

トを弁護側に公表する。 弁護側は証拠開示を請求する権利がある。 検察側が弁護側の証拠開示に応じない場合、弁護側は裁判所に開示命令の申し立てができる。 第三者の裁判所が弁護側の意見を聞き速やかに判断する。 プライバシー侵害などを理由に検察側は不開示にできない。 重大な証拠隠しが検察側に判明したときは即公訴棄却。このような内容を網羅する国際的にも通用するような改革にならねばならないと考えます。(男性、30歳代、徳島県)

1. 捜査機関が集めた証拠はもれなくリスト化しなくてはならない。
2. 検察官は作成した証拠リストを弁護側に渡さなくてはならない。
3. 弁護側は証拠開示を請求する権利がある。
4. 検察が応じないとき弁護側は裁判所へ開示命令の申し立てができる。
5. 第三者の裁判所が弁護人の意見も聞いてすみやかに判断する。
6. プライバシー侵害などを理由として不開示にできない。
7. 重大な証拠隠しが判明したときは公訴棄却。

以上の追加よろしく願います。(男性、30歳代、徳島県)

裁判官3人は必要ない。これでは裁判官の影響が強すぎて、新たな制度を創設する意味がない。裁判官は1人とすべきであるが、それがどうしてもダメだとしても、2人とすべきであり、3人とすべきではない。裁判官を2人とする考え方に対しては、法律問題など裁判官だけで決定する事項について、2人の意見が割れたときに困るという反論があるらしい。しかし、「自由と正義」2004年2月号の25頁を読むと、ドイツ、ノルウェー、オーストリアでは、このような場合、裁判長が決めるものと法定されているとのことである。現実にそのような法律があって、制度もあるのであるから、この反論は、ためにする反論でしかない。本質的な部分で、裁判官の影響を残存させたいという気持ちがそう言わせているのである。

この案では、証拠開示が不十分である。私は、刑事事件を担当する裁判官に質問したいのであるが、被告人が公訴事実を否認している場合であっても、現行実務において検察官が全面的な証拠開示に応じることはない。しかし、隠されている証拠の中には、提出されている有罪方向の証拠と矛盾するものがあるかもしれないではないか。あなたたちは、なぜ、全部の証拠が開示されないままで、刑事裁判の鉄則である「合理的疑いを超える有罪の心証」が形成できるのか。全部の証拠が見せられなければ、「合理的疑いは残っている」というのが正しいのではないのか。私は、検察官手持ち証拠は、その全部が開示されなければならないと考えるものである。

- ・裁判員やその候補者に一方的に重い義務を課すのには納得がいきません。具体的には、候補者への召喚状の送付は質問手続きの日の何日前ですか。私は、最低でも2週間、できれば1か月以上前に連絡がほしいです。
- ・事業主の許しがあっても、どうしても休めない仕事もありますし、私的な用事があることもあります。それを尊重しないのは、憲法の幸福追求権を否定していると思います。
- ・候補者は質問に必ず答えなくてはならないそうですが、刑事被告人にさえも認められている黙秘権が行使できないのは納得がいきません。また、質問の内容にとくに制約がないのもおかしいと思います。
- ・裁判員の守秘義務の範囲があいまい、かつ広過ぎると思います。また、裁判員が法律に関する知識を得る手段が必要だと思います。(男性、30歳代、東京都)

現在、政府の司法制度改革推進本部は、今年中の司法制度の立法作業を進められていますが、その中には、裁判員制度導入や証拠開示拡充のルール化など、刑事司法にかかわる重要な論点も含まれています。日本においては、これまで多くのえん罪事件、誤判事件がおきたことを教訓にし、刑事司法の改革が必要であると思います。証拠隠しがまかり通っているから公権力による人権侵害はあとをたたず、証拠隠しこそが人権侵害、不公正・不正義を引き起こしている状況だと思います。司法制度改革の立法作業とあわせて、狭山事件で逮捕された石川一雄さんのようなえん罪事件が二度と起こらぬよう、さらには、誤判からの救済をおこなうためにこそ弁護側の権利として証拠開示の保障、検察官手持ちの証拠リストを弁護側に開示する義務を定めるなどのルール化を国会で議論し国民に開かれた場で具体的に検討していただくことを強く求めます。

司法に市民が参加することは、大賛成です。

市民参加のあり方としては、本来陪審制度が望ましいと考えます。

裁判官3人は多すぎます。1~2人で充分です。

裁判員は11人ぐらいが適当と考えます。

評決は少なくとも有罪か無罪の事実認定については全員一致とするべきです。

市民が死刑という殺人に関与するべきではありません。裁判員制度導入前に国際人権規約委員会の勧告に従い死刑を廃止しなければいけません。

市民が参加した裁判員制度において無罪評決がでたものを控訴して裁判官だけの判断に付することは裁判員制度の否定であると考えます。

裁判員を経験したのに対し懲役刑をも含む罰則による守秘義務を永久に課すことには反対です。(男性、50歳代、奈良県)

裁判員制度下での連日開廷には、迅速で正確な尋問調書が不可欠です。現在、裁判所速記官の有志が「電子速記システムはやとくん」による「リアルタイム速記録」の研究をしています。日本語は同音異義語が多くてなかなか難しいのですが、同音異義語を打ち分けて、かなりいいところまで来ています。最高裁はIBMに委託して法廷における音声入力の調査・研究に着手しましたが、法廷では不特定多数の人が時には同時にしゃべりますし、不明瞭な発話もしょっちゅうあります。言いたくもないことを無理やり言わされる法廷では、むしろ不明瞭な発話は当たり前なのです。記録を読んで事件の全容を把握して、かつ表情を見ながら唇を読んで、やっと何を言っているのか分かるのです。幾ら優秀なコンピューターでも、読解不能と予想される場面は山ほどあります。また、方言もあります。仮に莫大な予算を掛けて音声入力システムが完成しても、広い日本のうち東京でしか使い物にならないとなったら、どうしましょう。

速記官は、意味を考え、時には助詞を補い(正確な変換のためにはこれが必要)、きちんとした言葉としてステンチュラに打ち込みます。だから、正確で精度の高い速記録ができるのです。機械には、絶対に不可能なことです。連日開廷には、裁判所速記官によるリアルタイム速記録が絶対に必要だと思います。現在最高裁が言っている録音反訳では、連日開廷には絶対に対応できません。現在停止されている裁判所速記官の養成を再開して、連日開廷における迅速で正確な速記録を保障していただけるようお願いいたします。(女性、40歳代、栃木県)

検察審査会制度の骨格案についての個人的意見です。私は裁判所の職員です。近年は、検察審査会への検察審査員の出席率が年々低下を続け、出席審査員が定数不足のため流会になるケースが増えており、会議開催は危機的状況にあります。マスコミにも欠席増加の問題が報じられています。しかし、この度の骨格案では、出席率を向上させる対策は考えられていません。むしろ逆行する(欠席者を増加させる)案が提案されています。検察審査会の配置の見直しについて、検察審査会数の下限の定めを撤廃するとの案が提案されていますが、これは検察審査員の欠席増加につながるものです。その理由は、検察審査員の利便性が考慮されていないからです。骨格案のとおり下限を撤廃すれば、検察審査会の設置数が減ることになりますが、設置数が減ることは即ち検察審査会の管轄区域が広がることとなります。検察審査員は管轄内のすべての地域の有権者の中から選定されますので、管轄区域が広がれば、審査員の中には、今までは近くの検察審査会に行けばよかったものを、より遠距離の検察審査会まで行かなければならなくなる人が出ます。また、地域によっては検察審査会に出席するための交通機関が不便な所もあります。遠距離とか交通不便な地域の検察審査員は会議への出席ができ難くなります。今でさえ欠席者が増加しているのに、将来さらに欠席者が増えるような内容に法改正をされるのは納得できません。欠席者が増加している現状を深刻に受け止めて頂き、検察審査員の利便性に配慮して検察審査会数の下限の規程は現行を維持されるべきだと考えます。なお、この他に、出席率という観点からみた現行法の問題点とか出席率向上の方策がいろいろ考えられます。検察審査会制度改正の機会にあたって種々検討され、出席者を増加させるための法改正も行われることを期待します。(男性、50歳代)

1.裁判員の選出に問題があった場合の検察官等への罰則

なんらかの決まりを設けていただきたく思います。

2. 外国籍永住者への裁判員に選ばれる権利の保障

「世界の常識」を反映させるためにも外国籍で日本国内で働いており、税金を納めている方々には裁判員になる権利が保障されていて良いはずです。

3. 障害者・日本語の会話が困難または不可能な人など、裁判員になるのになんらかの制度的バリアのある人の採用の確立についての均衡

これは選挙における「一票の重さの均衡」と同じほど重要なことです。障害者という町の一票の重さだけが軽くなつてはいけないと思います。たとえば裁判所からの通知が活字の書面で届くなら、視覚障害や脳障害などにより書類を独力で読解出来ない人にはどう対応するのかということになるでしょうし、3人の裁判官と6人の裁判員が密室で話し合う時、ろう者が円滑にディスカッションが出来る備えがあるのか。知的障害故に裁判所に呼び出されはしても判断力云々で選出されないという事態にはならないのか、平行機能障害など外出困難故に、裁判所に呼び出されはしても「やむを得ない事情により出席が困難」とされ本人に参加の意思があっても選出されないことにはならないのか、などです。もし平等に呼び出されはしても結局選出されなかったとしたら、始めから呼び出されなかったことと同じで、障害者の良心が刑事裁判に反映されにくいということにはならないのでしょうか。ですから、社会全体における障害者の人口比率と比較して平等と呼べる範囲内の確率で障害者も裁判員として選ばれることが望ましいと考えます。これは残念ながら今の制度だけでは実現しませんから、裁判所に守秘義務のある外国語や手話の通訳者や肢体障害の介助者などのサポーターを雇用する必要があると考えます。(10歳代、東京都)

私は裁判所速記官をしている者です。骨格案には、公判記録をどうするかという記載がありません。裁判員制度導入後は、連日法廷になることが予想されますが、もし米国の陪審制と同じように、裁判員の評議の際に速記録が必要ということでしたら、この推進本部で取り上げていただく必要があります。というのも、最高裁は、速記官制度を完全になくしてしまう方針であり、8年前に密室の裁判官会議で速記官の養成停止を決定しましたが、更に今年2月6日に、速記官補の規定(裁判所法60条の3)の削除を含む「裁判所法の一部を改正する法律案」を提出しました。この機会に速記官の養成再開を、完全に不可能にしようという動きです。

「裁判所法の一部を改正する法律案」は、今年4月から書記官研修所と調査官研修所を統合し、総合研修所となるので、早急に法案が成立となる必要があるのですが、そこに全く関係のない速記官補の規定まで含まれているので、速記について何の議論もされず、国会で法案が成立してしまう可能性が高いです。

最高裁は、特急で最低3日は掛かる録音反訳では、速記に対抗できないため、IBMのピアボイスという音声認識ソフトを出してきました。一度でも生の法廷で試していただければ分かることと思いますが、音声認識のレベルは、まだ到底、法廷の複雑なやりとりや微妙な駆け引き、感情的な声を記録することは不可能です。(最高裁も、実物を全司法や「裁判所速記官を守る会」に、要請があるにもかかわらず見せられずにいます。)諸外国でも、法廷で音声認識を使用しているという例はありませんし、人権がかかっている裁判のことだけに、慎重な姿勢が必要であると思います。

最高裁任せでは、裁判員は公判のビデオテープや録音テープを、いちいち聞き返して、自分にはどう聞こえたかということから評議しなければいけません。現在、プロの弁護士でさえ、次回期日を決めるのに、「速記録はいつできますか。」と必ず聞いてくださるぐらい、速記録は必要とされています。

裁判員制度を成功させるために、公判記録や速記についてもないがしろにせず、ぜひ推進本部で検討をお願いします。また、「第一回公判期日前の新たな準備手続」ということが新設されるそうですが、米国では法廷が始まる前に当事者同士で手の内を明かし合うディスカバリーという制度があり、そこでの証言録取(デポジション)では、機械速記が大いに活用されているそうです。

日本の速記官も、米国の速記者と同じステンチュラという速記タイプを使用できるので、同じことが可能だと思います。準備手続にも、速記官の活用をぜひ御検討ください。(女性、40歳)

代、愛媛県)

1. 裁判官と裁判員の人数：2対9とすべきである。

市民の多様な意見を裁判に反映させ、国民参加を実質化し、裁判員と裁判官とを実質的に対等な立場に立たせるためである。

2. 公判前準備手続：

a 検察手持ち証拠の公判前全面開示を法定すべきである。

過去において検察手持ち証拠の隠匿により、多くの冤罪事件の発生を見ている。冤罪防止のため、および、武器対等を実現するためである。

b 準備手続担当裁判官と公判担当裁判官を分けるべきである。

前者は準備手続において公判に提出されないであろう多くの「証拠」を見ており、一定の心証を形成してしまう。準備手続に参加しない裁判員と比べれば「予断」を持っていることになり、対等な立場で公判・評決に参加できないからである。この場合戦前の予審の弊害を繰り返さないように、当事者主義に徹した準備手続とするべきである。

c 準備手続においても黙秘権が尊重・貫徹されるべきは当然である。

3. 評決方法：有・無罪、量刑の双方について全員一致とすべきである。「疑わしきは罰せず」である。

4. 対象事件：法定刑が、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件とする。例外を設けない。

5. 裁判員への罰則：設けるべきではない

判決をするまで、すなわち、評決継続中にその中身を洩らしてはならないとすることはよい。これは、裁判官による裁判員に対する一般的説示で十分である。判決がなされ、任務が解かれた後まで「守秘義務」で縛り、しかも罰則で脅かされるのであれば、裁判員を務めた者の心理的負担は大変なものになる。誰もがやりたくない制度になってしまう。誰もが「やってよかった」と思える制度にすべきである。そもそも、最高裁判決を見れば、意見が不一致の場合、少数意見が付記されている。評決内容はこのように透明なほうがよい。裁判員は素人であるが、素人は素人なりの意見を持っている。それを特に秘密扱いにする必要はない。裁判員裁判も、少数意見があれば、それを付記するようにすべきである。秘密漏洩罪には強く反対する。(なお、現在、下級審判決には少数意見は付記されていないがこれはおかしい。最高裁には意見の対立があるが、下級審には全くないとすれば、それは、「裁判は、...過半数の意見による。」ことを定めた裁判所法上の「評決」とはいえないのではないか。少数意見があったのにそれが判決に書かれないのであれば、それは裁判官の独立を侵しているのではないか。下級審も少数意見を書くように関係法令を改正すべきである。)

審議会意見書には、次のような要請が含まれている。「実施後においても、当初の制度を固定的にとらえることなく、その運用状況を不断に検証し、国民的基盤の確立の重要性を踏まえ、幅広い観点から、必要に応じ、柔軟に制度の見直しを行っていくべきである。」このような要請を実現するための方法については、まだあまり議論されていないが、施行期間に整備すべきことの一つと考えられる。

制度の運用状況を検証し、必要な改善を行うためには、裁判員制度の経験者(裁判員、被告人・被害者、弁護士・検察官、裁判官など)からの感想や苦情を聞くことが重要と思われる。そこで、そのような意見を集約して改善勧告を行うため、裁判所から独立した機関をつくってはどうか。そのような機関の役割としては、例えば、次のようなものが考えられるだろう。

(1) 裁判員制度経験者からの意見を集約する。

感想や苦情を常時受け付ける他、裁判員の任務が終了した者に対して、評議の内容に触れない範囲で、アンケート調査を実施してはどうか。例えば、法廷での言葉使いや証拠などがわかりやすかったかどうか、評議において発言しやすかったかどうか、裁判員として参加するにあたっての問題、法廷構造に対する感想などについて、5段階評価・マークシート形式といったデータ化しやすいアンケートを行うことができれば、制度の検証・改善に有用なのではないか。またそのアンケートを通じて、「裁判員が裁判官を評価する」、「裁判員の年齢・性別・職業などの一般的な属性を調査して、選定に偏りがいないか検証する」とい

った機能も担うことができると良い。

裁判員制度を経験した裁判官、弁護士・検察官、被告人・被害者などからも、制度への感想・意見を集約する。

(2)それらの意見・データをもとに、制度の運用状況を公表し、制度の改善勧告を行う。

(3)一般市民に対する裁判員制度の普及・啓発活動、裁判員制度に関する法教育向けの教材作成に関わる。

このような役割を果たす組織の例としては、米国の裁判所の「タスクフォース」(特別対策委員会)のような形態が参考になるのではないかと。例としては、司法における人種バイアスやジェンダーバイアスを調査・改善するためのタスクフォースが挙げられる。「ジェンダーバイアス・タスクフォース」の例では、米国では1980年代から現在までに45州の裁判所と8つの連邦巡回裁判所に設置されているが、裁判官・弁護士・研究者・市民などの10～30名くらいの委員から構成され、次のような機能を担っているとされる。ジェンダーバイアスの実態調査、調査結果と改善勧告を含む報告書の発行、その勧告にもとづく裁判所の改革、司法教育の教材開発や教育の実施、といった機能である。今後、裁判員制度を検証・改善していく方法についても十分に議論し、制度導入の準備期間に適切な策を整備する必要があると主張したい。(女性、20歳代、東京都)

1. 裁判員の数について

裁判員・裁判官の数についてはこれまでも各団体・個人が意見を寄せているが、裁判官3人裁判員6人という合議体では裁判官の数が多すぎる。裁判員6人を増やすことができないのであれば、裁判官は1～2人にすべきである。裁判の評議に市民常識を反映させるためには、市民が臆することなく評議できる構成にしなければこの制度を発足させる意味がない。

2. 裁判員の義務に関する罰則について

評議の経過等職務上知り得たことを漏らしてはならないとし、漏らした場合には刑罰を科すのは反対である。判決を出すまでは守秘義務を課するのは妥当と思うが、それ以降も秘密をまもらねばならないとするのは市民参加を萎縮させる効果しかもたない。これでは裁判員制度を設ける意味がない。守秘義務を課するのであればその範囲を極力狭めることと、それを第三者も理解できるように公表して無用な摩擦が起きないようにするべきである。

3. 裁判員等に対する請託等について

裁判員等に請託した者や情報提供者に対する刑罰を規定しているが、これは削除すべきである。これまでの冤罪事件の経験は、その救援活動を抜きにして語ることはできない。その事実・真実の訴えや要請行動が裁判員のところに届くようにするべきで、それを妨げるような規定は不要である。裁判員個人ではなく、公判中や評議の場に裁判外からの国民の意見が届けられる仕組みは整えておく必要がある。被告に有利な評議を請託することは論外であるが、裁判に対する国民意見の要請をも規制するのは行ってはならない。

また、今の情報社会の中で事件等に関わる情報を避けて生活することの方が困難を極めることは明らかである。どちらから提供したかどうかも不明な場合もあり、その特定に労力を割くべきではない。むしろ、裁判員が今の情報社会の中でどうしたら公正な判断ができるようになるのか、その環境整備のために力を入れるべきである。

4. 裁判員等に対する接触規制について

接触規制については、判決が出るまで個人との接触を規制するという範囲にとどめるべきで、判決以降は規制すべきでない。また、裁判官や裁判員の合議体に対しては、接触することを制限する必要はない。第三者に知れず個々に接触することがさまざまな弊害を生むのであって、一方で、「3」で述べたように国民の意見が届くようにしておくことは必要なことである。

5. 取調べ請求証拠開示について

裁判における証拠開示は、全て開示されるようにしなければならない。検察に都合のよいものだけを開示するという考え方は市民常識からかけ離れたものと言わざるを得ない。したがって、開示においては、限定条件を付すことはしてはならない。法廷で明らかにしなければならないのは、事実・真実であって、有罪にするための公判であってはならない。証拠開示に条件を付すのはどう考えても理解しがたい。(男性、40歳代、大阪府)

刑事裁判改革を考える場合、今までに多数の冤罪事件を発生させてきた事実、また、国際人権規約委員会から繰り返し、日本における被疑者・被告人の処遇が、人権擁護の観点から、きわめて劣悪である点を指摘されている事実を直視し、冤罪発生防止と被疑者・被告人の人権の国際水準並みの尊重の実現とを目指さなければならない。今回の(骨格案)には、この視点が全く欠落しており、むしろ「改悪」案となっている。きわめて遺憾である。以下に私の意見を述べる。

1. 代用監獄の廃止。
 2. 逮捕時点から有効に機能する被疑者・被告人に対する公的弁護制度の確立。被疑者・被告人の包括的防御権の制度的保障の確立。弁護人の弁護権の制度的保障の確立。接見交通権。取調立会請求権の完全な保障
 3. 拘束可能期間の大幅な短縮。身柄拘束からの早期開放の実行。
 4. 警察、検察の取調べの全過程の可視化。これには、検索可能な録音録画機器が導入されるべきである。
 5. 公判準備手続は、全事案について必ず実施し、かつ、十分時間をとったものでなければならない。
 6. 公判準備手続においては、警察・検察手持証拠の、公判前・全面開示が法律によって義務付けられなければならない。
 7. 公判準備においても、被疑者の黙秘権を侵害してはならない。
 8. 「連日開廷原則の法定」はするべきではない。連日開廷を可能にする条件の成就なしに法定し、法律にあるからということでそれが強行されれば、被告人の防御権。弁護人の弁護権は著しく侵害され現在以上に不当・悲惨な結果を生む。弁護士の体制整備などの、条件整備が先行されなければならない。ここでは、その条件の中のひとつだけを掲げる。それは、法廷速記録についてである。
 9. 調書裁判をやめ、直接主義・口頭主義を実質化し、しかも、迅速・適正な裁判を実現するためには、遅くて不正確な外注による録音反訳などでは駄目である。どうしても公判立会速記官の手によるリアルタイムで正確な逐語的証言調書が、公判当日(遅くても翌日)には交付されなければならない。すでにこのリアルタイム逐語的証言調書作成技術は実用化されている(愛称「はやとくん」)。速記官の養成を直ちに再開し、それを広く活用すべきである。
 10. 「訴訟指揮権の実効性の確保」として、「裁判長は、...職権で弁護人を附することができるものとする。」としようとしたり、「命令不遵守に対する制裁」・「裁判所による処置請求」などを盛り込もうとしているが、このような「制裁」などをちらつかせた強権的な訴訟指揮は、被告人の防御権・弁護人の弁護権を侵害するものであり、到底容認できない。準備手続、あるいは、法廷において手続の進行を妨げるような事態が生じた場合、それが証人によるものであれば、その証人を申請した検察官・弁護人に善処を求めればよいし、検察官・弁護人によるものであれば、話し合っただけで是正させればよいことである。それでも是正されない場合には検察庁・弁護士会の善処を求めればよいことである。裁判所が強権を振りかざす制度導入は、絶対にしてはならない。
 11. 「開示された証拠の目的外使用の禁止」等として、これまた制裁を振りかざして、被告人の防御権行使を厳しく規制しようとしているが、これまたきわめて不当である。断固反対する。そもそも検察が開示した証拠は、国民の税金によって収集されたものであり公的財産である。法廷は公開の場である。公的財産が公開の場に提出されたのである。被告人・弁護人がそれを、当該裁判の進行を妨げない形で法廷内外で活用することは、防御権・弁護権行使の一形態である。孤立無援の被告人が強大な国家権力と対峙せざるを得ない状況なのである。このような形での防御権・弁護権行使も当然に許されるべきである。これを「目的外使用」などと称して規制しようとするのは、証拠を検察の私物・独占物視し、公開法廷を密室にしておこうとすることであり、暗黒裁判への逆行である。到底容認できない。
1. 評決の方法については、多数決でなく、全員一致にしてください。
- 一つの事件について、(実質評議時間で)10時間以上評議しても結論が出せないときには、9人の合議体においては、8人の賛成(4/5の特別多数決に相当)、あるいは7人の

賛成(3/4の特別多数決に相当)で、有罪とすることができるというルールを作ってもよいと思います。量刑については、死刑である場合には、全員一致以外はありえないと思います。

2. 事実認定の部分と、量刑判断の部分と、公判上で明確に分けてください。

ただし、被告人が認めている場合には、分ける必要はありません。

3. 評議の経過、意見、その数など、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定は作らないでください。

どのような意見で、どのように票を投じたかが分かると、被告人その関係者による報復のおそれがあるなどと言う人がいますが、そんなことはないでしょう。報復しても、裁判の結果には何の影響もありません。そんなことをする意味がありません。そういう人がいる、そういうことがありうる、という議論は、裁判員を委縮させるだけの効果があって、そういう議論・発想のほうが問題で危険です。今までに、裁判官にそのような危害が加えられたケースがありますか。あるいは証人はどうでしょうか。裁判員だけに、そのようなリスクがあるという議論は理解できません。

秘密主義は無責任になります。また不正行為の温床になりかねません。原則として、評議の内容は秘密にすべきではありません。このことは、現在の裁判の問題点でもあると思っています。死刑の判決を出す人は、全員、胸をはって、そうしてほしいと思います。秘密に隠れて、コソコソやるのは、卑怯です。そうできないのなら、死刑の判決は出さないでほしいと思います。

4. 裁判員を選ぶための裁判員候補への質問手続は公開してください。

これも3.と同じ理由です。毅然とした態度こそが、裁判員や裁判関係者への危害を予防します。隠すことは、力になりません。公開して、警察その他がきちんと警護する(たとえば公判中などに)ということを示すことが、抑止になります。コソコソやるのは逆効果です。そして、秘密主義は無責任になります。

5. 裁判員候補者の氏名を記載した名簿を、選任手続前に当事者に送付することはしないでください。事後的にチェックする仕組み・第三者機関を作るべきです。

これは悪用・不正行為を招きます。事前に氏名や住所を知れば、何らかの方法で情報を集め、あるいは接触しようとするなどの、問題が起こることは目に見えています。事前に送付する目的が分かりません。それよりも事後に、どのような人が候補者になって、誰が選ばれたのか、そこに不正がなかったか、第三者が確認する仕組みを作るほうが大切です。この事前公開は、将来、きっと大きな問題を生じますので、ぜひやめてください。

6. 公判前準備手続を担当した裁判官は、合議体に入らないようにしてください。

現在の骨格案では、この点をはっきりしませんが、もし公判前準備手続を担当した裁判官が合議体に入ると、予断排除の点で、現在の裁判からの大きな後退になってしまいます。ぜひ別の裁判官が担当するようにしてください。陪審裁判には、裁判官の予断の問題はありません。裁判員制度では、これが大きな問題になると思います。予断排除していない裁判は、国際的な基準と比べられ、人権上の問題ありと指摘される可能性が高いと思います。

7. 判決書の内容が、裁判員の意見をきちんと反映するものにしてください。

裁判員は署名捺印がいないということですが、それでは無責任にならないでしょうか。また、裁判官が書くといいますが、判決書の内容が、裁判員の意見を反映しているかどうかをどうやって確認するのでしょうか。現在の裁判と同じようにやるとすると、判決書は控訴審判断の最も重要な材料になると思われます。そのようなやり方は、変えるべきでしょうが、控訴審で判決書そのものが問題になったらどうなるのでしょうか。控訴審の意味が分からなくなってしまいます。もし全員一致でないやり方をするなら、少数意見もきちんと判決書に書くべきです。現在の判決書のように、反対意見を消し去り、つじつまを合わせただけの判決書では、裁判員に参加してもらった意味や価値が少なくなってしまいます。(男性、50歳代、海外)

1. 裁判員の対象者について

(1)「年齢70年以上の者」を明記する必然性を感じません。老人性痴呆症のこととか、体力

的なことが思いつきますが、アルツハイマー症、身体障害者などのことを考えますと、必須条件ではありません。法律の番人が、人間を年齢という数字で区別しちゃあかんでしょうが。成人式で騒いで、親に連れられて謝罪する者は、辞退できるというなら、反対する人はいないでしょう。年齢70年以上の者には、国会議員と知事立候補の辞退を勧告するというのなら支持します。

- (2)「学生及び生徒」も同様です。「学生及び生徒」の定義が曖昧です。予備校は学生じゃないなんて言われると、かわいそうだし、定年後、大学の聴講生になる人だっていますしね。私は、自動車学校に通っていたとき、学生料金で映画館に入ったこともあります。(映画館側が、しつこいおっさんの主張に折れただけですが。)また、アルバイトで忙しい大学生が、学生であることを理由に辞退することもありえるのではありませんか。社会学習の絶好な機会のはずです。コンビニだけが、社会体験の場ではありません。歌舞伎町でバイトしている学生だっています。一応、勤労学生なんではないでしょうか。とにかく、選挙権がある人が対象で十分でしょう。
- (3)「介護又は養育が行われなければ日常生活に支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること」については、子育て該当すると聞いています。「臨時保育施設・託児施設くらい準備しろ」、または、「旦那に面倒みさせる」と言いたいのですが、天下の法務省がこの始末ですから、日本中、若い母親が無視されているのも仕方ありません。少子化対策で、金を出してやるから子供産めやという役人的お恵み発想も、同じ土壌から来ていると感じています。
- (4)「中学校を卒業しない者。ただし、中学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。」とよくまあ、書けるものですね。昔の高等小学校、尋常小学校卒のおじいちゃん、おばあちゃんとか、差別環境にいて学校に行けなかった人くらいしか、思いつかないのですがね。超一流大学卒の集団である法務省の表現とは思えませんね。

2. 該当する事件について

刑事事件だけでなく、民事も含めるべきです。確かに、日本(人)の風潮として、賠償金だけでは気がすまないから、刑務所にぶち込みたい、死刑にしたいという人が多い一方で、当事者からは、加害者が謝罪したから誠意を感じたといった次元の話も聞こえてきます。私の体験でも、米国で個人対特許侵害訴訟がありますが、その陪審員の構成が、なんじゃこりゃという人たちで、小学校の先生くらいしか、技術的な話を理解してもらえそうもない気がしていました。結果は、予想通り、個人が一生懸命やっているのに企業は協力してやれやということになりました。しかも、アメリカの特許登録は、法律上は日本に似ていますが、現実には、日本の実用新案登録に近く、特許庁側は事務手続が主体なのに、登録=権利ということからスタートしています。陪審員は、特許制度は学んでも、経験のみで知りうるようなことを知らないで議論しているように思えました。しかし、今般の日亜化学の青色ダイオード事件のようなケースは、裁判官の英断(企業側からすると独断)と感じますが、陪審員制度ならば、今回のような「企業経営を危うくしかねないが、技術者に夢を与える」といった判断が、裁判官の資質に依存しないで、増えると思います。こういったことを踏まえすと、陪審員の偏った知識を補う上で、裁判員制度は日本(人)に適した制度だと考えます。したがって、刑事訴訟だけでなく、民事訴訟にも対象を広げるべきだと思います。そして、行政訴訟を忘れてはなりません。行政訴訟こそが、国民感情をもっとも反映すべきことで、木っ端役人の居直り、責任逃れをぶっ潰すものです。(おっと、このアンケートをまとめる人も、お役人さまでし...)。アメリカの連邦議員選挙・州知事選挙のときに、法案是非の住民投票も行われます。テレビで、「この法律は必要だからyesに印をつけよ」とか、「no. こんな問題だらけのものにはno!」といったメッセージコマーシャルも流れます。民意を反映するのが、政治家の投票が、行政訴訟しかない日本ですが、政治家は政党ありきで、訴訟は過激な(訂正:熱心な)人たちのものとなっています。確率的に「民主主義における多数の原理」が反映されるかどうかは、異論があるでしょうが、無作為サンプリングは、企業の受け入れ検査での納入部品合否判断にも使われていますので、民意を反映する制度と言えるでしょう。(男性、50歳代、神奈川県)

施行までの推進体制

法案成立後裁判員制度導入のための市民への啓発・普及、基盤整備等を十分に行うにあたって次の点に考慮されたい。

1)準備期間

3年以内とし、計画を策定、導入準備のための整備・宣伝・理念の強化をする。

内容例は以下のとおり。

啓発・普及活動

全国各地で模擬裁判を含む啓発・普及活動を行う。コンセンサス会議も企画・実施する。導入時にも使えるVTRやハンドブックを作成し、これらについては、HP上で、情報入手できるようにする。

わかりやすい裁判・参加しやすい制度にする

わかりやすい裁判、市民が司法参加し、意義あるものとする工夫をするために必要な制度を整備する。証拠や手続について、法廷でのやりとりについて、市民の視線を受け止めた改善をする。こうした関連の整備については、後述する機関を設けて取り組む。

法廷・評議室の設置

法廷構造や評議室、控え室、保育コーナー、会議室、市民ボランティアの拠点などを裁判所内につくる。市民に開かれた司法の場として、情報提供や、アフターケアができる空間の余裕があること。

法教育の実施等

義務教育段階の法教育を定着させる。市民の司法学習の支援をする。資料提供、講師派遣など、裁判官を含めた裁判所の全職員の意識改革をかけて、市民の司法への参加のサポート体制をつくるとともに、専門家や関心のある市民団体や民間の研究機関との連携による教育・学習の支援制度をつくり、準備期間後も法教育、市民の司法学習の支援を継続していくこと。

2)推進体制にかかわって

裁判員制度の導入・推進体制を確立する際に、行政と市民、専門家、研究者が、望ましい形で協働できる設計を望みます。

法曹・市民・行政にとって、意識改革となる取り組みであること。

進捗状況について、市民がいつでもアクセスできるよう情報開示を行うこと

進捗状況を公表し、年度ごとに報告書を作成し、HPにアップすること。

制度の導入、理念を大切にしたい実現のために、勧告を出したり、より充実した内容をつくっていく力となる機会を設けつつ推進すること。

運用状況の公表など

裁判員制度の実施状況を点検・改善していくこと。運用改善は、裁判所だけでは限界がありますので、ぜひ大きな視野に立てる独立の第三者機関を設置する必要があります。この機関が調査・研究、提言・勧告等ができるような構造に設計してほしいと思います。独立した監視機関を設け、苦情処理と運営全般についての監視をし、2つの機関がうまく機能する形で、不断に検証し、柔軟に制度の見直しを行うことを期待したいと思います。この独立の機関は、天下りなどで構成されてはなりません。活力ある日本を元気にしていく組織の見本をつくるような気持ちが欲しいです。

1)制度の運用状況を検証の内容として、

裁判員制度の経験者(裁判員、被告人・被害者、弁護士・検察官、裁判官など)からの感想や苦情を収集、蓄積・分析する。

裁判員の任務が終了した者に対して、アンケート調査を実施する。参加する前の不安や意識、裁判員として参加した経験について、法廷での裁判のやりかたに関して、言葉使いや証拠、法廷内のやりとりなどがわかりやすかったかどうか、とまどったことについてなど。評議に参加して、評議の進行についてや、発言しやすかったかどうか、裁判官への期待や裁判員として市民が裁判にかかわることについての問題や気がついたこと、などについて、集計しやすい形のアンケートを実施しデータを蓄積する。苦情対応や、アンケート、市民や関心のある団体、専門家や研究者からの提言などを定期的に受け付け、制度の検証・改善をはかる。また、アンケートでは、「裁判官が市民について評価」、「裁判員が裁判官

について評価」「検察官・弁護士が裁判員裁判について評価」し、制度を検証することができると、社会的対話の促進になるのではないかと。

2) 司法におけるジェンダーバイアスを調査・改善すること

ジェンダーバイアスが、結果として浮き彫りにされるのではないかと考えています。裁判官のジェンダー視点による研修や、市民の側のジェンダー意識も問われるわけです。男女共同参画社会の実現にとって、性差別の克服に、市民の司法参加がもたらすものはきっと大きいと思います。(女性、50歳代、東京都)

今次の司法改革の中で、裁判員制度の導入は極めて重要な問題である。司法制度の民主的な基盤を拡げ、国民に支持されたものとするには、国民の司法参加が形だけであってはならない。裁判員が審理に立ち会って理解できるような証拠調べ手続の整備、裁判員が実質的に評議に参加して意見を述べるができる制度的な保障とともに、裁判を受ける被告人の防御権・弁護権が実質的に保障されるような刑事訴訟手続への改正が、是非とも、実現されなければならない。また、一般国民の知る権利への十分な配慮が払われた制度作りが行われなければならない。そして、公費を使って収集された「検察官手持ち証拠」は、国民のために正しい裁判を行う目的のために集められた「公共財産」に他ならないのであり、すべての証拠類が、客観的に正確に、かつ、ゆがめられることなく法廷に出される制度とされることも必要である。また、刑事手続充実・迅速化については、被告人の適正手続の保障が十分に確保されたものでなくてはならない。そこで、裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化の骨格案に対し、以下の通り意見を述べる。

第1 裁判員制度について

1 合議体の構成及び評議について

裁判官は1人または2人、裁判員の数は裁判官の3倍以上とし、裁判員が自由に意見を述べやすく国民が主体的・実質的に関与できる制度にするべきである。

評議については、全員一致とすべきである。

2 裁判員にわかりやすい制度とするために

証人調べを中心にした直接口頭主義を徹底させるべきである。

全ての取調べ状況の可視化(録画・録音)を導入し、虚偽の自白調書が作成される危険性を除去すると共に、捜査機関の取調べで作成された供述調書等の信用性を判断しやすくするべきであり、裁判員に無用の負担を掛けず、裁判の長期化を防止すべきである。

3 裁判員制度において被告人の適正手続を受ける権利を確保するために

裁判の開始までに必要かつ十分な準備期間を保障しなくてはならず、その旨規定されなくてはならない。

検察官手持ち証拠について、被告人・弁護人への早期の全面的な証拠開示が行われる制度とすべきである。

被告人の裁判員等への接触規制の規定は削除すべきである。

4 健全な批判がないところに健全な発展はない。従って、

裁判員が任務を終えた後は、職務上知りえた秘密および自己以外の発言者と発言内容が特定できる事項を除いては、その経験を自由に述べることを容認すべきである。これを制限したり、守秘義務違反に刑罰を科したりすべきではない。

任務を終えた裁判員等への接触規制は、規定すべきでない。

第2 刑事裁判の充実・迅速化について

1 第1回公判期日前の新たな準備手続について

裁判の開始までに必要かつ十分な準備期間を保障しなくてはならず、その旨規定されなくてはならない。

被告人はそもそも黙秘権を有するのであるから、準備手続において、被告人・弁護人に主張明示義務、証拠調べ請求義務は否定されるべきである。又、被告人・弁護人に対する、準備手続終了後の主張・証拠調べ請求の制限は否定されるべきである。

被告人・弁護人が十分な準備が出来るように、検察官手持ち証拠について、被告人・弁護人への早期の全面的な証拠開示が行われる制度とすべきである。又、その実

効性を確保する為に検察官の証拠不開示については、制裁が規定されるべきである。

被告人の防御活動又は弁護活動は当該被告事件の審理の準備に限定されるものではないから、被告人・弁護人は、開示された証拠を、当該被告事件の審理の準備に限定せず、被告人の防御活動又は弁護活動その他の正当な目的に使用できるものとする。

2 連日的開廷の確保等について

連日的開廷の原則は、拙速にはしって被告人の適正手続の保障を欠いてはならないから、前記1の から の条件、及び以下の から の条件が充たされることを前提としなくてはならない。

公判中の被疑者・被告人の身体拘束からの解放を容易にする制度的な配慮及び接見交通権の拡充がはかられるべきである。

有効な弁護を受ける権利を保障するために、被疑者段階も含めた公的弁護制度を実施し、公的弁護制度において、弁護の自主性・独立性が確保されるとともに、弁護人に実費の全額と十分で適正な報酬が支払われ、かつ、弁護人の権限拡充がなされなければならない。

公判の速記録又は録音テープは即時に交付されなくてはならない。

3 訴訟指揮の実効性確保について

訴訟指揮の実効性確保の名目で、被告人の適正手続の保障を欠いてはならないから、

公判期日等に弁護人が出席しない場合の国選弁護人の選任は、認めるべきではない。

訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁・処置請求は規定すべきではない。

4 即決裁判手続について

即日判決をし、原則として上訴が認められないのでは、冤罪を誘発する恐れがあるから、即決裁判手続は、認めるべきではない。(男性、40歳代、兵庫県、弁護士)

1 裁判員制度の実質を担保するために

裁判員制度は、これまで職業裁判官のみが審理を扱い、その中で刑法学者平野龍一氏をして絶望的と言わしめた状況、例えば冤罪がはびこる状況に、市民的感覚を取り入れるものとして、それなりに期待は寄せている。しかし、現状の案では、裁判員は単に、裁判員を長期拘束できないから迅速にしなければならぬという、刑事裁判の「迅速化」の口実として使われるおそれが高く、このような案では到底是認できない。

(1)裁判官が3人、裁判員が6人という案になっているが、裁判員の数が裁判官の数を圧倒的に上回らなければ、裁判官に主導権を握られてしまうのがおちである(特に裁判官3人の意見が一致した場合)。また、アメリカで陪審員が12人いるのは、12人もいれば、偏見を持った人もいるだろうが、その中に議論を正しい方向へ持っていける人が少なくとも1人はいるであろうという発想に基づいていると聞いたことがあるが、そういう観点から考えると、裁判員が6人というのは少なすぎるといわざるを得ない。

(2)評決が過半数とされているのも改めるべきである。なぜなら、過半数で足りるのであれば、議論を経ないまま、多数決だけして結論を出してしまう、という危険が大いにあるからである(有名な「12人の怒れる男」にしても、多数決だったらあつという間に有罪で終わっていたら)。それに対し、全員一致なら、偏見等により他の全員が誤った意見を持つに至ったとしても、一人が正しい意見を持って評決に加われば、議論をせざるを得なくなり、その結果正しい結論に至れる、ということもありうるし、最悪の場合でも評決不能ということになって誤判は防げるから、全員一致にすべきである。

(3)政府案では対象を重罪事件に限っているが、誤判防止のために市民感覚が必要であることが軽微事件でも変わらず、むしろ痴漢冤罪事件では満員電車の状況などをよく知っている市民の知識と感覚が必要とされるなど、軽微事件でも市民感覚が要求されるような類型の事件も多数ある。そうである以上、重罪事件に限定されるべきではない。

- (4)「訴訟手続に関する判断及び法令の解釈」については裁判官のみが判断するとされているが、自白の任意性などは有罪無罪の判断に直結する上、このようなことこそ市民感覚に基づいた判断が必要とされるのであるから、そのような限定はすべきではない。
- (5)裁判員の守秘義務及び裁判員への接触の禁止については、裁判批判の禁圧に繋がる危険がある。少なくとも、審理後に自分の体験等を語り、裁判制度の問題点を指摘するような機会は奪うべきではない。そうでないと、何のための市民参加が分からなくなってしまう。
- ## 2 刑事裁判の迅速・充実化のための方策」について
- (1)第1回公判前の争点及び証拠の整理の手続が案に盛り込まれ、被告人に主張の明示を義務付け、準備手続が終了した後に新たな証拠調べ請求を認めないとされるが、検察官に対する全面的な証拠開示制度が導入されるのであればともかく、それが認められないままでは、弁護人も被告人も何が争点なのか、どのような証拠があるのか分かりようがない。そのような状況で、準備手続後に新たな証拠が発見される例は珍しくない。にもかかわらず新証拠の提出を禁じるのは、弁護人や被告人に無理を要求し、被告人の防禦権を奪うものである。
- (2)検察官の証拠開示義務が極めて限定されている。弁護人に証拠の特定と重要性を明らかにすることを要求した上、検察官自らが相当と認めなければ開示しなくてもよいという内容になっているが、このような案では証拠開示を認めたことにはならず、松川事件の諏訪メモのような証拠隠し(草加事件でも住田裕子検事(当時)らによる、遺留体液が何かの血液型に関する証拠について証拠隠しがあつたと聞く)を防止することは到底できず、被告人の防禦権を全うすることは到底できない。
- (3)証拠物の目的外使用の禁止は撤回すべきである。裁判のあり方に対し批判を加えるには、証拠に基づく説明が不可欠であるところ、それが禁止されれば、裁判に対する自由な批判はおよそ不可能となり、憲法上認められた言論の自由を侵害するばかりか、裁判の独善化を招き、冤罪の発見を困難としてしまうであろう(松川事件で被告人らの無実が明らかとなったのは、広津和郎氏らの裁判批判で世論が注目したことが大きく寄与していることを想起されたい。また、大分のみどり荘事件では、小林道雄氏の「夢遊裁判」が裁判の問題性を余すところなく明らかにしているが、そのような規定が作られれば、そのような批判も困難となる)。
- (4)私選弁護人が選任されている場合でも、「出頭しないおそれがある場合」は職権で国選弁護人を付することができるという案は断じて受け入れることはできない。「出頭しないおそれ」が恣意的に判断され、被告人の権利を厳格に実現しようとする私選弁護人の態度を理由に前記「おそれ」があるとみなされて、裁判所や検察官に従順な国選弁護人の介入という事態を招くおそれが高い。
- (5)尋問や陳述の制限に違反した者に対する制裁は、撤回すべきである。尋問の適否について、裁判所が被告人の権利に対し無理解であるために弁護人と裁判所の意見が対立することは珍しくないが、そのような規定があれば、裁判所は制裁を盾に弁護人を屈服させようとする事態が頻発することは火を見るより明らかである。
- (6)裁判所の措置請求も、懲戒を盾に、自分の気に入らない、被告人の権利に厳格な弁護人を萎縮させようとするものであり、断固として受け入れられない。
- (7)何より、今回の案では、裁判官が安易に被疑者や被告人の長期の身柄拘束を認める傾向、特に、痴漢冤罪事件のような、自白すればすぐに釈放されて罰金刑が起訴猶予で済むような事案において、無実を訴えると、罪証隠滅のおそれがあるなどこじつけて長期間身柄拘束をして、保釈すらも容易に認めず、判決においても否認したことを理由に異常な重罰を課す(東京高裁で逆転無罪となった西武新宿線痴漢冤罪事件で、東京地裁は否認したことを理由に実刑を課すという恐ろしい事態が発生したことを想起されたい。)という、人質司法の現状に全く手がついていないことは言語道断である。そのような状況で、即決裁判手続を導入すれば、無実の被疑者に対し虚偽自白を強要する圧力を増すだけである。

3 まとめ

私は、裁判員制度による市民参加には其れなりに期待しているが、今の案では市民参

加がお飾りになることが危惧されるし、また前項のような大きな改悪とセットでは、到底絶望的な刑事裁判の実情を却って悪化しかねないと危惧する。再考をお願いする次第である。

1. 裁判官の人数について

骨格案の「裁判官3人」では、裁判官の人数が多すぎます。現行の合議体の3人に拘泥する必要はありません。現職のベテラン裁判官御自身が、「裁判員制度では、裁判官は3人は不必要。補助的な仕事をする為に2人目の裁判官が必要であるとしても、3人目は不要。3人目が果たす役割を裁判員達がするので、3人目の裁判官は居ても仕事が無い。」と言われるのを、講演会やシンポジウム等で何度も聞きました。「裁判の迅速化」「訴訟経済」という点を考慮しても、常時1人300件もの事件を担当している裁判官達に、不要不当な負担を掛けるのは不合理です。又、不必要な人材を不必要な場所に配属することは、国費即ち国民の血税を無駄に浪費することになります。

以上のことから裁判官の人数は、「1人」又は多くとも「2人」が適当であると考えます。

2. 裁判員の人数について

審議会意見書に所謂「国民の社会常識を活かす」為には、同一の評議体において裁判員の職業・年齢・性別等が、一定程度多様性に富む必要があります。それを念頭に「裁判員6人」「特別な場合に4人」とは、あまりにも少なすぎます。これでは一般社会を代表する広い国民の健全な常識を活かすことなど、到底不可能です。「裁判官が1人なら裁判員は11人」「裁判官が2人なら裁判員は10人」が適当です。現にアメリカの陪審制度が陪審員12人で順調に評議を行えるのに、日本ではできないのでしょうか。しかも裁判員制度は素人だけの陪審制度でなく、裁判官が取りまとめてくれるのだから、一層スムーズなのではないでしょうか。日本の裁判官が無能であるとは思えません。思慮深く10人程度の裁判員の意見を十分に引き出し、交通整理をしてまとめる力を十分に発揮して下さいと期待しています。

3. 評決について

「合議体の過半数、且つ裁判官裁判員の双方の賛成が必要」では、一人一人の人生を決定するには、余りにも軽率ではないでしょうか。評議に際し議論を尽くし、軽々しい評決をもたらさぬ為にも、「有罪の決定には全員一致が必要」「どうしても全員一致を見ない場合に限り、例外的に5分の4の特別多数を許容する」が必要であると考えます。特に、「死刑の決定には必ず全員一致を要する」とするのが適当です。

4. 対象事件

対象事件の要件として、「死刑又は無期懲役若しくは禁錮(除く刑法77条)法定合議事件である故意行為により被害者を死亡させた罪のもの」だけでは不十分です。骨格案に記載されている範囲以外にも、被告人が市民の健全な常識を事実認定に取り入れて欲しいと希望する否認事件は多いと思われますし、どの事件も当事者被告人の人生にとっては重大なものです。又、市民が本領を發揮できるのは、自白事件に於ける刑の軽重の部分ではなく、寧ろ否認事件に於いて当該事実の存否を争う事実認定部分である、と確信します。故に、対象事件は「全ての否認事件」が適当であると考えます。

5. 辞退事由

骨格案には「従事する事業に著しい損害が生じるおそれがあること」とありますが、「期日延期でなく完全辞退」を意味するのであれば、反対です。仕事を休んで「事業に生じる著しい損害」とは、何でしょうか。経済的利益の多寡でしょうか。どの仕事も大切なものです。それは経済的利益の多寡でもなく、エリート的職業であるか否かを問いません。全ての一般社会人にとって、仕事は真剣なもの、大切なものです。血税を浪費している人達の意識は別かもしれませんが。しかし職種により、「同僚に頼んで代理が可能な場合」「裁判員従事期間の仕事の後回しにできる場合」等は、裁判員を命じられても深刻にならずにすむでしょう。裁判員としての「期日延期」が必要な例の最たるものとしては例えば、・・・本人でなければできない仕事＝裁判員として出頭時期に自分の患者の手術の必要が迫り、その医者でなければ執刀できない場合・・・等、には裁判所に相談して、アメリカの様に「後日必ず都合をつけることを条件に延期」にすれば良いでしょう。又、「仕事を理由に辞退可」とすれ

ば、被用者が雇用者から裁判員を辞退するように圧力がかかる危険が懸念されます。「お前が辞退を許可されるように裁判所を説得できないのは、会社に対する愛社心が無く、裁判員を口実に仕事をサボろうとしているだろう。会社の利益にならない裁判員と、会社の仕事と、どっちが大切かよく考えて実行に移せ。」と、辞退の手續が取れたか、取れなかったかを、「勤務評定踏み絵」にされてしまいます。裁判員の仕事は「公務」ですので、当然に従事すべき義務であり又、従事する権利が保証されていなければなりません。「従事する事業に著しい損害が生じるおそれがある場合には、裁判所の判断により裁判員として従事する期日を延期する」とするべきです。「完全辞退」には大反対です。

6. 骨格案 P7.2(8)イ(ウ)について

検察官、被告人、弁護人が、(ア)の名簿記載内容や質問票の内容を漏らせる「正当事由」とは、何でしょうか。如何なる場合を想定されているのか、理解できません。当該事件に関し、裁判所で裁判員の選任をする作業終了後に漏らせる事由があるとは思えません。一切の例外なく罰則を適用し、厳格に漏洩を禁じてください。

7. 裁判員の宣誓等について

宣誓に先立ち、公開の法廷で、裁判員に対して、業務内容や心構え等を解り易く説示をして下さい。又、不慣れな裁判員が後で読み返せる様に、説示内容を印刷物にして評議室に持ち込めるように配布して下さい。アメリカの陪審裁判でも、裁判官は陪審員達に対して機械的一方的言いつ放しではなく、大変丁寧に心が落ち着くトーンで、和やかでにこやかに説示を行っていました。評議の場に入ってから説明するのではなく、「宣誓前」「公開」「書面化」が大切と考えます。

8. 証拠開示について

証拠開示に関しては検察官手持証拠を事前に、全面開示をするべきです。証拠を全て開示されて評議をしなければ、裁判員に選任されても安心して評議ができません。又、被疑者被告人や代理人弁護士が、自分の事件に関連する証拠を全て見られるのは当然であり自然なことです。正当な証拠なら、堂々と開示すべきです。全証拠を開示すれば、裁判に関与するすべての立場の人が納得できるでしょう。直接当該事件に関与しない一般市民も、「全証拠が開示されている」と知れば、裁判に対する市民からの信頼度も高まるに相違ありません。以上のことから、証拠を全面開示して下さい。

9. 取調べ状況の可視化について

提示されている「証拠」そのものの正当性を検察が主張したいのであれば、イギリスと同様に「取調べ状況を弁護人立会いの下、ビデオ録画化」をすべきです。そうでなければ、私共は裁判員として開示された証拠を安心して信頼し、証拠に基づいて評議をできません。十分に公務を果たす為の前提として是非とも必要です。イギリスでも「弁護人立会いの下での取調べ状況のビデオ録画化」につき、導入当時は警察が反対していたそうですが、今となっては自白の任意性を争われることがなくなり、却って警察の方が歓迎しているとの報告を講演会、パネルディスカッション、調査記録の書物等から知りました。警察、被告人、裁判員、裁判官、誰にとっても「証拠の正当性」は、有益です。拙速主義ではなく、良い意味での「裁判の迅速化」にも貢献するに相違ありません。以上のことから、「弁護人立会いの下での取調べ状況のビデオ録画化」の実現を強く希望します。

10. 控訴審

「検察官による控訴は、不可」として下さい。検察官による控訴を認めると、裁判員制度の意義が没却されるからです。

11. P12.7(2)裁判員の秘密漏洩罪について

裁判員に禁止するのであれば、裁判官にも禁止の上罰則を適用しなければ、不公平です。又、裁判員に罰則付き禁止を求めるのであれば、マスコミに対しても「裁判員に対して執拗且つ巧妙な手口による取材」を厳禁し罰則を適用すべきです。マスコミの挑発に乗ってつい話した裁判員が懲役刑に処せられて、執拗に取材をして偽計を用いたマスコミを野放しにするのは、アンバランスです。力関係や影響力から考えても、裁判員は一人であり非力であるに比して、マスコミは権力と化しています。立場の弱い市民が厳罰で縛られて、強大なマスコミを甘やかすことにつき理由がありません。思考が逆行しています。裁判

官、マスコミの扱いとのバランスを鑑み、「悪質な例外的場合を除き、市民を罰則で縛るべきではない」と考えます。市民でなく、マスコミに罰則付き禁止を適用するのが先でしょう。

12. 裁判員の出頭の確保について

P14.8(3)イで、「裁判員休業ができる」とありますが、「可能」では弱いです。P9.3(1)、(2)ア及びP12.7(1)で、「市民に対して裁判員になる義務を罰則付きで課している」のであれば、雇用者に対しても「年次有給休暇の費消でなく公休扱いにするべき義務を罰則付きで規定」するべきです。何故なら、裁判員に選出されなければ「年次有給休暇の範囲内では、病欠でも減給にならない」ところ、裁判員に選ばれて年次有給休暇の日数から裁判員従事日数を差し引かれるのであれば、裁判員に選ばれた人は、病気にもなれません。裁判員を終えて仕事に復帰したら、それまで溜まった仕事を2倍以上のスピードでこなさねばならず、又裁判員の業務自体不慣れで疲労をもたらすものであり、裁判員に選出されない場合に比して過労で病気になりやすい条件が揃っています。にも拘らず、選ばれない人は病気欠勤の日数に余裕があり、選ばれた人は裁判員としての負担に加えて病気欠勤の権利がなくなるのでは、著しくバランスを欠きます。人間はロボットではなく生身です。お役人の様に優雅な毎日を送っている市民ばかりではありません。P14.8(3)ウで、「不利益な取り扱いをしてはならない」とありますが、事実上雇用者に罰則付き禁止にするのでなければ、被用者にとっては「絵に描いた餅」になってしまいます。「被用者に対して口止めをした上、仕事か裁判員かを迫る」手法が用いられることは明白です。即ち、「被用者が過ち料を負担して裁判員を逃れ仕事を優先することを、雇用者及び会社に対する忠誠心の証と評価する」という扱いがなされることは、想像に難くありません。上記の「裁判員の秘密漏洩罪」の部分と同様のねじれを感じますが、圧倒的に立場の強い雇用者に対して罰則が無く、圧倒的に経済的社会的弱者たる被用者が罰則付きで裁判員従事を義務付けられて、実現可能だとお考えでしょうか。このようなアンバランスな規定をまじめに考えているのであれば、骨格案立案者の感覚は、それこそ、「社会人経験が不足」「世知に疎い」「常識はずれ」「幼稚」としか言い様がありません。「裁判員の秘密漏洩罪での裁判員・裁判官・マスコミに対するアンバランス」「雇用者と被用者に対するアンバランスな態度」のいずれを見ても、「本制度が市民に対してのみ過重負担を強いて、上手い出来ないことを願っている」としか理解できません。今一度、「物事の理」を良く考えて、練り直して下さい。市民の為の制度なのですから。

13. 実施時期について

戦前の日本に於ける陪審制度は5年間の猶予期間を置いて実施された、ということですが。現在は、情報伝達のスピードが速く、大正時代に比して多様な伝達手段があります。実施に向けての制度整備や一般市民への広報等、諸準備が必要であることは確かですが、真剣に頭と身体を使って働けば、実施までに2～3年で十分準備が出来るでしょう。大正時代に5年でできたことを、便利になった情報化社会の平成の世に2～3年で実施に移せないのなら、先人達に対して恥ずかしいというものです。又、納税者に対しても恥じるべきです。(女性、40歳代、兵庫県)

1 総論

今次の司法改革の中で、裁判員制度の導入は極めて重要な問題である。司法制度の民主的な基盤を拡げ、国民に支持されたものとするには、国民の司法参加が形だけであってはならない。裁判員が審理に立ち会って理解できるような証拠調べ手続の整備、裁判員が実質的に評議に参加して意見を述べることができる制度的な保障とともに、裁判を受ける被告人の防御権・弁護権が実質的に保障されるような刑事訴訟手続への改正が、是非とも、実現されなければならない。

又、一般国民の知る権利への十分な配慮が払われた制度作りが行われなければならない。そして、公費を使って収集された「検察官手持証拠」は、国民のために正しい裁判を行う目的のために集められた「公共財産」に他ならないのであり、すべての証拠類が、客観的に正確に、かつ、ゆがめられることなく法廷に出される制度とされることも必要である。又、刑事手続充実・迅速化については、被告人の適正手続の保障が十分に確保されたものでなくてはならない。以上のような視点に立って、裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅

速化について、必要な論点に限って検討する。

2 裁判員制度

(1)合議体の構成

裁判官は、1人又は2人、裁判員は9人ないし11人とし、少なくとも裁判員は裁判官の3倍以上の数にすべきである。この度の骨格案は、座長私案に比較すると、裁判員を6人としたことは一定の評価はできるが、いまだ裁判官3人に固執し、比率も裁判官の2倍に留まっている点は、妥当でない。そもそも、新たな裁判員制度の導入により市民の常識を広く裁判の中に取り入れようとしているのであり、従来の合議体の裁判官3人という数にこだわる必要はない。さらに、広く市民の意見が反映され、市民もプロの裁判官を前にして臆することなく発言できるためには、やはり従来より主張しているとおり、裁判官の3倍の裁判員は必要である。又、骨格案が、一定の条件の下に、裁判官1人、裁判員4人とすることができるとしている点も反対である。そもそも、1：4という構成は、従来全く議論されたことはなく、この度の与党協議で突然出てきた案であり、政治的妥協物と評価されても仕方ないし、又公訴事実を認めている事件でも審理の途中で否認に変わることも十分あり得ることであり、その場合それまでの審理の妥当性及びそれからの審理の構成をどうするかという問題点があること、又法定合議事件を根拠に裁判官3人とすることを維持している案と理論的整合性がないこと、又法定合議事件の裁判官数をなし崩し的に少なくすることになりかねないこと、さらに、国民の常識を広く反映させるためには4人というのはあまりに少なすぎることなどの問題点が多いからである。ただ、実質的に1：4の構成を運用することにより、将来的には、3：6の構成について、必ずしも裁判官3人は必要ないという検証になればいいのではないかと考えられなくはない。しかし、仮に公訴事実を認めており、検察官、被告人・弁護人に異議がなく、裁判官が相当と認めるとき等は、裁判官数のみ減少させて1：6の構成とすべきではないかと考える。

(2)評決

骨格案は、単純多数決としているが、全員一致を原則とし、有罪の評決は、一定の要件の下で(たとえば、評議と評決を繰り返しても意見の一致をみないとき)、3分の2以上の多数決とし、但し死刑を言渡すときは、全員一致を要するとすべきである。すなわち、多数決によるとすると、最初の評決で多数決でまとまった場合に真剣な議論が期待できないし、そもそも何人にも合理的疑いを残さないで有罪とするにも全員一致を原則とするべきである。ただ、1人が有罪に反対で結論が出せないという問題があるので全員一致とすることを前提に、一定時間経過後又は評議と投票を数回(たとえば3回)繰り返して意見の一致をみない場合等においては、特別多数決(3分の2以上)をもって結論を出すことができるとすることもやむを得ない。しかし、その場合でも死刑についてはその刑の重さからして全員一致とすべきであると考えられる。

(3) 守秘義務

骨格案の裁判員及び補充裁判員の守秘義務は、厳格にすぎる。健全な批判のないところに健全な発展はないし、裁判員制度の浸透、定着には、何よりも、豊富な情報は欠かせない。裁判員の体験が広く伝わることで、司法への国民参加という理念が、実感として人々に共有されるはずであるから、裁判員が任務を終えた後は、一定の事項を除いて、その経験を自由に述べることを容認すべきで、ましてや守秘義務違反に刑罰を科すべきではない。従って、裁判員又は補充裁判員の職にあった者については、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(但し、各裁判官もしくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)とすべきである。

3 刑事裁判の充実・迅速化

(1)第1回公判期日前の新たな準備手続

ア 準備手続の決定

被告人もしくは弁護人が準備手続の実施を拒否できる規定を設けるべきである。弁護人側において意に反した準備手続への参加強制は不相当である上、準備手続の過程に

おいても、その実施に疑問が生じた時にはそうした弁護人側の意見が尊重されるべきだからである。但し、裁判員対象事件については、その準備手続の実質的な必要性から、受訴裁判所以外の裁判所が主宰するという条件でその必要的実施もやむを得ないと考える。

イ 準備手続の主宰者

予断排除の原則からしても当然の帰結であるから(刑事訴訟規則第194条第1項但書)、準備手続は受訴裁判所以外の裁判所が主宰すべきである。

ウ 準備手続の方法等

訴訟関係人の出頭によることを原則とし、訴訟関係者の同意を条件に書面によりできるとすべきである。又、準備手続でも裁判官による黙秘権告知が必須の前提とされるべきであり、これとの関係で応答義務がないことが確認されるべきである。又、被告人の出席も必要的とすべきである。

エ 検察官の証拠開示

検察官による取調請求証拠以外の証拠についても全面的かつ無条件の開示義務を明示すべきである。検察官が保管する証拠(いわゆる検察官手持ち証拠、警察などの捜査機関が保管するものももちろん含まれる。)の標目を記載した一覧表を添えて、これら一切を被告人又は弁護人に対し開示しなければならないものとするべきである。検察官が有罪立証と矛盾する証拠を収集しながら非開示記録として公判廷に提出されない例はしばしば見られる、それが事案の真実解明を阻害し引いては冤罪を生み出す大きな要因となったことや、さらに迅速な裁判の要請からも、検察官は、起訴までに捜査機関が収集した全捜査記録を開示すべき責務を負うと考えるべきである。これによって、被告人が、十分な防御権を尽くすことができると言えるのである。

オ 被告人側による主張の明示

弁護人あるいは被告人にかかわらず明示義務の文言を排除し、弁護人側の裁量に委ねるべきである。又、弁護人は、被告人の防御上の利益を考慮して、証拠調べの請求や開示をなす時期については、準備手続の実施の有無に左右されないということが確認されるべきである。

カ 開示命令

裁判所は、検察官が開示すべき証拠を開示していないと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により証拠開示を命じなければならぬとし、この場合裁判所は、開示すべき期限を通知し、検察官が当該期日までに証拠の開示に応じなければ、当該証拠に関する争点については被告人又は弁護人の主張を事実と認定することになるとの制裁措置を検察官に告知するとすべきである。

キ 争点の確認等(準備手続終了後の主張及び証拠調請求)

骨格案では、準備手続終了後の主張を制限する制度は設けないとの内容になった点は評価するが、依然として証拠調べ請求について、制限を設けているが、被告人及び弁護人については、制限を設けないものとするべきである。なぜなら、無罪推定の原則からすれば、弁護人及び被告人は検察官提出に係る主張及び証拠を弾劾し有罪立証を減殺あるいは覆しさえすればいいのであり、弁護人側の主張立証は検察官による主張立証に応じて多様で柔軟な対応が要請される。さらに、能動的なものであり時々刻々と変化し、予めこれを予想し効果的で的確な反論あるいは反証を準備することは不可能だからである。

他方、検察官については、やむを得ない事由によってすることができなかった場合や証拠調べの結果相当な理由がある場合を除いて、新たな主張及び証拠調請求をなすことができないとすべきである。

ク 開示された証拠の目的外使用の禁止等

使用できる場合を「当該被告事件の審理の準備」に限定しているが、「被告人及び弁護人は、開示された証拠を被告人の防御活動又は弁護活動その他の正当な目的以外で使用してはならない」とすべきである。

(2)連日開廷の確保等

連日開廷による迅速な審理そのものを否定するものではないが、被告人の防御権や適正手続の保障を蔑ろにした上で達成されるべき緊急の課題とは言えない。そこで、連日開廷を可能とするためには、以下のような制度的保障が不可欠である。

取調に対する弁護人の立会権の保障等、取調の可視化の実現
検察官による全面的かつ無条件の証拠開示
十分な公判の準備期間の保障
保釈等による被疑者、被告人の身体拘束の早期開放の実現
接見交通権の十分な保障
被疑者公選制の確立
弁護人の権限拡充
公判の速記録又は録音テープの即時交付

(3) 訴訟指揮の実効性確保

ア 国選弁護人の選任

単に弁護人が出頭しないとき又は出頭しないおそれのみで、国選弁護人を選任するという骨格案には反対であり、「正当な理由なく」という文言を挿入すべきであるし、さらに被告人の同意を要件とすべきである。被告人の弁護人選任権は憲法上の権利であり、裁判所が被告人の意思を無視して、特に「出頭しないおそれ」という不明確な基準で弁護人を付すならば、弁護活動に混乱を生じ、被告人の上記権利は蔑ろにされる。

イ 命令不遵守に対する制裁、裁判所による措置請求

いずれもこのような規定を設けるべきではない。このような規定により、萎縮した弁護活動となり、正当・相当な弁護活動ができないことになるし、措置請求については、弁護士自治の根幹にかかわる問題である。

(4) 即決裁判手続

確かに、被告人が迅速な裁判を受ける権利の観点からすれば、考慮すべきで制度であるが、被告人の手続保障の観点からすれば、採用には慎重な検討が必要である。検察官の告知義務が骨格案で新設され一定の評価をすべきであるが、検察官による即決裁判手続の申立時に弁護人の援助が確保されるべきである。骨格案では、弁護人の選任を請求できると規定するのみで不十分である。又、申立できる対象事件につき運用に委ねるのではなく、量刑上の制限を明記すべきである。さらに、326条の同意のみなし規定は、削除すべきである。

(あひる一会)

1. 守秘義務に反対します。モラルの問題や裁判員の権利として発言を認めるべきです。
2. すべての罰則規定に反対します。
3. 市民が参加したくなるような、具体的イメージを市民をまじえてエスキースを描くべきです。
4. 裁判官と、裁判員が同等の責任であるならば、権利も同等であるべきだと思います。報酬も裁判官と同等にしてください。
5. 捜査方法から裁判員制度に向けて抜本的に見直し、公開を前提とした捜査を行い、被疑者被害者にはリアルタイムアクセスさせるべきです。
6. 法教育はもっと低年齢、小学校に入る前から解りやすく行うべきです。
7. 更生にも司法判断のチェックをするべきで、裁判員により仮釈放の際、再確認手続をすべきです。
8. 判決の出し方も市民に委ねてもっと自由な量刑が出せるよう法改正をすべきです。
9. 評議の際の法解釈は当事者である裁判官は外し、弁護士にその都度解説してもらうべきです。
10. 裁判所を24時間公開し、託児所、介護施設、クリニック、図書館など、市民の為に親しまれる施設へ改変すべきで、これを裁判員制度で来られた裁判員、傍聴者が利用できるようにすべきです。
11. 公開が前提の裁判ですから、すべてを国会中継のようにリアルタイムでネット中継すべきです。
12. これらビデオ資料や、被害者支援対策資料、更生資料、自立支援資料などのライブラリーを裁判所に常設すべきです。
13. 裁判員制度導入に伴い、市民講座を裁判所で行うべきです。
14. 検察審査会は公開にすべきです。
15. 検察審査会の異議申立権を認めるべきです。
16. 検察審査会に申立者の立会い、発言は認めるべきです。
17. 検察審査員の罰則規定も外すべきです。
18. 検察審査員が一つの事件を最初から最後まで担当できるようにすべきです。

(冤罪・誤判をなくするための証拠開示の公正なルール化を求める会)

第一 井上座長案が骨格案への移行における民意の反映の欠如について

私たち冤罪・誤判をなくするための証拠開示の公正なルール化を求める会は、2003年12月8日、同年10月28日付裁判員制度及び刑事手続の充実・迅速化に関する座長ペーパーについて、証拠開示制度を中心に長文の意見を述べた。また、国民の多くがこの「座長試案」について意見を述べた。しかし、骨格案は、それら国民の意見を結果として全く取り入れていない。政府が法律案の策定に関してパブリックコメントを求めることは、立法への国民の参加のより直接的な形態として正しいことである。しかし、検討会では、集まったパブコメの概要が検討会委員に渡されただけで、それについての討議は全くされなかったという。折角意見を提出した国民の熱意があっても、その意見が全く取り入れられないのであれば、パブリックコメント制度は存在意義を欠くこととなる。今回のパブリックコメントについては、策定される政府案の会議において、確実に討議素材とされることをまず、要請する。

第二 骨格案の司法改革審議会意見書違反

司法改革審議会意見書(2001年6月12日)は、証拠開示制度について「開示制度の拡充が必要」と明確に述べている。しかるに骨格案は、以下に詳細に述べるように、開示制度をむしろ実質的に縮小している。司法改革推進本部検討会が、改革審意見書を具体化して法案化するという任務に反して策定した「井上座長試案」をそのままに骨格案が踏襲したためであるが、これは司法改革審議会設置の趣旨に反する違法な措置であり、骨格案をそのまま法案化することは許されない。かならず司法改革審議会意見書の当該記載に立ち帰り、正しい司法改革の一部としての証拠開示制度を法案化されるよう強く要望する。

第三 近代国家の刑事手続として当然の「リスト開示」

私たち冤罪・誤判をなくするための証拠開示の公正なルール化を求める会が、前記2003年12月8日の意見において、詳細に述べたように、国家の行政作用として捜査官憲が行なう犯罪捜査の中で収集した証拠は公共財であり、それはすべて公正な裁判によって実体的真実を明らかにし、正義を実現するために用いられるべきものである。そのためには、警察からの全収集証拠リストの検察への送付、そして検察官が収集した証拠と合わせた検察官手持の全証拠の被告・弁護側への開示、そのリスト中、被告・弁護側の請求する全証拠の開示が、近代国家の刑事手続として、当然の公正な刑事裁判の一端としての証拠開示制度である。われわれは、日本国が「普通の国」normal countryであるための必要最小限の刑事司法手続を持たなければならない。「骨格案」の証拠開示部分は、以下に述べるように、開示に異常な制限を設けて、公共財としての警察・検察収集証拠のうち、ごく一部の特殊な証拠以外は非開示とすることを法律によって合法化する制度であって、近代国家としてあまりにもabnormalな手続であり、これがそのまま法律となって外国に知られることは、日本国の国際的評価にかかわるものと考えられる。

第四 「骨格案」の証拠開示手続は現行実務より大幅な後退である

現行刑事訴訟法は、証拠開示手続について明確な権利を規定する条項を欠くが、判例と実務の積重ねによって、裁判官の訴訟指揮権による開示命令を背景に、検察官への勧告という形式を取りながら、事実上は無罪証拠の開示を実行させるという実態をもっている。もし、骨格案が法律化されれば、その条文による限定によって、裁判官が検察官に対して、限定された類型以外の証拠の開示を勧告することが妨げられることとなり、実態としての現行開示制度は、「合法的に」大幅な後退を余儀なくされ、意見書に示された「拡充」に至らないのみか、かえって大幅な後退となるのである。以下は「骨格案」に対する具体的な反対意見である。

第五 第一第一第三 検察官による事件に関する主張と証拠の提示」について

一 骨格案「第一第一第三 検察官による事件に関する主張と証拠の提示」中(2)取調べ請求証拠の開示について

1 「イ」について

うちカッコ書き(検察官においてその証人が公判廷において証言するものとする事実が記載されたものに限る)に反対である。

理由 その証人が公判廷において実際に何を証言するかは、あらかじめ検察官だけが知っているわけではない。もし、全ての証人が常に、検察官が「証言するものとする」事実のみしか証言しないとすれば、それは検察官が、証言についてなんらかの操作を行なうということが前提であり、刑事裁判が、各証人の、何ものにも拘束されない自由な証言によって事案の真相を明らかにするという刑事裁判の基本的目的(刑訴法第一条)に反することとなる。検察官が、証人に対してなんらかの操作を行なうことがないなら、証人の証言は「検察官においてその証人が公判廷において証言するものとする事実」以外の事実及びことが当然起こりうるものであり、むしろそれが自然な証言である。そうである以上、「検察官においてその証人が公判廷において証言するものとする事実」以外の事実が記載されていることを理由に、開示の対象からはずすことは、その証人が、たとえば被告人の無罪に関する事実や、被告人に有利に働く事実を知っていて、それを検察官の参考人取調べの際に供述していた場合に、その事実が公判廷に顕出される機会を永久に奪うことにもなりうる。刑事裁判が実体的真実を明らかにすることを目的とする以上、このような開示制限はするべきではない。

同じく「イ」中証人の供述調書を開示することが相当でない(調書そのものを開示せず)「供述要旨を記載した書面」のみの閲覧を認める機会を認めることと認め、としていることに反対である。

理由 「供述調書を開示することが相当でない」という一般条項的な、まことに漠然とした理由で、証人が述べた事実そのものではなく、おそらく検察官または警察官が作成するであろう「要旨」のみを知らしめても、これは「証拠開示」とは言えない。「証拠の内容についての要旨作成者の見解」にすぎない。このような制限は付すべきではない。

「弁護人に対して」のみ 謄写の機会も与える」すなわち、被告人本人にはいかなる理由があっても謄写の機会を与えないのは反対である。

理由 弁護人のない被告人は、記録を謄写できないことになり、防御権を保障されないこととなる。

(3)取調べ請求証拠以外の証拠の開示について

1 「類型」による限定について

理由 まず、ア～クはどのような性質の証拠なのか、を客観的に考えてみる必要がある。すると、次の性格が明らかになる。

ア証拠物（工写真、ビデオテープ、録音テープもものにより）以外は、すべて事件後に人為的に、しかもその事件の捜査用（捜査官によりあるいは捜査機関の囑託等を受けた者によって）作成されたものである。

ア証拠物、イ鑑定書、工写真、ビデオテープ、録音テープの一部、以外は、すべて捜査官が作成したものである

捜査官が捜査にさいして作成する膨大な書類のうち、開示されることになる主な類型、圧倒的な量の証拠は、取調の結果である供述調書＝才検察官が証人請求予定の者の供述調書、才検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書、キ被告人の供述調書、すなわち捜査官が作成した供述調書である。

しかも、は才検察官が証人請求予定の者の供述調書、才検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書すなわち（検察官としては供述内容を限定しない）「キ 被告人」以外は、検察官立証にかかる供述調書、および、その被告人調書の任意性、信用性にかかる、ク身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面のみである。

その、被告人調書の任意性、信用性にかかる証拠も、「ク身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」は、取調を行なう捜査官がみずから作成するものであってみれば、裁判所に任意性、信用性を疑わせるような記述をすすんでするはずはない。従来、被告人調書の任意性、信用性判断に有効であった相対的にこれよりは客観的な証拠ということが出来る留置人出し入れ簿、留置人動静簿等の捜査関係書類は、この類型に含まれず開示されないことになる。

捜査官が捜査にさいして作成する膨大な書類のうち、「供述調書」ではない客観的な捜査の記録、としては、ウ検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠のみである。現場指紋採取（足跡、血痕、繊維、皮膚、爪の内容物等々の物証採取記録も）報告書、鑑定依頼書、等物証と鑑定書の証明力の判断に必要な捜査書類、押収・捜索にかかる一切の書類、各種照会と回答（例えば足跡の判断について必要な靴底型について、参考人の転居について等さまざまな照会と回答）、捜査が正しくなされたかを検証する捜査報告書等々のすべては、全く開示されないことになる。

その他、ア～クの類型の類型に入らないために、従来開示されていたのに、今後は開示されないことになる証拠は、上記以外にも膨大であるが、いくつかの例をあげれば、以下の通りである。

a 参考人に関する証拠（アリバイ証人となりうる者等も含み調書を作成されていない者、作成されているも「検察官主張に直接関係しない」とされた者）

b とくに刑事訴訟法323条二及び三号に定める証拠

c b以外で、民間人を含み、捜査官以外の公務員をも含む者が作成した文書（松川事件の諏訪メモ、土日事件の自動車教習所伝票等、これまで多くの冤罪事件においてアリバイ証拠となってきたものはこの類型である）

(dについては、骨格案が、これらはすべて「証拠物たる書面」として、類型「ア 証拠物」に入るとしている、との見解も成り立ちうるが、もしそうであれば、これが法律になったときに解釈の区々を生じさせないためにも、その旨明記されなければならない)類型化は、本来、証拠開示にあってはならない限定である。類型を指定できるほどには明らかでない証拠であって、無罪立証に決定的となる証拠もありうることは言うまでもない。特に、現在の実務においては、被告人若しくはその親族、会社など勤務先、その他関係先から押収された証拠は、判決確定までは還付されず、検察官が開示に応じない限り、被告人側で自己のための証拠として利用できない。自己の所有物の中に無罪証拠があったことが、判決確定後の還付によって発見できても(そのときは受刑中でそれすらも出来ない可能性が高い)それは再審にしか使えない、というのでは、被告人の不利益はもとより、国家としての訴訟経済にも反するであろう。以上のように、ア～クの類型は、従来、実務として裁判に用いられて、実体的真実の発見に欠かすことの出来ない役割を果たしてきた多様な証拠類型の中から、まず類型として、被告・弁護側が開示請求しうる証拠を限定し、膨大な証拠の中から極く一部のみしか開示対象としないということを意味する。開示制度の縮減以外の何ものでもない。開示制度をこのように限定することは正しい刑事裁判の実現に逆行するものであり、反対である。

2 「範囲を特定」による限定について

理由 被告・弁護側は、その証拠の作成者ではなく、開示を受けていない証拠の内容を「範囲を特定」できるほどに知っているはずもない。「範囲を特定」の条件を付すことは、それだけで、開示請求を不可能にすることである。

3 「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし」について

理由 「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし」による限定に反対である。

「証拠構造」の意味のとり方は不明確であり区々を許す概念である。その上、一般的な「任意性判断の必要」「アリバイ立証」などの理由では許されないこととなり、捜査において捜査側の独占的収集権限によって捜査側の手中に帰した証拠を検察官請求証拠の構造の検証にしか使ってはならないということになり、事案の真相解明のためにするはずである捜査の目的にも反する。

4 「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要」について

理由 「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要」による限定に反対である。

5 「開示の必要性、生じるおそれのある弊害」について

理由 「開示の必要性、生じるおそれのある弊害」による限定に反対である。

「開示の必要性」は、被告・弁護側が判断するものである。開示されたその証拠が結果的に無罪立証に有益であったか否かは、全ての証拠調べを終って、他の全ての証拠との関係で行なわれる実体判断(裁判員制度の下では裁判員の判断も含めた判断)において、はじめて確定するのである。それまでは、被告・弁護側が「この証拠を見て、必要なら証拠申請しよう」という判断しかありえないのである。それを少なくとも準備手続段階を主とする開示請求の段階で、裁判所や検察官が判断するのは、被告人の防御権を裁判所や検察官に一部ゆだねることになる。当事者主義をとるわが国の刑事訴訟のあり方そのものに反する、あってはならない制限である。

「開示の弊害」は、これも漠とした一般条項的な制限であり、被告人の防御権をこのような抽象的な概念で制限することは許されない。これについて、検討会では、法務省が主張する「証拠開示の拡充には、証人威迫、罪証隠滅や関係者の名誉・プライバシーの侵害をとまらなければならない」という主張が根底にあり、法律の明文としては明らかにしないまま、実質的にはこの内容が想定されているもようである。「関係者の名誉・プライバシーの侵害をとまらなければならない」「おそれ」を言うなら、まず被害状況についての証拠は皆これにあたる。目撃証言にも該当するものがあるだろう。このような「侵害」や「おそれ」を刑事裁判における証拠利用の禁忌にするというこ

となれば、検察官の有罪立証がまずできなくなり、裁判そのものができなくなるはずである。「証人威迫、罪障隠滅のおそれ」も同じである。「骨格案」のこの部分がそのまま法律になるということは、これら「おそれ」を有罪立証の場合は無視し、被告側の防御活動のための開示請求では排斥理由にするとということになる。およそ当事者対等の原則にもとるものであり、このような開示制度は立法例がない。そんなことで証拠制限をしていたら、およそ刑事裁判は成り立たないのである。刑事裁判に用いる証拠によって、もし具体的に、証人威迫、罪障隠滅、関係者の名誉・プライバシーの侵害等が発生したならば、個々の具体的場面で、それが証人にふれる限りで処罰し、民事不法行為に該当する限りで賠償の対象とするほかない。裁判の公正とは、そのようにして担保されるものであろう。

6 検察官が「相当と認める」もの以外は不開示とする制限について

検察官が「相当と認める」もの以外はまず不開示とする限定に反対である。

理由 骨格案は、以上5項目の限定の上に、さらに、検察官が「相当と認める」もの以外は不開示とするという限定を設けている。証拠開示の必要性は、上記のように、被告人の防御権の根幹であり、被告人側の請求に任せなければ、客観的に公正な裁判は成立しない。検察官がまず、被告側・弁護側の開示請求に「相当・不相当」とする判断をもって干渉することは、その後裁判官の「裁定」によって修正されることがあるとしても、当事者主義の訴訟構造の否定である。真に裁判所の判断が必要となるのは、上記5のような弊害が実現した時に、その事後処理の場面であり、従って当該刑事事件の審理を担当する裁判所ではない別の裁判所が行うべきであり、そのような制度でなければ当事者に公平な開示制度とはいえない。

第六 第1 5争点に関連する証拠開示について

被告・弁護側が、3により開示された証拠以外の証拠について、検察官に対して、開示を求める証拠の類型及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は弁護人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかにして、開示の請求をしななければならないことに反対である。

理由 被告人側でこのような詳細な説明をしなければ開示請求ができないとすることは、防御権の侵害に通じる。従来、被告人側の立証計画を知った検察官が、無罪証言をする予定であった証人を呼び出して取調べ、無罪証言を事実上取りやめさせるなどの事例は多数ある。開示が必要な理由は、「防御のため必要」であれば、それ以上詳細に検察官に知らしめるのは、防御の妨害になる虞があり、必要ないのみが有害である。

被告・弁護側から開示請求があった場合、検察官が「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるときに」のみ「当該証拠を開示しなければならないものとする」ことに反対である。

理由 「弊害」については前記のとおり。その「種類及び程度などを考慮して、相当と認める」か否かの判断を対立当事者である検察官がするべきではない。後に裁判所の命令と即時抗告の方法があるとしても、検察官の判断が一次的に置かれるのは当事者主義に反する。また、今回導入された裁判の迅速化により、起訴から二年と限定された審理期間がこのようなやり取りで空転しては、迅速化が、まず入り口で頓挫することになる。また、立証はまず検察側が行なうところから、二年の限定期間は、その後のほうで立証をすることになる被告人側に、結局は時間不足をもたらすことになり、被告人のために十分な審理を保障しない実態をもたらすことが懸念される。公判開始の時点で、十分な証拠開示がすでにいてこそ、裁判は効率よく、迅速に行なわれるのであり、先進国の法制度および国際的基準は、その故にこそ、十分な証拠開示制度を正しい司法制度に不可欠な要件としている。わが国が今回の司法改革において、この国際的常識にもとる制度設計をすることは、してはならないことなのである。

第七 第1 6更なる争点整理と証拠開示について

「検察官、被告人又は弁護人に、更なる主張及び開示すべき証拠がある場合には、3ないし5と同様の手続を繰り返すものとする」のは反対である。

理由 上記同様であり、起訴から二年と限定された審理期間がこのようなやり取りで空転しては、結局、検察側の後に立証をする当事者である被告側の時間不足を招くことになる。開示請求のあった証拠を全て開示すれば、このような空転は起こりえない。

第八 第1 7証拠開示に関する裁定について

1 「(1) 開示方法の指定」および「(2) 開示命令」について

裁判官が「特定の開示の時期、方法を指定する決定をすることができる」とすることに反対である。

理由 前記のとおり、開示によってももし刑事法にふれる行為もしくは民事損害賠償の対象となる結果が生じることがあれば、それらに対しては通常の処罰ないしは賠償請求で臨めばよく、その虞れを理由に、開示方法や時期の指定をして、公判手続を遅らせ、または被告人の防御権を侵害することがあってはならない。

2 「(4) 証拠の標目の提出命令」について

アの検察官が保管する証拠につき裁判所が提出を命じる一覧表を「裁判所の指定する類型及び範囲に」限定することに反対である。

理由 裁判所自身が、検察官手持ち証拠の全容を知らないままに、開示についての裁定をし、公判を行うことを制度化するものであって、実体的真実主義に反する。このように、裁判所が、検察官手持ち証拠の全容について知ることを制限する制度とすることが、職権主義を後退させて、当事者主義を徹底させるという制度趣旨として選択されたのであるのなら、その限りではよいかもしれない。しかし、そうであれば裁判所は関与しない、両当事者間の問題として、被告側には検察官手持ち証拠の全リストを開示しなければならない。

イの該当する「証拠の標目を記載した一覧表を被告人及び弁護人には開示しない」とすることに反対である。

理由 そもそも、検察官手持ち証拠のリストが提示されなければ、被告人・弁護側において開示を求める証拠を特定することすら出来ないわけであって、開示制度の制度設計において、検察官が保管する全証拠（これは誤りなく裁判を行なうために必要な公共財以外の何ものでもないものである）の標目を記載した一覧表の被告・弁護側への開示が、不可欠であり、当然の開示制度である。裁判所には一覧表を提出させながら、被告・弁護側にはリストの（しかも骨格案では一部の）内容すらを知らせないとい、およそ開示制度の名に値するものではない。

第九 第1 9開示された証拠の目的外使用の禁止等について

開示された証拠を、被告人及び弁護人には（検察官には同様の禁止や罰則がない）開示された証拠の「一部」たりとも、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない」とすることに反対する。まして罰則まで付すということは到底許しがたい。

理由 被告人及び弁護人が、開示証拠を「当該被告事件の審理の準備」以外に用いなければならないことは多数ある。例えばその事件が誣告事件であった場合の誣告罪の告訴、損害賠償請求その他の民事事件は一般的であるが、事件の特殊性に応じたさまざまな法的アクションを行わなければ、「当該被告事件」において冤罪を晴らすこともできない場合はいくらでもある。検察官は被告側から開示された証拠について、証人を拘引して、証言を拒否させたり、証言内容を変えさせようとするのは実態としてままあるのである。このような検察側の違法行為、外国であれば裁判所侮辱罪に該当する行為に対して、この骨格案は、なんらこの9のような禁止や罰則を付していないのに反して、「被告人又は弁護人」のみがこれを「義務」とされ、違反したとされれば処罰も科せられるという制度では、刑事訴訟法の当事者の地位の対等、公平の原則にも反する。9のような規定はあってはならない。

結語 以上述べてきたように、「骨格案」の少なくとも開示部分は、およそ近代刑事手続法の原理に反するものであり、法制審議会意見書の趣旨にも反して、現行の開示制度の縮小、制限の立法化である。既に当会が井上議長試案に対するパブコメ、あるいはそれに先立つ「要綱案」などで指摘してきたように、1990年代以降先進各国で進行している証拠開示法制の展開と比べてあまりにも被告人側に限定的で、当事者間の不公平をもたらす内容となってい

る。正しい司法改革に反するものであり、到底容認することができないものである。政府はこの骨格案をそのまま法案化するをやめ、根本的に見直しを行なって、国際的に異常であるとのそりを受けない立法をするべきである。

(大阪弁護士会会員有志)

「裁判員制度の概要について(骨格案)」に対する意見

1 基本構造について

(1) 裁判官と裁判員の人数について

(意見)「裁判官3名、裁判員6名」案は、座長試案よりも改善されたものであることは評価できるが、しかし、やはり市民の司法参加を主体的・実質的に保障するものとは認めがたく、賛成できない。裁判官の人数は1~2名、裁判員の人数は9~11名とすべきである。

(理由)事件毎に無作為で選任される裁判員が、経験豊富なプロとして認識されている裁判官と対等に議論を行うには、6名ではまだ少なすぎる。また、裁判官が3名もいれば、裁判官だけの議論で評議が進むこととなり、裁判員は単なる「お飾り」となる恐れが大きい。したがって、「裁判官3名、裁判員6名」案には賛成できない。裁判への市民感覚・市民常識の注入という裁判員制度の趣旨を実現するためには、何よりも、裁判員と裁判官が対等に議論を交わることができる制度的保障が不可欠であり、そのためには、裁判官に比較して裁判員が圧倒的に多い制度とする必要がある。また、できる限り多様な市民の意見の中から議論を通じて真実を発見するという趣旨から、裁判員の数は、実質的な議論が可能な範囲で、できる限り多数であることが望ましい。裁判官の数を現在の合議体と同人数である3名にする必然性は全くなく、むしろ、複数のプロの裁判官の意見が一致した場合に、その意見に賛成できない素人の人達が反対意見を言って対抗できるかどうかについては、大きな疑問がある。しかも、裁判官が3名もいれば、評議はほとんど裁判官の意見交換によって進められ、裁判員は、単なる「お飾り」となってしまう恐れがある。裁判員制度が適用される事件よりも軽い事件が、裁判官3名の合議事件とされることの不均衡が根拠のようであるが、しかし、それでは、裁判員の存在を無視して、裁判官の人数のみを比較するものと言わなければならない。このように考えると、裁判官は1~2名、裁判員はできるだけ多い9~11名という制度が最も妥当な制度であると考えられる。本来的に実質的な評議ができるかどうかが重要な点であり、人数が多いと判決書きが難しいという理由は、本末転倒の議論である。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限について

(意見)ア(イ)については、裁判員制度の下では、裁判員及び裁判官のいずれについても、証人及び被告人等に対する質問権は認めないものとすべきである。

(理由)現行法では、裁判長は「必要と認めるときは何時でも、…尋問することができ」(規則201条1項)、陪席の裁判官は「尋問するには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げ」質問することができる(規則200条)、裁判員制度の下で同様の制度を認めることは妥当ではない。もとより、裁判官に質問権を認めることと、当事者主義とは必ずしも矛盾するものではないが、裁判員の場合、裁判員の質問が行き過ぎ、審理が混乱したり、証人・被告人との言い争いになるような場面が出てくる懸念される。裁判員に判断権者としての立場に徹してもらうためには、質問権を認めないのが現実的であるし、また、当事者主義訴訟構造にもより沿ったものとなる。裁判員に質問権を認めない場合、裁判官にも質問権は認めないとしておくべきである。意見書によれば「裁判員は公判において裁判官と同様の権限を有する」とされているが、その趣旨は裁判員制度は市民の司法参加を実質化するところであり、裁判官のみに質問権を認めるのは、双方の対等な立場・関係を前提とする裁判員制度の趣旨に反することになると思われるからである。

(3) 評決

(意見)アの過半数案には賛成できない。有罪判決を下す場合には、原則として全員一致とするが、十分に評議を尽くしても全員一致に達しない場合には、4分の3以上の特別多数決によるものとすべきである。

(理由)この問題を考える時には、裁判には素人の裁判員が、最初から十分な議論を行うことができるかどうか注目しなければならない。日弁連製作の裁判員ドラマ「裁判員 決めるのはあなた」や、映画「12人の優しい日本人」が描くように、裁判員は議論に慣れていないために、最初のうちは自分の意見を明確な言葉として表現できないことが多いと予想される。しかし、議論が進めば、裁判員もそれぞれ自分の経験や知識を元に活発な議論を展開するようになる。もし、過半数で評決をする制度が採用されれば、裁判員が十分に自分の意見を述べることができず、評議が不十分なまま、過半数で結論が出されてしまう恐れがある。そのような事態を避け、徹底した評議を行うためには、全員一致を原則とし、評議を尽くしてもどうしても全員一致に達しない場合にだけ特別多数決によるという制度にしなければならない。裁判員と裁判官の中に1人でも有罪に疑問を持つ者がいる場合には、有罪に合理的疑いが残るものと考えられる。したがって、合理的疑いをできる限り排除するために、原則として有罪評決のためには全員一致にするべきである。しかし、評議を尽くしても、1人の裁判員だけが最後まで説得的な理由もなく有罪に反対した場合にも、合理的疑いがあるとして無罪とするには躊躇を感じる。そこで、全員一致を目指して評議を重ね、全員一致を原則とするが、十分に評議を尽くしてもどうしても全員一致に至らない場合には、4分の3以上の特別多数決で有罪とするものとすべきである。なお、量刑は被告人の有罪を前提に議論されるものであるから、量刑の評議は有罪・無罪の評議に結論が出てから行われるべきは当然である。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(意見)賛成できない。法定合議事件及びその他の事件で被告人が選択した場合をも対象事件とすべきである。

(理由)審議会意見書は対象事件を法定刑の重い重大犯罪としているが、これは裁判員制度の対象事件を重大事件に限定するという趣旨ではない。「新たな参加制度の円滑な導入のためには、刑事訴訟事件の一部の事件から始めることが適当である」とされていることから明らかなように、適用範囲を拡大していくことが想定されている。本来、国民の司法参加を実質的なものとするためには、対象事件を拡大して、できる限り多くの国民・市民が裁判に参加できるようにする必要があるが、他方、全ての事件を対象とすると対象事件数が膨大となり、裁判員の確保・財政面双方の観点から、現実性に欠けることになる。そこで、両者の調和点をどこに見出すかが問題となる。まず、死刑・無期刑にあたる事件のみを対象とする、国民の司法参加が余りにも限定的なものとなりすぎる。法定合議事件は年間約4000件、死刑無期刑にあたる事件は年間約2000件と予想されており、裁判員の確保・財政面等を考慮しても、死刑・無期刑の事件に限らなければならない理由は全くない。また、対象事件を法定合議事件に広げたとしても、窃盗・詐欺・横領・恐喝・業務上過失致傷・強制わいせつ・名誉毀損等の、本来、市民感覚が求められる事件が対象外となってしまう、国民の司法参加の意義が損なわれることになる。しかし、他方、これらの事件を全て対象とした場合には、対象事件数が膨大なものになりすぎる。そこで、これらの事件については、被告人の選択権を認めるものとすべきである。これによって、多くの自白事件は実質的には対象外になり、事件数の面においても、一定のバランスが図られるものと考えられる。

イ 訴因変更の場合の取扱い

(意見)賛成する。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

(意見)要件を限定した上で、例外規定を設けることには賛成する。要件の限定としては、まず、「その他の事情」等の濫用のおそれがある要件は削除すべきである。更に、「裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を侵害する行為がなされるおそれがあること」との要件についても、「明白かつ現在のおそれ」の存在を付加すべきである。

(理由)極めて例外的な事情が存在する場合に限ったものとして、かかる規定の必要性は否定しないが、濫用のおそ

れをできる限りなくすために、「その他の事情」を要件として認めるべきではない。また、裁判員等への危害のおそれについても、抽象的なもので足りるとすると、同様に濫用の危険性を否定しえない。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

(意見)賛成する。なお、在日外国人にも裁判員資格を付与するよう検討すべきである。

(理由)審議会の意見書は、「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体と」する旨規定している。問題となるのは、国政選挙レベルの選挙権を前提とするのか、地方公共団体レベルの選挙権を前提とするのかという点であるが、在日外国人にも地方公共団体の普通選挙権を認める動きが強まっており、将来的には付与される可能性がある。長年我が国で生活し、我が国に生活基盤を有し、市民社会の一員となっている在日外国人には裁判員の資格を与えるべきとも考えられる。そこで、地方公共団体の普通選挙権を有する者に裁判員の資格を与えるべきとの有力な意見が存在する。しかしながら、現状では、全ての地方公共団体において在日外国人に地方公共団体の普通選挙権が与えられることとなるか否かは不明確であり、もし地方公共団体毎に選挙権の資格が異なる場合には、その取り扱いに混乱を生ずる恐れが否定できない。そこで、衆議院議員の選挙権を有する者に裁判員資格を与えたとの制度から出発し、今後、在日外国人に地方公共団体の選挙権が拡大していく状況を踏まえて、裁判員資格の拡大を検討すべきである。裁判員の年齢については、25歳以上又は30歳以上にしなければならない合理的理由はないので、普通選挙権と同様に年齢は20歳以上とすべきである。

(2) 欠格事由

(意見)ア(ア)で、中学校を卒業しない者を、(ウ)で心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者を、それぞれあげているのは不当である。

(理由)中学校を卒業していなければ当然に判断能力を欠くかのような考え方は不当である。学識以外の判断能力がより重視されなければならないし、中学校卒業と同等以上の学識を有するか否かを判断する基準も不明確である。(ウ)については、心身の故障のため裁判員の職務に支障があるか否かの判断には困難を伴い、その判断基準も不明確であるため、設けないのが妥当である。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(意見)賛成する。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

(意見)賛成する。

ウ 手続に対する影響

(意見)賛成する。

(4) 除斥事由

(意見)賛成する。

(5) 辞退事由

(意見)介護や養育、事業を理由とする辞退は、これを認めるとしても、極めて慎重に行うべきである。骨格案の要件を厳格に絞らなければならない。

(6) 忌避理由

(意見)賛成する。なお、忌避には、無条件忌避と理由付忌避の2種類の忌避権を認めるべきである。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

(意見)賛成する。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

(意見)賛成する。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

(意見)アについては、氏名だけでなく、住所も開示すべきである。(イ)(ウ)については、賛成する。

(9) 質問手続

ア 質問手続の出席者

(意見)ア(ウ)を除き、賛成する。ア(ウ)については、質問手続は公開法廷で行うべきである。

(理由)選任手続の公正を担保するためには、やはり公開する必要がある。

イ 質問手続

(意見)アで、裁判員候補者の氏名を検察官・弁護人に開示する期限を質問手続の2日前までとするのは、準備期間として短すぎる。もう少し期間をあげるべきである。(イ)については、検察官及び弁護人にも直接の質問権を認めるべきである。

(理由)選任手続の適正な運用を保障するためには、裁判官のみならず、検察官及び弁護人にも直接の質問を認めるべきである。検察官及び弁護人の直接の質問権を否定する理由はないし、選任手続に一定の時間を要することは、予断偏見のない裁判員を選任するという制度の趣旨・重要性からやむをえない。また、それによって、裁判員自身も自らの職責を自覚し、誇りをもって職務に取り組むことが可能となる。

(10) 裁判員に対する補償

(意見)賛成する。なお、旅費、宿泊費は原則として実費を支給することとなると思われるが、日当については、国民が公務を果たすために支給される報酬とみるべきものであり、平均賃金より高めに設定されるべきであると考え。日当は2万円+程度が妥当であろう。

3 裁判員等の義務

(1) 裁判員候補者の義務

(意見)賛成する。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

(意見)ア～エについては賛成する。オについては、「裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者」に対して守秘義務を負わせるか、どの程度の守秘義務を負わせるかについては、議論がある。詳細は、7(2)裁判員等の秘密漏洩罪の部分を参照。

(5) 裁判員及び補充裁判員の解任

(意見)賛成する。

4 公判手続等

(1) 総論

(意見)総論自体には賛成する。しかし、総論が述べる「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与できるよう、迅速で分かりやすい審理」を実現するためには、

全面的な証拠開示制度の創設、

直接・口頭主義の徹底(伝聞法則の厳格化)、

との関係で取調調書等の任意性・信用性を容易に判断できるようにするための捜査の可視化、

集中審理・連日的開廷を可能ならしめるための保釈の原則化等の勾留制度の改善、刑事訴訟法39条3項の削除を初めとする接見交通権の実質的保障、国費による弁護人に対する十分な費用保障、弁護人に対する調査

権限の付与等の制度的保障

事実認定手続と量刑手続の明確な分離と量刑事実調査制度の創設等の制度改革

- が不可欠である。
- (2) 準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連)
(意見)賛成する。審理を迅速で分かりやすいものにするには、充実した公判準備手続が不可欠である。制度設計にあたっては以下の点に留意すべきである。
公判準備手続は、後述する証拠開示を前提にした争点整理に基づいて有効な審理計画を立てることを目的とする。
公判準備手続は、起訴後検察官による証拠開示が行われ、「警告期日」が開廷され、当事者の準備期間を経た段階(あるいは当事者の準備活動と並行しつつ)で行われる必要がある。
公判準備手続では、争点整理、証拠調べ請求手続、証拠の採否(証拠能力の判断を含む)に関する決定手続、公判期日の確定等の手続が行われる必要がある。
公判準備手続は公開すべきである。現在の手続が全て公開法廷で行われている以上、非公開にすべき理由は認められない。裁判員への影響を危惧して非公開とすべき意見もあるが、公判準備手続の段階では裁判員の選任が行われていないのであるから、かかる危惧は極めて抽象的なものに過ぎないから、公開を否定する理由とはなり得ない。
被告人の出席及び発言権についても認めるべきである。同様に、現在の手続と比較して否定する理由はない。
公判準備手続の目的からして、公判準備手続に付された後の補充捜査は原則として禁止すべきである。
公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止すべきである。公判準備段階で争点整理を行う以上、公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止しなければならない。
「争いのある事件」については、公判準備手続の裁判官とその後公判手続等に関する裁判官を分ける必要がある。これに対し、「争いのない事件」については、同一裁判官が担当することを認めて良いと思われる。「争いのある事件」の範囲を、量刑判断に影響を及ぼす罪体に関する事実について争いがある場合にまで含めた上で、「争いのない事件」においては、公判準備手続と公判手続を同一裁判官が担当する制度でも特に支障は生じないと思われる。
- (3) 弁論の分離・併合
(意見)賛成する。
- (4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)
(意見)賛成する。
- (5) 宣誓等
(意見)基本的に賛成する。但し、裁判官から裁判員への教示(説明)は公開の法廷で行われるべきであり、また、その内容について当事者の異議権を認めるべきである。
- (理)裁判官が事件に適用されるべき法と事件の争点をどのように説明するかによって裁判員の判断は大きく変わる可能性がある。したがって、裁判員に対して行われる適用される法や争点に関する説示は公開の法廷で当事者のチェックの下に行われるべきである。また、この説示が評議の中で十分反映されなければ何らの意味もないのであるから、判決書においてもこれが十分反映されるような制度を構築する必要がある。選挙人名簿から事件毎に無作為抽出された裁判員は、法の原則や事実認定の方法について、ほとんど知識・経験がない。したがって、法律について適正な説明を行ない、事実認定の方法について説明をすることは、必要不可欠なことである。その際重要なことは、もしも裁判員に対する説明が適正になされない場合には、誤った事実認定がなされる可能性が高いという点である。裁判員は、法律について素人であるだけに、もしも間違った説明がなされてしまえば、裁判員の実事認定も間違ってしまう可能性が高くなる。したがって、裁判員に対する説明は、適正になされなければならない。この適正さを担保するものが、当事者の異議権である。すなわち、裁判官が行なった裁判員に対する説明が法律の原則に反していたり、争点整理の仕がおかしかったり、事実認定の方法の説明が誤っていたりする場合には、これを適正に正す手続が必要となる。その役割を果たすのが、当事者の異議権である。裁判官の裁判員に対する説明が間違っている場合には、当事者から異議を述べることができるようにしておくことによって、裁判官の裁判員に対する説明が適正になされることを担保すべきである。そのためには、裁判官による裁判員に対する説明は、公判廷で、当事者が立ち会っている場で行われなければならない。なお、裁判員が裁判官の評価を行い、評価アンケートを提出し、それが人事評価の資料になるという制度を創設することによって、上記の裁判官の発言に対する規制を制度的に保障することになる。
- (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置
(意見)賛成する。
- (7) 証拠調べ手続等
(意見)基本的に賛成する。但し、公判記録については、原則として、速記が行われるべきである。手続についての公判記録は、上訴理由を見出すという観点からも、争点整理を含めて詳細に記載すべきである。ところで、裁判員制度における証拠調べ手続等について考える際に、最も重視な課題は直接主義・口頭主義の徹底である。市民参加の裁判である裁判員制度のもとでは、これまでのように捜査段階の供述調書を重視する裁判は実際上不可能であり、調書中心の裁判を廃止し、直接主義・口頭主義の徹底が図られなければならない。審議会意見書でもその旨が明確に指摘されているにもかかわらず、骨格案では明確に触れられておらず、この点において、極めて不十分なものとなっている。
- (8) 判決書等
ア 判決書は評議の結果に基づいて裁判官が作成する
(意見)基本的に賛成する。但し、裁判員制度では、直接主義・口頭主義のもとで争点を明確にした上、集中審理・連日開廷が行われ、審理終了後直ちに評議を行い、評決が行われるので、判決書の形もこれに沿ったものとするべきである。有罪判決については、説示で明らかにされた争点毎に、評議の結果を踏まえて記載されるべきであり、理由についても評議の結果を反映できるように記載すべきである。証拠についても、直接主義・口頭主義のもとでの限界はあるが、証拠と認定事実との関連性についてできるだけ詳しく論じるべきである。これに対し、被告人を無罪とする場合、特に理由を付す必要はないのではないかと考えられる。無罪判決に対して事実誤認を理由とする検察官上訴を認めないのであれば、実益がないからである。
- イ 裁判員の署名・押印
(意見)賛成する。但し、裁判官は評決後判決前に判決理由の骨子を口頭で裁判員に伝え、その了承を得ておく必要があるものとする。
- 5 控訴審
(意見)控訴審についても、裁判員制度によるべきである。但し、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止すべきである。
(理)控訴審が裁判官のみによって構成され、しかも、被告人の不利な方向での破棄自判が可能であるとすると、最終的には裁判官のみによって判断されることになり、国民の司法参加という裁判員制度の意義は大きく失われることになる。また、裁判員裁判が、国民の実質的な参加による裁判であって強い民主的正当性を有していること、原則として直接主義・口頭主義による証拠調べに基づいて行われるものであることからすると、裁判員裁判による事実認定を覆す理由としては、「無罪の救済」しか、正当性を持ち得ない。かかる理由から、上訴は有罪判決に対するものに限られ、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止されるべきである。
- 6 差戻し審

(意見)賛成する。

(理由)裁判員制度の本来の趣旨や証拠の引継ぎの困難さから統構構造とすることには無理がある。覆審構造とした上で、既に行った証人尋問の結果をビデオ再現するなどの方法を用いることにより裁判手続の効率化・迅速化をはかるべきである。

7 罰則

(1) 裁判員等の不出頭等

(意見)賛成する。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪

(意見)「裁判員及び補充裁判員の職に現在ある者」についての守秘義務及び秘密漏洩罪については賛成するが、「過去にこれらの職にあった者」については、原則として守秘義務や秘密漏洩罪の規制を課すべきではない。

(理由)評決が決するまでの間は、裁判員に守秘義務を課さなければならない。なぜなら、評議の内容が外部に公表されると、外部からの不当な介入の口実を与え、評決の公正を害することになるからである。また、同じ理由で、評決は非公開としなければならない。しかし、評決後に、評議に関する事項につき、全面的に守秘義務を課すべきか否かについては、両説に分かれる。守秘義務を課すべきとする説(全面非公開説)は、たとえ事後的だといえども、評決の内容を明らかにすることは、その公表による事後的非難を恐れて意見を言わなくなるなどの評議の公正を害する危険性があると言う。他方、原則として守秘義務を課すべきではないとする説(事後原則的公開説)は、評決の公正を監視・担保するためには、評議の内容が一定程度明らかにされなければ、批判・評価のしようがないと言う。特に、裁判官と裁判員の数がどのようになるかにもよるが、裁判官が終始評議を主導する形で評議がなされることを防ぎ、裁判官と裁判員が対等に評議を行ったか否かを点検するためには、評議の内容を一定程度明らかにして、批判・議論の対象にする必要がある。但し、自己がどのような意見を述べたかは別にして(但し、自己の意見であっても、発言者を特定することは許されない、との説もある)、具体的に、発言者を特定することは、事後的にであれ、当該裁判員が非難の対象にされることを恐れて、公正な立場で評決に参加することはできないであろうから、事後公開説によっても、その公表内容は、一定程度抽象的にならざるを得ないであろう。もっとも、事後であれば、全面的に公開すべしとの説(事後全面公開説)も、理論的には考えられ得るが、前記のとおり、評決の公正を害する弊害(個人攻撃の恐れ)は無視できず、そのような説は採用の限りではない。殊に、裁判員制度は、わが国で初めて導入される制度であり、制度発足当初には、評議が公正に行われ得るか否かを点検しながら、是正すべき点を見出さなければならぬという観点からすれば、当面は、前記の事後原則的公開説を採用し、その弊害が無視できない場合には全面非公開説へ移行する、というのが至当ではなからうか。もっとも、裁判員には取材に応じる(公表する)義務まではないので、評議の内容を公表するか否かは、専ら、裁判員の自由な判断かつ責任においてなされることとなる。また、裁判官も、裁判員と別異に取扱う必要はない。そして、これを機に、裁判官による裁判の合議も、裁判員制度と同様に、事後原則的公開説に踏み切るべきである。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

(意見)賛成する。

(4) 裁判員等威迫罪

(意見)賛成する。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

(意見)賛成する。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員等の個人情報保護

(意見)賛成する。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

(意見)マスコミやフリージャーナリスト等の取材との関係は、裁判員の守秘義務と裏腹の関係にあると考えて良い。従って、評決が決するまでの間は、取材を禁止すべきである。しかしながら、評議の終了後は、前記の事後原則的公開説の範囲内で、取材を可とすべきであろう。特に、裁判員制度の定着・発展・改善の対象には、評決の改善も当然に含まれ、それを国民的批判・評価の下にさらすために、報道の果たす役割は大きい。従って、このような観点からも、事後原則的公開説を採用し、取材による弊害は、ガイドラインの制定などのルール化によっては是正すべきではなからうか。また、冤罪の支援団体等による要請に関しては、規制が過度に働かないように慎重な検討が必要である。

(3) 出頭の確保

(意見)賛成する。

「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見

第1 総論

1 はじめに

わが国の刑事裁判は、「絶望的である」と評されて久しい。刑事裁判は、形骸化していると言わざるを得ない。また、極めて限られた事例とはいえ、一部に長期化したものがあることも事実であろう。この意味で、刑事裁判の充実・迅速化のための諸制度の改革が必要とされていること自体に異論はない。特に、今般の司法制度改革において導入される裁判員制度を前提とすると、その改革の重要性は明らかである。しかし、今回裁判員制度・刑事検討会の事務局から提示された「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要」についての「骨格案」(以下、単に「骨格案」という)には、根本的な疑問を呈さざるを得ない。その第1の問題点は、「骨格案」には、わが国の刑事裁判を形骸化させ、時として長期化させていた根本原因に対する分析検討が全くなされず、単なる小手先の改革案が提示されているにすぎないことである(わずかに第4で、「直接主義・口頭主義の実質化」という項目があるが、実質的な内容は、何も含まれていない)。わが国の刑事裁判を形骸化させ、あるいは長期化させていた根本原因は、間違いなく「調書」裁判である。捜査機関が、密室で長時間かかって「作文」した調書が最重要証拠とされ、裁判の多くの時間が調書の証拠能力や信用性を判断するための審理に費やされる。裁判官は、公判での証言・供述より、裁判官室で読むこれら調書から心証を形成する。このような「調書」裁判を打破しなければ、いくら声高に刑事裁判の充実・迅速化を唱えても、真の充実した裁判など望むべくもなく、絵に描いた餅にすぎないことになる。その根本にメスを入れる必要がある。第2に、「骨格案」は、「刑事裁判の充実・迅速化」の名のもとに、捜査権力と、何の権力も持たない被告人・弁護人の彼我の能力の違いや、刑事訴訟手続の動的な性格を無視ないし軽視している。さらに、弁護側の手足を縛るような義務化や規制強化の提案が随所になされている。たとえば、「骨格案」は、第1回公判期日前の準備手続で、受訴裁判所の関与を肯定するなど(第1、1(4)準備手続の主宰者)、裁判所の予断排除の原則を軽視しつつ、裁判所による職権的手続の強化を図っている(第3 訴訟指揮の実効性確保)。他方で、黙秘権の実質的侵害となりうる被告人主張の明示を義務づけるが(第1、4 被告人側による主張の明示)、検察官手持証拠の開示に関しては、弊害を強調し、開示の範囲を限定的に解する案を採用している(第1、3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示)。確かに、一見現行制度より、証拠開示の制度が明確化され、開示の範囲を広げる内容とも読めないではないが、運用如何によっては、証拠開示というより、現行実務の運用よりも後退した、証拠不開示制度の創設にさえつながりかねない危険性も否定できない。さらに、開示証拠の目的外使用を刑罰をもって禁止するなど(第1、9)、弁護側の活動に大きな足かせをはめようとしている。言うまでもなく、強大な権力を有する捜査機関と、何らの権限も持たない被告人・弁護人との間では、証拠の収集能力に、圧倒的な差が存在する。そうであるにもかかわらず、「骨格案」が提言するような形で、被告人・弁護人が、事実上唯一の武器と言える黙秘権を奪われた上、検察官と同時期に対等な主張を強要され、さらには事件に予断を抱いた裁判所による強権的訴訟指揮の下に裁か

れることとなれば、圧倒的な権力の下に被告人・弁護人の防御権は、重大な危機に瀕することになる。また、公判手続は、準備手続の内容を形式的に確認する儀式的場となってしまふおそれすらある。実質的当事者主義を実現することによってこそ、裁判の充実・迅速が図られる。刑事裁判の充実・迅速化ための方策の制度化は、そのような認識に立って構想されなければならない。

2 刑事訴訟の大原則

刑事裁判は、国家刑罰権の有無及びその範囲を決定する手続である。国家刑罰権の行使は、処罰を受ける者の人権に対する重大な制限を生ずる。もし、国家刑罰権の行使を誤れば、極めて深刻な人権侵害をもたらすこととなる。四つの死刑冤罪事件をはじめとして、数々の冤罪事件は、間違った国家刑罰権の発動が、どのように深刻な人権侵害を招来したかを教えている。憲法は、国家刑罰権の行使を誤ることによる深刻な人権侵害を避けるため、刑事訴訟における基本的なルールを定め、刑事訴訟法がそれを具体的に規定した。刑事訴訟における基本的なルールとは、次のようなものである。

(1)公開の裁判を受ける権利

刑事被告人は、「公開」の「裁判を受ける権利」を有する。これは、密室裁判による人権侵害を防止し、適正かつ公正な裁判を実現するため、市民が監視する中で刑事裁判を行わなければならないという、基本的な原則である。

(2)黙秘権の保障

刑事被告人は、黙秘権を有する。これは、自白を重視してきたことが、拷問による自白強要をもたらし、深刻な人権侵害をもたらしてきたことに対する歴史的反省から、被告人に自白を強要されない権利を認めたものである。

(3)無罪推定の原則

被告人は無罪の推定を受け、有罪の立証責任は検察官が負う。これは、警察・検察が強大な国家権力を用いて捜査を行うのに対し、被告人・弁護人側には十分な調査を行うことも困難であるという、警察・検察が圧倒的に優位な状況を踏まえ、被告人が有罪であることを立証する責任は検察側にあり、被告人側には、無罪を立証する責任はないことを明確にした原則である。

(4)予断排除の原則

さらに、無罪推定原則を手続的に保障するために、裁判所の予断を排除する起訴状一本主義が採られている。すなわち、公判期日において弁護人が意見を述べるまでは、裁判所には一切の証拠は提出されず、裁判所は、全く白紙の状態に裁判に臨むものとされているのである。ところが、今回示された「骨格案」は、これら刑事訴訟の大原則を根底から覆しかねないものとなっている。私たちは、刑事裁判に真剣に取り組む弁護士として、多大な懸念を抱かざるを得ない。先に述べたように、憲法で「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」が被告人に保障されている意味は重要である。しかるに、「骨格案」の内容は、被告人の権利の保障よりは、被告人・弁護人に対する強権的な訴訟指揮権行使による「迅速化」の発想が強く見受けられる。これでは、人権を保障するための迅速な裁判ではなく、単に「迅速な処罰」をもたらす危険が現実のものになってしまう。適正・公正が確保されてこそ「迅速」な裁判の意味がある。現在の刑事訴訟では、捜査資料の弁護側に対する開示が不十分にしかなされず、取調過程の可視化もされていない。「人質司法」と言われるように否認事件ではなかなか保釈が認められない。鑑定手続等に時間を要する。証拠収集能力・権限において被告人・弁護人側と警察・検察側とは圧倒的な力の差がある。被告人側の立証に対して偽証罪等を振りかざして妨害するなどの事例も現実としてある。適正・公正で迅速な刑事裁判を実現するには、これらの問題の解決が必要不可欠である。ところが、「骨格案」には、それらの視点が欠如していると言わなければならない。以下、これらの点を基本的視点とした上で、刑事裁判の充実・迅速化についての意見を述べる。

第2 各論

1 「調書」裁判の打破のために

第1で述べたとおり、刑事裁判の充実・迅速化のために最重要なのは、調書裁判の打破である。特に、争いのある事件において、公判で裁判官ないし裁判員が直接耳にした証言・供述よりも、密室で捜査官によって作成され、裁判官ないし裁判員が公判外で読んだ「調書」が重視されるようなことがあってはならない。そのためには、最低限以下のような制度改革が必要である。

(1)取調べ全過程の可視化(録画ないし録音)

公判廷において、捜査段階における自白の任意性・信用性の判断が容易にできるようにするため、被疑者取調べを可視化して後から検証できるようにする必要がある。その全過程の録画・録音を義務化すべきである。取調べ全過程の録画・録音がなされれば、被疑者が捜査段階でどのような取調べを受け、どのような供述をしていたのかについて、争いの余地がなくなる。このことは、録音を義務づけたイングランド・ウェールズにおける経験からも明らかである。イングランドでは、昨年から取調べ全過程の録画が実施されており、わが国でも取調べ全過程の録画・録音を義務付けるべきである。なお、司法制度改革審議会意見書では、書面による記録化を義務づける限りでの提言がなされ、推進本部の議論もそれを前提としているようであるが、書面による記録化にとどまるのであれば、結局その記載の正確性、あるいは、記録上明らかでない事項をめぐって、争いが生じることは不可避である。これでは何の解決にもならない。自白の任意性・信用性の判断を容易にし、適正手続を保障するだけでなく、裁判の充実・迅速化にとって取調べの可視化が不可欠なことは明らかなのであるから、取調べ全過程の録画ないし録音制度を直ちに導入すべきである。

(2)伝聞法則の徹底

不同意となった供述調書は、証拠として採用できないことを徹底すべきである。そもそも裁判員はもろろのこと、裁判官が、取調官の作文にすぎない供述調書を、公判外で読むことによって、心証をとること自体が、直接主義、口頭主義、公判中心主義に反し許されるべきことではない。そもそも、調書が取調官の作文にすぎないという実態の認識から出発すべきである。結局、刑事裁判の充実は、上記した取調べの可視化を全うさせるとともに、公判において伝聞法則を徹底させることに尽きる。

2 「骨格案」が提示した各論点に対する意見

(1)「第1回公判期日直前の新たな準備手続」(第1)

ア 準備手続の主宰者(第1、1(4))

「骨格案」は、受訴裁判所を準備手続の主宰者としているが、第1回公判期日直前に受訴裁判所に準備手続を主宰させることは、起訴状一本主義・予断排除の原則をないがしろにするものであって、裁判員制度対象事件であるか否かを問わず反対せざるを得ない。この点、起訴状一本主義・予断排除の原則の意味が問題となりうるが、少なくとも、公判前に受訴裁判所が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐことが許されないという点では、まず異論はないはずである。今回新たに検討されている準備手続では、現在行われている準備手続に比して、証拠開示等将来証拠として採用されるか否かが不明の証拠をめぐり、かなり踏み込んだ実質的な争点整理が予想されるところであり(「骨格案」第1、7の証拠開示に関する裁定等を参照)、準備手続を通じて、裁判所にこのような意味において予断が与えられる危険性、すなわち捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ危険性も格段に大きくなると考えられる。よって、準備手続における主宰者は、受訴裁判所以外とすべきである。しかも、骨格案では、同じ受訴裁判所の中の裁判官と裁判員との間で、情報の格差が生じることとなり、ひいては予断を持った裁判官が、当該予断に基づいて、裁判員の議論を誘導支配することとなりかねない。骨格案は到底採用できないものと言わなければならない。したがって、第1回公判期日直前の準備手続は、受訴裁判所以外の裁判所ないし裁判官が主宰すべきである。もとより、上記のとおり、この問題は、準備手続の内容が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ場にならないものとするべきこととの関係で決せられるべきものであるから、後述する準備手続の内容の設定とも関連する問題である。そのため、準備手続の制度設計に際しては、少なくとも、受訴裁判所が証拠に触れる制度は絶対に許されないとの観点で構想されなければならない。

イ 準備手続の方法等(第1、2)

a 準備手続の方法(第1、2(1))

まず、イ後段の「裁判所は、被告人に対し、弁護人による主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について確認を求めることができるものとする」との規定は、被告人と弁護人の関係を全く理解しないものであって、削除すべきである。すなわち、かかる手続は、裁判所が被告人と弁護人との間に容喙することを認めるものであって、不当である。そもそも被告人と弁護人との間は、秘密交通権が保障されていることから明らかであり、裁判所といえども介入すべきものではない。実際、介入の仕方如何によっては、被告人と弁護人との信頼関係そのものを破壊するおそれすらある。さらに言えば、かかる規定が定められれば、裁判官が、意に添わない弁護人の方針を排除する意図をもって、そのような介入をすることもあり得るのである。裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度を設けることなど、断じて許されてはならない。この規定の意味は「不適切な弁護」の存在を想定して、裁判所が被告人に対して後見的立場に立つ場面も必要という趣旨に重点があるのかも知れないが、そのような場合であっても、裁判所はあくまでも弁護人との間で問題を解決すべきである。また、「エ 裁判所は、弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求めることができるものとする」とあるが、これも、削除すべきである。裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度が許されるべきではないことは、上記のとおりである。しかも、被告人に署名を求めることは、実質的に被告人の黙秘権を侵害するものであって、この観点からも上記規定は、絶対に許されない。

b 準備手続の内容(第1、2(3))

骨格案によれば、準備手続で行われるのは、訴因・罰条の明確化、争点の整理、証拠開示に関する裁定、立証趣旨等を明らかにさせること、専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠決定、証拠調べの順序・方法の決定等である。これらの手続は、刑事裁判を進行する上で、非常に重要な手続であるから、公開法廷において行われるべき手続である。これらの手続はいずれも、市民が監視する公開法廷で行われることによつて、その適正さが保障され、刑事裁判に対する市民の信頼の重大な基礎となっているのである。準備手続の内容とされている手続は、公開法廷で行われなければならない。特に、違法収集証拠における違法性判断や任意性に関する事実の取調べを、非公開かつ裁判員の関与しない準備手続で行うという趣旨であれば、明らかに不当である。少なくとも、上記違法性や任意性の判断は、主に事実の存否が争点なのであって、当然に公開の法廷で、裁判員が関与するなかで行われるべきである。実際、これらの論点は、任意性については信用性の問題と密接不可分といえ、違法収集証拠の問題も仮に違法排除の結論とならなくとも、多くの場合情状事実たり得るともされているから「専ら証拠能力の判断」とはいえないのである。

ウ 検察官による事件に関する主張と証拠の提示について(第1、3)

a 取調べ請求証拠の開示(第1、3(2))

イ後段の、「これを開示することが相当でない」と認める場合には、供述要旨を記載した書面の閲覧をする機会を与えることによるものとする」との規定は削除すべきである。ここで、「これを開示することが相当でない」と認める場合」がいかなる場合を指しているのかは明らかではなく、その判断権者も明らかではないが、このような規定が設けられれば、当該証人の原始供述における矛盾・変遷や不合理などが隠蔽されてしまい、有効な反対尋問の機会を奪うおそれ大きい。このような規定は、「弊害」の概念の曖昧さや、その判断を検察官にゆだねる運用を生みかねないこととも相まって、証拠不開示制度の創設ともなりうる。削除すべきである。

b 取調べ請求証拠以外の証拠の開示(第1、3(3))

「骨格案」は、「たたき台」における原則開示を志向するA案を退け、限定開示型を志向するB案を採用した。しかし、これには反対がある。すなわち、骨格案は、証拠の一覧表の交付すら認めないまま、被告人・弁護人に「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかに」する義務を課せようとするものである。しかし、被告人・弁護人にとっては、権力が収集した証拠として、いかなるものが存するかがわからないのが通常であつて、このような義務を認めること自体が、弁護側に不可能を強いるものに等しい。証拠開示制度において、一覧表の開示は、必要不可欠である。そもそも、骨格案に基づいて裁定を繰り返す、さらに争点に関連する証拠開示でも裁定を繰り返すなどという手続自体、煩雑にすぎ、迅速な手続を阻害しかねない。また、骨格案は、開示請求に至る要件を限定して絞り込んだうえで、検察官が、「相当と認めるとき」に開示すれば足りるというのであつて、不開示の範囲が無限定に広がるおそれがある。さらに、骨格案で、あないしくして列挙された証拠で十分とも思われぬ。たしかに、ここで列挙された証拠は、かなりの範囲に及んでいる。しかし、例えば、捜査報告書や復命書が含まれておらず、捜査の端緒をはじめとする捜査の経過や、取調べ経過などの証拠が開示されないとすれば、それは現行実務より後退するものにさえなりかねない。仮に捜査機関と重要証人との間に、捜査経過で取引がなされていたりすれば、捜査手続の違法性や証拠の信用性に重要な疑義が生じることになるが、捜査の経過についての捜査報告書が列挙されていないため、かかる経過が隠蔽されてしまう可能性も高いといわざるを得ない。結局、骨格案は不開示制度に墮す危険をぬぐえない。証拠不開示制度の創出となりかねない危険性を除去するためには、開示請求の要件の絞り込みを解除したうえで、最低限、捜査報告書(復命書)、被告人の身体拘束に関する記録は、これら類型に付加されなければならない。ともあれ、充実・迅速の観点から、「たたき台」のA案が妥当であるが、A案にも問題がある。「たたき台」A案は、「開示により弊害を生じるおそれがあるとき」には証拠開示を制限しているが、「弊害を生じるおそれ」との要件は、曖昧かつ無限定である。より厳格な限定が必要である。

エ 被告人側による主張の明示(第1、4)

刑事裁判の充実・迅速化を図る趣旨で、検察官だけでなく、被告人側にも主張の明示を要求しようとする「骨格案」の考え方自体は、決して理解できないわけではない。しかし、言うまでもなく被告人には、黙秘権が保障されなければならない。被告人側に主張明示を義務づけることは、この黙秘権の保障を実質的に侵害するおそれがある。また、絶大な捜査権限を有する捜査機関とは異なり、被告人・弁護人には何らの権力もない。また、弁護側の証拠は、たとえば弁護側証人に捜査機関が接触することにより、容易に供述内容が後退したり、出廷そのものを拒まれたりすることから明らかであり、捜査機関が収集する証拠に比して、圧倒的に脆弱である。かかる被告人・弁護人に、検察官と同様の主張明示義務を課すことは、実質的に弁護側の防御権を奪いかねない。また弁護側の主張や証拠は、検察官証拠の弾効がその中心となるが、弁護側による弾効内容や弾効証拠の事前明示・開示は、弾効の趣旨を無効ならしめる危険があることなどにも、十分な配慮が必要である。被告人側の主張の明示や証拠開示については、かかる観点からの慎重な検討が必要である。

a 主張の明示等(第1、4(1))

「骨格案」Aは、被告人又は弁護人に、無条件に主張の明示義務を認めるものであるが、上記のような被告人の黙秘権や弁護側証拠の脆弱性・弾効としての性格に対する配慮を全く欠くものであって、不当である。少なくとも「できる限り」との限定は付されなければならない。弁護側証拠の事前開示を定めた同イは、被告人又は弁護人に、無条件に開示義務を認めるものであるが、いずれも前記のような弁護側証拠の脆弱性・弾効としての性格を考慮しないものであって、不当である。しかも、被告人にも開示義務を認めることは、被告人の黙秘権を実質的に侵害するものであり、到底許されない。したがって、弁護側証拠の事前開示は、Aと同様に「できる限り」との限定を付すべきである。なお、弾効のための証拠について、事前開示が求められないことについては、民事訴訟規則102条の規定が参照されるべきである。また、弁護側が事前に開示した証拠については、捜査機関による事後的な接触を禁止するなど、捜査機関側からの圧力を防止する規定を設けるべきである。

オ 争点に関連する証拠開示(第1、5)

被告人側主張に関連する検察官手持証拠の開示を定めたものであること自体は、積極的に評価できる。しかし、開示の要件として「被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の類型及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は弁護人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかに」することを要求した上、検察官が「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるとき」としているのは、余りに限定しすぎるものといわなければならない。特に、弁護人側は、検察官手持証拠の内容を知り得ないのであるから、上記のような限定を課されれば、事実上証拠開示は不可能となる。弁護人は、証拠の類型と当該証拠と主張事実との関連性を明らかにすれば足りるとすべきである。また、後者については、「罪証隠滅、証人威迫といった弊害の具体的かつ高度の蓋然性を主張立証しない限り開示しなければならない」との趣旨にすべきである。

カ 証拠開示に関する裁定(第1、7)

a まず、証拠開示の重要性から、証拠開示についての裁定は、公開法廷で行われるべきである。

b 証拠の提示命令(第1、7(3))

いわゆるインカメラ手続を定めたものであるが、かかるインカメラにより、相手方当事者に開示されない証拠によって、裁判所が心証を形成しないための制度的な保障が必要である。かかる観点からも、準備手続は、受訴裁判所が行うべきではない(第1、1(4)準備手続の主宰者参照)。少なくとも、この手続に受訴裁判所が関与することは絶対に許されない。

c 証拠の標目の提出命令(第1、7(4))

「骨格案」は、同イで、裁判所は提出された証拠の標目の一覧表を被告人および弁護人に開示しないことを規定しようとしているが、これは不当である。インカメラ手続をとるとしても、証拠の標目の一覧表の開示まで、被告人および弁護人に拒否すべき理由はない。端的に、「裁判所は、アにより提出された一覧表を、被告人及び弁護人に開示しなければならない」とすべきである。

キ 争点の確認等(第1、8)

a 準備手続終了後の主張(第1、8(2))

準備手続に失権効を認めるか否かであるが、刑事訴訟は、動的な手続であって、証人尋問等、証拠調べ手続の内容や進行如何によって、証拠構造や新たな論点が出てくることは避けられない。特に、証拠収集の権力を持たない被告人・弁護人側には、そのような事態は往々にして発生する。また、準備手続に失権効を認めれば、被告人には、事実上事前に主張を明らかにする義務が課せられることになりかねず、実質的に黙秘権が侵害されることとなる。したがって、「骨格案」が、失権効を認めなかったことは評価できる。

b 準備手続終了後の証拠調べ請求(第1、8(3))

ところが、「骨格案」は、主張制限は削除しながら、新たな証拠調べ請求を否定した。しかし、上記aと同様の趣旨から、「骨格案」が、被告人・弁護人双方について新たな証拠の取調べ請求を否定するのは、不当である。主張制限の削除に合わせて、新たな証拠調べ請求を認めるべきである。

ク 開示された証拠の目的外使用の禁止等(第1、9)

a 目的外使用の禁止(第1、9(1))

「骨格案」として示されたア、イ、ウの各規定は、いずれも相当ではなく、削除されなければならない。ここでいう開示証拠が、公開法廷で取調べられた証拠を含むのか否か定かではないが、仮に含むとするのであれば、公開されたものを限定して用いるべきというのであって、これは全くの誤りといわざるを得ない。また、公判で取り調べられていないものについてであるとしても、刑事訴訟法47条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない」と規定しているものの、但書で「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りではない」としており、公表できる場合を比較的広く認めている。同条にいう「訴訟に関する書類」には、裁判所保管のもののみならず、検察官・弁護人らの保管しているものも含むと解されているのであって(註釈刑事訴訟法第1巻、199頁参照)、ここからは開示証拠を審理の準備以外の目的に使用することを例外なく禁止し、しかも、過料、罰則の制裁をもって、この禁止を法的に強制しなければならない法理などは、窺われない。このような禁止は、冤罪事件の支援活動に対して、大きな制限として働く可能性がある。また、今、証拠の目的外使用の禁止制度を創設すべきとする、合理的な必要性を根拠づける立法事実は存在しない。開示証拠が審理以外の目的に使用されたために、刑事裁判の審理が困難となったとか、被告人が不当に処罰を免れたとか等の具体的な弊害が生じていたとは思われないのである。仮に名誉毀損や脅迫、恐喝などに使用されたというのであれば、それぞれの犯罪として対応し、処罰すれば足る。結局、「骨格案」のような提案は不要というべきである。

b 開示された証拠の管理(第1、9(2))

開示された証拠の管理について、弁護人に管理義務を認める「骨格案」も相当ではない。まず、「みだりに他人にその管理をゆだねてはならない」という「他人」に被告人が含まれるのであれば、強く削除を求めざるを得ない。ただし、開示された証拠の写しを弁護人が管理すべきとする実質的根拠は存在しないとする見解も有力だからである。開示された証拠については、被告人の自己情報支配権として被告人の管理権が認められるべきであり、弁護人には、被告人の自己情報管理権から独立して、開示証拠を管理する責任はないし、それを根拠づける実質的根拠は見いだせない。もし、「弁護人は、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないものとする」という規定の「他人」に被告人も含まれるとすれば、開示証拠に対する被告人の管理権を全面的に否定することになるが、その妥当性は甚だ疑問である。実際、被告人が、裁判途中や一審または控訴審終了後に他の弁護人に依頼するために当該弁護人に開示証拠の写しの引き渡しを求めるのは、正当な要求であり、これを弁護人が拒む理由はないであろう。裁判終了後においても、被告人には再審を請求する権利があるし、えん罪を主張する被告人が裁判終了後も、開示証拠の写しを手許においてえん罪を晴らすために検討、研究したいとすることは正当な要求である。弁護人の開示記録管理責任は被告人のこのような正当な要求・活動を制限する結果となるものであって、認められない。結局、この「骨格案」も不要である。

(2) 「訴訟指揮の実効性確保」について(第3)

開示された証拠の目的外使用についての罰則規定化の姿勢と同様であるが、これから裁判員制度を導入し、審理を充実させるための新たな制度を創設しようとする段階で、まず弁護人に対する不信を前提とする規定を設けようとする姿勢自体、甚だ遺憾という外はない。如何なる制度も不信から出発して実りある制度創設が実現できるとは思われないのであって、かような発想自体、改められるべきである。このことを前提に、以下、若干、指摘する。

ア 国選弁護人の選任(第3、1)

このような規定を設けなければならないとする立法事実があるのであろうか。甚だ疑問である。しかも、新たに弁護人を選任するとすれば、通常は手続の進行は大幅に遅れることとなる。「迅速化」のために新たな弁護人を選任するというのは、背理である。「骨格案」は、新たな弁護人は、単に法廷に出頭するだけで良いとでも考えているのであろうか。このような規定は、削除すべきである。少なくとも、「弁護人が……出頭しないおそれがあるとき」にまで拡張すべきでないし、「但し、被告人の防御権を不当に制限するものであってはならない。」との規定は必ず付加されるべきである。

イ 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等(第3、2)

いずれも不当であって、削除すべきである。特に、過料や費用の賠償は問題外である。処置請求は、現行刑訴規則303条で足りる。このような不信に基づく立法化を前提にするならば、訴訟指揮そのものが不当で誤っているときの手当ても、同時に規定しなければならないこととなる。ただし、これらの規定は、不当な弁護活動を想定しているものと思われるが、そうとすれば同時に不当な訴訟指揮というものもあり得るといわざるを得ないからである。そうだとすると、片や、訴訟関係人に過料まで科すということにしながら、他方では、現在の異議などで対抗する以外ない上

に、そのような対抗に対する制裁の判断自体が、当の訴訟指揮をなす者によってなされるということになり、結局、決定的にアンバランスな制度の創設という外はない。不当な訴訟指揮が野放しになるという帰結を招くだけで、これは裁判の充実でも何でも無い。このような制度を設けなければならぬ立法事実自体、想定しがたいというべきである。時に生じる訴訟指揮と訴訟関係人の活動との間の紛糾の規律の仕方は、最低限の信頼関係を前提にまずなされるべきである。そして、それを越える場合は、現行制度によることで足るはずである。

(3)直接主義・口頭主義の実体化(第4)

上述のとおり、まず何よりも取調べの可視化が不可欠である。これを欠くことは許されない。

(4)即決裁判手続(第5)

「骨格案」の提案は中途半端な制度で意味があるとは思われない。しかも、刑事裁判が被告人に与える感銘力を大幅に減少させることとなる可能性が高い。裁判の充実・迅速の観点からはアレイメントの導入に踏み切るべきである。
(大阪弁護士会刑事弁護委員会有志)

第1 総論

1 パブリック・コメントの位置づけについて

今回のパブリック・コメントは、検討会事務局のいわゆる「たたき台」及び「座長試案」に対するパブリック・コメント募集に引き続くものである。前回の座長試案に対するパブリック・コメントでも述べたところであるが、座長試案では、先の「たたき台」について、寄せられたパブリック・コメントは、何らかの形で、反映されて然るべきはずであったし、今回の「骨格案」では、座長試案に対するパブリック・コメントの内容が反映されるべきであった。ところが、先の座長試案の「概要」及びその「説明」でも、今回の「骨格案の説明」でも、パブリック・コメントに対する言及は全く認められないし、内容的にも、数多くのパブリック・コメントの意見を汲み取ったという形跡は認められない。これを完全に無視しているときざらを得ない。

今回のパブリック・コメント募集期間は、わずか2週間である。結局、パブリック・コメント募集が、単なるアリバイとして実施されているのではないかとの印象を持たざるを得ない。

いずれにしても、座長をはじめ検討会におかれては、パブリック・コメントの指摘を真摯に受け止めて、検討されるようお願いする。

2 基本的視点

われわれは、先の充実・迅速化についての「たたき台」に対するパブリック・コメントの冒頭で、「『たたき台』には、わが国の刑事裁判を形骸化させ、時として長期化させている根本原因に対する分析検討が全くなされず、極めて小手先の改革案が提示されているにすぎない」と指摘した。同時に、「わが国の刑事裁判を形骸化させ、あるいは長期化させていた根本原因は、間違いなく『調書』裁判である。捜査機関が、密室で長時間かかって『作文』した調書が、最重要証拠とされ、裁判の多くの時間が調書の証拠能力や信用性の審理に費やされる。裁判官は、公判での証言・供述より、裁判官室で読むこれら調書から心証を形成する。このような『調書』裁判を打破しなければ、いくら声高に刑事裁判の充実・迅速化を唱えても、真の充実した裁判など望むべくもなく、絵に描いた餅にすぎないことになる。その根本にメスを入れる必要がある」と述べ、座長試案に対するパブリック・コメントでも、「座長試案には、裁判員制度の審理についても、充足・迅速化についても、かかる調書裁判を抜本的に改革しようとする発想は窺われない」と指摘した。

今回の骨格案でも、上記の問題点についての言及はないが、調書裁判の打破のために、必要不可欠なのは、取調べの可視化である。他方、裁判員制度について、裁判員を6名とした点で、骨格案は、裁判員4名を原則とした座長試案よりは、積極的に評価できる。しかし、裁判官のみが関与する準備手続を強化した上で、現行の裁判官3名制を維持している点では、やはり評議を職業裁判官がリードすることならざるを得ない。裁判員制度が現行の職業裁判官制度の付け足しのようにのみ機能する可能性を払拭すべきであり、そのためには、裁判官の数は、後にも述べるとおり、2名以下にすべきである。同時に、守秘義務について裁判員に対する刑事罰を科すなど、裁判員に対する強度の心理的負担を課すものとなっている。

また、同じく先の「たたき台」についてのパブリック・コメントにおいて、われわれは、「『たたき台』は、『刑事裁判の充実・迅速化』の名のもとに、捜査権力と、何の権力も持たない被告人・弁護人の彼我の能力の違いや、刑事訴訟手続の動的な性格を無視ないし軽視し……、弁護側の手足を縛るかのような義務化や規制強化の提案が随所になされている」とも批判した。骨格案では、弁護人の主張制限を設けないとしたことで、かろうじて座長試案の問題性が緩和された形となっているが、なお、上記「たたき台」でのわれわれの懸念は、強く残らざるを得ない。

結局、骨格案は、現行刑事司法の病巣に対する抜本的な改革となりえず、かえって、わが国の刑事裁判を、より閉塞したものに導く懸念すら否定できない。

以下、これらを基本的視点とした上で、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化についての意見を述べる。

第2 各論

1 「調書」裁判の打破のために

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、1と同文。)

(1)取調べ全過程の可視化(録画ないし録音)

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、1(1)と同文。)

(2)伝聞法則の徹底

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、1(2)と同文。)

2 骨格案が提示した各論点に対する意見

(1)裁判員制度について

ア 合議体の構成について

骨格案は、裁判官3名、裁判員6名を基本とし、争いのない事件などでは、裁判官1名、裁判員4名という案を提示する。座長試案が、裁判官3名、裁判員4名という数を提案していたことから見れば、裁判員の数を、裁判官より相対的に増やしている点では評価できる。しかしながら、それでもなお裁判員の関与を実効あらしめる点では不徹底と言わざるを得ない。すなわち、基本形を裁判官3名としている点は、1名ないし2名とすべきであり、また裁判員の数は少なくともその3倍以上とすべきである。座長試案に対するパブリック・コメントで述べたとおり、裁判官3名では、評議を、専門的知識を有し、多くの刑事事件に関わっている3人の裁判官が、裁判員をリードすることになることは明らかである。特に、後に検討するとおり、準備手続の主宰者を、受訴裁判所とする骨格案の前提では(本意見は、そのこと自体に反対であるが)、専門的知識ばかりでなく、事件そのものについても、裁判官と裁判員との間に情報格差が生じるのであるから、なおさらその懸念は深刻である。法律専門家である裁判官に対し、素人の裁判員の議論を評議や評決に少なくとも対等に反映させる制度的保障として、裁判官の数は、1名ないし2名に抑え、裁判員の数は、裁判官の数の少なくとも3倍は必要と考える。この点、争いのない事件などで、裁判官1名、裁判員4名という制度を提案していることは、積極的に評価できる。同様の構成を基本形でも採用すべきである。

イ 評決の方法について

骨格案は、評決を過半数で決するものとしているが、無罪推定の原則からすれば、有罪の評決は、全員一致でなければならぬと言わなければならない。仮に、全員一致が緩和されることがあるとしても、無罪推定の原則からすれば、長時間の評議を得てもどうしても評決が整わないなど、一定の要件を必要とすべきであるし、少なくとも単

純過半数ではなく、特別多数決が必要であると解すべきである。また、死刑判決については、その重大性に鑑み、全員一致を絶対的な要件とすべきである。また、訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、裁判官の過半数の意見によるものとするとしているのは、裁判員の役割を矮小化するものであって反対である。本来、訴訟手続に関する判断「法令の解釈」も事実に関する判断と密接に結びついているのであって、両者を分離することは妥当ではない。

(2) 充実・迅速化について

ア 「第1回公判期日前の新たな準備手続」(第1)

準備手続の主宰者(第1、1(4))

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)アと同文。)

準備手続の方法等(第1、2)

この点は、「たたき台」がそのまま座長試案とされ、さらに骨格案とされているが、「たたき台」について、われわれが先に述べたパブリック・コメントが参照されなければならない。すなわち、この点でわれわれのパブリック・コメントを再論すれば、以下のとおりである。

a 準備手続の方法(第1、2(1))

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)イaと同文。)

b 準備手続の内容(第1、2(3))

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)イbと同旨。)

検察官による事件に関する主張と証拠の提示について(第1、3)

a 取調べ請求証拠の開示(第1、3(2))

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)ウaと同旨。)

b 取調べ請求証拠以外の証拠の開示(第1、3(3))

この点について、骨格案は、「たたき台」のうち、原則開示型というべきA案をとらず、新たに「ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」を追加したものの、限定開示型と評価すべきB案を採用している。この骨格案は、証拠の一覧表の交付すら認めないまま、被告人・弁護人に「開示を求める証拠の種類及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにする義務を課せようとするものである。しかし、被告人・弁護人にとっては、国家権力が収集した証拠として、いかなるものが存するかがわからないのが通常であって、このような義務を認めること自体が、弁護側に不可能を強いるものに等しい。証拠開示制度において、一覧表の開示は、必須である。この点、骨格案の基礎となっておりと思われる座長の「説明」では、「一覧表を作成させることは、捜査機関の負担を過重なものとし現実的にみて妥当ではないし、一覧表の記載の正確性をめぐって無用の紛議を生じさせるおそれもある」との検討会での捜査機関関係委員の指摘を「理由がないと思われる」としているが、なんら検証のない議論というほかない。そもそも負担が過重になる、あるいは一覧表の正確性をめぐって紛議が生じるから、一覧表を作成しないというのは、全く本末転倒の議論であるというほかない。かえって、かかる骨格案に基づいて裁定を繰り返す、さらに争点に関連する証拠開示でも裁定を繰り返すなどという手続自体、煩雑にすぎ、迅速な手続を阻害しかねない。むしろ「たたき台」A案による方が迅速・充実な運用に明らかに資するものと思われる。

ちなみに、骨格案は、「たたき台」B案にも記載されたとおり、開示請求に至る要件の如きものを限定して絞り込んだうえで、検察官が、「相当と認めるとき」に開示すれば足りるというのであって、不開示の範囲が無限定に広がるおそれがある。さらに、骨格案では、「たたき台」B案に対し、「ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」が追加され、一見、ここで列挙された証拠は、かなりの範囲に及んでいるようにも見える。しかし、列挙された証拠で十分とは思われない。例えば、なお捜査報告書・復命書が含まれておらず、捜査の端緒をはじめとする捜査の経過などの証拠が開示されないとするれば、それは現行実務より後退するものにさえなりかねない。仮に捜査機関と重要証人との間に、捜査経過で取引がなされていたりすれば、捜査手続の違法性や証拠の信用性に重要な疑義が生じることになるが、骨格案では、捜査の経過についての捜査報告書がなお列挙されていないため、かかる経過が隠蔽されてしまう可能性も高いといわざるを得ない。結局、この案は不開示制度に墮す危険をぬぐえない。B案に、証拠不開示制度の創出となりかねない危険性がないといわれるのであれば、開示請求の要件の絞り込みを解除したうえで、最低限、捜査報告書(復命書)、被告人の身体拘束に関する記録は、これら類型に付加されなければならない。

被告人側による主張の明示(第1、4)

骨格案は、被告人及び弁護人に、ほぼ無条件に主張の明示義務を課す「たたき台」A案の考え方をほぼそのまま採用している。しかし、言うまでもなく被告人には、黙秘権が保障されなければならない。被告人側に主張明示を義務づけることは、この黙秘権の保障を実質的に侵害する。骨格案の基礎となっている座長試案の「説明」は、主張明示義務が、「憲法上の自己負罪拒否特権には抵触せず、刑事訴訟法上の黙秘権の趣旨にも反しない」としているが、黙秘権は、一切の供述を強制されないことを保障すべきものである。この点、座長試案の前提に大きな誤りがある。また、骨格案は、絶大な捜査権限を有する捜査機関とは異なり、被告人・弁護人には何らの権力も存在しないという観点で欠落している。また、弁護側の証拠は、たとえば弁護側証人に捜査機関が接触することにより、容易に供述内容が後退したり、出廷そのものを拒まれたりすることから明らかなどあり、捜査機関が収集する証拠に比して、圧倒的に脆弱である。かかる被告人・弁護人に、検察官と同様の主張明示義務を課すことは、実質的に弁護側の防御権を奪いかねない。また弁護側の主張や証拠は、必然的に検察官証拠の弾劾がその中心となるが、弁護側による弾劾内容や弾劾証拠の事前明示・開示は、弾劾の趣旨を無効ならしめる危険があることなどにも、十分な配慮が必要である。被告人側の主張の明示や証拠開示については、かかる観点からの慎重な検討が必要であるが、骨格案は、そのような配慮をしたとは到底考えられないのである。「たたき台」B案にあったとおり、少なくとも「できる限り」との限定を付すべきである。また、弁護側証拠の証拠調べ請求義務及び事前開示を定めた同イは、前記のような弁護側証拠の脆弱性・弾劾としての性格を考慮しないものであって、不当である。少なくとも、弁護側証拠の事前開示は、「できる限り」との限定を付すべきである。なお、弾劾のための証拠について、事前開示が求められないことについては、民事訴訟規則102条の規定が参照されるべきである。同時に、弁護側が事前に開示した証拠については、捜査機関による事後的な接触を禁止するなど、捜査機関側からの圧力を防止する規定を設けるべきである。

争点に関連する証拠開示(第1、5)

(前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)オと同文。)

証拠開示に関する裁定(第1、7)

a まず、証拠開示の重要性から、証拠開示についての裁定は、公開法廷で行われるべきである。

b 証拠の提示命令(第1、7(3))

いわゆるインカメラ手続を定めたものであるが、かかるインカメラにより、相手方当事者に開示されない証拠によって、裁判所が心証を形成しないための制度的な保障が必要である。かかる観点からも、準備手続は、受訴裁判所が行うべきではない(第1、1(4)準備手続の主宰者参照)。少なくとも、この手続に受訴裁判所が関与することは絶対に許されない。

- c 証拠の標目の提出命令(第1、7(4))
 - 骨格案は、「たたき台」とおり、同イで、裁判所は提出された証拠の標目の一覧表を被告人および弁護人に開示しないことを規定しようとしているが、インカメラ手続をとるとしても、証拠の標目の一覧表の開示まで、被告人および弁護人に拒否すべき理由はない。ここでも座長試案「説明」は、「その標目の一覧表の開示という付随的な事柄をめぐって無用な紛議が生じる」などとするが、全く検証のない議論である上、開示すれば紛議が生じるから開示しないとは、本末転倒の議論であるといふべきでない。端的に、「裁判所は、アにより提出された一覧表を、被告人及び弁護人に開示しなければならない」とすべきである。
- 争点の確認等(第1、8)
 - a 準備手続終了後の主張(第1、8(2))
 - 骨格案が、失権効を認める座長試案を否定したことは、積極的に評価できる。
 - 開示された証拠の目的外使用の禁止等(第1、9)
 - a 目的外使用の禁止(第1、9(1))
 - (前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)クaと同旨。)
 - b 開示された証拠の管理(第1、9(2))
 - (前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(1)クbと同旨。)
- イ 「訴訟指揮の実効性確保」について(第3)
 - この点も、骨格案は、開示された証拠の目的外使用についての罰則規定化の姿勢と同様に「たたき台」・座長試案をそのまま踏襲しているが、これから裁判員制度を導入し、審理を充実させるための新たな制度を創設しようとする段階で、まず弁護人に対する信頼の不存在を前提とする規定を設けようとする姿勢自体、甚だ遺憾という外はない。如何なる制度も不信から出発して実りある制度創設が実現できると思われないのであって、そのような発想自体、改められるべきである。このことを前提に、以下、若干、指摘する。
 - 国選弁護人の選任(第3の1)
 - (前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(2)アと同文。)
 - 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等(第3の2)
 - (前出大阪弁護士会会員有志の「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見第2、2(2)イと同文。)
- ウ 直接主義・口頭主義の実質化(第4)
 - 直接主義・口頭主義の実質化の必要性は、当然のことである。しかし、座長試案が引用する「考えられる裁判員制度の概要について」の「4 公判手続等、(7)証拠調べ手続等」に記載された内容は、「調書裁判」打破のための具体策が全くしめされていない。せいぜい「証拠書類は、立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたものとする」というだけであって、あまりに無内容である。この点、上述のとおり、まず何よりも取調べの可視化が不可欠である。これを欠くことは許されない。また、伝聞法則の徹底こそを具体的に提言すべきである。
- エ 即決裁判手続(第5)
 - 骨格案の提案は中途半端な制度で意味があるとは思われない。裁判の充実・迅速の観点からは、むしろ、取調べの可視化を大前提としたうえで、アレイメントの導入を検討すべきである。

(鹿児島県弁護士会)

1 裁判員制度について

- (1)骨格案によると、評決に関しては、「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」とあるが、裁判に関する評決は全員一致を目指すことを原則とし、評議を重ねても全員一致に至らないときに例外的に3分の2以上の多数によるものとするべきである。尚、「裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」との要件はそのまま維持すべきである。
- (2)裁判員に分かりやすく且つ負担をかけない裁判員制度とする為にも、また、取り調べの透明化・取り調べを受けた被告人の供述の任意性を担保する為にも、取り調べの全過程の録音・録画化を是非とも導入すべきである。
- (3)裁判員及び補充裁判員の選任につき、骨格案は辞退事由を定め、辞退できる者を限定しているが、骨格案の定める辞退事由以外に辞退を認めず、裁判員になることを国民に強制するということは、一方的に国民に負担を強いるものであって相当でなく、裁判員になることを誰でも特段の事由なく、自由に辞することができるものとするべきである。

2 刑事裁判の充実・迅速化について

(1)開示された証拠の目的外使用の禁止等について

- 骨格案は、開示された証拠の目的外使用の禁止につき、「被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない」とし、しかも、この義務違反に対し、過料ないし刑罰(懲役又は罰金)を科するとしているが、「当該被告事件の審理の準備以外の目的」を、「当該被告事件の審理の準備その他正当な目的以外の目的」とすべきである。再審請求、学術、研究、民事の賠償請求等の目的の為に使用することまで禁じるべきではないからである。また、「その他正当な目的以外の目的」で使用したとしても、過料ないし罰金程度に止めるべきである。
- (2)取り調べを受けた被告人の供述の任意性を担保し、取調べの透明化を図り、ひいては訴訟促進の観点からも、裁判員制度に限らず、一般の刑事事件においても取り調べの全過程の録音・録画化を是非とも導入すべきである。
- (3)訴訟指揮の実効性の確保のうち、訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等については、立法事実がないから不要であり、削除すべきである。
- (4)準備手続の方法等について、訴訟関係人のうち被告人については、出頭・出席の義務は一切ないものとするべきである。被告人には黙秘権があり、また、予断排除の原則に照らし、被告人が第1回公判期日前に受訴裁判所が主宰する準備手続に出頭・出席を強制される謂われないからである。

(京都弁護士会)

第1 裁判員制度

1. 合議体の構成

- (1)骨格案では裁判官の員数は3人とし、裁判員の員数は6人としている。しかし、当会は、裁判官は1ないし2名、裁判員は9人以上の構成が適当であると考え、その理由は、以下の2点である。
 - 裁判員の意見を反映させやすくするために、裁判官の員数を少なくするのが望ましく、裁判の重要な作用である事実認定と量刑について裁判員が関与することで、慎重な判断ができることから、裁判官の数は1人でも十分である。現在の裁判所の実態は、各部で構成されており、各部所属の裁判官は、日々同一部内で職務することから、一体感を強く抱くのが通常であり、そのような3人の裁判官が合議体を構成するという事実を鑑みれば、強力な一団としての意見を構成する機会が多いと考えられる。これに対して事件ごとに集められる裁判員が意見を反映させるのは極めて困難であるといふべきである。よって裁判官は1人とするべきである。仮に、1人では、不安であ

るとしても2人であれば全く問題ないというべきである。

国民から無作為抽出で選ばれた裁判員が専門家である裁判官に対して主体的に自己の意見を反映させることができるためには、この程度の人数差が必要である。裁判員の員数が少ないと、裁判体によっては裁判員の意見が偏ったものとなる危険性がある。裁判員の員数が多ければ、それだけ多様な国民の健全な常識を反映しているといえるからである。

- (2) 被告人が公訴事実を認める等の要件を満たす場合には、1対4の構成も可能としているが、その提案に反対はない。しかし、当会の意見のように、1(2)対9を基本とし、公訴事実を認める等の要件を満たす場合には、1対4に構成を軽いものとするということであれば理論的にも整合性があるが、3対6を基本としつつ、オプションとして1対4を可能とするのは、量刑についてだけ、裁判員の比重を重くするというものである。しかし、有罪・無罪という重大問題にこそ国民の常識を反映させる必要性が大きく、量刑という問題は裁判員が量刑相場というものを知り得ないことからして、そもそも量刑に関わることの意義は余り大きくないというべきである。それなのに、骨格案では、かえって量刑問題でこそ裁判員の比重が重くなるという逆転現象を起こしている。その案は裁判員制度導入の意義からして問題がある。

2. 評決

骨格案では、過半数によって評決を決めるとしている。しかし、当会の意見は、全員一致を原則とし、有罪評決は一定の要件(一定時間経過または一定回数の評決でも全員一致とならない場合)のもとで4分の3以上の特別多数に よるとすべきであるというものである。真実に迫る深い評議は、全員一致を原則にしてこそ実現するものである。骨格案のように過半数で良いということになると、十分に評議が尽くされないまま安易に評決がなされるおそれがあるからである。骨格案の示す3対6によると、過半数は5名であるが、仮に裁判官3名が有罪の場合は裁判員が2名有罪であれば、他の4名が無罪と判断していても有罪となる。しかし、裁判員の中で有罪と考える者の2倍の者が無罪と考えても、なお有罪とできるというのでは国民の意見を反映したことにならないことは明らかである。

3. 取り調べの可視化

骨格案では、「証拠調べ等」という項において、迅速で、かつ裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとしてとされに止まる。当会としては、是非とも、取り調べ過程の録音・録画の措置を義務づけるよう求めるものである。刑事裁判において、冤罪の原因の多くは取り調べにおける強制や誘導による虚偽供述である。被告人や第三者の供述の任意性や信用性を巡る攻撃防御が裁判の長期化の原因ともなっている。そこで、迅速かつ裁判員に分かりやすい裁判の実現のためには、是非とも取り調べ過程の録音・録画の措置を義務づけるべきである。

4. 裁判員の守秘義務

骨格案は「裁判員の秘密漏洩罪」として、裁判員が職務終了後も職務上得た秘密を漏らした場合には懲役または罰金刑に処するとしている。しかし、裁判員として知った事実の全てが秘密として保護しなければならないとは考えられず、しかも一生にわたり秘密にしなければならないとは考えられない。裁判員制度の運用改善のためには、裁判員が職務上得た秘密であっても、これを好評することが望ましい場合もある。そもそも、このような厳格な規制を課することは国民の参加意欲を著しく減退させる危険性が高い。そこで、秘密漏洩罪については以下のとおり修正すべきである。

- (1) 当該裁判員がどのような意見を述べたのかということ等一定の事項は秘密の対象から除外すべきである。
(2) 正当な理由(例えば裁判員制度の改善のため、学者の研究のため等)により漏洩する場合は違法性がないものとする。
(3) 守秘義務を課す期間を限定する。
(4) 罰則は罰金にとどめ、懲役刑は罰則としない。

5. 裁判の公正を妨げる行為の禁止

骨格案では、報道機関に対する規制が削除されたことは正当であり、賛成である。

第2 刑事裁判の充実・迅速化

1. 第1回公判前の新たな準備手続き

- (1) 骨格案では、裁判所が必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前、準備手続きをすることができるものとしている。準備手続きで行なうことが予定されている手続きが、争点と証拠の整理という重要なものであることに鑑み、裁判所が準備手続き期日を指定するにあたっては弁護側に十分な準備期間を保障しなければならないと明文で規定すべきである。
(2) また、新たな準備手続きを設ける前提としては、検察官手持証拠の早期・全面的な証拠開示がなされなければならない(第2の2参照)。
(3) さらに、予断排除の原則から、準備手続きを担当する裁判官は公判に関与しない裁判官とすべきであろう。

2. 証拠開示

- (1) 骨格案では、取調べ請求以外の証拠の開示については、弁護側から証拠の種類及び範囲を特定し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることを明らかにした場合に、相当と認めるときは開示しなければならないとしている。しかし、検察官の公益性に照らし、証拠開示についてこのような制約を課するのは不当であり、また、いかなる証拠を検察官が所持しているのかわからないにもかかわらず、証明力判断の重要性を明らかにすることを弁護側に要求するのは現実的でもない。検察官手持証拠については、早期に全面的に開示する制度とすべきである。
(2) 骨格案では、弁護側は開示された証拠を当該被告事件の準備以外の目的で使用してはならないとの目的外使用禁止規定を置く。しかし、当該被告事件の準備のみに限定するのは狭きに失している。そもそも開示された証拠をいかに使用するかは、当該証拠を取得した側の自由であるはずである。個々に証拠中に表れる者のプライバシー保護による使用規制のみを考えれば良いことである。仮に、当該被告事件のためという限定を付するにしても当該事件の支援のための運動に使用すること、関連事件と共同して弁護活動する場合などに使用することも、当該被告事件の弁護活動の一つである。それ故、広く弁護活動による使用は容認すべきである。また、これに違反した場合の制裁規定は廃止すべきである。

3. 争点の確認等

骨格案では、座長案に記載されていた「準備手続き終了後の主張・立証制限」のうち「主張制限」については設けないとしているが、正当である。当会も、被告人の黙秘権の保障、準備手続きにおける無用な予備的主張を誘発する等の観点から、このような制限は設けるべきではないと主張してきた。但し、あらかじめ証拠を全て把握して、当該事件を起訴した側の検察官側に対しては、このような制限を課することは相当である。証拠調べ請求については、やむを得ない事由によって請求をすることができなかった場合を除き請求できないとされている。これについては反対である。削除すべきである。

4. 被疑者・被告人の身体拘束制度の抜本的改革

もともと被疑者・被告人の人権保障という観点から、刑事訴訟制度の運用における身柄拘束制度は改められるべきである。更に、連日的開廷や充実した準備手続きを行なうためには、被疑者・被告人の防御活動を保障するとともに、被疑者・被告人と弁護人との意思疎通を保障しなければならない。このためには、保釈の原則化等留置制度の改革、刑事訴訟法39条3項の削除をはじめとする接見交通権の実質的保障の確保が必要である。

5. 訴訟指揮の実効性確保について

骨格案では、訴訟関係人に対する制裁措置の規定と弁護士会に対する措置請求の案が示されているが、過去において、弁護士の不出頭、訴訟指揮権に基づく命令不遵守などが発生したのは、裁判所側の不当な訴訟指揮による

対立が原因となっていると考えられ、裁判所側にこのような制裁権を認めるのは不当である。削除すべきである。

(群馬弁護士会)

第1 「裁判員制度」について

- 1 裁判官の人数は1～2人、裁判員の人数は9～11人程度とすべきである。
- 2 評決について 有罪とする場合には全員一致が原則であり、少なくとも3分の2以上の特別過半数とすべきである。特に死刑を科す場合には裁判員、裁判官の全員一致とすべきである。
- 3 控訴審について 控訴審においても裁判員制度を導入すべきである。特に、量刑不当、事実誤認により被告人に不利益な変更をする場合は裁判員制度によりおこなうべきである。
- 4 罰則について
(1)裁判員等の秘密漏洩罪について重く処罰する必要はなく、少なくとも法定刑に懲役を科すべきではない。
(2)裁判員等に対する誹謗罪については、裁判員、補充裁判員に対する意見の申述、情報の提供を処罰することには強く反対する。憲法が裁判の公開を求める趣旨は、裁判が広く国民に開かれ、審理、判断に対して国民の批判、検証を求め、公正な運用がなされるためである。一般的な意見、知識、情報の提供までを禁止すべきではない。
- 5 裁判員等に対する接触の規制について 裁判員又は補充裁判員への接触の禁止、これを理由とする保釈の不許可事由の制定に強く反対する。

第2 「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要」について

- 1 準備手続について 準備手続への積極協力義務は削除すべきである。
- 2 検察官への証拠開示について 取調べ請求証拠以外の証拠の開示の範囲が狭すぎるものである。基本的に検察官手持ち証拠すべてについて開示を義務づける必要がある。
- 3 被告人側の証拠開示について 準備手続における被告人、弁護人側の提出予定証拠の開示の義務づけは、その時点で知らなかった場合や、捜査側における対抗措置(いわゆる証拠つぶし)の危険がある場合等、やむを得ない場合を除外すべきである。
- 4 証拠の標目の開示について 開示された標目は原則として被告人、弁護人に開示すべきであり、開示しない措置をとる場合には捜査に対する支障の内容を具体的に主張させ、これを裁判所が認めた場合に限るものとすべきであり、かつ、支障が解消され次第開示すべきである。
- 5 準備手続終了後の新たな証拠調べ手続について 弁護側がやむを得ぬ事情があって準備手続終了後に新たな証拠調べ手続をすることを制限すべきではない。
- 6 開示された証拠の目的措置使用の禁止について 禁止自体に強く反対する。裁判の公正な運営を著しく損ない、密室裁判を招くものである。商業利用目的での流用などは現行法規で十分対応可能である。
- 7 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等 現行制度を強化する必要は全くない。
- 8 即決裁判手続について 不相当を理由に取り消された場合には326条の同意をみなすべきではない。

(裁判員制度にジェンダーの視点を要請書準備会)

裁判員制度は、司法への市民参加実現の第一歩ですが、同時に「裁判員」という立場で多くの女性が裁判過程に直接参画する機会であり、その過程を通じて司法における「ジェンダー・バイアス」を改善することが期待されます。男女共同参画社会の観点から、裁判員制度の設計においては次のような点を実現する必要がありますと考えます。

1. 性別、年齢、社会経験の多様な市民の参加を確保できるように、裁判員の人数は10名以上とすること。
2. 各事件について選ばれる裁判員の男女比を半数ずつと規定すること。補充裁判員の選定および補充についても男女比を公平にすること。
3. 裁判員の選定に偏りがなかったことを示すため、裁判員の一般的な属性(性別、年齢、職業など)は公開可能とすること。
4. 女性が参加しやすい制度とすること。
(1)育児・家事・介護で多忙な女性が参加しやすくするため、裁判所に保育スペースを設置する、介護サービスの費用を負担するなど支援を行うこと。
- (2)「裁判員休業」は、正社員だけでなく、女性に多いパートや派遣社員などの非正社員に対しても同等の権利を保証すること。
5. 法律的な知識・経験のない市民にとって、わかりやすい裁判を行うこと。
6. 裁判員に対するジェンダー教育を十分に実施すること。

裁判員制度が男女共同参画社会の実現に背くものとならぬよう、上記の通り要請いたします。

(裁判員制度に反対する会)

われわれは、昨年十二月十六日貴事務局に裁判員制度に関する意見書を提出し、その中で、この制度自体憲法に違反すること、訴訟手続上にも違憲違法のものがあること、この制度は国民各自がそれぞれ自己の目的をもって忙しく活動している現代社会に適応し得ないこと等を詳しく述べ、当局の慎重な検討を希望したが、当局がわれわれの意見を顧慮することなく、この制度の立法化に向けて作業を進めているのはまことに遺憾である。われわれは、このたびの「骨格案」についてもすでに提出した意見をそのまま維持し、当局の再考を重ねて求めるものである。

(司法改革大阪市民ネットワーク)

第1 「裁判員制度の概要について(骨格案)」

1 裁判員制度の基本構造について

裁判員制度の基本構造については、国民が主体的、実質的に関与する制度の構築が今回の改革の趣旨であることに鑑み、裁判員と職業裁判官の構成比については、できる限り多数の裁判員を審理に関与させ、国民の多様な意見や経験がその判断に反映されるようなものとするとともに、関与する裁判官の数は最少人数にとどめるべきである。その意味で、今回の骨格案では原則3人の職業裁判官が関与するというものは、いくらか裁判員が6人であるとしても、評決を職業裁判官らがリードして行うことは容易に予想でき、裁判員制度において求められている「裁判員の主体的・実質的関与を確保する」という要請を著しく後退させるものである。

2 裁判員の秘密漏洩罪について

裁判員制度が国民の司法に対する理解、支持を高め、より強い国民的基盤を醸成するものとなるためには、裁判員の活動内容が国民に広く認識され、裁判員経験者がみずから裁判員として経験した体験について自由に発言し、それが国民に伝わる事が不可欠である。それとは逆に、裁判員が事件係属中はともかく、事件が終了した後も厳格な守秘義務を負い、それを刑罰による制裁をもって担保するという事になれば、国民が裁判員として司法に参加することが忌むべき事として捉えられかねず、制度の発展にとって大きな障害となる。したがって、守秘義務違反は、少なくとも正当な事由がない場合に限定し、刑罰による制裁は科すべきではない。

3 裁判員に対する誹謗罪等について

骨格案では、裁判員の職務に關し誹謗をした者に加え、事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員に対し、その担当事件に関する意見を述べ、又はその担当事件に関する情報を提供した者についても懲役刑等の制裁を科すという。しかし後者については、担当事件に関し意見を述べること等が全て犯罪とすることになればその範囲は極めて広範に広がりかねない。およそこのような規定は、裁判員の職務遂行に対する「不信」が前提にあるといわざるをえない。少なくとも後者については、刑罰による制裁を科す必要はない。

4 裁判員への接触規制について

事件係属中はともかく、事件終了後に至っても、裁判員への接触を禁ずることは、先の守秘義務と同様に不適切である。特に報道機関に対してこのような接触規制を課すことは、裁判員制度下における裁判報道を規制することになり、裁判員制度についての国民の理解を阻害し、また国民が裁判員制度の運用の検証を行うことを困難にす

る。このような規制はもうけるべきではない。

第2 「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について（骨格案）」

1 検察官取調証拠以外の証拠の開示について

本来裁判員制度の導入にあたっては、検察官の手持ち証拠を全て事前に被告人・弁護人に開示してこそ、審理の充実とえん罪の防止ができるのである。今回の骨格案は、開示によって生じる弊害のおそれやその種類、程度から不開示を正当化するものにとどまっておらず、骨格案の措置は極めて不十分である。とりわけ、裁判所が弁護側による開示命令の申立に対し、必要があると認めるときには、裁判所の指定する類型及び範囲に該当する証拠の標目を記載した一覧表の提出を命じることができるとしながら、その一覧表を被告人・弁護人に開示しないとしているのは、その一覧表の記載内容や検察・裁判所の判断の正当性を検証することが出来ず不当である。

2 準備手続終了後の証拠調べ請求について

骨格案では、準備手続において被告人・弁護人はあらかじめ事件についての主張を行い、取調べを請求する証拠があるときは、準備手続においてその取調べを請求・開示しなければならないとし、準備手続終了後の主張を制限する制度は導入されなかったものの、新たな証拠の取調べ請求はできないものとしている。しかし、主張制限を設けなかった以上、その主張を根拠づける証拠の取調べ請求ができないというのは矛盾している。証拠取調べ請求についても、制限は設けるべきではない。

3 開示された証拠の目的外使用の禁止について

骨格案では、開示された証拠等を事件の準備以外の目的で使用した場合には、懲役刑等の刑罰を科するとする。しかし、まず今回のこの規制の導入が裁判員制度の導入や刑事裁判の充実・迅速化という立法目的のために何故必要となるのかがそもそも明らかではない。これまでもこのような問題が生じた場合についても、弁護士会の懲戒手続などで対応してきたのであり、刑罰でもって禁止するまでに必要性があるとも思われない。

4 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

骨格案では、訴訟関係人が裁判長による尋問又は陳述の制限に関する命令に違反したときに過料に処することができるとし、また命令不遵守の制裁を科したときには、裁判所は弁護士会等に適当の処置を採るべきことを請求しなければならないとしている。罰則や制裁に頼った訴訟指揮権の強化は余りに行き過ぎであり、被告人の防御権や弁護人の活動を不当に制約し、今以上に誤った裁判に導くことになりかねない。

（司法改革を考える弁護士の会・千葉）

第一 刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について（骨格案）」に関する意見

1 第一回公判期日前の新たな準備手続の導入について

現行法では、予断排除の原則から、第一回公判期日前には裁判所の主宰する準備手続は認められていない（当事者による準備活動が基本となる）。ところが、骨格案では、弁護人の同意がなくとも裁判所が必要と認めれば、受審裁判所が主宰して準備手続をすることができ（裁判員事件では必要的）、この準備手続において訴因罰条の明確化（求釈明）、争点整理、証拠調べ請求、証拠決定、証拠能力判断のための事実の取調べ等ができるとする。しかし、これは起訴状一本主義、公判中心主義、公開主義の各原則に違反するおそれが強い。

2 証拠開示について

骨格案は、検察官主張事実の証明に用いる証拠だけが義務的開示の対象とされるにとどまり、取調べ請求証拠以外の証拠は、検察官が開示により弊害が生じるおそれがあると認めれば開示義務はないとされ、全面的開示を否定している。反対に、被告人・弁護人に対しては「取調べを請求する証拠があるときは、準備手続において、その取調べを請求し、かつ、これを開示しなければならない」とし、全面的開示義務を負わせている。しかし、これは、当事者対等原則に反する。さらに、骨格案は、証拠開示に関する裁定を受審裁判所に委ねているが、これでは現行の運用を追認するだけで、改善にはならない。

3 被告人の主張明示義務等について

被告人には黙秘権、供述拒否権が保障されており、また主張・立証責任が検察官にある以上、被告人は本来何も明らかにする必要はない。主張時期を制限されるいわれもない。しかるに、骨格案は、被告人・弁護人は、公判廷において事件に関する主張をする場合には「準備手続において、あらかじめこれを明らかにしなければならない」とするが、上記黙秘権等保障の趣旨、主張立証責任の原則に違反する。

4 証拠の目的外使用等について

骨格案は、被告人・弁護人は「開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない」とし、違反には過料と刑事罰（懲役又は罰金）を科することができるとする。しかし、これでは、裁判の批判を開示証拠を具体的に引用して行うことはもちろん、学術研究目的や関連民事訴訟への使用も「目的外使用」として処罰対象とされることとなり裁判の密室化、批判封じとなることになり、不当である。

5 連日的開廷の原則法定化について

連日的開廷を実現するためには全面的証拠開示、準備期間の十分な保障、身柄勾留の改善（保釈の原則化）、接見制限の削除等が不可欠である。ところが、骨格案は、このような条件整備抜きに全事件について連日的開廷の原則だけを法定化するとしており、防御権・弁護権の十分な行使ができなくなる危険性が極めて強い。

6 訴訟指揮の実効性確保について

(1)骨格案では、準備手続又は公判期日に弁護人が出頭しないとき若しくは出頭しないおそれがあるときに職権で弁護人を付することができる。しかし、このような規定は、裁判官の訴訟指揮や訴訟進行がいかに不当でも、抗議の姿勢を示すなどして従わない「おそれ」があれば、直ちに従順な弁護人に首をすげ替えて裁判を進めることを認めることとなり、被告人の防御権、弁護人選任権を不当に侵害することになる。

(2)骨格案では、訴訟関係人が裁判長による尋問又は陳述の制限に違反したときには、過料に処することができ、また過料の制裁を科したときは、必要的に弁護士会に処置請求をするものとする。しかし、このような規定は、裁判官による証人尋問や意見陳述に対する不当な介入を一層助長し、弁護活動を萎縮させるものである。また、処置請求は、裁判長の訴訟指揮権を著しく強化したうえ懲戒請求の発動をもたらすなど、弁護士自治を侵害することにつながるものであり、不当である。

7 即決裁判手続について

人質司法といわれる現状の抜本的な改善のないままこの手続を導入することは、捜査段階における自白の強要と誤判をさらに増加させることになる。

第二 「裁判員制度の概要について（骨格案）」に関する意見

1 判断対象について

(1)裁判員の審理の対象は、基本的に事実認定と有罪・無罪の判断に限り、量刑は除外すべきである。一般市民の健全な常識に委ねることが適切な判断をもたらすという一般的な信頼は、事実認定の場面において発揮される。これに対して量刑の判断は、行刑と矯正に関する専門的知見を必要とすること、刑事裁判全体の中での平等性をも要することなどから、職業裁判官による判断がふさわしい。したがって、この観点からも事実関係に争いのない自白事件は裁判員制度の対象とすべきではない。

(2)骨格案は、「訴訟手続に関する判断及び法令解釈」に関しては、裁判官の過半数の意見によるとし、裁判員は全く関与しないものとする。しかし、法令の適用に関しても、証拠の採否と証拠能力の有無の判断には裁判員が関与するものとするべきである。これらの判断は事実認定の基礎となり、有罪無罪の判断と密接不可分の関係にあるから、切り離して職業裁判官のみによる判断事項としては裁判員制を採用する意味がない。ことに自白の任意性や違法収集証拠の有無は裁判員の市民感覚を最も発揮しうる場面であり、裁判員を除外するのは妥当ではない。

2 被告人の選択権について

骨格案は、被告人に選択権を与えないことを前提としている。しかし、公正な裁判を受ける権利は、何よりも被告人の権利であるから、当事者が公正と考える裁判体を選択できることが前提となる。したがって、市民参加の裁判手続きを利用するか否かについて被告人に選択権を付与しないのは、不当である。

3 裁判員と裁判官の人数について

骨格案は、裁判官を3名、裁判員を6名とするが、不当である。

(1) 裁判員の数は、職業裁判官よりも大幅に多い人数でなければならない。具体的には、少なくとも職業裁判官の3倍以上の人数が必要である。国民の司法参加による官僚的司法の欠陥の改善という趣旨からすれば、ただ参加するだけでなく、積極的な発言と十分な意見交換の場が確保される必要がある。また、裁判の過程と結果に対して裁判員の意見を十分に反映させるだけの影響力が確保されなければならない。職業裁判官の中であって素人たる裁判員の発言にそのような積極性を確保するには、人数比において大きく上回っていなければならない。また、その意見を裁判に反映させるためには、この程度の人数比が必要である。

(2) 職業裁判官の数はなるべく少なくすべきであり、1名が望ましい。

複数の判断者による意見交換を通じた慎重な意思形成という合議体による審理の意義は、職業裁判官が複数である必要はなく、全体として複数であることによって実現される。現在の裁判所法が3名の職業裁判官による合議体を定めているのは、たまたま職業裁判官のみによる合議体であるからに過ぎない。また、裁判官が複数になることにより、「職業裁判官の一致した意見」が形成されるとすれば（また、その可能性は高い）、裁判員の意見形成・表明に対する事実上の圧力となりがねないから、この点でも適切ではない。

(3) とところで、骨格案は、準備手続において被告人が公訴事実を認めており、訴訟当事者に異議がない場合に、「裁判官1人及び裁判員4人の合議体」より審判することができるとする。しかし、1の(1)で述べたように、被告人が争わない事件を裁判員制度の対象とする必要はないのであり、この提案には賛成できない。

4 対象事件について

骨格案は、対象事件を重大事件に限定している。しかし、重大事件から始める必要はなく、軽微事件から導入をはじめ、「市民感覚」を裁判に反映させ、制度の定着を図るとともに対象範囲を拡大することの方がより現実的である。軽微事件においても調書裁判等の弊害は大きいのであり、市民常識を活かす余地は大きい。また、1の(1)で述べたように、被告人が争わない事件にまで適用する必要はない。

5 評決について

骨格案では、過半数で有罪の評決が可能となる。しかし、原則として全員一致とすべきである。被告人を有罪とするためには、無罪の推定のもとで、合理的な疑いをいれない程度の立証が求められる。したがって、裁判員及び裁判官のうち一人でも無罪の意見を述べる者がある場合には、それ自体が合理的な疑いを差しはさむ事態であると評価されるのであり、そのような場合は有罪とされるべきではない。

6 裁判員になることを強制することの問題性について

裁判を行うという営みは、最も真剣さと誠実さが必要な事柄であり、強制されて関与することは、裁判員の職務にそぐわない。まして刑罰によって強制することは、妥当ではない。

7 裁判員の守秘義務について

骨格案は、「裁判員及び裁判員であった者は『評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少のその他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない』とし、その違反に懲役を含む刑事罰を科す。しかしながら、一定の事項に守秘義務が及びることがあり得るとしても、守秘義務の期間を何ら限定することなく、自己の意見が第三者の意見を区別することもなく、また合議体による判断も許さないなど、包括的かつ絶対的に刑罰をもって禁止することは、極めて不当である。

(市民の裁判員制度つくり会)

1月26日の与党合意を経て1月28日、裁判員制度に関する「骨格案」が示されました。「骨格案」に関しては検討会座長試案に比較すれば市民の声を反映した前進的な改善があることを評価できるものの、市民が参加しやすい市民主体の制度という立脚点に照らすならば、修正を期すべき点が多々あります。私たち、「市民の裁判員制度つくり会」は、一昨年6月以来、さまざまな機会に見解を明らかにしてきましたが、今回の提起を受け、パブリックコメントとして以下の見解を発表します。よりよい裁判員制度を作るために、市民の意見を反映した「骨格案」の訂正を行うこと、そして国会において十分審議を尽くすことを期待するものです。

1 裁判官と裁判員の人数について

骨格案は、「裁判体は、裁判官3人、裁判員6人を原則とする。」としつつ、例外的に、「被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官及び被告人・弁護人に異議がないときは、事案の性格等を考慮して、『裁判官1人、裁判員4人による審理とすることができる』としています。裁判官3人、裁判員6人については、当会が目指し提案してきた人数構成に比べると不十分といわざるを得ません。裁判員が刑事裁判に参加することによってよりよい刑事裁判をつくるという制度の趣旨を生かすためには、

市民が主体的、実質的に関与できるよう、少なくとも裁判員の人数を裁判官の3倍以上とすること、そして年齢・性別・社会経験などの異なる多様な人々の参加を確保するため、市民の人数はできる限り多くし、全体で10名を超える合議体とすべきです。

この点を再度検討し是非とも実現すべきです。また、内外の議論にも関わらず、何ゆえ裁判官が3人必要なのか、という点に関しては市民に対し納得ある説明がなされているとはいえません。裁判官の人数は1名ないし2名で足りるはずであり、見直しが必要です。一方、例外的制度として提案されている裁判官1人、裁判員4人に関しては、例外的なものであること、当会が裁判員制度適用対象外としている自白事件に限定したものであることから、適用範囲に関しては疑問を呈示せざるを得ませんが、裁判官1人と多数の市民の参加による市民参加形態に道を開いたという点では積極的に評価したいと考えます。今後の修正・国会審議を通じ、裁判官1人と多数の市民の参加をむしろ原則としていく議論を期待するものです。

2 裁判員の選任

裁判員の選任については、特に、検討会座長試案では25歳以上とされていた裁判員資格が20歳以上とされた点を評価します。欠格事由や就職禁止事由をさらに絞り、できるだけ多くの市民が裁判員となれるようにすべきです。裁判員候補者を無作為抽出とし、裁判員選定手続により裁判員を選定する提案には賛成します。

3 評決のあり方

評決につき「骨格案」は単純多数決制を提起していますが、全員一致を必要とするアメリカの陪審制や、特別多数決を必要とする欧州の多くの国々に比較しても、不十分と言わざるを得ません。過半数では十分な議論を経ないで結論が出される可能性が否定できず、とりわけ初めて裁判に参加する市民の十分な議論が本当に保障される運用がなされるか、極めて疑問があります。評議は出来る限り全員一致を目指し、どうしても一致しない場合、被告人に不利な結論を出す場合は特別多数決制とすべきです。また、死刑を言い渡す場合には全員一致とすべきです。なお、「骨格案」の書き方は、裁判官と裁判員の意見が全く分かれた場合いかなる評決になるのか不明です。裁判官、裁判員いずれかのみの多数で被告人に不利な判決を出せない、ということを確認に規定すべきです。

4 罰則には強く反対

守秘義務、不出頭、候補者への質問の回答などについて、刑事罰を含む重大な罰則が提案されています。私たちはこのような罰則につき強く反対します。検察審査会制度に関しても参加する市民への厳罰化が提案されていますが、これにも反対します。現在のサンクションでは、検察審査員の違法行為を抑制できない、という事態は発生していません。厳罰化をしなければならない根拠は何ら存在しないのです。そもそも、裁判官と裁判員の権利義務は同等である

はずであり、裁判官には守秘義務違反に基づく刑事罰が存在しないのに、何故裁判員だけ刑事罰を科されるのか、到底納得がいきません。それぞれ仕事や個人生活を犠牲にして参加する普通の市民に対して裁判官にも科されない刑事罰を科して出頭を強要し、表現の自由を生涯拘束する、このような制裁を科すことは、許されません。市民の立場に立った改革を行うという観点に立ちかえり、白紙撤回されるべきです。また、「骨格案」に示される守秘義務の範囲は曖昧・不明確であり、萎縮効果から経験談や提言も行えないこととなりかねません。守秘義務の範囲を普通の市民にわかるよう明確にすべきです。

5 市民が参加しやすい制度とすること

「骨格案」には、仕事や育児、介護、勉強、社会活動などで多忙な普通の市民にとって参加しやすい制度とするための制度的工夫がほとんど見られません。できるだけ多くの市民の参加を実現するために、以下の制度を実現すべきです。

- 1) 延期制度—裁判員候補者として出頭する期日を、延期する制度の導入
- 2) 裁判員休業制度—育児休業、介護休業のように、休暇取得を奨励する立法措置を講じ、裁判員休業取得による雇用上の不利益取り扱いを禁止するとともに、取得により収入減少が生じないよう保障する制度を創設すること。そして、その対象には正社員のみならず、有期雇用労働者も含むものとする。
- 3) 育児・介護責任を負担する市民に対する援助制度の実現
- 4) 相応な日当の保証
- 5) 市民の都合にあわせ開廷時間を柔軟にすること。夜間、休日の開廷も含め検討すべきです。

6 「わかりやすい裁判」の実現

1) わかりやすい裁判について明文規定を

座長試案に記載されていた市民にとってわかりやすい裁判を実現するための諸方策の提起が「骨格案」では相当削除されています。この点は大いに疑問です。ある日突然裁判所に呼び出される市民の立場からすれば、裁判がわかりやすいことは、判断にあたって不可欠です。わかりやすい裁判を法曹三者の責任で実現することが、市民参加の前提です。明文規定でこの責任を明記するよう求めます。

2) 直接主義・口頭主義の徹底

公判に参加した市民が法廷でのやりとりを集中して聞くだけで判断ができる仕組みになるよう徹底した改革を行い、供述調書の証拠提出はやめるべきです。

3) 証拠収集過程のビデオ録画の制度化

捜査段階の供述をめぐって無用な争いを避けるため、取調・事情聴取・証拠収集過程(実況見分なども含む)の全過程をビデオ録画し、必要な場合はそれを証拠調べするよう提言します。

7 対象とする事件の範囲について

すべての否認事件を対象事件に含めるべきです。被告人が起訴事実を争っている場合こそ、市民の良識が生かされる余地がもっとも大きく、裁判員としてかかわる意義が高いからです。ただし、被告人が事実を認めている事件であっても重大な刑事事件については、量刑に裁判員が参加することに意義があると考えます。

8 証拠開示—国際水準に基づく刑事手続の改革

(1) 証拠開示

証拠開示に関する「骨格案」の規定は、検察官手持ち証拠を事前・全面開示する規定となっておりません。証拠を全て開示したうえの審理でなければ判断に疑義を残すことになりかねませんので、全面開示を実現するよう求めます。

(2) 国際水準に基づく刑事手続の改革

1998年、国連規約人権委員会は、日本の刑事手続について、証拠開示が極めて不十分であること、起訴前身柄拘束が極めて長期であること、取調べが密室で行われ、取調べが被疑者の選任した弁護人立会いのもとで行われないことを指摘し、国際人権規約に抵触するとして、改善を勧告しました。欧米諸国との比較からもこのような制度は特殊で、前近代的です。捜査段階における人権侵害が危惧されるもとの、提出される証拠の真実性は曇り、判断には困難を伴います。国際水準に基づく改革をこの機会に行うべきです。

前述の、証拠の事前・全面開示とともに、

- 1) 長期起訴前勾留の改革
- 2) 取調べのビデオ録画とあわせて取調べ過程への弁護人立会い

を実現すべきです。

9 控訴審

控訴審に関しては、事実認定を不服とする検察官控訴は認めるべきでないと考えます。「骨格案」では、せつかく市民が参加して決めた事実認定を裁判官の一存で変更できることとなり、市民参加の意義が無に帰することになりかねません。少なくとも、一審無罪判決について控訴審が有罪判決を出す(自判)ことは禁止し、認定を変更すべき場合は、差戻して再度、裁判員制度により決すべきです。

10 施行までの推進体制

私たちは、法案成立後一定の準備期間を設け、裁判員制度導入のための市民への啓発・普及、基盤整備等を十分に行うべきと考えます。

1) 準備期間

3年から5年以内の準備期間を置き、直ちに裁判員制度実施までの詳細な計画を立て、いつまでに何をするかを明確にすべきです。

2) 施行までに行うべきこと

啓発・普及活動

大正陪審制度導入時には、全国各地での模擬裁判を含めあらゆる手段で啓発・普及が行われました。これに倣って、全国での模擬裁判を含む啓発・普及活動を行うべきです。

わかりやすい裁判・参加しやすい制度にするための諸方策の実施

わかりやすい裁判の実施や、参加しやすいき細かい工夫に関しては、今回の立法で実現できないとしても施行までには必ず実現するよう、市民の声を十分に聞いて必要な制度を整備すべきです。取調べのビデオ録画等も準備期間中に完全実施すべきです。

法廷・評議室の設置

法廷構造や評議室などについても市民が参加しやすい形態を本格的に議論すべきです。

法教育の実施等

義務教育段階からの法教育を実施すべきです。また、裁判員候補者・裁判員への説明資料、ビデオやパンフなども充実したものを準備すべきです。

3) 推進体制

以上のことを実現するためには、市民の意見を十分に聞くことが重要であり、裁判所の独断で決められるべきではありません。裁判員制度の導入・推進体制は、一般市民の声を十二分に反映できる体制のものとするべきです。

推進体制を早急に確立し、

一般市民の声が十分に反映させられるような体制を確立すること

準備の進捗状況について、市民がいつでもアクセスできるよう情報開示を行うこと

半年ないし1年ごとに進捗状況を発表し、その都度市民の意見を聞く機会を設けること

を求めます。

11 運用状況の公表

与党合意では「裁判所は、裁判員制度の運用状況を国民に明らかにする措置をとるべきものとする」とされています。しかし、骨格案にはこのことが記載されていません。この点は非常に重要な点ですので、運用状況を明らかにする措置をとることは法案に明記されるべきです。また、運用を常に見直し、よりよいものとしていくために、裁判員からの提言や批判を受け、裁判員制度の実施状況を点検・改善していくことが必要です。運用改善は、裁判所任せにすべきではなく、推進体制を継承する第三者機関を設置して諸提言、勧告ができるようにすべきです。

12 施行後の見直し

この制度は不断に見直しながらよりよい、市民が参加しやすい制度として発展・定着させていくことが何よりも重要です。2月2日の顧問会議でも意見が出されていましたが、当会も、導入後年限を区切って見直しを行うことを提言します。期間としては施行10年後では長すぎますので、5年以内の見直しを提言します。

(自由法曹団)

はじめに - 基本的な視点

政府は、今国会に、刑事裁判の「改革」として、裁判員法案と刑事訴訟法の一部改正法案を提出する予定である。現在、司法制度改革推進本部は「裁判員制度の概要について(骨格案)」、「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」を発表している。このそれぞれの「骨格案」(以下、両者をまとめて言うときは「2つの骨格案」という)を基本に法案がつくられるものと考えられる。国民の裁判への参加制度の創設は、今次司法制度改革の重要な柱である。裁判がいわゆるキャリア裁判官だけによって行われてきたことから個々の裁判が市民の感覚と常識から乖離していることの弊害が指摘されてきた。そしてすべての訴訟類型において国民だけが事実認定を担う陪審制度の導入を求める国民の声が沸き起こった。

しかし、司法制度改革審議会は、陪審制をとらなかった。そして、重罪の刑事裁判を対象を限定して、職業裁判官と事件単位で市民から選ばれた裁判員が合議体をつくって事実認定と量刑判断を行うという裁判員制度を提起した。この制度が、果たして国民参加での公正な刑事裁判制度になりうるかについては、多大の危惧が指摘されている。仮に、とりあえずの「一歩の前進」あるいは、「次善の策」として採用するというのであっても、裁判官の数を職業裁判官に対して多くする(たとえば、裁判官1名に裁判員9名、あるいは日弁連要求の裁判官2名に対して裁判員7名)とともに、刑事手続の大幅改正(取調べの可視化、証拠の事前全面開示、人質司法の是正など)が必要不可欠であることは広く指摘されてきたとおりである。こうした必要な改正をせずに、逆に裁判員制度採用を理由に、刑事裁判での被告人・弁護人の正当な権利を侵害する改悪など絶対にすべきでないことは司法改革の趣旨に照らして明白である。必要な改正をせず、なすべからざる改悪を行うならば、裁判員制度は単に不十分だということにとどまらず、刑事裁判制度の重大な改悪にならざるをえないからである。

だが、今回の「2つの骨格案」は一体として見ると、上記の危惧を現実化するものと評価せざるをえない。「2つの骨格案」をバラバラに見て、評価することは、今回の「2つの骨格案」による刑事裁判制度の全体としての本質を見誤ることになる。

私たち、人権を守って80余年の歴史を持ち、多く刑事裁判を担当してきた1600人の弁護士を擁する自由法曹団は、こうした考えに立って、以下、意見を述べる。

第1 このままでは、裁判を密室化し、誤判を増加させる

1 決定的に欠けている「誤判の防止」の視点

裁判員制度の設計にあたり、職業裁判官と裁判員の人数問題に一面化した報道がなされている。与党内プロジェクトチームにおける調整の焦点もそこにあるかのような印象が与えられた。もちろん、この人数問題は国民の真の司法参加を実現するという点から大事な問題である。しかし、「2つの骨格案」にもとづく刑事司法手続「改革」の当否を見るときにもっとも大事な視点は、被告人を裁く刑事手続が憲法と国際人権が求める人権保障の水準にあるかどうかである。すでに述べたように、裁判員制度を刑事司法手続と切り離して評価することはできないのである。裁判所が、無罪の人を罰することは決して許されない。刑事司法手続は、万が一にもえん罪を生まないために警察と検察の権限を規制するところにこそ、その真髄がある。わが国の刑事裁判は有罪率が99%を超えるという世界の中でも突出した「実績」を誇り、あたかも刑事裁判は「有罪確認の儀式」と化している感がある。この異常な「有罪率」のなかから、死刑再審事件をはじめとした数々の誤判が生まれ、しかも捜査段階において「白」した被告人から無実を訴える声が絶えず起こっている。わが国のこれまでの刑事司法は、被疑者・被告人の人権を守り、誤判を防止する「制度」としては根本的な欠陥をもっているのである。ところが、司法制度改革推進本部の検討会においては、現在の刑事司法の「誤判を生む」構造について、ついにほとんど光が当てられることはなかった。検討会は「裁く側」の都合を最優先した制度設計を追求し、「裁かれる側」の権利を無視、あるいは大幅に切り捨て、しかも、けっしてしてはならない被告・弁護人の防衛権を抑圧する改悪まで導入してしまった。これは「2つの骨格案」のけっして看過できない重大な欠陥である。

2 有罪率99%を支える「力の差」- その無視は改悪では今の刑事司法の何が問題なのか。大きな問題点2つを指摘する。

密室取調べと自白調書作成

今の刑事司法では、被疑者は逮捕されると起訴前に最大23日間、警察署のなかの「代用監獄」に身柄拘束される。その間、強大な組織人員を擁する警察は捜査チームを組んで、一方で強制権を行使しながら証拠・情報収集活動を行い、他方で社会から隔離されて孤独に陥った被疑者を心理的に追いつめながら、いつでも、取り調べることができる。その最大目的は自白調書の作成にある。警察の捜査内容は、密行性を理由に、弁護人も情報開示請求はできない。その一方で、警察は被疑者を犯人に仕立て上げる大量の情報を報道機関に流し、起訴された時点では、社会的にはすでに「有罪」となった既成事実を作り上げているのが現実である。

不当な保釈制度・人質司法

起訴された被告人は容易に保釈が認められない実態にある。身柄拘束された被告人は自ら裁判の準備にあたることできない。弁護人は、限られた時間で被告人と接見をしながら、被告人の記憶を唯一の出発として、事実調査を開始する。弁護人には、調査活動に従事するスタッフがいるわけでもない。あらかじめ捜査機関が想定される証拠をすべて集めていった後に、証拠収集の強制権限ももたず、頼みの被告人自身が動けない条件のもとでは、証人探しをしたり、その証人に証言の協力を求めたりすることには多大な困難がある。被告人自身が収入を失うために、裁判を準備するための費用にも事欠くことが多い。このような刑事司法の実態の元で、99%をこえる有罪判決を出すことを繰り返し、そのことに慣れている裁判官は、捜査段階で警察官や検察官が有罪にむけて緻密にすりあわせてつくりあげた供述録取書を安易に証拠採用し、それを信用して有罪判決をする。人間である裁判官のなかに潜む「有罪推定の偏見」を取り除くことは容易なことではない。「2つの骨格案」はこの検察と弁護人との間に構造的に存在する圧倒的な力の差をあえて考慮にいれず、形式的に両者を対等な関係に想定して制度設計をしている点にも根本的な欠陥があるといわざるをえない。

3 「裁かれる側」をさらに苦境に落とし込む「2つの骨格案」

裁判員制度の導入は必然的に裁判期日の集中を必要とし、短期決戦となる。益々「裁かれる側」の準備の負担と困難が大きくなる。身柄を人質とされた被告人と弁護人が、圧倒的な力をもつ検察の組織を相手に無実をはらす短期日の裁判をたたかう上では、現在の刑事司法で圧倒的な不利な立場にある被告人側の権利を保護し、たたかう手段を強化しなければならない。具体的には

代用監獄制度下での密室取調べの解消(代用監獄の廃止と取調べの「可視化」)

被告人の自由な防衛活動を保障するための保釈制度の実効化(人質司法の解消)

少なくとも裁判が始まる前に捜査機関が収集した証拠について検察と弁護人が対等に接し検討できること(証拠開示の徹底)

弁護活動の自由の保障の強化

「裁判の公開」と裁判に対する論評の自由の保障が必要である。

しかるに、「2つの骨格案」では次の制度設計がなされている。

密室取調べの解消については放置している。

「人質司法」の実効ある改正はしない。

検察官手持ち証拠の全面開示を認めず、要件を限定する。

裁判所の訴訟指揮権の実効性確保の名の下に、弁護士活動自体に対し、裁判所が制裁権を発動する権限を新設する。

証拠記録の「目的外使用」を禁止し、処罰する。

以上、もっとも簡単に箇条書きで要約した「2つの骨格案」はあまりにも重大な被害を国民にもたらすものといわなければならない。なぜなら、裁判制度を公正な刑事裁判の実現につなげるうえで、必要不可欠な刑事手続の実効ある改正は行われず、逆にけっしてしてはならない被告人・弁護人らの防衛権を制約する改悪は行うというものだからである。以上の視点から、自由法曹団は2つの「骨格案」で提案されている主要な各論点について以下のように考える。

第2 個別具体的論点

1 裁判員制度の制度設計

合議体の構成

裁判員1名に対し裁判員9名を原則とし、少なくとも裁判員2名裁判員9名とすべきである

骨格案(裁判員法)は、職業裁判員3名、裁判員6名で合議体を構成するとする。職業裁判員3名は現在の合議体裁判所の人数であると同時に、常時同じ部に配属されている。裁判長裁判員が司法行政上「部総括」という上位の地位にあり、事実上他の2名の裁判員に強い影響力を及ぼす立場にある。この強い関係で結ばれた3人の職業裁判員のなかに、事件ごとに選ばれる市民が6名加わったとしても3人の裁判員の影響力に圧倒され、裁判員の判断に依存することになる危険はきわめて強いと見なければならない。このことは諸外国の参審制度に照らしてもそうである。これでは実質的な市民参加にはなりえない。ベテランの裁判員1名で十分である。仮に私たち自由法曹団をはじめ、多くの人々が提起しているこの案ではなくても、少なくとも裁判員2名、裁判員9名という制度にすべきである。そうすれば、社会の多様な層を反映した構成になりうるのである。いずれにしても、骨格案の言う「3:6」は、裁判員制度の意義を失わせるものであって反対である。

裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員等の守秘義務は事件継続中に限定すべきである。刑罰はもうけるべきではない。

裁判員制度は戦後国民がはじめて、刑事裁判に参加する制度である。国民の多数が裁判員に選任され、裁判員制度を支えるようになっていなければならない。裁判員制度は成功しない。裁判員経験者に裁判員としての知識経験を秘し、胸にしまって墓場まで持って行こうという義務を課して、裁判員になることを重苦しいものにすべきではない。裁判員経験者と市民が自由に経験交流・意見交流や、裁判員の活動に対する自由な意見や評価が行われてこそ、裁判員制度が定着するのである。当該事件の公判中については、守秘義務を課することはやむを得ないとしても、守秘義務は限定的に考えるべきである。特に事件終了後についても、守秘義務を課し、その違反には刑事罰を科すのは明らかに行き過ぎである。他の法益(被告人や他の裁判員のプライバシー、名誉の侵害など)侵害については、民事訴訟等に対応可能である。

裁判員への接触、請託の禁止

裁判員への接触や働きかけを一律全面的に制限するような制度を設けるべきではない

骨格案(裁判員法)は、「裁判員の保護」、「裁判員の公正」等を理由に、

ア 裁判員へ請託すること、審判に影響を及ぼす目的で裁判員の担当事件に意見を述べまたは情報提供することに対し、懲役ないし罰金

イ 裁判員へ担当事件に関し接触することの禁止、裁判員の職務上の秘密を知る目的での接触の禁止を定めている。

この骨格案は基本的には裁判員を国民から隔離し、切り離そうとするものであるが、このような姿勢はとるべきではない。もとより、憲法は裁判の公開を定めている。これは傍聴席の公開ということももとより、国民の裁判に対する論評の自由などの広い意味での国民に対する公開までも含むものである。とりわけ刑事事件では、国家機関たる捜査機関が証拠のほとんどを握っており、かつ捜査機関は、捜査過程において、その情報の一部を恣意的に流し、世論のなかに犯人像をつくりあげる情報操作をすることが多い。国民のほとんどが、起訴されたときには「有罪」との印象をもつのが実態である。裁判員として選出される国民もこの偏見から無縁ではいられない。無罪を主張する被告人と弁護人が、国民のなかに蔓延しているこの偏見を打ち破っていくためには、真実を伝える積極的な言論活動が必要である。これまでえん罪をはらす事件では、被告人を支援する人々や団体が重要な役割を果たしてきた。起訴された時点で「有罪」との偏見が蔓延しているなかで、真実を広く社会に伝え、偏見を取り除いていくことなしには無罪の判決を得ることができない。時には裁判所の裁判の進め方に対して社会から論評を加えたり、公正な判決を求める要請をすることが必要なこともある。これらは今までも行われてきており、裁判に悪影響をもたらしたという事実もない。むしろ支援活動・言論活動によって、ようやく無罪を勝ち取ってきた事件も多い。このような自由な支援活動・言論活動まで規制するのは行き過ぎである。とくに裁判員に対する「接触」の禁止などは、時期を問わず、一律に禁止する規定で、それこそ裁判員となった市民の社会生活上の人間関係に重大な支障をもたらし、市民に重苦しい負担を背負わせることになる。裁判員への接触や働きかけを一律全面的に制限するのは、裁判員と国民を切り離すものであり、不当である。このような規制があれば現在行われている裁判所前の宣伝行動、報道活動などに制限を及ぼし、裁判に対する自由な支援活動、言論活動に支障を及ぼすことになる。裁判員の保護、公正などをはかる規制は、各審級でやむを得ない最小限のものにし、明らかな客観的な基準を設けて、設定すべきである。

2 公判準備手続きの制度設計

被告人側の主張立証明示義務

被告人側に主張明示義務を課すべきではない

被告人に主張の表明を迫ることは黙秘権の侵害に当たると言うべきであり、争点明示義務を課すべきではない。

また、無罪推定の原則からは、被告人側は検察官主張に合理的疑いを生じさせればよいのであり、無罪を立証する必要はない。事案の性質や検察官の主張・立証の変動に応じて、被告人側の主張は変動する可能性があるものであり、準備手続段階では「できる限り」明らかにすれば足りるのである。また、被告人が黙秘しているのに、弁護人に争点明示義務を課し主張の表明を迫ることは、弁護人にきわめて困難な対応を迫るものであり、許されない。結局被告人にも弁護人も主張明示義務を課することは出来ない。

準備手続終了後の被告人側の主張、証拠請求

いずれも制限する制度を設けるべきではない。

いつでも被告人側は主張、証拠提出を法的には可能とすべきである。骨格案(刑事裁判改正法)では準備手続終了後の主張については制限しないものの、証拠調べ請求については、「やむを得ない事由」による場合以外、準備手続終了後の証拠調べ請求は出来ないとしている。しかし、準備手続終了後の新たな主張は出来ても、証拠調べ請求が出来ないなら、被告人側は新主張を裏付けることが出来ず、新主張を裁判所に認定させることはきわめて

困難である。また実際には、検察側の立証の中で生じた矛盾や、疑問点について、被告人側は新たな主張と証拠で弾劾するのである。準備手続き段階で、ことに現在の骨格案では検察官手持証拠の全面開示も実現しない中で、検察側の証拠の矛盾を弾劾する証拠まですべてそろえることなど、被告人側には不可能である。このような制限を設けるべきではない。

3 検察官手持証拠の開示と開示証拠を巡る問題

検察官手持証拠の全面開示

全面的な開示にすべきである。

骨格案(刑事裁判改正法)は検察官請求証拠の外、8つの類型の証拠については、被告人側請求により開示を認めるとしている。しかし、国家権力を背景とした強制捜査権限を持ち、十分な捜査が可能な検察側に対して、被告人側は被告人自身は身柄拘束を受け、援助する弁護人との接見さえ不十分である。このような圧倒的証拠収集能力に差がある以上、武器対等の原則を実現するために、検察官手持証拠は全面開示とすべきである。少なくとも、検察官手持証拠の証拠の標目を内容が特定できる程度に記載し、被告人側に開示し、被告人側から請求があれば、開示すべきである。さらに捜査機関が収集した証拠は、検察の私物・独占物ではない。国民の財産である。被告人には適正手続きによる裁判を受ける権利が保障されているのであるから、被告人・弁護人にも検察の保有する全証拠について吟味する権利を与えるべきである。また「骨格案」は証拠開示に限定要件を付し、裁判が始まる前の準備手続きにおいて、職業裁判官が、開示すべき証拠の範囲についての判断をするという設計をする。その判断のために、裁判官は検察官から証拠の標目を記載した一覧表や個々の証拠の現物を出させて検分することもできる。ただし弁護人にも裁判員にも見せないというものである。こうなると、職業裁判官は、弁護人も見ることのできない証拠や証拠の構造をあらかじめ検討して「予断をもって」裁判に臨むことになるし、裁判員との間で、接する証拠に格段の差があることになる。一方、被告・弁護人側は、なにがあるかを充分に知ることはできない。これでは現行刑法及び同規則が定めている「予断排除の原則」を無にすることになる。すでに述べたように圧倒的に「力の差」がある被告・弁護人側にとって、あまりにも不公平であり、人権侵害・誤判の続出は避けられない。国民が納得できる裁判ではなくなってしまふ。検察官の手持証拠の全面開示を認めるべきである。

開示された証拠の「目的外使用」禁止

このような規定は設けるべきではない

骨格案(刑事裁判改正法)は、被告人及び弁護人は、開示された証拠すべてについて、時期を問わず、「複製その他の内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面」を「当該被告事件の審理の目的」以外の目的で使用してはならないとし、義務違反には、過料・懲役・罰金の刑事罰を科す制度の新設を提起する。これまた、今までになかった重大な改悪である。

このような禁止規定がおかれると、当該事件弁護人以外の者が参加した弁護団会議での記録コピー配布、著作・雑誌・会報などによる事件報告での引用、事例研究会での配布、宣伝物での引用などが広く規制される可能性がある。証拠は国民の財産であり、一部の者が独占するものではない。裁判の公開とは証拠の公開まで含むものである。もちろん、被告人をはじめ関係者の名誉やプライバシーに対する配慮をしなければならないことは当然であるが、このことを理由に一律に証拠の目的外使用禁止を刑事罰付きで定めることは明らかに行き過ぎである。国家権力により違法・不当に刑事裁判にかけられた被告人は、逮捕・起訴されたことですでに蔓延している偏見を克服し、強力な国家権力と対峙して身の潔白を晴らしたり、自らの行為の正当性を明らかにするために特段の努力と工夫を必要とする。孤独にたたかう被告人を励まし、支援する運動が必要となるときも少なくない。そのために証拠の矛盾、証拠の脆弱さを広く訴えることは必要不可欠である。実際に、かつての松川えん罪事件や死刑再審事件から、痴漢えん罪事件に至るまで、多くの国民が公開された訴訟記録などをよく検討し真実を訴え、公正な裁判を求めることによって、正しい裁判が実現したのである。そのことは歴史の現実が証明している。過去の歴史だけではなく、いまも、弁護人や被告人を支援する者が開示された証拠の問題点を具体的に指摘し、批判する文書を社会に発表し、被告人の無実や正当性を理解してもらい、支援を広める活動が現になされている。また開示された証拠を弁護人のみで検討するだけでなく、裁判支援をする市民とともに検討し、市民の感覚での分析をするのが真実発見に役立つことも多い。骨格案では、これらの活動が「当該被告事件の審理の準備」をはみ出すものとして違法視される危険がつよい。被告人の権利救済のためになしうるあらゆる活動をしなければならないときに、もっとも重要な証拠の活用について、被告人および弁護人を罰則でしづめることは、被告人の防御権、弁護人の弁護活動に重大な影響を与えることになる。そのことは裁判を国民から切り離し、暗く、「不透明」なものにする。刑事裁判は人権侵害とえん罪の温床となり、裁判に対する国民の信頼は消えていくことになる。

4 訴訟指揮権の強化と命令不遵守に対する制裁

骨格案の「訴訟指揮権の実効性確保」の諸制度はもうけるべきではない

骨格案(刑事裁判改正法)は「訴訟指揮権の実効性確保」として以下の制度の新設を提起する。

ア 準備手続きや公判期日に、弁護人が出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれのある場合に、裁判所は職権で別の弁護人を選任する。弁護人が正当な理由なく不出頭のときは過料の制裁を科す。

イ 裁判所は、弁護人が、刑事訴訟法295条による裁判所の命令に違反したときには、過料の制裁を科すことができる。

ウ 裁判所は、ア及びイの制裁を科したときには、弁護士会へ通知し、適當の措置を採るべきことを請求しなければならない。

しかし、アについていえば、弁護人の不出頭という例はかつて70年代初め頃の一時に、いわゆる「学生事件裁判」などで起きた例はある。しかし、それ以後、今日まで皆無であり、立法事実がない。日弁連及び各単位弁護士会は、仮に誤った弁護方針にもつぎ不出頭があったとしても、そのことは弁護士倫理の問題として、基本的には弁護士の相互批判を通じて解決されるべきあるとし、そのための様々のルールと制度をつくっている。こうした弁護士自治で充分に解決できる問題である。しかも骨格案では、「不出頭」について「正当理由」の有無を問わないし、「おそれ」という漠然とした要件だけで、被告人の意思に反して、「国選弁護人選任」をすることまで認めている。裁判所の不当な訴訟指揮に毅然と反対し、道理をとこうとする弁護人の活動を嫌悪・敵視し、裁判所が勝手に「不出頭のおそれあり」とする危険もある。この「改正」はかつて国民の批判に廃案になった悪名高い「弁護人抜き裁判法案」を再現するに等しい。

イの弁護人の尋問・陳述制限についての骨格案も弁護権をはなはだしく侵害するものである。重複尋問等をめぐり裁判所と弁護人の意見が異なったときには、現行法の異議・裁判官の忌避制度ルールのもとで解決すればよいのである。骨格案のように、裁判所に「弁護人に対する制裁権」を与えるならば、裁判所はもはや公平な第三者とはいえなくなる。裁判官が一時的な感情にかられて、誤ったあるいは行き過ぎた訴訟指揮権を行使し、これに対し弁護人が正当な反論をしたときに、裁判官が制裁権を行使するというのではもはや公正な審判者としての立場ではなくなってしまう。裁判官がこのような権限をもつことは、裁判の公正と信頼をかえって阻害し、人権侵害とえん罪をふやす。刑事裁判は、実質的に物の言いつらい「不透明」なものになってしまう結果をもたらすだけである。現行の「法廷等の秩序維持に関する法律」でさえ、その濫用により弁護活動への不当な介入を招いた経過があるのに、さらに、今回のような広範な制約、そして過料制裁制度、しかもその上で弁護士会への「措置」要求まで、裁判官の義務とする制度を導入する必要はどこにもない。このことを裁判官に義務付けるのは「裁判官の独立」にも反する。実際に、私たち自由法曹団の団員である松本善明弁護士と坂本修弁護士は、正当な忌避申立を受けた裁判官が訴訟手続を停止せず(簡易却下もせず)証人尋問の続行を指示し、「従わなければ証人尋問の放棄とみなす」とされたため、やむをえず退廷し、忌避申立の書面を提出したことがある。これに対して、当該裁判官は、「意図的な訴訟遅延行為だ」として東京弁護士会に「措置請求」を行った。同弁護士会は、当然のことながら、措置すべきではないとしたうえ

で「裁判官はいやしくも弁護権の制限と疑われることのないように」という趣旨の決定をした。この弁護士会の決定に対して、東京地裁は裁判官会議を開いて、弁護士会の決定を「遺憾」とし、当該裁判官を擁護するという決議をしたのである。裁判官の偏見が裁判の公正を歪めることがあることを示すものである。これは過去のエピソードにとどまらない。また、最近かかる制度が新設されたとき、裁判官が制裁権を振り回す暴君となる危険をリアルに感じさせる法廷が現実化した。東京高等裁判所は、2003年10月、新潟地方裁判所の裁判官が言い渡した有罪判決を取消し、無罪判決を言い渡した。検察の上告はなく、無罪判決は確定した。この事件は、中古自動車輸出会社を経営していたパキスタン人が、取り扱ったトラックが盗難車であり、盗品等有償譲り受けの罪で逮捕、起訴された事件である。被告人は捜査段階から一貫して否認した。争点は、被告人が盗難車であることを知っていたかどうかである。問題は、裁判所が選任した通訳人が第1回公判で行った通訳について、被告人が理解が困難であるとの訴えをしたので、弁護人は、第2回公判で、検察官請求証拠の取り調べに先立ち、通訳人の適性について意見陳述の機会を与えるよう申し出た。これに対し、裁判官は、陳述は証拠調べが終わってからにしろと言った。これに対し、弁護人は、検察官の証拠調べ自体を通訳する通訳人の適性についての意見を陳述したいのだという当然の発言をした。これに対し、裁判官は、「お前、名前は何というんだ」と陳述の機会を求めた弁護人の問い詰めをしたので、その弁護人が名を告げると、突然、裁判官はその弁護人に対し、発言禁止命令を発した。これに対し、弁護人は、通訳人の適性についての意見を述べるのが職責と考えて、なお、意見陳述の機会を与えるよう求めたところ、裁判官は、その弁護人に対し、退廷命令を発した。これに対し、弁護人は、さほど時間をとらないのでどうしても意見陳述をさせてほしい旨発言したところ、裁判官は、「監置」と言って、弁護人に対する拘束命令を発する事態にまで至った。結局、この事件では、裁判官は通訳人の変更を認めず、売主であるパキスタン人の証言をもとに被告人に有罪判決を下した。本件は被告人も証人も外国人の事件であり、法廷通訳の正確性が絶対に必要な前提条件であり、被告人にも理解のできない通訳人の適性さについて証拠調べに先だって弁護人が意見を陳述し、その変更の検討を求めることは弁護人としては当然なべき法廷活動である。ところが、この裁判では、裁判官が弁護人の発言にまったく耳を貸さず、法廷の秩序が乱されるような状況がまったくないにもかかわらず、感情のおもむくままに、こともあろうに弁護人に法廷等の秩序維持に関する法律をふりかざして、弁護人に「監置」のための拘束命令を発するまでに及んだ。もはや裁判官は、公平な審判者の立場を離脱し、弁護人と敵対する関係に自らの身を置いてしまった。裁判官が「正当と考える」とのみが「正当」となり、弁護人は暴君と化した裁判官から制裁を受けることを避けようとするために、正当な弁護活動を萎縮せざるをえない状況に追い込まれる。さらにこの制裁権を振り回す裁判官が、事実認定権をもつがゆえに、いっそう事態は深刻である。「骨格案」が提起する、弁護活動を理由とする命令不遵守に対する制裁権は、このような深刻な問題を引き起こすものであり、とうてい認められない。

むすび

以上、述べてきたとおり、「二つの骨格案」は不可分に一体となって作用するものであり、司法改革の掲げた本来の目的に反する結果をもたらすものでとうてい認めるわけにはいかない。抜本的に是正されるべきである。

(主婦連合会)

1. 基本構造

(1) 合議体の構成について、

裁判員制度は広く一般市民が裁判に主体的に参加し、国民各層の常識を裁判に反映し、一般市民の常識を裁判に反映させることを基本理念としています。したがって、合議体の構成は、非法律家である裁判員が法律の専門家である裁判官の論理に萎縮し、一般市民の常識を裁判に反映させるといった基本理念に逆行する事がないようなものでなければなりません。従って、裁判員の数を出来るだけ多くすることが必要です。以上の理由から、裁判官1人に対して裁判員11～12人とすることが妥当と考えます。また、「国民参加の司法」と言えるためには、少なくとも裁判員の数は、裁判官の3～4倍が必要です。従って「裁判官2人、裁判員7人」は最低限の配分です。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限について

ア. 裁判員は、有罪・無罪の決定及び刑の量定に関し、審理及び裁判をするものとします。

(3) 評決について

有罪無罪の決定は本来、裁判員のみで判断する独立評決制とし、全員一致を目指すべきです。また、「少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定は出来ないようにするべきである。」とした意見書の主旨を生かし、裁判員が有罪を決定した場合であっても、裁判官全員が無罪と判断したときは「無罪」とする制度とします。

(4) 対象事件

導入当初は、審議会意見書で確認されているように「重大な刑事事件」としますが、行政訴訟についても早期に対象とすべきでしょう。また、その他の刑事事件、原告・被告の間に構造的格差がある場合など、民事訴訟に関しても拡大することを検討するべきです。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任について

(1) 裁判員の要件

裁判員の要件として、昨年10月28日の座長案では、年齢について「選挙権を持ち、かつ25歳以上とする」とされていましたが、選挙権のある全ての人が対象であるべきですから、20歳以上とされたことを評価します。

(2) 欠格事由

公務員と同様の基準で裁判員及び裁判員候補の欠格事由を定める必要はありません。少なくとも、学歴、犯罪歴などを事由に定めることは人権侵害に繋がりがねません。当該訴訟に不適切な裁判員が選出された場合は、弁護士、検察官による忌避の制度による対応ができるものとしてあれば、問題はないと考えられます。

3. 裁判員の義務及び解任

(1) 裁判員及び補充裁判員の義務

裁判員及び補充裁判員に「秘密漏洩罪」を科すことは、国民の司法への参加を萎縮させ、裁判員制度導入の障害になりかねません。裁判員のプライバシー保護をはじめ、裁判員の身の安全を保護することが重要であることは申すまでもありませんが、過剰な保護は国民の知る権利の侵害になりかねないことを、十分に配慮することが重要です。

(2) 安全確保・保護、秘密漏洩

「裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者」に懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。」と刑罰を科す事は、かかわった事件に関して、生涯守秘義務を課するという過重な義務となり、裁判員制度導入の基本理念に逆行しますので強く反対します。

(障害者欠格条項をなくす会)

私もは裁判員制度について、それ自体、多大の問題点が含まれているものと認識し、この制度導入にあたっては、さらなる慎重な吟味と、国民的な議論の深まりを求めるべきだと考えます。その前提の上で、現時点での「裁判員制度の概要について(骨格案)」に対し、「欠格条項」廃棄の立場から、以下の意見・要望をお伝えします。検察審査会法は、かつては、耳の聞えないもの、口のきけない者及び目の見えない者」は検察審査員になることができずにいました。1998年に奈良で、籤で選出した聴覚障害者を失格としています。その当事者が異議申立をしたことを契機に、見直しが始まりました。その結果、1999年に、上記の欠格条項を廃止したのです。この過程は、1999年の民法改正および、政府の障害者にかかわる欠格条項の見直し作業とも重なっています。現行の検察審査会法には、成年被後見人・被保佐人を含めて、障害者に関する欠格条項はありません。その後2002年に、大阪で聴覚に障害がある人が審査員になりましたが、最高裁が手話通訳者派遣手配する等、必要な支援のもとで参画できるように運用しています。新しい裁判員制度も、この一連の経過、検察審査会法での教訓を十分にふまえる必要があります。つまり、ここでまた再び、障害にかかわる欠格事由を設けてはなりません。その上で、障害がある人が必要な支援をえて参画できる制度にすることです。したがって、骨格案のうち、次の部分は削除すべきです。

・2- (2)- (ウ) 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者の内容を追加する必要があります。

・裁判員が職務を遂行するうえで、必要な補助者・補助的手段をこうじる。この、必要な補助者・補助的手段とは、例えば、手話通訳者や要約筆記者の派遣、文字情報の点字化・拡大文字化、あるいは音声化、そのほか補助者の配置、機器の利用や設備環境の配慮です。これらは、裁判員が申し込める形にし、どのような方法が適切かについてもその裁判員とよく相談しながら実施することが大切です。

裁判員制度の理念は、市民の司法参画とされています。そこからは、障害がある人を含む多様な市民が、主体的に参画できるものが必要とされます。検討過程から幅広く参画できるようにし、検討には十分に時間をかけて議論を尽くすことを求めます。

(青年法律家協会弁護士学者合同部会)

第一 「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」に対する意見

全般についての意見

- (1) 被告人の「裁判を受ける権利」を保障し、適正な刑事裁判を実現するためには、予断排除の原則のもとに、黙秘権をはじめとする防御権や弁護権を十分に保障する適正かつ充実した審理が何よりも必要である。そして、迅速な審理は、こうした充実した審理の結果として達成されるべきものであり、そのためにはなによりも、審理の長期化の原因として従来より指摘されている身柄拘束と保釈の不当な運用、検察官手持証拠の事前全面開示の否定、伝聞法則の形骸化現象など、人質司法、調書裁判といわれて久しい現行刑事裁判の抜本的な改善、改革が必要である。身柄拘束の適正化に関連して、起訴前保釈制度の導入や代用監獄制度、ビデオ撮影による取調過程の保存、弁護人の取調立会権の制度化による取調べの可視化と適正化が急務である。
- (2) しかし今回の骨格案は、現在の刑事実務の問題点に対する無反省と形式的な当事者主義に立脚し、先に述べた刑事裁判の現状の抜本的な改善、改革については何ら提示しないばかりか、逆に「迅速」のみを強調するという被告人の立場を無視した拙速主義により、被告人の黙秘権や弁護人選任権等を侵害し、被告人の防御権の行使と適正手続の保障を侵害する内容になっている。このような骨格案の提示する刑事手続きにおいては、被告人に対する人権侵害と冤罪が多発する事態が強く憂慮されるのであり、容認することはできない。

個別論点についての意見

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 全体について

- (1) 骨格案の提示する第1回公判期日前の新たな準備手続は、予断排除の原則に抵触するおそれがあり、また黙秘権をはじめとする被告人の防御権、弁護権を侵害するものであり、到底賛成することはできない。仮にこのような準備手続を導入するとした場合に、予断排除の原則、黙秘権をはじめとする被告人の防御権や適正手続を保障する観点から、この準備手続を行うには弁護人の同意を必要とし、事前の全面的な証拠開示のもとで争点整理を行うものの、被告側に主張明示義務は課さず、準備手続における被告側の証拠調べ請求は任意的なものにとどめるものとすべきである。

- (2) 骨格案の提示する準備手続は、争点の整理を中心としつつ、証拠開示の裁定、証拠調べの請求とこれに対する意見の聴取、証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠調べの順序、方法の決定等々従来公判期日において行われていた手続を包括的に含んでおり、被告側がこれに対応するには十分な準備が不可欠である。しかし、骨格案では、弁護人の同意を不要とし、弁護人が反対する場合にも実施されることに加え、証拠開示制度について事前の全面開示を否定していることから、全面的な事前の証拠検討ができないまま準備手続が強行される。しかも、弁護人に主張明示義務が課され、かつ準備手続終了後の主張の制限は盛り込まれなかったものの準備手続終了後の証拠調べ請求は原則として許されないものとされているため、被告人、弁護人側の防御権行使は、著しく困難になる。したがって、弁護人の同意なく、このような内容の第1回公判期日前の準備手続を導入することは到底容認することができない。

2 準備手続の主宰者について

骨格案は、第1回公判期日前の準備手続は受訴裁判所が主宰し、裁判員制度対象事件については受訴裁判所を構成する裁判官がその権限を有するものとする。この場合、受訴裁判所の裁判官が準備手続に関与することにより、起訴状一本主義、予断排除原則との衝突が生じる。第1回公判期日前の争点整理制度を採用するとしても、誤判の防止のために案出され、遵守されてきた予断排除原則、起訴状一本主義は、「公平な裁判所」(憲法37条1項)の要請として、なお守るべき原則である。従って、受訴裁判所の裁判官が関与することを認めることは不当である。また、骨格案のもとでは、裁判員の在廷しないところで、裁判官のみの関与によって争点整理等の重要な手続の一端が先行して開始されることになるが、これでは裁判員と裁判官の間に情報の格差を生じ、結果として当該手続の中で、裁判員が補助的・二次的な存在であるという位置づけをもたらす、かつ裁判員の意識においても同様の認識を生み、裁判員の対等かつ主体的な関与を妨げることになる。この点でも極めて不当である。

3 証拠能力の判断について

骨格案は、「専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ」を準備手続で行うものとする。これによれば、違法収集証拠性の有無や自白の任意性の有無という事実認定と密接に関連し、有罪無罪に直結する判断が、非公開の場で行われることになり、極めて不当である。しかも、裁判員制度対象事件においては、裁判員の関与を排除して行われることになるが、市民感覚を最も発揮しうこれらの判断に裁判員に関与させないことは、裁判員を補助的・二次的な存在と位置づけるものであり、この点からも到底容認できない。

4 検察官手持証拠の事前の全面開示の否定について

骨格案は、検察官手持証拠の事前の全面開示を否定したが、極めて不当である。そもそも国家機関である捜査側と一私人に過ぎない被告人側の権限・力量の隔絶という実態に鑑みれば、実質的な当事者主義を実現し、十分な防御権の行使を保障するためには、事前の全面的証拠開示が不可欠である。「死刑台からの生還」と言われた四つの死刑再審無罪事件をはじめとするえん罪事件のほとんどは、検察官手持証拠の全面開示がなされなかったことに誤判の原因が存在しているものであり、えん罪の防止のためには事前の全面開示が不可欠である。また、骨格案の提示する主張明示義務との関連においては、訴追される側である被告人にとっては、検察官の事前の証拠開示なしに主張を明示することは困難であるから、被告人の防御権の保障のためには、全面的開示が不可欠なはずである。しかし、主張明示義務を認める一方で事前の全面開示を否定することは、被告人の防御権を無視する極めて不当な提案である。

5 取調べ請求証拠以外の証拠の開示について

骨格案は、弁護人側の証拠開示請求について、その理由を明らかにさせ、検察官がその必要性を検討して開示の是非を判断するなど、対立的関係にある当事者間の関係を無視した構想であり、およそ検討に値しないものである。ことに、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であること」を開示請求の要件にすること自体、証拠開示の意義を理解しないものであるし、「開示の必要性」の他に「被害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは開示しなければならない」としている点は、結局被告人にとって必要・有利な証拠が開示されない結果をもたらす、不当である。

6 被告人側による主張の明示について

骨格案は、被告人側が、「公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、...準備手続において、あらかじめこれを明らかにしなければならない」とした。しかし、このような主張明示義務を弁護側に課すことは、訴追される側に過ぎない被告人にとって、防御権の行使について著しい困難を強いるものとなりかねない。また、裁判は流動的なものであって、公判期日における様々な手続の中で、やっと防御の方法を見いだし、取

調べ請求すべき証拠を見いだすことも珍しくない。ことに前項の検察官側の証拠開示が全面的なものとならない場合には、著しく被告人の防御権行使を困難にする。そもそも、刑事裁判においては無罪推定の原則に基づき、挙証責任は検察官が負っているところ、このような主張明示義務を課すことは、この原則に反するばかりか、被告人の黙秘権を侵害するものといえる。ことに後述の準備手続後の証拠調べ請求を原則として禁止していることを合わせ考えれば、その侵害の程度は著しい。

7 準備手続終了後の主張及び証拠調べ請求の制限について

骨格案の原案である座長案は、準備手続終了に争点の確認をすることとしたうえで、弁護人は、やむを得ない事由等がある場合を除き、準備手続終了後にこの確認争点と異なる主張をすることができないとして、これを原則的に禁止し、準備手続終了後の証拠調べ請求について、やむを得ない事由がある場合を除き、これを禁止するとしていた。これに対し、骨格案は、このような準備手続終了後の新たな主張の原則禁止を盛り込まなかったが、証拠調べ請求の原則的禁止規定をそのまま残した。しかしながら、証拠調べ請求自体を原則的に禁止されてしまえば、新たな主張だけ認められても被告人の防御上ほとんど意味がないと言わざるを得ない。準備手続終了後の新たな証拠調べ請求を原則として禁止する骨格案は、被告人側の防御権行使を著しく困難にするものであり、極めて不当である。

8 開示された証拠の目的外使用の禁止等について

骨格案は、被告人及び弁護人は、開示された証拠を審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする。この規定は、「審理の準備以外の目的」という極めて抽象的な縛りで、その「目的外」使用を禁止し、かつその違反に懲役・罰金刑を科している。しかしながら、これでは無実を主張する被告人や弁護人、さらには裁判支援の人たちによる社会的な訴えかけ、報道機関に対する情報提供などについてまで規制が及ぶおそれがあり、広義の弁護活動と報道活動を規制する危険性が極めて大きい。このような規制の背景には、一旦嫌疑を受け、あるいは起訴された被告人が、無実を晴らすためには極めて多くの困難があり、無罪の獲得には様々な訴えかけや法廷外での活動が必要不可欠であるという実態に対する無理解があるものと言わざるを得ない。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則的法定について

骨格案は、連日的開廷の阻害要因を除去するための改善策を何ら提示することなく、かつ合理的な制度的裏付けのないまま、連日的開廷の原則を法定化すべきという。しかし、これでは、訴訟指揮権の強化により強引に連日的開廷を実現することになり、被告人の防御権や適正手続の保障を侵害し、審理の拙速化をもたらす、極めて問題である。そもそも刑事裁判では、事件により訴訟進行をめぐり事情が異なるのであるから、各事件ごとに個別に判断すべきものであり、一律に連日的開廷の原則を法定化することはなじまない。また、連日的開廷に基づく充実した迅速な審理を実現するためには、その前提として連日的開廷の阻害要因となっている現行制度とその運用の改善をなすことが不可欠である。このことは裁判員制度対象事件において、より強く要請されるものである。具体的に掲げれば、検察官手持証拠の事前の全面開示、ウエイティングトライアル(公判待ち期間)の十分な保障、被疑者・被告人の身柄拘束からの解放、伝聞証拠の排除法則の徹底、自白の任意性をめぐる争いの解消のための取調べの録音、録画化等の改善が必要不可欠である。ことに、被告人が具体的拘束から解放された状況の下に、検察官手持証拠の全ての開示をうけ、これら証拠の十分な検討、証人や関係人との打ち合わせ、弁護方針の検討等の準備を行う期間が十分に保障されなければならない。

第3 訴訟指揮権の実効性確保

1 国選弁護人の選任について

このような制度は導入すべきではない。そもそも必要的弁護の制度は、基本的に被告人の防御権を確保するためのものであり、裁判の迅速のために「訴訟指揮の実効性確保」を目的として、職権による弁護人選任を制度化することは、本末転倒である。骨格案は、弁護人が不出頭等の場合の対応として職権によって国選弁護人を選任し、その弁護人が公判に立会っていれば弁護権は保障されていると考えているようであるが、新たに選任される弁護人としても、事実関係及び公判手続の全体を把握し、そのうえで被告人と接見を重ねて被告人との間で信頼関係を築く必要がある。従って、新たに国選弁護人を選任しても、相当の期間を経なければ公判は開けないのであり、この制度はかえって訴訟の遅延をもたらすことになりかねない。

(1) 弁護人が「出頭しないとき」への適用について

弁護人が出頭しない場合に、職権により弁護人の選任を認めるのは妥当ではない。裁判所による期日の指定によっては、弁護人の出頭が困難な場合もあり、あるいは準備が難しいにもかかわらず期日を指定される場合もありうるものであり、このような場合に、一方的に職権による弁護人の選任権を与えることは、強権的な訴訟指揮を容易に行いつつものとするものとなり、不当である。

(2) 弁護人が「出頭しないおそれがあるとき」への適用について

弁護人が公判期日には出頭しないときにとどまらず、「出頭しないおそれがあるとき」や「在席しなくなったとき」にまで適用を拡大することは、なおさら、弊害が大きい。例えば、「裁判所による期日指定に到底対応できないこと」を理由に抗議することがあり得るが、抗議したこと自体をもって指定された公判期日に「出頭しないおそれがあるとき」とみなしうることになる。これでは抗議行動自体とそれに引き続く協議の下における期日指定そのものを封鎖することになり、弁護権、防御権を侵害するばかりか三者の協議による訴訟進行システムをないがしろにする。また、例えば、審理終了時刻を大幅に超過し、弁護人が異議を述べているにもかかわらず尋問の続行を命ずるなど極めて問題のある訴訟指揮に対して退席するというのもあり得るのであり、こうした場合には「在席しなくなったとき」に該当することになってしまうなど、極めて不当である。

(3) 準備手続への適用について

職権による国選弁護人の選任を、公判期日にとどまらず準備期日にまで拡大することは、同様に不当である。これは、「第1回公判期日前の新たな準備手続」を強く意識した規定と思われる。しかし、同手続は、弁護人の同意なく行われ、かつ被告側に主張明示義務を課すなど極めて問題が多く、こうした問題の多い手続の中における裁判所の問題のある訴訟指揮に対する抗議行動が封じられることは、極めて不当である。

(4) 私選弁護人への適用について

私選弁護人が選任されている場合に、本規定を適用して職権で国選弁護人を選任することは、厳しい弁護活動を行う私選弁護人を事実上排除して、裁判所の訴訟指揮に「従順な」国選弁護人のもとで審理を促進することを可能とするが、このこと自体、被告人の防御権を著しく侵害するものである。被告人の裁判を受ける権利より訴訟促進を優先させることは不当である。

2 訴訟指揮権に基づく命令不遵守に対する制裁等について

- (1) このような制裁は、検察寄りの訴訟指揮が恒常化している現状の下で、「迅速化」に反する弁護活動を権力的に抑制しようというものであり、被告側の防御権、弁護権を著しく侵害する。
- (2) 「出頭しないとき」の過料制裁は、公判期日が弁護人の都合を無視して決定され、そのために弁護人が出頭できない場合までも、罰則の威嚇の下に裁判所の意向に従った形で審理促進を優先させることを認めるというものであり、極めて問題が大きい。
- (3) 尋問制限違反に対する過料制裁は、現状においても職権による尋問制限や介入尋問が多発している現状の下で、反対尋問という極めて重要な弁護側の弁護活動をさらに規制するものであり、防御権を著しく侵害する。

第4 直接主義、口頭主義の実質化

直接主義、口頭主義の実質化のためには、裁判員制度対象事件が否かにかかわらず、伝聞証拠の排除法則が徹底した公判手続が実現されなければならない。しかるに、骨格案にはこの点についての配慮が全くなく、直接主

義、口頭主義の「実質化」を図ることは困難である。

第5 即決裁判手続

人質司法といわれる現状の抜本的な改善のないまま、この手続を導入することは、捜査段階における自白の強要と誤判をさらに増加させることになり、この手続の導入には反対である。そもそも骨格案が挙げるような、争いのない、即決裁判が可能とされるような事案は、現行制度においても長期間を要することなく審理が可能なのである。そして、その上でさらに被告人の身柄拘束による不利益を軽減しようという趣旨ならば、権利保釈制度の運用改善で実現できるはずであり、上訴権の制限等を含む、刑事手続の簡略化、適正手続の後退を進めるべきではない。

第二 「考えられる裁判員制度の概要について」に対する意見

全般についての意見

- (1) 刑事裁判の現状を改善、改革するために、市民参加の制度を導入するのであれば参審制では不徹底であり、陪審制を導入すべきである。公正な裁判に資する真の市民の司法参加といえるためには、当事者の選択にしがたい厳密な選定手続きにより予断や偏見をもつ者を排除した上で、一般市民が証拠に直接触れ、市民常識に裏付けられた社会的経験則にしがたい「合理的な疑い」の有無を判断し、公判中心主義・直接主義の下で「疑わしきは被告人の利益に」という原則を徹底するシステムでなければならぬ。このような制度として、陪審制度を導入すべきである。
- (2) 仮に参審制度としての裁判員制度を導入するのであれば、第1には、その前提として、現行の刑事司法の抜本的改善、改革が不可欠であり、第2に、裁判員制度の具体的な制度設計の内容は、市民参加の意義が真に生かされるものでなければならない。しかるに骨格案は、誤判やえん罪防止という視点を欠き、深刻な刑事裁判の現状に対する抜本的な改善、改革を放置し、現行の悪しき実務を前提に連日の開廷の裁判員制度を構想しており、人権保障上極めて不当である。また、その裁判員制度の具体的内容には、以下述べるような多くの問題があるとともに、制度的に裁判官と裁判員の著しい情報格差を生み、刑事裁判に「市民感覚」を反映させて「裁判官と裁判員の相互のコミュニケーション」を図ることが著しく困難なものとなっており、極めて問題が多い。

個別論点についての意見

1 判断対象について

(前出「司法改革を考える弁護士会「千葉」」の意見第二1と同旨)

2 被告人の選択権について

公正な裁判を受ける権利は、何よりも被告人の権利であるから、当事者が公正と考える裁判体を選択できることが前提となる。したがって、市民参加の裁判手続を利用するか否かについて、被告人に選択権を付与すべきである。裁判員の関与を事実認定にかぎるしても、当該被告人が、一般市民の健全な常識に委ねた方が適切な事実認定ができると信頼するとはかぎらないから、憲法の保障する公正な裁判を受ける権利を保障する観点から、被告人に裁判員による裁判を受けるか、職業裁判官による裁判を受けるかの選択権を認める必要がある。

3 裁判員と裁判官の人数について

(前出「司法改革を考える弁護士会「千葉」」の意見第二3と同旨)

4 対象事件について

(1) 自白事件には適用しないこと

被告人が争わない事件にまで適用する必要はない。量刑だけに一般市民を関与させる意味はどこにあるのであるか。重大事件における死刑か無期懲役かという量刑の決定にあたる裁判官の精神的重圧は相当程度のものであるといわれているが、無作為に選ばれた一般市民にこのような重圧を与えることには、大きな問題がある。また、量刑については、一般市民が情緒的に反応しやすいことも考慮されなければならない。

(2) 重大事件に限定しないこと

骨格案は対象事件を重大事件に限定する。しかし、現在の形骸化した刑事裁判の現状を改善するために導入するものである以上、重大事件に限定する必要はない。痴漢えん罪事件に典型的にみられるように、軽微事件においても調書裁判等の弊害は大きいのであり、市民常識を活かす余地は大きい。むしろ、軽微事件から導入をはじめ、「市民感覚」を裁判に反映させ、制度の定着を図るとともに対象範囲を拡大することの方がより現実的である。

5 評決について

骨格案では、合議体の過半数で有罪の評決が可能となる。しかし、原則として、全員一致とすべきである。被告人を有罪とするためには、無罪の推定のもとで、合理的な疑いをいれない程度の立証が求められる。したがって、裁判員及び裁判官のうち一人でも無罪の意見を述べる者がある場合には、それ自身が犯罪事実の証明について合理的な疑いを差しさむ事態であると評価されるのであり、そのような場合は有罪とされるべきではない。また、過半数による評決では、十分な議論のなされないまま結論に至るおそれがある。なお、一般に陪審制を採用する国においては、全員一致でなければ有罪とできない制度が多いことも参考とすべきである。

6 裁判員になることを強制することの問題性について

(前出「司法改革を考える弁護士会「千葉」」の意見第二6と同旨)

(全国消費者団体連絡会)

1 基本構造

(1) 合議体の構成

裁判官と裁判員の人数は、「裁判官2人裁判員6人以上」とすることが必要です。裁判官3人では、現行と何ら変わりなく裁判官主導型になりかねません。それでは、必要な裁判官の人数は何人でしょうか。検察官と弁護士がそれぞれ意見を出し合い裁判官がどちらかを選択することを考えれば、裁判官は1人でもよいと考えます。しかし、裁判官1人では多くの作業量をこなさなければならない事になり、そのような意味においては、最低2人は必要であると考えます。また、実質的国民参加を備えた制度というには、国際的に民間人が裁判官の3倍以上の人数が常識であるとも聞きます。市民の一般常識が生かされ、裁判員が自由に自分の意見を述べ、様々な意見交換議論の後、正当性を持った意見が最終的な判断とされるためには、裁判員の数は少なくとも裁判官の3倍以上とすることが、「司法の民主化」「市民による司法参加」と言えるのではないのでしょうか。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア. 裁判員の権限

(ア) 裁判員は、有罪・無罪の決定及び量刑に関し審理及び裁判をするものとします。

(3) 評決

有罪・無罪の評決については、裁判員のみで行う独立評決制度とし、全員一致をめざして評議を行う制度とするべきです。ただし、裁判員が有罪と決定した場合であっても、全裁判員が一致して無罪と判断した場合は、無罪とする制度とします。

(4) 対象事件

導入当初は、重大な刑事事件を対象とすると審議会意見書で確認されていますが、運用状況をみながら、行政訴訟もその対象とするよう早期に検討すべきです。また、その他の刑事事件や、民事事件への拡大についても検討すべきです。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

裁判員の選任については、特に、検討会座長試案では25歳以上とされていましたが、裁判員資格が20歳以上とされた点を評価します。欠格事由や就職禁止事由をさらに絞り、できるだけ多くの市民が裁判員となれるようにすべきです。また、裁判員候補者を無作為抽出とし、裁判員選定手続により裁判員を選定する提案に賛成します。今後の課

題として、少年事件に限り20歳未満の裁判員参加の検討が必要と考えます。そのような制度が海外では成果をあげていると聞いています。

(2)欠格事由

継続的に多様な職務につく可能性のある公務員と同様の基準で、裁判員の欠格事由を定める必要はないと考えます。万が一不適切な裁判員候補が選出されたとしても、忌避の制度によって対応できるものと考えられるからです。

3 裁判員の義務及び解任

(3)裁判員及び補充裁判員の義務

裁判員制度の改善につながるような情報まで制限することは、国民の知る権利を侵害することにつながりかねないことから「国民の知る権利を侵さない」旨の規定は必要と考えます。平成15年度10月28日座長(案)7罰則(2)裁判員等の秘密漏洩罪は、例えば裁判員のプライバシーなど守るべきものがあるにせよ、秘密漏洩罪の秘密の範囲が広すぎることや、懲役刑などの罰則が、裁判員の発言を萎縮させ、国民の司法への参加が阻害されるおそれがあります。

4 公判手続等

(1)総論

国民が裁判員としての義務をはたしやすくなるよう集中審理を行い、裁判の長期化を避ける必要があります。ただし、現在のような公判手続のまま、集中審理だけを導入したのでは、被疑者弁護活動が困難になるだけです。十分な集中審理が行えるようにすべきです。

(7)証拠調べ手続等

公判前の証拠開示制度を導入し、弁護側・検察側とも十分な準備のもとに審理に臨めるようにすべきです。また、公判における口頭主義・直接主義を実質化し、裁判員が膨大な調書に目を通す必要がないようにすべきです。また、公判審理に裁判員が集中できるよう、リアルタイムで公判内容が確認できる速記録を採用すべきです。供述調書及び取り調べの信用性については、録音、ビデオの導入などをはかり、裁判員の求めに応じて確認できるように準備しておくべきです。

(第一東京弁護士会)

1 はじめに

この度貴本部裁判員・刑事検討会において裁判員制度等に関する骨格案が示された。政府はこれを受けて法律案の作成にかかるものと考えられるが、その参考に供するべく当会の意見を述べる。

2 裁判員制度

(1)合議体の構成

骨格案における裁判官3人、裁判員6名という構成が示された。しかしながら、当会がこれまで主張してきたように裁判官の員数を3人とする必然性は無く、またその必要も無い。

また裁判員の数は、9人程度が望ましいが、万一やむを得ない場合、6人という選択もあり得る。なお、裁判官と裁判員の比率に関しては1:3程度が望ましいと考える。

ところで、骨格案は、自白事件等に関し、裁判官1、裁判員4という合議体の選択の可能性を示している。裁判官と裁判員の員数の比率という点に関しては問題ないが、より広範な国民の参加という観点からは、通常事件に比して裁判員の数を減ずる必要は無いと考える。

(2)評決

骨格案においては裁判官1名以上、裁判員1名以上を含んだ全体の過半数に依るとしている。

しかしながら、評決はあくまで全員一致を目指すことが望ましい。他方、ただ一人に拒否権を与えることとなる評決方法は制度上無理があると言わなければならない。被告人が有する無罪の推定を受ける権利や「疑わしきは被告人に有利に」との法理に照らせば、有罪を言い渡すには、3分の2以上の賛成を要するものとするべきである。

なお、有罪を前提に量刑については単純過半数で足りるとの考え方もあるが、その場合であっても、死刑を言い渡す場合には、3分の2以上の賛成を要することとするべきである。

(3)対象事件

骨格案においては、次のいずれかに該当する事件とされている。

)死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪(但し、刑法第77条の罪を除く。)に係る事件

)法廷合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの。

しかしながら、国民参加の目的からも、また重大事件から先に対象事件としたという経緯からも、今後より軽い刑罰の事件へ対象を拡大することに理論上の困難は無いと考えられる。対象事件の範囲を拡げるべく、引き続き検討すべきである。

(4)裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員等の秘密漏洩に関して骨格案では、罰金刑のみならず、懲役刑を科すとの案が示されている。

しかしながら、そもそも裁判員等の守秘義務の範囲が広過ぎるのではないかとの疑問もある中で、懲役刑まで科すことは、裁判員等に対し、過重な負担を負わせることになる。懲役刑まで科すことは無く、罰金刑のみに留めるべきである。

3 刑事裁判の充実・迅速化

(1)準備手続の内容

骨格案においては、準備手続をすることが出来るようになり、裁判員制度対象事件においては、準備手続を必要のものとしている。また、これに伴い証拠開示に関しても、現行法に比して相当進むことが予想される。

しかしながら、骨格案においては、相手方当事者に開示されることなく、裁判所のみが証拠開示を受けることもあり得る(第1、7(3))。予断排除原則に抵触しないよう、然るべき配慮をした内容の規定とすべきである。

(2)証拠開示

骨格案においては、一応証拠開示を進める内容となっているが、必ずしも十分とは言えない。検察官保存証拠の一般的開示を認めるべきである。

仮に骨格案によるとしても、例えば「開示によって生じるおそれのある弊害」の有無によって証拠開示が左右されることとなる。即ち、裁判官の主観的判断によって、証拠開示が有名無実化することが危惧される。そこで判断基準に関してはより客観性を有する規程振りにすべきである。

(3)準備手続終了後の証拠調べ請求

従来、準備手続終了後は、主張、証拠調べ請求共に制限されることとされていたが、今回の骨格案においては主張を制限する制度は設けないものとするが、新たな証拠調べ請求に関しては依然として制限されている。

主張を制限する制度を廃したことは相当として評価すべきである。しかしながら、通常、新たな証拠が見出されたからこそ新たな主張がなされるのであり、またその必要もあるのである。従って、新たな主張のみを許して、新たな証拠調べ請求を認めないというのは、制度としても平仄が合わず、実質的に被告人の防御権を失わしめるものである。したがって、準備手続終了後の証拠調べ請求を制限することには反対である。

(4)証拠の目的外使用の禁止等

仮に、証拠の目的外使用を制約すべきであるとしても、懲役刑を科す必要は無く、それだけの立法事実も無い。

また、被告人の防御権を侵害することなく目的外使用の当罰性の範囲を限定することも容易でなく、その意味からも反対である。

(5)連日的開廷

連日的開廷は、原則として望ましいものである。しかしながら、被告人の身体拘束制度を現状のままにして、連日的開廷を行うとすると、被告人の防御権は全うされない。

連日的開廷を行うためには、弁護人と被告人との接見・連絡が自由に行える状態にあり、(準備手続のみならず)訴訟の過程においても訴訟準備・対応が万全であり得る事が必要な前提となる。

しかるに現行の身体拘束制度では、時間外の接見は不可能であり、権利保釈の制度も脆弱である。これらの点が抜本的に解決されない限り、連日的開廷のみを断行すれば、被告人の防御権は全く失われてしまう。

(6)訴訟指揮命令不遵守に対する制裁

骨格案では、訴訟指揮命令不遵守に対し過料の制裁を科すこととされている。

しかしながら、このような制裁を新たに科さなければならない立法事実は何一つ無い。このような制裁を科す理由は無いものと言わざるを得ない。

(7)即決裁判手続

骨格案の示す即決裁判手続によれば、事実誤認を理由とする控訴は認められない。そのこと自体疑問であるが、即決裁判の目的上これが不可避とするならば、適用範囲につき、慎重な検討を要する。

即ち、適用範囲に関しての単純なオーバーステイや覚醒剤の自己使用、自己使用のための所持罪等に限定すべきであり、無限定に即決裁判の対象を拡大することには反対である。

(第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部)

一 はじめに

司法制度改革推進本部は、表記の骨格案と、「検察審査会制度改正の概要について」の骨格案を発表したが、司法改革推進二弁本部としては、検察審査会制度については、ここでは触れないこととし、表記二つの骨格案に関して意見を提出する。これらの骨格案は、2003年10月に発表されたいわゆる座長試案を基にして、2004年1月26日の自由民主党と公明党の与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム(与党PT)の合意を受けて、その一部を手直ししたものである。そのため、先に当司法改革推進二弁本部が提出した座長試案に対する意見書で指摘したように、国民参加の司法制度を新たに作り出そうとする姿勢が不足していることや、被告人の弁護権、防御権の保障が十分でない点などの問題を抱えながらも、与党合意を背景にして、新しい裁判員制度の実現に向けて大きく踏み出したものであることに意義があると考え、司法改革推進二弁本部は、今後の国会の論議の中で、以下に指摘する問題点が見直されて解決されることを強く求めるところである。

二 裁判員制度について

1 裁判官と裁判員の員数

骨格案は、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を6人とした。座長試案が裁判員の員数を4人としたうえで、5人ないし6人とするのも考えられ、なお検討を要するにとどめていたところを、与党合意を受けて6人に増員したものとされる。これは、国民の司法参加を実現するための最低限の員数を確保できたものとは言える。他方、裁判官の員数は3人とされており、その結果、現行の合議体を存続させることとなっており、裁判官だけで完結した合議体として成立してしまうおそれがある点において問題が残る。裁判員制度は、裁判官と裁判員とが「協働」して裁判を行うところに主眼があり、裁判官の合議体に裁判員が付随的に加わるものであってはならないし、法律専門家である裁判官が3人いることによって、6人の裁判員の意見が十分に反映されないようでは、制度の趣旨が実現できないおそれが生ずる。裁判官は多くても2人、裁判員は7~9人の構成が、裁判員制度の趣旨を実現するためには適当であると考え、骨格案に従った法制度が出来上がるとしても、後に指摘するように評議の方法を工夫して、十分に裁判員の意見が反映される制度とするべきである。骨格案では、自白事件で当事者に異議がなく、準備手続裁判官が事案の性質等から適当と認めるときは、裁判官1人、裁判員4人の合議体で審理することができるとした。裁判官1人とする裁判員制度は、裁判員の数が少ないとは言え、弁護士会が主張してきた制度に近づくものであり、その運用実績の積み重ねによって、裁判員制度が十分に機能していく可能性を有している。さらに、与党合意では制度導入後の運用の状況などを検証しながら、将来における対象事件の拡大について検討すべきであるとしているほか、民事事件や行政事件についても、それぞれにふさわしい形で裁判員制度の対象とすることを検討すべきであるとしていることを考えると、将来における裁判員制度の実施に向けて、裁判官1人制度の運用は重要な意味を有する。

2 評決

骨格案は、評決については、裁判官と裁判員の合議体の過半数で、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見による、としており、この点は座長試案と同じである。しかし、評決のあり方は、本来は全員一致であるべきであって、複数回の繰り返しの評決によっても全員一致が得られない場合の例外的措置として、3分の2以上の多数決でなければ有罪の評決はできないとするべきである。合理的な疑いを超える証明がなされなければ有罪とすることはできないのであるから、全員一致による評決を目指すべきことを刑事訴訟規則によって明定しておくべきであり、全員一致とならなければならない場合でも、有罪の意見が半数を超える程度では、立証が尽くされたと判断されるべきではなく、有罪とするためには少なくとも3分の2以上の特別多数で決するべきである。骨格案のように過半数の意見で決するとすると、裁判官3名が有罪を主張すると、裁判員2名が有罪と主張すれば、裁判員4名が無罪と主張しても有罪とすることができることとなる。しかし、これでは合理的な疑いを超えた証明がなされたものとして扱うことは困難である。

3 公判手続等 - 取調の可視化

骨格案では、座長試案と同様に、供述調書の任意性、信用性判断のために、裁判員にとって迅速で分かりやすい審理の実現に対する工夫については具体的には触れられていないが、公判手続の総論として、「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする」としているのであって、かかる公判審理を実現するには、供述調書の任意性、信用性判断のための客観的資料の存在が不可欠である。現在、長期にわたって審理が行われている裁判の多くは、捜査段階において作成された供述調書の任意性や信用性をめぐって争われていくことが多く、供述者に対する公判廷での証人尋問では、供述調書の記載内容のひとつひとつをなぞるようになり、その真偽を尋ねていかなるを得ないために、審理には膨大な時日を要することとなる。しかし、本来、裁判の証拠は公判廷において客観的に検証され得るものでなければならない。にも関わらず供述調書は密室で作成されるために、その作成過程が第三者には分からず、結局のところ、客観的な根拠のないまま裁判官が供述調書の作成過程について判断せざるを得ないのが実情である。裁判員制度の導入に当たっては、取調状況の全過程を録画・録音することによって、裁判員にとって供述調書の任意性や信用性を客観的に、かつ迅速に判断できる資料を提供できるようにしておくことが不可欠である。そうすることによって、迅速な審理が実現できるし、客観的な判断も可能となって真相解明を促進することとなるのであって、ひいては、司法に対する市民の信頼性を高めることができる。与党合意では、取調状況を録音録画する制度の採否を含む、捜査・公判手続のあり方全体を見直すための検討を開始すべきであるとしており、取調の可視化の方策について具体的な検討を直ちに始めるべき時期に至っている。国際法曹協会(IBA)は、2004年1月26日に「提言」を発表して、取調全過程の録画・録音制度を導入すべきだとする日弁連の提案を支持し、日本政府に対して、日本に最適な制度を確立する観点から、世界の取調方法の比較研究に遅滞なく着手することを検討すべきであるとしている。これは、将来の検討課題ではなく現在直ちに実現へ向けての具体的な検討を開始するべきことである。

4 裁判員の秘密漏洩

骨格案では、裁判員が、裁判中のみならず裁判終了後においても、評議の経過、裁判官や他の裁判員の意見、事実認定、量刑意見などを漏らした場合には懲役、または罰金に処するとする。評議での自由な意見を保障するた

めには、一定の範囲で守秘義務が課されることはあり、評議の過程で誰がどのような意見を述べたかについて漏らした場合のサンクションは必要である。しかし、その場合でも司法に参加した国民に対して懲役刑で臨むことは適当ではなく、せいぜい罰金刑にとどめておくべきである。また、裁判を終えた後には、裁判員制度の運用状況の検証などのためにも、裁判中と同様の守秘義務を課することは、適当ではない。学術研究や取材に応ずる場合など正当な理由がある場合には、守秘義務を解除するべきである。

5 裁判員に対する接触禁止

骨格案では、裁判中のみならず裁判終了後においても、何人も、職務上知り得た秘密を知る目的で裁判員に接触してはならないとする。しかし、裁判終了後は、学術研究や報道取材など、接触が許される場合があるから、裁判終了後の接触禁止を一律に定めるべきではなく、一定の要件のもとに接触禁止を解除する制度を設けるべきであり、国会審議の中で十分に検討されるべき点である。また、骨格案は、裁判員に対し接触すると疑うに足りる相当な理由を保釈不許可事由及び接見禁止事由とし、裁判員に接触したことを保釈取消事由とするべきであるとしている。しかし、かかる不明確な要件によって保釈不許可事由としたり接見禁止事由とすることは、被告人の身柄拘束を不必要に拡大するおそれがあり、また、接見交通権が侵害されるおそれも強い。ただし、実際に裁判員に対して接触したときに刑事訴訟法96条の各号に準じて保釈を取り消すべき場合はあろうから、保釈不許可事由や接見禁止事由の定め方と保釈取消事由の定め方は異なった基準とすることが適当である。

三 裁判の充実・迅速化について

1 証拠開示

骨格案は、結局のところ座長試案をそのまま維持して、開示証拠の範囲を制限しようとしている。しかし、捜査の結果については、本来はすべてを弁護側に開示し、その上で争点を明らかにしていくことが必要であって、当事者主義を実現するためには、捜査機関が強制力を背景にして収集した証拠のすべてが、弁護人に開示されるべきことは当然である。また、そうでなくては、準備手続において弁護人が争点を明示することははなはだ困難である。骨格案の如く典型的証拠開示や争点関連証拠開示のみに終わるのであれば、重要な捜査報告書その他、公判審理の方向を決する重要な証拠が開示されない可能性がある。準備手続を行ってあらかじめ主張を整理し、公判の進行全体を準備するとすれば、全面的な証拠開示が実現されるべきことが不可欠である。骨格案は、現状の証拠開示実務を一步進めようとするものではあるが、依然として不十分である。また、証拠開示がどのようになされる場合であっても、開示されるべき証拠が開示されていないことが明らかになったときの制裁規定が設けられる必要がある。証拠が開示されないまま秘匿されているか否かは、被告人・弁護人や裁判所には分からないことであるから、その場合に何らかの制裁規定がなければ、いかなる証拠開示制度を設けたとしても、実効性がないこととなる。

2 準備手続における主張・立証制限

骨格案は、座長試案と異なり、準備手続終了後の主張制限制度を設けないこととしており、この点は評価できる。しかし、準備手続における主張明示義務及び証拠調べ請求義務を被告人と弁護人に課し、準備手続終了後の証拠調べ請求制限を課していることは問題である。準備手続における主張、立証については、黙秘権を保障するためには、主張、立証の義務を被告人、弁護人に課することはできないのであって、公判準備の充実化のためには努力義務の限りで認められるべきである。また、準備手続終了後において、主張制限を課さないものであるから、証拠調べ請求制限を課すことも、当然のことながら許されない。被告人は、いつ、いかなる段階においても主張、立証ができるのであるから、主張制限を課さないことは当然であるが、主張に伴って証拠調べ請求がなされるのであるから、証拠調べ請求を制限することができないことも当然のことである。ただし、新たな証拠調べ請求をする場合は、証拠調べ請求が遅れた理由を説明する必要はあろうかと考える。

3 開示証拠の目的外使用の禁止

骨格案は、座長試案と同じく、開示された証拠の複製などをそのまま記録した物または書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないとして、これに違反した場合に過料に処することができ、さらに、罰金または懲役に処するとしている。しかしながら、与党合意においては、特にこの点については今後の検討課題として言及されており、正当な弁護活動を阻害しないよう配慮するべきこととされている。開示証拠を経済的対価を得る目的を持ってみだりにマスメディアなどに流出させる如き行為は制限されるべきであるが、関連事件において証拠として使用する必要がある場合や当該事件の問題点を広く社会に訴えることが弁護活動として必要な場合、あるいは、当該事件を研究対象とする場合などに開示証拠を利用することが考えられる。骨格案の規定では、このような場合においても、過料や刑事罰が科されることとなるのであり、結局のところ被告人の防禦活動、弁護活動を制限するものである。したがって、被告人の防禦のためや弁護人の活動として社会的に相当と認められる場合には開示証拠の使用が許容されるべきであり、また、過料や刑事罰の対象とすることは適当ではない。

4 連日的開廷の確保等

連日的開廷を確保するためには、全面証拠開示、防御権行使に必要な準備期間の確保、被疑者・被告人の身柄解放、接見交通権の保障などは最低限の条件として不可欠である。とりわけ、現在の取調実務の中では、被疑者が黙秘をしていたり捜査官の意に反する供述を続けている場合に、捜査官が、被疑者に対して、このままでは起訴後も保釈が許可されず長期に渡って身柄拘束が継続されると告げて、被疑者の意に反する供述を強要する事例が後を絶たないのが実情である。したがって、被告人の身柄を早期に解放する実務を定着させることが、保釈を取引材料とした違法な取調を防止することにつながる。また、被告人の身柄が拘束されたままでは、公判準備を充分に行うことが甚だ困難であって、その結果審理が長期化することとなるから、審理の充実・迅速化を実現するためにも、まずは、現行の保釈制度の運用を改める必要がある。基本的には、刑事訴訟法89条4号の保釈制限事由が余りにも幅広く適用されているため、実際には罪証隠滅のおそれがない場合においても、単に事件を争っているだけで罪証隠滅のおそれがあるとして保釈が許可されない事例が多い。このように幅広い解釈が可能で、保釈不許可の理由として乱用されている規定は削除されるべきである。

5 訴訟指揮の実効性確保

骨格案は、弁護人の不出頭等に際し、職権で弁護人を選任できるとし、出頭命令の不遵守や訴訟指揮に反したときには過料等の制裁を課すことができ、弁護士会に処置請求しなければならないとする。しかし、弁護人の不出頭について正当な理由があり、被告人が職権による選任を同意しない場合にまで弁護人を選任するのは、被告人の利益を不当に害するものである。弁護人の不出頭あるいは不出頭のおそれがあるとしても、それが正当な理由がない場合のみ、職権で弁護人を選任できるとするべきである。また、尋問制限等は訴訟指揮によって行えば足りるのであって、制裁を課すべき必要はない。また、制裁を課した場合に必要な処置請求をするのは、現行の刑事訴訟規則の要件を変更するものであるが、処置請求を義務づけるべき根拠も必要性も存在しない。この点についても、与党合意では、引き続き検討をすべき課題であるとして、正当な弁護活動を阻害しないよう配慮を求めていることを考えれば、現行の訴訟指揮及び法廷等の秩序維持に関する法律などによって充分に対処できる事柄について、不必要な制限や制裁制度を導入することは、司法の円滑な運営を損ねるばかりであって、何の意味もない。

6 即決裁判手続

骨格案は、即決裁判手続をいつまでに行うべきかについて触れていないが、即決裁判手続に意味があるとすれば、勾留の早い段階で、被告人と弁護人の明示的な同意の下で実施されるべきである。また、適用事件の種類についても限定的に実施される必要がある。かかる制度は運用によっては、虚偽自白の強要につながるおそれがあるから、取調の中でかかる事態が生じない制度的保障が不可欠である。また、即決裁判手続が不当であることを理由として取り消された場合に、既に取り調べられた書証について刑事訴訟法326条の同意があったとみなす規定は削除するべきである。みなし同意があると、そもそも即決裁判手続を利用することが困難となるであろう。

(千葉県弁護士会司法制度改革対策本部)

1. はじめに

千葉県弁護士会司法制度改革対策本部は、平成15年12月10日「裁判員制度」及び「刑事裁判の充実・迅速化のための方策」に対し、意見書を提出した。今回の骨格(案)は、裁判員制度等の制度設計にあたり、平成15年12月10日付当会司法制度改革対策本部の意見書の意見をほとんど取り入れておらず、誠に遺憾なことといわざるを得ない。以下、裁判員制度等骨格(案)について反対する立場から重要な問題点について以下意見を述べる。

2. 裁判員制度について

(1)合議体の構成

骨格(案)は、合議体の構成として、裁判官3人、裁判員6人としている。例外として、裁判官1人及び裁判員4名の合議体を認めている。裁判員制度の合議体の構成は、裁判官1人又は2人、少なくとも裁判員6人以上とすべきである。裁判員制度の提案は、今までのキャリア裁判官のみによる裁判より、市民(国民)が参加した裁判の方が、より、市民(国民)の常識が反映された結果となること及び市民(国民)が司法へ参加して、その役割をはたすことが日本国憲法の国民主権のもとであるべき姿と考えられるからである。裁判員制度の対象事件は、重大な事件であり、現在は慎重をきずために合議として3人の裁判官が審理、判決をしている。しかし、裁判員制度という新しい市民参加の裁判制度を採用する以上、重大事件だからといって3人の裁判官がかならず必要と言うわけではない。裁判官と裁判員とが対等の立場で協働して審理、判決に至るのであるから、裁判官3人にこだわること自体が不合理、不自然である。裁判官3人を主張する人々は、裁判員制度のもとで裁判官3人とする一方で、たとえ6人の市民の裁判員が参加したとしても今まで同様裁判官3名とすることで3名の裁判官が裁判の主導権をとって審理、判決しようとする意図があるからではないかと疑われても仕方がないのではないだろうか。裁判官、裁判員が対等の立場で審理、判決にたずさわるためには裁判官1人又は2人で十分であり、裁判官3人では裁判員制度の目的がかえって達せられないこととなるおそれが大である。裁判官1人又は2人が正しい選択である。

(2)評決

裁判員制度対象事件は、死刑事件を含む重大な事件である。骨格(案)は、他の合議事件と比較してそのために裁判官3人が必要と主張しているはずである。ところが評決は、合議体の過半数で裁判官の1人以上及び裁判員の1人以上が賛成すればよいとしている。骨格案によると、死刑事件を含む重大事件について、評決は過半数でよいということであるから、被告人が無罪を争っている事件でも5対4で有罪と認定でき又5対4で死刑の言渡ができることとなる。死刑を含む重大な事件で、無罪を争っている被告人に対し、5対4という1人の差で有罪と認定したり、又死刑の言渡が可能などということは、どう考えても納得できることではない。死刑を含む重大事件が対象であるとするならば、評決は、慎重さを要求され、全会一致又は3分の2以上とすべきである。

(3)裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員等に守秘義務が必要なことは理解できる。新しい制度として、裁判員となることは権利であり義務である。実際に裁判員となったものは、かなりの負担を負うこととなるのである。その意味で裁判員は権利よりも義務的側面が強いのであるから、守秘義務違反に対し、懲役刑は不相当であり、罰金刑で十分である。当初から裁判員制度をあまり堅苦しいものとせず、市民にのびのびと自由に裁判員となってもらおう制度とすべきであろう。裁判員である市民に守秘義務の担保のために一生重い刑罰をもって威嚇するなどということはすべきでない。

3. 刑事裁判の充実・迅速化の方策骨格(案)について

(1)裁判員制度のもとで準備手続で争点を明確にすること、連日の開廷で裁判を早期に終了させる必要が生じていることは理解できる。しかし、裁判を迅速化するために被告人、弁護人の権利を侵害することは絶対あってはならないことである。骨格(案)は、現状の刑事裁判について理解しようとせず、迅速化のみを目指している傾向にあることをまず指摘せざるを得ない。

(2)刑事裁判の充実・迅速化のためには、第1に証拠の全面開示と第2に捜査の可視化が必要不可欠である。いずれについても骨格(案)は具体的な方策が述べられていない。第1の証拠の全面開示について、取調証拠以外の証拠の開示を認めているが、不十分であり、これは証拠の全面開示ではない。第2の捜査の可視化については、全く具体策を示していない。捜査過程の録画、録音による可視化及び任意性、信用性が争われたときは、公判へ捜査過程全体の録音、録画の提出を義務づけるべきである。

(3)接見交通、接見禁止、勾留、保釈制度への現状の運用への反省と改善策が全く示されていない。これでは、被告人、弁護人は、裁判員制度のもとでどのようにして連日開廷に対処できるというのであろうか。被告人、弁護人の防禦権、弁護権の視点が著しく欠落しているのではなかろうか。

(4)訴訟指揮権の実効性の確保、制裁を提案しているが、反対である。刑事裁判は、裁判官、検察官、弁護人の信頼にもとづいて法廷が運営されるものであり、裁判官の権限を強化して、被告人、弁護人の主張を押さえつけようとするのは、司法への市民参加としての裁判員制度に反するものである。

(5)開示された証拠の目的外使用等についても、懲役刑で強制することではない。裁判への市民(国民)の自由な批判を封じようとしてはならない。裁判員制度は、市民が裁判へ参加する制度という意味で、刑事裁判を市民(国民)へ開放する制度であることを忘れてはならない。刑事裁判を市民へ開放する裁判員制度を提唱しながら、一方で被告人、弁護人の防禦権、弁護権を制限し、裁判の統制を強化しようとすることは自己矛盾であり反対である。時代に逆行する制度設計をしてはならない。

(東京弁護士会司法改革推進センター)

刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)に対する意見

第1 刑事裁判の充実・迅速化のための方策

1 はじめに

骨格案には、2つの重要な課題が積み残されたままであることをまず指摘しておくたい。

1つは、取調べ過程の録音・録画など捜査の可視化の問題であり、もう1つは、被疑者・被告人の身体拘束の実情の抜本的改革の問題である。

従前の公判では、任意性や特信性の判断のための人証調べに多くの時間が費やされ、これが迅速化を妨げる要因になってきたが、これを抜本的に解決する方法が、被疑者の取調べ全過程の録音・録画である。この捜査の可視化が、単に迅速化をもたらすのみならず、違法・不当な取調べを根絶し、調書裁判といわれる現状を改革することにもつながることはかねてより指摘されているとおりである。最近でも、IB Aが、取調べの全過程の録音録画を提言しており、真摯に受け止めるべきである。

また、充実した審理を迅速に行うには、弁護側の十分な事前準備がなしえる条件を整備することが不可欠であるが、被疑者・被告人の身体拘束が最大の障碍となっている。

地・簡裁合計の保釈率は年々低下を続けてきたが、2002年には、12.2%にまで至った。この数値は、権利保釈の制度がなかった旧刑訴法下にはほぼ等しい。しかも、被告人・弁護人が防御権を放棄して争うことを全面的にあきらめなければ保釈は認められないのが実情であり、もはや保釈は権利としての実体を失っており、人質司法とまで言われている。

この2つの課題は、司法制度改革審議会意見書においても、検討課題として指摘されていたが、検討会においてはほとんど取り上げられず、その結果として、骨格案でも全く言及されていないままであって、積み残されたままである。

しかし、この2つの課題は、裁判員制度の導入に不可欠であり、同時に実現されねばならないのであって、今後、新たな検討機関を設け、早急に検討することが必要である。

2 証拠の開示について

(1)「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」(4頁)について

【意見】 検察官は、一定類型の証拠につき、被告人又は弁護人の開示請求を待つことなく、原則として一括開示する義務を負い、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害を生ずると推定するに充分な理由があることが具体的な証拠によって認められるものについては、例外とする制度とすべきである。

類型としては、骨格案クの類型に代えて、「法令により作成することが義務付けられている書類」とすべきであり、また、捜査報告書が付加されるべきである。

検察官は、の証拠と併せて、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を開示するものとし、弁護人等から一覧表中の証拠を特定して開示請求があった場合には、記載の例外の場合を除き、開示しなければならない制度とすべきである。

【理由】 公平な裁判と実質的な当事者主義の保障の観点からは、捜査機関に与えられた強制捜査権限の結果として証拠を独占的に収集し得る検察官に対して、証拠の開示義務が広く課されなければならない。さらに、骨格案の主眼である「刑事裁判の充実・迅速化」の観点からは、被告人・弁護人の準備のために速やかかつ全面的な証拠開示が一層求められることになる。

開示対象の特定や開示の必要性といった積極要件が要求されたり、開示の弊害という消極要件を広く認めたりすれば、結果として証拠開示の範囲は不当に狭められ、現行の運用と実質的に変わらないこととなる結果、「刑事裁判の迅速・充実化」も図り得ないということとなる。あくまでも原則全面開示が実現されなければならない。

一定類型の証拠については、そのような類型にあたることそれ自体によって関連性、必要性を原則として充たしているのであって、開示請求を待つまでもなく一括して開示されるべきである。

類型としては、骨格案では不十分である。捜査報告書について、開示が必要なものは、その実質において他の類型に分類されるとの議論があったが、かような実質判断によって、かえって開示から除外されるおそれがあり、むしろ、捜査報告書そのものを開示対象とすべきである。また、骨格案は、「身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」として類型化しているが、より広く「法令により作成することが義務付けられている書類」とすべきである。

捜査側の証拠隠しを防止するには、捜査側が保管する証拠の標目を記載した一覧表を開示する制度とすることが重要である。捜査機関の負担を懸念する意見もあるが、現在も書類目録、証拠金品総目録として作成されており、これを開示する制度とすれば負担にはならない。また、全面開示と同じになるとの意見もあるが、前述のように、むしろ全面開示が原則とされるべきであり、かような段階的開示制度とすることによって、一括全面開示の弊害も防止し得るといえるべきである。

開示の例外要件については、開示制度の命運をも左右しかねないのであって、骨格案では緩きに失し、意見で述べた程度の要件とすべきである。

(2) 「証拠の標目の提出命令」(6頁)について

【意見】 裁判所の命令により提出された一覧表については、被告人側に開示するものとするべきである。

【理由】 骨格案は、被告人側に開示する制度とすると、証拠の内容にわたることまで記載することが困難となり、裁判所が裁定するための資料として役立たなくなるなどの理由で、裁判所の命令により提出された一覧表は、被告人側に開示しないものとしている。しかし、「弊害」がある場合には、一覧表中の証拠の要旨部分のみを開示とする制度とすれば足りるのであって、一覧表そのものを全面的に非開示とするのは行き過ぎである。

3 「被告人側による主張の明示」(4頁)及び「争点の確認等」(6頁)について

【意見】 「被告人側による主張の明示等」については、あくまでも検察官側に立証責任があるという刑事裁判の構造、黙秘権の保障及び被告人・弁護人の防御権の保障という観点に鑑み、被告人側に明示を義務付けるものであってはならず、証拠開示制度の整備等によって被告人側が明示し得る環境を整えることによって実現すべきである。

弁護人についても、準備手続終了後の主張制限を設けないこととしたことは相当であるが、そうである以上、被告人・弁護人の新たな証拠の取調べ請求の制限についても設けないこととすべきである。

【理由】 刑事裁判において立証責任を有するのは、あくまでも検察官であり、被告人側には、積極的に自らの主張を提示するか否かの自由があり、主張する場合においても、その範囲、内容、時期を自ら選択する権利がある。

他方、充実・迅速化のためには、準備手続の段階で被告人側の主張が明らかになっていることが望ましいが、だからといって、被告人側の防御権を制約することはできない。充実・迅速化の故に、刑事裁判の構造を変質させてはならず、また、被告人側の防御権を奪うことがあってはならないのである。

したがって、被告人側が、準備手続において、自らの主張の明示を強制されてはならない。証拠開示制度の整備等によって自らの主張を明示し得るようになれば、自ずと主張は提示されるようになるのであって、かような環境整備によって、争点整理を実現すべきである。

骨格案では、準備手続終了後の主張を制限する制度は設けないものとされたが、準備手続終了後の証拠調べ請求の制限については、維持されたままである。

主張が制限されないにもかかわらず、その主張を立証するための証拠調べ請求が制限されるとすれば、裁判所が職権で証拠調べをなす途はあるものの、言わせるだけは言わせておけ、言いつばなしということになりかねない。

主張は、立証を伴うことによってはじめて意義があるのであって、主張と立証とは不可分一体である。主張制限の撤廃は、立証制限の撤廃を伴うものでなければならない。

4 「開示された証拠の目的外使用の禁止等」(7頁)について

【意見】 刑訴法47条で対処することで充分であり、ア、イ、ウいずれについても削除すべきである。

【理由】 骨格案は、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」とするが、必要以上に目的を限定しており、削除されるべきである。

刑訴法47条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない」と定めるが、この「訴訟に関する書類」には、開示された証拠を含むものと解されている。したがって、開示された証拠については、既に規定が存在しており、公判廷で取り調べられる前においては、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」にのみ公にできるものであり、公判廷において取り調べられた後においては、制限を受けることなく公にすることができるのである。

ところが、骨格案は、この一般法である刑訴法47条の特別法として、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」とするのであって、この結果、開示された証拠が公判廷で取り調べられた後においてすら公にすることが一律に禁止され、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」であっても公にできないことになりかねない。

開示された証拠について、刑訴法47条による制限以上の制限を課す必要があるとは考えられない。過去において、開示された証拠のコピーを、おそらくは営利目的で、弁護人がマスコミに譲渡した事案があったが、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」にあたらぬことは明らかであり、現行の刑訴法47条及び弁護士倫理で充分に対応することができる。

したがって、また、過料と刑罰の制裁規定を置く必要もなく、強く反対する。

5 「訴訟指揮の実効性確保」(8頁以下)について

意見】訴訟指揮権の実効性確保という名目の下で、弁護士等の不出頭や訴訟指揮権に基づく命令違反に対して過料や費用賠償、そして処置請求というような制裁規定を新設するべきではない。

理由】訴訟指揮権の実効性の確保は、むしろ訴訟手続を行う裁判所がいかに当事者の信頼を確保するような訴訟指揮を行うかという観点からまず検討されなければならない。現に、近時の刑事訴訟の実情に鑑みれば、むしろ当事者間の基本的信頼関係を基本とした円滑な訴訟進行の実績が積み上げられてきていると言え、骨格案はこのような基本的観点を欠いているといわざるを得ない。

制裁を背景にした訴訟指揮権の実効性確保という観点はむしろ時代錯誤的ではある。

また、訴訟指揮権の実効性確保の制度としては、法廷等の秩序維持に関する法律（法秩法）が現に存在する。同法は、「秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執った措置に従わず、・・・裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者」等に、裁判所又は裁判官が20日以内の監置若しくは3万円以下の過料に処することができることを定めている。かような規定を発動することについては、謙抑的であればならないことは当然であるが、刑訴法295条による命令違反の場合も「執った措置に従わなかった」場合に該当し、その結果、「裁判所の職務の執行を妨害」したのであれば、法秩法による制裁が可能である。

したがって、骨格案は、刑訴法295条による命令違反の場合に、法秩法に対する特別法として、法秩法の「裁判所の職務の執行を妨害」したとの要件を不要とするとの立法を提案していることになる。この要件の緩和は、「裁判所の職務の執行を妨害」したことを不要とするのであるから、審理の充実・迅速化という観点とは無縁である。

骨格案は、裁判長の権限の強化を目指すものという外はない。裁判の迅速化に関する法律の運用との関係でも、基本的信頼関係を基礎としない訴訟指揮権の強化は刑事裁判の充実を阻害し、同法の目的に反することになる。

ところで、法秩法による制裁が課された人数は、平成4年から同13年の10年間で、被告人15名、傍聴人11名、その他4名の合計30名（民事は内2名）であって、年間平均で3名に過ぎない（最高裁判務総局刑事局「平成13年における刑事裁判の概況」法曹時報55巻2号）。この10年間において、弁護士が法秩法によって制裁を受けた事例はないのである。

かかる事実は、訴訟指揮権の実効性を確保するための新たな制度を創設するに足る立法事実が存在しないことを明確に示している。

さらに、骨格案は、「審理の迅速な進行を妨げた場合」を要件としている現行刑罰規則による裁判所による処置請求の要件を拡大し、刑訴法295条に違反し裁判所が制裁を科した場合にも処置請求ができることとともに、この場合には理由の説明を求める手続を不要とする事を提案している。

しかし、これまでになされた処置請求等は11件に過ぎず、そのほとんどは昭和50年代以前であり、その要件の拡大を必要とする立法事実はない。

なお、日弁連は「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」を制定し、弁護士自治の下で自律的な対応をしていることを付言する。

上記のとおり、訴訟指揮権の実効性確保のための新たな制度は不要であり、現行の処置請求の拡大強化を必要とするような立法事実が存在しない。

6 「即決裁判手続」(9頁以下)について

意見】骨格案の、即決裁判手続が取り消された場合に、既に取調べられた書証については、刑訴法326条の同意があるものとみなすとの規定については、削除すべきである。

理由】即決裁判手続で審理することについての同意は、罰金あるいは執行猶予が付されることを前提としている。即決裁判手続の取り消しにより、この前提は崩れることになるのだから、当然に手続同意の効果も失われ、取調べ済みであろうとも、改めて書証についての意見を述べる権利は与えられねばならない。手続同意の効果も、みなし規定によって手続取り消し後にまで及ぼすのは不当である。

裁判員制度についての「骨格案」に対する意見

はじめに

今回発表された骨格案は、昨年末の井上座長案に対する各界からの意見を十分反映した内容になっているのか疑問のあるところだ。当センターは、裁判員制度の実現を求めています。その制度内容を導入の目的に即応したものにすべく、今回改めて意見を提出しますので、各界から寄せられる意見を参考に、一歩でも理想に近づくように最後まで努力を続けられるよう強く要望します。

現通常国会の日程が短く大変な審議日程とは思いますが、成立後も施行（実施）までの間、単なる国民への周知活動に留まることなく、刑事手続を防禦権、弁護権の保障の観点から、また国民が参加しやすく、そして参加に意義を感じることでできるよう、十分な検討を続け、必要に応じては施行前の改正をも嫌わない取組みを希望します。

1 骨格案 1(1)「合議体の構成」について

意見】ア 裁判官の員数 裁判官の員数は、2人とするものとする。

イ 裁判員の員数 裁判員の員数は、9人とするものとする。

理由】

1 骨格案は、現行法上、法定合議事件においては3人の合議体とされていることとのバランスを重視して裁判官を3人とした井上座長案をそのまま踏襲して裁判官の員数を3人とし、裁判員の員数については、裁判官の2倍にあたる6人とした。

2 しかしながら、裁判員制度という新しい制度の構築にあたっては、これまで当センターが繰り返して述べてきたように、従来の制度にとられることなく、裁判官と裁判員の構成をどのようにするのが最も適正であるかという観点から検討すべきなのである。裁判員制度において、一般市民から選出される裁判員が、裁判官と実質的に対等な評議を行えるような環境を作りださなければ、裁判官が裁判員を終始リードしてしまい、裁判員は単なる「お客様」となって、国民の司法参加は有名無実化してしまう。裁判員が裁判官を前にして気後れせずに自由に発言できるような雰囲気は是非とも必要であるところ、裁判官3人に対し裁判員6人では、その危惧を払拭するには不十分であると言わざるを得ない。

3 骨格案の前提となった井上座長案で述べられていた裁判官3人の根拠については、従前より大きな合議体として慎重に事実認定及び量刑の審理が行われることに鑑みれば裁判官2名であっても、裁判員が関与しない裁判官3人の裁判体とのバランスを失すということにはならないと言うべきであり、裁判に国民の健全な社会常識が反映させ、多様な意見と評議によるべきであることを考慮すれば、裁判員はより多くすべきであり、9人程度とするのが妥当である。

なお、仮に、骨格案が提案する合議体の合計人数を前提とするならば、裁判官2人、裁判員7人とすべきである。

意見】ウ 一部評価すべき点もあるが、更に検討を要する。

理由】現行の制度にとられることなく裁判官を1人とした点及び裁判官と裁判員との比率を1対4とした点で評価すべきところもあるが、国民の司法参加という観点からすると、裁判員は少なくとも6人は必要というべきであると考えられる。

なお、自白事件については、骨格案のように合議体の人数を減らしてコンパクトな裁判体で審理をするのか、合議体の構成自体は変更することなく、その手続を一部簡略化すべきなのかについては、さらに検討を要する。

骨格案1(3)「評決」について

【意見】ア 評決は、全員一致を原則とし、有罪及び量刑の評決は、一定回数の評決で一致しなかった場合、裁判官と裁判員の合議体の員数の3分の2以上であって、裁判官の1名以上が賛成する意見によることができるものとする。

イ 前項の規定にかかわらず、量刑において死刑を選択する場合の評決は、全員一致とする。

【理由】1 骨格案は、井上座長案をそのまま踏襲したものであり、同案に対する意見がそのまま当てはまる。

すなわち、骨格案が根拠とするところは、現在の裁判所法における評決が過半数制を採用しているところ、裁判員制度における評決についてのみこれと異なる評決要件を定める根拠が乏しい、裁判員が加わったために評決要件を加重するというのは、裁判員の判断に不安があるからより厳格にしたという意味合いを持ちかねず適当でない、とするところにあると思われる。

しかしながら、裁判員をいれて構成員を多くした合議体において、評決を過半数としたのでは、例えば9人中5人が有罪、4人が無罪としたような場合に「合理的疑いを入れない」程度に有罪の立証がなされたとは到底言えない。

2 また、過半数でよいとなると、評議が疎かになり、安易に評決がなされてしまい、充実した評議がなされなくなるおそれがある。充実した評議の確保という点からすれば、本来は全員一致とすべきであり、これを目指して議論を深めたが、なお全員一致に達せず、一定回数の評決で一致しなかった場合には、特別多数で決することやむを得ないとする。

ただし、その場合でも、少なくとも3分の1以上の者が有罪とすることを疑問視する場合には、「合理的疑いを入れない程度」に有罪が立証されたとは言えず、有罪の評決は、3分の2以上の特別多数によるべきである。

3 現行法の裁判官のみの3人という小さな合議体における評決の場合と、重大事件について、一般市民が関与し、大きな合議体として行う新しい裁判員制度とで、評決について異なる取り扱いをしてより慎重な評決を行う、とすることは決して不合理ではなく、裁判員の判断能力に対する不安に起因するものではない。

【意見】イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、アにかかわらず、裁判官の全員一致によるものとする。

裁判官の意見が一致しない場合については、まず、立証責任で決することができる事項についてはこれにより、それ以外の事項については裁判長が決するところによるものとする。

【理由】当センターは、裁判官の員数を2人とすることを提案しており、これを前提にした場合、2名のうちの過半数ということは意味をなさないもので、全員一致を必要とする。ただし、裁判官の意見が一致しない場合については、例えば自白の任意性など、立証責任で解決できる問題については、まず立証責任で考え、次ぎに立証責任では解決できない問題については、裁判長が決するところによるものとするべきである。

骨格案2(2)「裁判員及び補充裁判員の義務」について

【意見】ア 裁判員及び補充裁判員は、公判期日に出席しなければならないものとする。

イ 裁判員及び補充裁判員となるに当たって、4(5)の宣誓をしなければならないものとする。

ウ 裁判員及び補充裁判員は、法令に従い誠実にその職務を行わなければならない、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならないものとする。

エ 裁判員は、評議において、意見を述べなければならないものとする。

オ 裁判員及び補充裁判員は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

カ 裁判員及び補充裁判員の職にあったものは、各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

【理由】1 ウの「品位を辱める～」といった表現は、あまりにも抽象的な制限事項であって、裁判員に対する不当な制約となりかねないので、削除する。議論を深めるための反対意見を封殺するおそれがないように十分に配慮すべきである。

2 オの「評議の経過」については、無限定に守秘義務の対象とされているが、裁判員がであったものが、一定期間経過後に裁判員としての経験を一定の限度で公にし、その結果、一般の国民がこれを知ることが、裁判員制度の充実を図る上での検討材料となることを考えれば、骨格案の守秘義務は広すぎると考えらる。「各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密」が守秘義務の対象とさえしていれば足り、「評議の経過」は削除すべきであるとする。

骨格案7(2)「裁判員等の秘密漏洩罪」について

【意見】ア 裁判員又は補充裁判員が、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、円以下の罰金に処するものとする。

イ 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、円以下の罰金に処するものとする。

【理由】1 判決確定後も裁判員は永久に守秘義務を負い続けるというのは疑問である。裁判員の経験を公にし、一般の国民がこれを知ることが、裁判員制度の充実と寄与することに鑑みると、一定期間経過後に一定の範囲(例えば固有な名詞を挙げず、匿名で評議の経過を明らかにするといった範囲)で公表することを許すべきであろう。

2 また、守秘義務を負う期間内における違反行為に対して罰則を設けることは賛成であるが、懲役刑は重きにすぎ、罰金刑だけで足りるといふべきである。

V 骨格案8(3)「出頭の確保」について

【意見】ア 何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。

イ 労働者は、その事業主に届け出ることであり、裁判員の職務を行うために必要な範囲で休業すること(裁判員休業)ができるものとする。事業主は、労働者からの裁判員休業届出があったときは、当該裁判員休業届出を拒むことができないものとする。

ウ 事業主は、労働者が裁判員休業届出をし、又は裁判員休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇・減給その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

【理由】裁判員として参加しやすい制度とするため、このような規定は必要であり賛成するが、労働者にとっては事業主に対する「届出」で足りるとすべきである。

事業主がウに違反した場合の罰則を設けるべきである、との意見もあったが、いきなり罰則を科すのは適当ではなく、段階的な手当を考えるべきであるとする意見が多かった。

なお、裁判員休業の場合の休日・給与の取り扱い等についても、規定を設けておくことが望ましく、また、骨格案2(5)キにおいて同居の親族の介護又は教育を行う必要がある場合を辞退事由に挙げているが、これを辞退事由とするだけでなく、これらの人たちが裁判員を辞退しないで裁判員として司法に参加できるような対策を講ずる必要がある。

その他の項目について

上記乃至 以外の項目で、骨格案に対して異議なく賛成する項目を除き、以下のとおり意見を述べる。

骨格案1(基本構造)(1)エ「補充裁判員」について

【意見】賛成する。

理由】裁判員の欠席により、審理が空転する事態を避け、かつ直接主義の要請を満たすため、補充裁判員を置くことに賛成する。一開廷で審理が終了すると見込まれる場合もないではないので、任意的とすることでかまわないが、やり直しのきかない裁判の実態を考慮し、運用上は、補充裁判員を置くことを原則とすべきである。

骨格案1(2)「裁判員、補充裁判員の権限」について

ア 裁判員の権限

意見】賛成する。

理由】 裁判員の主体的・実質的関与を確保するには、その発問権を保障する必要がある。

例えば違法収集証拠における「違法」の判断など、専ら訴訟手続に関する審理等であっても、「国民の健全な社会常識」が反映されるべき部分があり、賛成する。なお、そのような場合を定型化して、意見聴取を必要とすることも検討されるべきである。

骨格案1(4)対象事件について

ア 対象事件

(ア)原則

意見】法定合議事件(ただし、刑法第77条の罪を除く。)

理由】対象事件をできるだけ広くし、「広く一般の国民が」裁判員として関与すべきであり、法定合議事件を全て対象とすべきである。骨格案の(ア)では、被害者が瀕死の重傷を負ったり、植物状態に陥ったような場合は対象事件から除外されることになるが、これを除外する理由はないと考える。なお、被告人が希望する場合及び公務員の職権行使に係わる事件も対象とすべきであるとの意見も多い。見直しに当たっては、行政事件、国家賠償事件なども対象とすべきである。

ウ 対象事件からの除外

意見】削除すべきである。

理由】骨格案では、裁判員又はその親族等の生命身体に対する侵害行為のおそれが単に抽象的に存在するというだけでならず、具体的な加害行為・脅迫行為が存在したことを要件としているものと認められる点でその要件に絞りがかけられてはいるが、裁判員の安全についての配慮は、本来、別途措置を講ずべき問題である。このようなおそれがあるという場合に対象事件から除外するという方法で安易な例外は設けるべきではない。

骨格案2(裁判員及び補充裁判員の選任)(2)「欠格事由」について

意見】

ア 他の法律の定めるところにより一般の公務員に任命されることができない者の外、次のいずれかに該当する者は、裁判員となることができないものとする。

(ア)日本語が理解できない者。

(イ)一年以上の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者。

(ウ)心身の故障のために当該事件に関して裁判員の職務の遂行に支障がある者。

理由】国民の司法参加という観点や、憲法の平等原則からすれば、裁判員の資格要件は広く認め、欠格事由は制限的のものとするべきである。

(ア)については、欠格事由の基準を学歴に置くことは適切ではない。確かに、評議が対話で進められることからすれば、日本語が話せることは必要であり、また証拠として文書が提出されることを考えれば日本語の読解能力が必要となるであろうが、身体障害者に対する配慮が必要であり、かつ、(ウ)において、個別の事件に応じて職務の遂行に支障があるかどうかを判断すれば足りることから、ここでは、日本語を理解できない者とした。

(イ)については、本文において、すでに「一般の公務員に任命されることができない者」が掲げられており、この場合として「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」が公務員の欠格事由となっているところ、それ以上に欠格事由を拡大し、更生して社会復帰している者についても、前科があるというだけで欠格事由となるのは行き過ぎである。ただし、例えば故意犯で、一定の重罪を犯した者については、これを欠格事由としてもよいとする意見が多かった。

(ウ)については、A案を基本とし、仮に身体に障害がある者であっても、事件によっては裁判員としての職責を果たせる場合もあり得ることから、修正を加えるべきである。

骨格案2(3)「就職禁止事由」について

ア 職業上の就職禁止事由

意見】次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

(ア)国会議員

(イ)国務大臣

(ウ)裁判官

(エ)検察官

(オ)裁判所の職員

(カ)検察庁の職員

(キ)国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び警察職員

(ク)司法警察職員としての職務を行う者

理由】三権分立の観点から、国会議員や国務大臣が司法権を担う裁判員となることは適当でないから、(ア)、(イ)については賛成するが、国の行政機関の幹部や都道府県知事、市町村長等まで就職禁止とする必要はない。

また、職業裁判官のみの判断に依拠するのではなく「国民の健全な社会常識がより反映される」ようにするという目的に鑑みれば、骨格案が「司法の専門家」として排除している弁護士、弁理士、公証人、司法書士、大学の教授、司法修習生等をことさら禁止事由とする必要はない。裁判官であった者も検察官であった者も、現役でなければ一般の国民であり、裁判員になることを否定する必要はない。

骨格案2(4)「除斥事由」について

意見】次に掲げる者は、当該事件について裁判員となることができないものとする。

ア 被告人又は被害者

イ 被告人又は被害者の親族又はこれらの者であった者。

ウ 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助又は補助監督人

エ 被告人又は被害者の同居人、雇人又は雇用主

オ 事件について告発又は請求をした者

カ 事件の証人又は鑑定人になった者

キ 被告人の代理人、弁護士又は補佐人になった者並びに保護司であった者

ク 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者

ケ 事件について検察審査員又は補充員として職務を行った者

コ 事件について刑事訴訟法第266条第2号の決定、略式命令、前審の審判、第398条ないし第400条、第412条若しくは第413条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者

理由】裁判の公正・中立という観点から、除斥事由として骨格案に賛成するが、被告人に対して予断を有するおそれのある者を排除するということから、骨格案の他に、被告人の雇用主と保護司も除斥事由に加えるべきである。

骨格案2 (5)「辞退事由」について

【意見】次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

ア 都道府県知事及び市区町村長

イ 年齢70年以上の者

ウ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。

＜ 学生及び生徒は削除 ＞

エ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に任命されたことがある者

オ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者(キの事由により、裁判員となることを辞退した者を除く)

カ 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者

キ 以下の事由その他のやむを得ない事由があり、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者

重い疾病又は傷害により、裁判所に出頭することが困難であること。

介護又は養育が行われなければ日常生活に支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること

裁判員として職務を行うことによりその従事する事業に著しい損害を生じるおそれがあること。

【理由】骨格案では、「都道府県知事及び市区町村長」を就職禁止事由としているところ、これを就職禁止事由からははずすことが妥当であるが、その職務の性格から辞退事由とした。また、骨格案は「学生及び生徒」を辞退事由としているが、単に学生・生徒であるということのみをもって辞退を認める必要はなく、「やむを得ない事由」に該当するかどうかを個別に判断すれば足りる。

骨格案2 (8)裁判員候補者の召喚

イ 検察官及び弁護士に対する事前の情報開示

【意見】

(ア)裁判官は、質問手続の日に、当該手続に先立ち、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護士に閲覧させなければならないものとする。

(イ)検察官、被告人又は弁護士は、正当な理由なく(ア)の名簿の記載内容又は質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。これに違反した者に対する罰則をもうけるものとする。

【理由】骨格案では、質問手続の2日前までに、裁判員候補者の氏名を検察官及び弁護士に開示するものとしているが、氏名だけの事前開示は弁護士にとっては意義が乏しく、かえって個人に対する情報の収集能力に差がある検察官にのみ裁判員候補者の個人情報入手する機会を与えることになりかねない。

そこで、裁判員候補者について、氏名をはじめとする必要な情報は、質問手続当日に開示するものとする一方、質問手続を有効性のあるものとするためには、質問票の閲覧については、必要とするべきである。

また、骨格案では、質問票にどのような事項を記載するのが明確にされていないが欠格事由、辞退事由等を確認するという目的で利用されることからすれば、裁判員候補者のプライバシーに関する事項が記載されるものと想定されるから、質問票の開示を必要としたこととの関係で、プライバシーに対する配慮から、守秘義務をもうけ、罰則を規定する案に基本的には賛成する。

骨格案2 (9)質問手続

ア 質問手続の出席者

【意見】

(ア)裁判員候補者に対する質問手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官、弁護士及び被告人が出席して開くものとする。

(イ)裁判官は、必要と認めるときは、被告人を退席させることができるものとする。

(ウ)(ア)の手続は公開しないものとする。

【理由】骨格案では、原則として被告人には立会権を認めず、例外的に裁判官の裁量で同席が認められるとしているが、裁判員の選定は被告人の利害に重大な影響を及ぼすことからこの原則と例外を逆にし、原則として被告人には立会権を認め、例外的に退席させる場合があるものとする。

(ウ)については、非公開とすることに賛成する。その理由は、質問手続では、裁判員候補者の質問票に対する回答を前提として進められるところ、(8)イで開示された回答に関して守秘義務を課しながら、この回答内容を前提として行われる質問手続を公開とした場合、プライバシーを保護しようとした意味が失われるからである。

イ 質問手続

【意見】

(ア)裁判官、検察官及び弁護士は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。ただし、質問は裁判官から行い、裁判官は検察官及び弁護士の質問が不相当であると判断する場合は、その質問を制限することができるものとする。

(イ)裁判官は、審理予定期間において欠格事由、就職禁止事由、除斥事由又は忌避事由に該当することが明らかになった裁判員候補者があるときは、当事者の申立て又は職権により、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(ウ)裁判官は、審理予定期間において辞退事由に該当する旨の申立てがあった裁判員候補者について、当該申立てに理由があると認めるときは、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(エ)当事者は、(ウ)の申立てを却下する決定に対しては不服申立をすることができるものとする。

(オ)当事者は、それぞれ一人につき理由を示さずに忌避ができるものとする。裁判官は、理由を示さない忌避の申立てがあった裁判員候補者について、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

(カ)忌避の理由及び忌避の申立者については、裁判員候補者には明らかにしないものとする。

【理由】忌避権は、公正な裁判員を選任するためのものであり、裁判員の構成は当事者にとって重要な意義を有することから、検察官及び弁護士に対し、直接質問する権利を認めるべきである。

当事者が理由を示さずに忌避できる人数については、裁判員候補者として出席要請を行う者の人数や、忌避する前の裁判員候補者の人数等と無関係に決することは困難である。そして、忌避によって適正な裁判員団を構成しうる程度については、更に検討すべきである。

ウ 裁判員及び補充裁判員の選任

【意見】

(ア)裁判員候補者に対し、欠格事由、就職禁止事由、除斥事由のないことが判断された後、当事者から理由付き又は理由を示さない忌避の申立を行うものとする。忌避されず、又は忌避の申立の却下に対する不服申立を経て残った候補者が裁判員及び補充裁判員の定数に達するまで、同様の手続を繰り返すものとする。理由付き忌避の回数に制限をもうけないものとする。

(イ)補充裁判員を2人以上選任するときには、裁判員となる順位をあらかじめ決めておかなければならないものとする。

(ウ)裁判官は、(ア)により抽出された裁判員候補者について、裁判員及び補充裁判員として選任する旨の決定を行うものとする。

【理由】骨格案は、質問手続で排除されなかった裁判員候補者からさらに無作為抽出するという手法であるが、必要な数にみつまで選任を繰り返し、必要な数になった段階で選任を終えるという方法を採用すべきである。この方が、より公平・中立な裁判員を選任することが可能となるからである。
また、理由を示さない忌避と異なり、正当な理由が存在する忌避については、これをことさら制限する必要はないことから、理由付き忌避の回数には制限をもうけないとすべきである。

骨格案2(10)「裁判員に対する補償」について

ア 日当等

【意見】裁判員、補充裁判員及び出席要請に応じ出席した裁判員候補者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。但し、日当の額については、制度の実施後、実情に応じて修正を施すものとする。

【理由】基本的には、骨格案に賛成であるが、日当の額については、制度運用の状況を見ながら修正の余地を残すことが妥当であろう。なお、裁判員候補者について「出頭」の語は適切であるとは思われず、「出席」の語に改めるべきである。また、乳幼児や児童の養育を必要とする裁判員候補者に対しては、ベビーシッターなど第三者による臨時看護費用を支給するよう配慮する必要がある。

イ 補償

【意見】裁判員、補充裁判員及び出席要請に応じ出席した裁判員候補者並びに裁判員であった者が、その職務に関連して受けた負傷等に対する補償を行うものとする。

【理由】裁判員をつとめた者が、後日、その職務に関連して負傷するといったこともあり得ることから、「裁判員であった者」も補償の対象に加えられることを明確にすべきである。

骨格案3「裁判員等の義務及び解任」(3)「裁判員及び補充裁判員の解任」について

【意見】

ア 裁判官は、次のいずれかの場合には、当事者の請求により又は職権で、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするものとする。ただし、事件の審判に関与している裁判官は、(2)ア、イの義務に違反したことを理由として解任する決定をする場合及びやむを得ない場合を除き、その決定に加わることはできないものとする。

(ア)裁判員又は補充裁判員が、(2)の義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

(イ)裁判員又は補充裁判員がその資格を有しないことが明らかとなったとき。

(ウ) (1)イの義務に違反し、虚偽の回答をしていたことが明らかとなり、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

イ アの解任の決定をするに当たっては、当事者の意見を聴かなければならないものとする。

ウ アの解任の決定をするに当たっては、当該裁判員又は補充裁判員に陳述の機会を与えなければならないものとする。ただし、(2)アの義務に違反したことを理由として解任の決定をするときは、この限りでないものとする。

エ アによる裁判員の解任に関する決定に対しては、当事者は不服申立てができるものとする。

オ 裁判官は、次のいずれかの場合には、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするものとする。

(ア)選任後に生じた(2)イの事由に該当する旨の申立てがあった裁判員又は補充裁判員につき、当該申立てに理由があると認めるとき。

(イ)補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認めるとき。

【理由】裁判員が官誓義務に違反した場合において、事件の審判に関与している裁判官に解任決定をさせても、特段の問題はないと考える。

エについて、解任しない旨の決定に対して不服申立てができるだけでなく、解任の決定に対しても不服申立てを認めるべきである。

骨格案4「公判手続き等」(1)「総論」について

【意見】裁判員対象事件については、被告人、弁護人の諸権利に配慮したうえで、裁判員の審理の負担を軽減しつつ、裁判員が実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする。

【理由】趣旨は賛成である。しかし、「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理」だけでは足りない。審理される被告人、弁護人の権利が十分保障されなければならない。国民を参加させた結果、被告人、弁護人の防御の権利が危ういのは、裁判として本末転倒となるのでこの点の格段の配慮が必要である。

なお、骨格案に指摘されていないが、被告人、弁護人の防御の権利の保障の観点から、保釈制度の抜本的見直しが必要である。

骨格案4(2)「準備手続(刑事裁判の充実、迅速化関連)」について

【意見】裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要なものとする。準備手続は、公判担当の裁判官とは別の裁判官によるものとし、検察官手持証拠の全面開示の下、争点整理及び立証方法の選別を行い、審理に要する見込み時間(日数)を明らかにするものとする。

【理由】準備手続の中で徹底した全面証拠開示が行われなければならない。「審理に要する見込み時間(日数)を明らかにすること」はできない道理である。また、準備手続は、公判とは手続、裁判官共に独立させるべきである。

裁判員制度と証拠開示、準備手続(争点整理を含む)についてどのような視点から制度設計に臨むべきかは、今後の裁判員制度の成功不成功に関わる重要問題である。以下、骨格案に関連して意見を述べる。

当センターは、裁判員制度下における証拠開示については、以下のとおり制度設計するべきであると考え

a 裁判員制度の下では、当該事件限りで裁判体に加わることとなる裁判員の負担を軽減する必要から、連日的開廷となるのは不可避である。また、その前提として争点整理が不可欠であり、争点整理に関わる迅速化の要請として証拠開示が必要との点は、意見書に指摘があるとおりである。

b 証拠開示の問題を、単に連日的開廷の前提であるとか、迅速化要請のみのレベルで捉えるのは妥当でない。すなわち、わが国の刑事訴訟法の考え方は、当事者主義に依拠するところ、当事者主義は、弾劾主義(被告発者に対する協力義務を課さず、被告発者に対する強制力を持たない訴訟構造)と狭義の当事者主義(2つの異なる立場から見て、正しい判断に導く審理方法)の二義を有する。仮りに、狭義の当事者主義の訴訟形態を取らないとすれば、審判者はかなり早い段階で結論に到達し、これと反対の考え方が事後的に提示されても、当初の結論に固執する傾向が強いと言われる。特に、裁判員は一般国民であるので、予断等を極力避けなければ公正な判断に至ることはできない。当事者主義的な裁判の在り方を徹底する必要性はより高い。

公平な裁判のために立証責任を負担する検察官の立場で被告人、弁護人側に審判者の前に証拠を全部提出することは狭義の当事者主義からの要請であると言える。一方、相手に協力することを義務づけられないことは、弾劾主義の要請であって、当事者主義からの要請ではない。よって、当事者主義であるから全面的証拠開示は認められないという論理的帰結は成り立たない。

以上のように、刑事訴訟法を貫く本質的要請から考えても、全面的証拠開示が認められなければならないし、一般市民の裁判員が関わる場合には、その要請は一層重要度を増すこととなる。よって、新たに設けられる争点整理手続において、「警察官による捜査報告書」を含め全面的証拠開示の規定を設けるべきであ

る。
当センターは、新たに設けられる争点整理手続については、以下のとおり、制度設計すべきものと考え
る。

上述のとおり、一般市民の裁判員が関与する場合には、予断等を極力避けなければ公正な決断に至らない
と考えられるため、起訴状一本主義を厳格に貫く必要があると考えます。

この考え方に基づけば、(1)裁判員によって実施される公判の事実審理と、この争点整理手続を明確に
区別すること、また、()「公判手続裁判官」とは異なる「準備手続裁判官」の主宰の下で、証拠開示や証拠
能力に関する争いの有無の選別等の法律判断は基本的にこの中で行われ、その後、別の裁判官と裁判員と
の協働による公判における事実審理において、裁判官と裁判員の事件に対する情報量を共通にし、純粋に
実態を形成していくとの考えに則り制度設計すべきと考える。争点整理の結果は、文書で引継ぎ、嫌疑を引
き継ぐような余事記載を禁止する。裁判官、検察官、弁護人が出席すれば、予断排除への配慮は不要である
との見解があるが、公判前の証拠開示がなされず、被告人不在の場での弁護人の立場がいかに情報不足の
偏頗な状態であるかをみれば、予断排除への配慮は、保釈手続同様重要であり、裁判官を別異にすること
が必要といわねばならない。

骨格案4 (3)「弁論の分離併合」について

【意見】刑の調整だけでなく、審理自体についても検討が必要である。特に、共犯の場合で、一方が公訴事実を認
め、他方が否認した場合は、分離を徹底しないと、裁判員には証拠の採否の関連も含めて極めて分かりにく
く、かつ、否認している被告人に対する予断を排除できないこととなる。これを必要な弁論分離とすることにより
予断排除を制度的に保障すべきである。弁論分離の規定は、この考えに基づき改正されるべきである。

骨格案4 (4)「公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)」について

【意見】審理に2日以上を要する事件については、検察官手持証拠の事前の全面証拠開示の下に行う十分な準備
手続を経たうえで、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとする。

【理由】公判へ向けて準備期間を十分にとり、被告人、弁護人の防御の諸権利を尽くさせる必要がある。そのために
証拠の全面事前開示が制度的に保障されなければならない。このための立法が必要である。

骨格案4 (5)「宣誓等」について

【意見】一部賛成、一部反対である。

【理由】裁判員に対する説明に当たっては、刑事裁判の原則と裁判員制度に対する端的な分かりやすい説明を、内容
を統一して十分行うべきであり、裁判に対する誤解を生じさせることのないよう配慮すべきである。なお、こ
の説明を十分に行わなかった場合は控訴事由になるものとするべきである。

骨格案4 (6)「新たな裁判員が加わる場合の措置」について

【意見】それまでの審理に立ち会っていた補充裁判員が裁判員となるときを除き、新たな裁判員が加わる場合は、公
判手続を更新するものとする。その手続の在り方については、新たに加わる裁判員が事件の争点を理解し、
それまでの証拠調べの結果について実質的な心証を取ることができるようビデオテープ、録音テープ等を活用
して審理を復元するなど、補充裁判員の負担の少ない方法を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

【理由】「争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証を取ることができるよう、負担の少ない
方法」とは、ビジュアルに直接主義、口頭主義に準ずる心証のとり方であるべきでビデオテープ、録音テープな
どの活用を導入するべきである。

骨格案4 (7)「証拠調べ手続等」について

ア 冒頭陳述

【意見】賛成する。

【理由】検察官が冒頭陳述を行うのは、実質的挙証責任のあるものとして当然であるが、骨格案は、弁護人の冒頭陳
述を必要なものとしたことに特徴がある。弁護人の冒頭陳述は、従来、必要のある場合に適時行ってきたもの
であって、違法性阻却事実や責任能力を裏づける事実、微細な内容について反証する場合などいわゆる弁護
人に立証の負担がある場合が多かった。立証責任はすべて検察官にあることを裁判官の説示においてきちん
と裁判員に解説すべきであり、弁護人の冒頭陳述は、裁判員の理解のため、より必要性が高くなることは理解
できるが、「必要のある場合に適時行うことができる。」とし、被告人、弁護人の権利ではあるが、義務とすべき
ではないのではないかと、この疑念もある。

イ 証拠調べ等

【意見】反対する。

【理由】刑法227条は、公判中心主義を侵さないため、不可欠な証人に限り、威迫等が予想される場合において、
必要性を極めて厳格に検討の上、第1回公判期日前に証人尋問を認める規定になっている。

これはあくまでも例外的措置であり、これを常態化するなら公判中心主義は著しく後退し、チェック機能のな
い極めて危険なものとなる。弁護人が選任された時点においてその出席を満了し、証拠開示を十分にし、反対
尋問権を保障することを条件に活用することはあり得ると思われるが、制限的に考えるべきである。

【意見】一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うものとする。但し、鑑定人
尋問など鑑定の証拠能力、証明力が争われた場合においては、その判定は公判廷において行う。

【理由】「事実的措置」とは、何を指すが不明であるが、当然鑑定の証拠能力、証明力は含まないはずであるから、
鑑定の証拠能力、証明力が争われる場合には、裁判員、検察官、弁護人、被告人在廷のうえ鑑定人尋問等は公
判廷において行われることになるべきである。

骨格案5 控訴審」について

【意見】

ア 控訴審は、原則として裁判員制度により審理を行うものとする。ただし、控訴理由が、訴訟手続きの法令違
反、法令適用の誤りなどの主張については、裁判官のみで自判できるものとする。

イ 事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、以下のような審理を行う。

・覆審とし、第一審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。

・裁判体は裁判官3人、裁判員12人とする。

・事実審理開始決定までに関与した裁判官は、同決定後の事実審理に関与できない。

ウ 裁判官は、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、事実審
理開始決定を行うことなく自判することができるものとする。

【理由】現行法どおり裁判官のみで審理・裁判を行うとなると、一審の裁判員裁判が、控訴審の裁判官3人だけで覆す
ことができる結果となり、国民参加のため裁判員制度を導入した意味がなくなってしまう。また、一審と異なっ
た心証を得た場合には破棄し、一審に事件を差し戻して裁判員による裁判を再度行うとした場合には、訴訟経
済に反し、一審と二審の間の往復を繰り返すことになりかねず、疑問である。

新たな制度としては、控訴理由が訴訟手続きの法令違反、法令の適用の誤りの場合には、裁判官のみが判
断を行うが、事実認定が問題となる場合には、控訴審においても裁判員制度の導入を図るべきである。

骨格案6 差戻し審」について

【意見】新たな裁判員を選任して審理及び裁判を行うものとし、差戻し審は、覆審構造とする。

【理由】裁判員による裁判においては、「健全な社会常識」による判断が求められているのであり、破棄判決の拘束力
といった内容について考慮の対象とすることは適切ではなく、また、裁判員が訴訟関係書類を検討するという
のも現実的ではない。したがって、覆審構造とし、更に控訴されて訴訟が際限なく続くことを避けるために、差

戻審の判断に対して控訴理由に一定の制限をもうけることを検討すべきである。
骨格案7(罰則)(1)「裁判員等の不出頭等」について

【意見】

ア 出席要請を受けた裁判員候補者が最初に出席すべき日に出席しなかった場合には、速やかに出席し、出席要請に応じなかったことについて、その理由を明示しなければならないものとする。

イ 出席要請に応じなかったことについて十分な理由を示さないときは、裁判官は、決定で、円以下の過料に処することができるものとする。

ウ 出席要請を受けた裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく出席しないときは、裁判官は決定で、円以下の過料に処することができるものとする。

エ 裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく宣誓を拒んだときも、ウと同様とする。

【理由】出席確保は重要である。しかしながら、出席要請状が何日前に送達されるとするか、その時期如何にもよるが、突然、出席要請状が一方的に送達され、正当な理由なく出席しない場合には直ちに罰則を科すというのは酷である。そこで、裁判員候補者として出席要請を受けた最初の出席期日について、指定された日に出席しなかったときは、後日、裁判所に出席し、召喚に応じなかったことについて十分な理由を示さない場合に、はじめて罰則を科すような柔軟な制度とすべきである。ただし、選任手続を経て、裁判員又は補充裁判員となった後は、骨格案の案に賛成する。

骨格案7(4)「裁判員等威迫罪」について

【意見】

ア 裁判員又は補充裁判員若しくはこれらの職にあった者若しくは裁判員候補者又はその親族に対し、面談、文書の送付、電話その他のいかなる方法によるかを問わず、その担当事件に関して、威迫の行為をした者は、年以下の懲役又は円以下の罰金に処するものとする。

イ 組織犯罪処罰法7条の対象行為にアの威迫行為を加える。

【理由】脅迫罪(刑法222条)、証人威迫罪(刑法105条の2)において、いずれも選択刑として罰金刑がもうけられているところ、これとの均衡を考えれば、ここでも選択刑として罰金刑をもうけるべきである。

骨格案7(5)「裁判員候補者の虚偽回答罪等」について

【意見】

ア 過料 裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽の回答をし、又は正当な理由なく質問に答えなかったときは、決定で、円以下の過料に処することができるものとする。

イ < 刑事罰は削除 >

【理由】裁判員候補者の回答は、裁判員選任手続において重要な役割を果たすことになることから、その正確性を担保するために、違反者に対して一定の制裁を科すことには賛成であるが、刑事罰までは必要ない。

骨格案8(裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置)(2)「裁判員等に対する接触規制」について

【意見】

ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

イ < 削除 >

【理由】アについては、判決宣告後、裁判員の任務が終了した後においても、一切接触が禁じられるとするのは行き過ぎであり、これまでの案でなされていた「知り得た事件の内容を公にする目的で」という限定では、裁判員の経験を公にし、一般の国民がこれを知ることが裁判員制度の充実に寄与することに鑑みたとし、適切な絞りかけたとは言えなかったが、「職務上知り得た秘密を知る目的で」という限定であれば是認できる。

イは、裁判員制度のもとでは集中審理、連日開廷を可能ならしめるため、現在のように形骸化しているという権利保釈の運用を改め、保釈を原則化する必要があり、保釈を拡大する方向にあるべきところ、骨格案はこれに逆行する運用を拡大させる危険がある。

そもそも、国際人権法の考え方では、刑事上の防御権を行使するのは被疑者・被告人本人であるから、自己防御権を十分に行使させるには、身体拘束であることが必要であり、原則となっている。

しかしながら、現在の実務は、身体拘束が原則であるかのごとき逆転した不当な運用となっており、これを国民の司法参加の名の下に正当化するようなことがあってはならない。被告人が対等な当事者として検察官と対峙するには、身体的自由の保障は必然の帰結であり、被疑者・被告人の身体拘束からの早期解放が必要である。

(日本国民救援会中央本部)

1 昨年末に司法制度改革推進本部「裁判員制度、刑事検討会」のいわゆる「座長ペーパー」についての意見募集があり、募集結果の報告はホームページに掲載されましたが、その結果に基づいて何が検討されたか示されず、1月末になって「骨格案」なるものが提示されました。そして、それに対する意見募集を行うことがホームページ上に掲示されました。

昨年末の意見募集についても募集期間はわずかだったのに、今回は、2週間という極めて短い期間であり、これでは形式的に意見募集をおこなうだけで、本気になって応募した意見や批判に耳を傾ける気があるのかどうか疑問を感じざるを得ません。意見募集を行うのなら、出された意見がどのように検討され反映された(反映されなかった)のかについて、簡潔でも報告がなされるべきと考えます。まずこの点を指摘したうえ、今回もあえて応募することとしました。十分に検討いただくことを強く要請します。このふたつの「骨格案」・「裁判員制度の概要について(骨格案)」および「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」は、基本的には前出の「座長ペーパー」とほとんど変わらないものです。とくに、裁判要請を禁止するような罰則規定や証拠の目的外使用を犯罪として禁止する規定の設置などは、裁判の迅速化や裁判員制度の導入をテコにして、主権者国民の司法権に対する批判と監視を犯罪視するもので、歴史の逆行であり、また、国民による裁判批判、公正裁判要求の権利と運動を押しつぶすものです。昨年12月17日付けで、日本国民救援会中央本部として提出したものと同様の意見を以下に述べます。

2 ふたつの「骨格案」の基本的な問題点について、以下に指摘します。

(1)このふたつのペーパーに共通して言えることは、多くの誤謬を生み、人権侵害を重ねてきた現行刑事司法に対して、根本的反省や批判の視点を全く欠いていること。そして、基本的には現行の官僚司法を維持し、裁判への国民の批判や監視を許さない強権的な訴訟指揮と厳罰主義を根底に置いている点です。とくに、裁判要請を罰則をもって禁止する措置は、「裁判員制度について」の項でも、「刑事裁判の充実・迅速化について」の項でも用意されています。

(2)裁判員制度について

最大の問題は、裁判員制度の導入を理由に、従来は自由に行われてきた国民による裁判批判や要請運動を犯罪視し、罰則をもって禁止することを推進しようとしていることです。これまで松川事件をはじめとして、国民的な裁判批判で真実が明らかにされ、無実のものが救済され、勝利した事件は数多くあります。裁判員に対する「接触」の規制、請託罪「等」などの規定は、現在も広く行われている裁判所への要請署名、上申書や意見書の提出などを不当に規制し、裁判員に対する意見表明を犯罪視するもので、国民の裁判批判の権利を奪うものです。裁判員に対する接触の動きを被告の保釈の取り消しや不許可理由とすることなどは、現在の人質司法をいっそう強めることとなります。こうした検討とあいまって、本来、国民による司法参加の目玉である裁判員について、従来の官僚統

制下における職業裁判官が主導するしくみを改めようとせず、裁判員を単なる「お飾り」ととどめようとしています。個別に問題点を挙げれば以下のとおりです。

裁判員の人数の問題も、救済会も要求している裁判官の3倍以上という、国民の多数の意見を無視しています。

裁判員にたいして、質問拒否、不出頭、秘密の漏洩などを理由として解任や刑罰を科しようとしています。この加罰の決定権は裁判官にあり、同じ裁判体を構成すべき裁判員と裁判官の関係について、「司法制度改革審議会意見書」では、「裁判官と基本的に対等の権限を有する」裁判員の「主体的・実質的関与を確保する」としている事に真っ向から反するものです。

このような規定の下では、素人である裁判員が裁判官との関係でその権限をいっそう拘束・限定されることになり、自由で主体的な発言などを失わせるものになることは明白です。例えば、裁判官が強権的な対応をしても、これに反論も批判も抵抗もできない。裁判体での協議内容を事後にもいっさい明らかにできないということは、審理や協議のしかたについて、事後にもいっさい批判できないことを意味するからです。裁判員の経験者の立場から、制度そのものにはたいする批判や改善意見も出ることができなくなり、これでは国民に開かれた裁判にはほど遠いものとなり、裁判員は裁判官の認める範囲でしか発言できないような、単なるお飾りの立会人とされてしまおうおそれが大きいです。

対象とされる事件の限定や判決を過半数で決することなど、そして、裁判員に参加できる条件づくり、教育や経済的保障などの社会的基盤づくりについてほとんど検討されていないことも問題です。

(3) 刑事裁判の充実・迅速化について

第1に、えん罪事件などで支援活動が事実上不可能となる方策として、裁判記録(検察が開示した証拠)を読めなくするような検討がされています。被告人・弁護人から提供される裁判記録は、事件を正確に理解するのに不可欠で、事件の真実をひろげる力です。これを、迅速裁判の名の下に、第1回公判前に行う争点整理手続きの導入により、目的外的使用として罰則で禁止しようとしています。証拠の目的外使用を禁止し、違反した弁護士や被告へ厳しい罰則を科することは、裁判の公開の原則、国民の裁判批判の権利を封殺するものであり、先に指摘した事件要請の犯罪視とあわせて、司法の自殺というほかありません。

第2に、検察官が持っている証拠を開示させない制度づくりを準備していることです。迅速裁判の名の下に、第1回公判前に争点整理手続きを新たに導入して、ここで検察が開示させることを決めた証拠以外は、弁護人などからの開示要求そのものを許さないようにしようとするものです。项目的には「証拠開示」についての規定がありますが、証拠の種類や範囲、その必要性を明示すること、また弊害の有無を考慮することなど様々な条件をつけて事実上開示請求そのものを困難にさせています。税金で集めた捜査記録は、国民の共有財産です。有利・不利を問わず、集めた証拠は、第1回公判前にすべて被告人・弁護人に開示すべきです。警察が検察に送らないままに保管している証拠も、これと同様に扱うべきです。それが、厳しい国際社会からの批判にこたえる道でもあります。本来、迅速な裁判は被告人の人権を守るうえで必要なこと。そして裁判は、捜査側が作成した膨大な調書によるものでなく、法廷内における主張と立証にもとづき行われなければなりません(直接主義、口頭主義)。しかし、現行の刑事裁判で審理が長期化する問題は、違法な取調べと「代用監獄」への長期の身柄勾留、自白にたよる裁判が根本問題です。意に反して強制された自白をめぐるその信用性についての審理に時間がかかる。そして、仮に一審で無罪になっても検察控訴でさらに長期の裁判を強制されることとなります。こうした実態から出直した見直しをはからない限り「改革」の名に値しません。

この項に関して、その他、個別に問題点を挙げれば以下のとおりです。

「争点整理」を被告側に課することそのものが誤りです。

そもそも刑事裁判では、犯罪の立証責任は検察側にあり、被告・弁護側はその立証の問題・矛盾を主張立証すればよいのであって、無罪立証の責任は負わされていません。

捜査側は圧倒的に大きい組織力と財力、捜査権を持つことに対して、被告弁護側はほとんど無力です。捜査に関する証拠は全面開示することが基本で、これによりはじめて、被告側の主張・反証の権利が保障されることとなります。

連日開廷についても、上記のような問題(証拠の全面開示、被告人の身柄の解放、そして速記録の作成など充分な反論・反証の条件をつくる)の解決なしでは、被告側の防御権をいちじるしく侵害するものです。

不当な訴訟指揮にたいする弁護権の保障を、弁護人の不出頭にたいして裁判長が職権で弁護人をつけることなどは、弁護権、被告の防御権の侵害であり、また、尋問・陳述制限命令違反に対する制裁は、裁判所が被告人・弁護人の訴訟活動そのものに対して、制限を課すことであり絶対に反対です。

裁判員制度では、公判を中心に裁判員の心証形成ができるように、調書裁判からの脱却が求められています。そのためには、直接主義・口頭主義の原則を具体的に実現する制度改革が必要です。

5月に成立した「裁判の迅速化に関する法律」でも、衆参両院で付帯決議(「当事者の防御権を損なうことのないよう」「二年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう、十分留意する」など)がなされています。この精神を尊重すべきです。

国際的にも批判の多い虚偽自白の温床と言われている代用監獄の問題をはじめ、捜査の可視化、人質司法の改善についても全く検討課題にもしていないこと自体が重大な問題です。私たちは、このような問題点についても深くメスを入れ、えん罪の根絶に向けて抜本的な刑事司法改革を強く求めるものです。

(日本国家公務員労働組合連合会)

国民の司法参加は、司法権の行使について国民の意見を直接的に反映させることを制度化するもので、とりわけ、裁判に国民参加を図り、国民の声をできる限り反映させるようにすることは、司法の民主化を実現するうえでの中心課題の一つであるといえます。裁判員制度により、国民の司法参加が実現されることは大きな前進です。この間、裁判官と裁判員の構成比など制度設計の根幹の議論に集中せざるを得なかったことから、制度の定着・充実のための議論は今後に残された課題です。そこで、国公労連は、国民の司法参加を進める立場から以下の諸点について意見を述べるものです。

1. 裁判官と裁判員の構成比など骨格案に関わって

裁判官と裁判員の構成比は、国民の司法参加の実を上げる点で根幹に関わるものです。骨格案では、従来の裁判官3人の合議体に裁判員6人を接ぎ木したともいえ、裁判官主導となるおそれがあることから、裁判官を1~2名、裁判員を9~11人とする日弁連案などをふまえ、再度検討すべきです。また、評決は、全員一致を原則とすべきです。

また、裁判員の守秘義務の範囲については、全員一致の評決を原則とすれば、個々の裁判官・裁判員の中途の意見などに(多数決を認める場合も、個々の意見など)限定すべきです。むしろ、事実認定や量刑などについての国民および報道機関の批判に対しては、裁判の公開、裁判所の説明責任という観点から可能な限り事実をもって積極的に答えるべきです。

2. 国民の理解を促進する取り組み

現段階では、国民の裁判員制度についての理解は不十分です。最近のNHKの世論調査では、裁判員制度の導入に賛成は47%、反対は34%となっています。このような状況をふまえ、裁判員制度を通じた国民の司法参加の意義について、制度導入前はもちろん、導入後も継続的な広報活動を行う必要があります。また、初等教育段階から、模擬裁判などの形態も含め、国民の司法参加について理解を深める教育を系統的・継続的に行っていく必要があります。

なお、これらの取り組みを行う上で、十分な財源確保が必要なことはいうまでもありません。

3. 裁判員制度を支える裁判所の人的・物的体制整備

裁判員制度は、選挙人名簿からの無作為抽出による候補者名簿作成、特定事件の裁判員候補選定、裁判員選定という作業だけでなく、直接主義、口頭主義による迅速な審理を保障するための事前の争点整理や分かりやすい証拠調べおよび連日開廷を担保するための迅速な裁判記録の作成の実施など、多くの支援業務をになう書記官・速記官をはじめとする裁判所職員の体制強化が不可欠です。また、裁判員制度は、当面、重大事件に限定されるとはいえ、法廷内の裁判員席や評議室など施設整備も必要です。これらを保障するため、司法予算を大幅に拡充することが不可欠であると考えます。

(日本司法書士会連合会)

・司法書士会意見の対象

今般の意見募集に対し、連合会としては、「裁判員制度の概要について(骨格案)」の論点について、次に述べる点に若干の課題があるものと考え、裁判員制度が司法制度の一環として健全に発展し、国民に信頼され、活用される制度構築を期待し、骨格案の項目に沿い、以下のとおり指摘するものである。なお、裁判員候補者等の「召喚」という用語は、刑事裁判に国民の司法参加を広く促す制度趣旨からして、一般的に親しみやすい用語に置き換えるべきであると考えます。

・意見

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1)裁判員の要件について

裁判員の要件を、裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とするについては、さらに検討を継続すべきである。ただし、犯罪のグローバル化が問題となっている昨今、被害者や被告人が外国人であるケースが増えている。このような状況が継続している中で、定住外国人等「わが国において生活を継続している者」を一定の条件の下で裁判員として活用する方策を検討すべきである。

(3)就職禁止事由について

ア 職業上の就職禁止事由

(ク)弁護士及び弁理士であった者

「弁理士であった者」を就職禁止事由としているが、「司法書士であった者」も含めるべきである。ただし、司法書士には「検察庁に提出する書類」である告訴状などを作成する業務が認められており、その観点からさらに検討すべきである。

(7)裁判員候補者名簿の作成について

「選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する」とあるが、2(1)の裁判員の要件で述べたとおり、定住外国人、特に特別永住者を含む永住者については検討を継続すべきである。

7 罰則

(2)裁判員等の秘密漏洩罪について

構成要件に対する慎重な対応および量刑の妥当性につき更に検討されることを望みたい。

(日本新聞協会)

裁判員制度についての政府の骨格案(裁判員制度の概要について)が1月29日公表された。同案に対する日本新聞協会の見解を述べたい。日本新聞協会は昨年、司法制度改革推進本部事務局から提示された「裁判員制度のたたき台」(原案)に対する見解(2003年5月16日付)で、「報道の自由」を制限する恐れが強い「偏見報道の禁止」規定の全面削除を求め、裁判員等に課せられる守秘義務についても範囲、期限を明確にすべきとした。また裁判員等に対する接触規制については「裁判員等を退いた人までの一律禁止は弊害が多い」と指摘し、裁判員等の個人情報保護についても、すべてを非公開としないよう、さらなる検討を求めた。今回の骨格案では「偏見報道の禁止」規定が削除されるなど、当方の主張が入れられた部分もあるが、守秘義務の範囲、期限が明確化されていないことや、過去に裁判員等だった人を接触規制の対象にするなど、日本新聞協会が指摘したその他の部分では、なお不十分な点が多い。今後更に論議を深め正されることを要望する。なお、裁判員制度の順調な実施から見て、司法制度改革推進本部が先に公表した「刑事裁判の充実・迅速化」の骨格案が、被告人や弁理士に対し、開示された証拠の目的外使用を罰則付きで禁止している点【9 開示された証拠の目的外使用の禁止等(1)目的外使用の禁止】についても、「取材の制限」につながる危惧(きく)が大きいと考えている。この点も改めて付言しておきたい。

(日本税理士会連合会)

裁判員の就職禁止事由について

「裁判員制度の概要について(骨格案)」は、裁判員制度の意義は法律の専門家ではない一般国民の社会常識を刑事裁判に反映することにあるとする観点から、一定の法律の専門家を「職業上の就職禁止事由」として掲げている。その中に、「弁理士」及び「司法書士」が挙げられていることから、一定の隣接法律専門職が法律の専門家であることを前提としていると考えられる。ところで、平成13年の税理士法改正により、「税理士」は租税に関する事項について裁判所において補佐人として出頭し陳述をすることができることとされたことから見て、法制度上、法律の専門家として位置付けられていることは明らかである。このことから、法律の専門家としての職業であるかどうかの判断において、「税理士」を「弁理士」及び「司法書士」と別異の取扱いとすることは不合理であると考えられる。したがって、「裁判員制度・刑事検討会」の議論も踏まえて、一定の隣接法律専門職を裁判員の就職禁止事由に該当者の範囲に含めるかどうかの立案にあたっては、「税理士」と「弁理士」及び「司法書士」とを同列に取り扱うべきである。

(日本弁理士連合会)

今般、司法制度改革推進本部より「裁判員制度の概要について(骨格案)」、「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」及び「検察審査委員会制度改革の概要について(骨格案)」(以下「骨格案」という)が発表され、これに対する意見募集が行われている。この「骨格案」は、昨年10月公表された裁判員制度・刑事検討会座長レポート(以下「座長試算」という)をベースに、その後行われた自由民主党と公明党間の与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチームの合意(以下「与党合意」という)を受けて手直ししたものであり、大きく変更している部分もある。今後この「骨格案」に基づいて関連法律案の策定に進むことが予定されているものである。「与党合意」は、当連合会がこれまで提唱してきた考え方と同一ではないが、立法手続上の厳しい時間的制約のある中で、裁判員制度の法案をこの通常国会で成立させるという共通の目標の下に成立したものであり、制度の制定に向かって大きな一歩を踏み出したものといえる。裁判員制度は、戦後初めて国民が本格的に司法へ参加する制度を実現するものであり、画期的な意義を持つものである。そして、この制度が期待される機能を十分に果たし、国民から支持され定着していくためには、参加する国民が「裁判内容の決定に主体的、実質的に関与できる制度とすること」(審議会意見書102頁)が必要であり、あわせて国民が参加する裁判にふさわしい形に刑事手続を抜本的に改革することが必要である。この視点から見ると、「骨格案」には、なお不十分な点が少ない。詳細は後述するが、裁判員制度における、裁判官と裁判員の数、割合、評決の在り方、参加しやすい制度にするための措置、裁判員の守秘義務の在り方、控訴審の在り方等、刑事裁判の充実・迅速化における、完全な証拠開示の実現、直接主義・口頭主義の徹底、取調べの可視化(録画・録音)の導入、開示証拠の使用範囲の過度の制限、訴訟指揮権の不当な強化等は、今後の法律案策定過程及び国会の審議において、さらに議論し、再検討される必要がある。とくに、与党合意でも、「今国会に刑事裁判の充実・迅速化のための法案を提出するまでの間に引き続き検討すべきである。ただし、正当な弁護活動等を阻害しないように配慮する」とされている開示証拠の使用範囲の過度の制限(開示証拠の目的外使用の禁止)及び訴訟指揮権の不当な強化(裁判所の訴訟関係人に対する出頭命令、尋問・陳述を制限する命令の実効性を担保する措置)並びに「検討を開始すべきである」とされている取調べの可視化(録画・録音)については、この指摘を真摯に受け止め、前2者については法律案からの削除または抜本的な手直しを、後者については直ちに関係者による検討を開始する必要がある。なお、裁判員制度の実施時期については、一定の準備期間を要するとはいえ司法制度改革へのニーズや関心が高まりつつある今日、可

及の速やかに実施すべきであり、準備期間は3年を限度とすべきである。当連合会は、裁判員制度に対応する弁護士制度を早急に構築するよう全力で取り組む決意である。当連合会は、これまで、裁判員制度を実現し、それがよりよい制度となることを目指して様々な取り組みを行ってきた。司法制度改革推進計画の最終年を迎えた今通常国会において、ぜひとも裁判員制度の関連法律案が成立することを強く期待するものである。そして、今回公表された「骨格案」が、法律案策定の過程及び国会の審議においてさらに検討され、民主主義国家における国民の司法参加にふさわしい制度、国民に支持される制度、そして国際的にも誇りうる制度となるよう期待し意見を述べることとする。

裁判員制度について

1 合議体の構成（骨格案 1(1)）

【意見】裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。

裁判官の員数は、9ないし11人とするものとする。

ただし、骨格案は、以下のとおり評価すべき点もある。

【理由】当連合会の意見は従前の通りである。即ち、当連合会は、裁判員の主体的・実質的参加、多様な意見の反映、国民的基盤の確立、諸外国の例などの観点からして裁判員の数は9人以上必要であり、それが市民の意見に合致すること、そして、その程度の数であっても評議の実効性の確保は可能であると考えられる。それ故、裁判員の数を6人とした骨格案は不十分である。しかし、座長試案が、基本的にはコンパクト論（裁判員の数は裁判官の数と同程度）に依拠して、裁判官の数を3人、裁判員の数を4人としつつ、「ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とするのも考えられるのでなお検討を要する。」としていた状況において、骨格案は、最も多人数の案を採用したことになる。これは、コンパクト論を否定するとともに、当連合会や市民の意見あるいは新聞各紙の意見を一定程度反映したとみられる点において評価しうる。この6人という数字は、アメリカの陪審において合憲と考えられる最低の人数であるとされていること、イタリアの参審員が6人であること（ただし、裁判官は2人である）等から、裁判員制度導入の趣旨が活かされると考えられる最少の数字であろう。

他方、骨格案は、新たな制度においては、現在の3人の裁判官という数字に執着することなく、新たな視点から合議体の構成を考えるべきだとする当連合会等の主張を採用せず、合議体の原則形態として裁判官3人説を採用している点で問題である。ことに、裁判員の数6人を前提として、評決を過半数制にした場合、裁判官3人の影響力は強く、裁判員の意見が反映されにくくなり、ひいては裁判員の主体的・実質的参加が可能となるのが危惧される。そこで、仮に骨格案通りの制度設計とするにしても、裁判員の意見が十分反映されるような環境作りや評議方法の検討などがより一層重要となってくる。

次に、骨格案は、自白事件において、当事者に異議がなく、かつ、裁判官が事案の性質等を勘案して相当と認めるときには、裁判官1人及び裁判員4人の合議体で審理できるとしている。裁判員の数が少ないものの、裁判官の数は1人または2人とすべきであるとした当連合会等の主張を限定的ではあるが採用している点で評価できる。

裁判官1人制の採用は、将来的展望から見ても非常に重要な選択であると考えられる。即ち、限定的とはいえ採用された裁判官1人制の裁判の運用実績次第で、原則形態への適用の展望の可能性を秘めている。また、与党合意によれば、刑事事件における対象事件の拡大や民事事件や行政事件への導入も検討すべきとされているが、これらの検討の際に、この裁判官1人制の運用実績が注目される。

2 評決（骨格案 1(3)）

【意見】ア 評決は全員一致を原則とし、有罪の裁判をするには、一定の要件のもとで（例えば、評議と投票を繰り返しても意見の一致をみないとき）3分の2以上の多数決であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならない。死刑を言い渡すときは全員一致を要する。

イ 裁判官2名の場合、訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、以下のとおりとする。

憲法に適合するか否かを判断する場合に2名の裁判官の意見が分かれた場合は、憲法に適合するものとみなすものとする。

当事者のいずれかに立証責任が認められる事項に関して2名の裁判官の意見が分かれた場合は、立証されなかったものとみなすものとする。

上記以外について2名の裁判官の意見が分かれたときは、裁判長がこれを決するものとする。

【理由】結論に至るためには、裁判官と裁判員のそれぞれ1名以上の賛成を必要としている点は評価できる。なお、骨格案の文言上は、「裁判は」として、被告人に有利・不利を問わないようにも見えるが、検察官に有罪の立証責任がある以上、「被告人に不利な判断をするためには」という趣旨に理解すべきであり、また法文上もその旨を明らかにすることが望ましい。評決については、まずは全員の一致を目指すのが原則であるから、規則の中にその旨の訓示的規定を設けるのが妥当である。議論を尽くしても全員の一致が見られないときは、多数決で決定することになるが、その場合は単純多数決制とせず、特別多数決制とすべきである。例えば、裁判官3名と裁判員6名の計9名で合議する場合、裁判官3名が一致して有罪を主張すれば、裁判員6名のうち僅か2名の賛成で過半数に達し、有罪の結論が導かれることになる。死刑の言い渡しも同様である。しかし、これでは、市民の代表たる裁判員全体の意思が十分に反映されているとは言いがたい。評決については、3分の2以上（即ち6名以上）を原則とした上で、特に慎重な判断が必要な死刑の選択については全員一致とするのが妥当である。

3 対象事件（骨格案 1(4)）

【意見】法定合議事件（ただし、刑法第77条及び第78条の罪を除く。）とすべきである。また、事件の性質による対象事件からの除外の制度はもうけないものとすべきである。

【理由】刑事訴訟手続に「広く一般の国民が」裁判員として関与し「司法の国民的基盤をより強固なものとして確立」（審議会意見書101頁）するとの制度目的からすれば、対象事件はできるだけ広くすべきである。また、制度を定着させていくためには、裁判所の支部を含めて広く各地域で実施される必要があり、この観点からも対象事件はできるだけ広くすることが望ましい。したがって、法定合議事件を対象事件とすべきである。裁判員制度は「国民一般にとつて、あるいは裁判制度として重要な意義を有する」（審議会意見書106頁）ものであるから、安易に例外を認めるべきではない。ただし、裁判員等の安全が問題となる場合もあり得るから、裁判員等の安全を保持する何らかの規定や措置が必要である。

4 裁判員の年齢要件（骨格案 2(1)）

【意見】裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とする。

【理由】座長試案では、「裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上のものとする。」とされていたが、骨格案では、選挙権者そのもの、即ち、年齢20年以上のものとする。当連合会意見は、従前より、年齢としては普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者、即ち現行では20年以上とすべきとしており、その意見が採用された限度で評価できる。

ただ、当連合会が従前主張してきたように、民主的國家の統治基盤が地方自治であることを考慮すれば、衆議院議員の選挙権と一致させるのではなく、普通地方公共団体の議員の選挙権と一致させるべきである。

5 裁判員及び補充裁判員の義務（骨格案 3(2)）

【意見】オは、次のように、事件係属中と終了後の取扱いを分けるべきである。

オ 裁判員及び補充裁判員は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

力 裁判員及び補充裁判員の職にあった者は、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見（自らの意見を除く）並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものと

する。(ただし、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)

【理由】審理が継続している間の裁判員の守秘義務は当然であるが、後述するとおり、裁判官に対しては罰則規定を置かないこととの均衡も考慮して、懲役刑ではなく、罰金刑の制裁にとどめるべきである。

次に、判決言渡以降については、一律かつ永続的に規制するべきではない。骨格案のように、厳格な守秘義務を課すことは、裁判員となった者に過度の心理的負担を負わせ続けるだけではなく、一般国民から裁判員制度を遠ざける結果となる。また、裁判員制度という新たな刑事裁判制度の運用を検証することも重要であり、そのためにも、守秘義務はより限定的とするべきである。

裁判員制度の評議・評決において、自由な議論を保障するためには、「評議の場で自分がどのような意見を述べ、評決でどのような結論を主張したか」を明らかにされないことが重要であり、この利益は永続的に保護される必要がある。

一方、事件終了後は、骨格案のように裁判員を務めた感想を述べるのが許されるのは当然であるが、当該事件に関する自らの意見を表明することまで禁止する必要はない。更に、それ以外の事項でも、正当な理由のある場合には、許容されるべきである。例えば、学術的な研究や制度を検証するための取材などに対して、裁判員であった者が評議の経過等について述べることは、社会的に相当な範囲の応答として、許されるべきである。

もっとも、被害者その他の事件関係者のプライバシーに属する事実は保護されるべきであり、それを明らかにする行為は原則として正当な理由を欠くことになる。

そして、上述した個人が特定される事項を除けば、一定期間の経過後には裁判員の守秘義務を解除することも検討されるべきであるが、僅差で無罪判決に至った場合にその事実が明らかになると、無罪判決に対するいわれのない非難が生じるおそれがあるため、この点について配慮する必要がある。

このような観点からすると、事件終了後の規制としては、「裁判員及び補充裁判員の職にあった者は、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見(自らの意見を除く)並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。(ただし、各裁判官若しくは各裁判員の意見をその意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)」とするのが妥当である。

なお、与党合意が「守秘義務の範囲が裁判員にとって明確で分かりやすいものとなるよう、運用上格別の配慮をするものとする。」としているように、「評議の経過」「職務上知り得た秘密」の文言により、いかなる事項が守秘義務の範囲にあたるのかが国民に明らかでなければならぬ。その内容を具体的に検討し、規則等で明示すべきである。

6 就職禁止事由(骨格案 2(3))

【意見】次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

- (ア) 裁判官
- (イ) 検察官
- (ウ) 裁判所の職員
- (エ) 検察庁の職員
- (オ) 国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び警察職員
- (カ) 司法警察職員としての職務を行う者

【理由】座長試案と比較して、就職禁止事由を見直すことは賛成である。その場合、「たたき台に対する日弁連意見」で述べたとおり、上記程度に限定すべきである。

7 辞退事由(骨格案 (5))

【意見】次に掲げる者は、裁判員となることを辞退することができるものとする。

- ア 国会議員
- イ 国務大臣
- ウ 都道府県知事及び市町村長
- エ 年齢70年以上の者
- オ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- カ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者
- キ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者(裁判員となることを辞退した者を除く)
- ク 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者
- ケ 疾病その他やむを得ない事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者(具体的事由は、骨格案に賛成)

【理由】上記意見に記載したように、辞退事由にアからウの事由(骨格案では就職禁止事由とされている事由)を追加すべきである。また、学生及び生徒は、そのことだけで辞退事由とするのではなく、試験その他の事由が「やむを得ない事由」に該当するのかが個別に判断すべきである。ことに、裁判員の年齢要件が、25歳以上ではなく20歳以上となり、20歳から24歳の年齢層に学生が多いことを考えれば、学生あるいは生徒というだけで辞退を認めるのは適切ではない。

また、骨格案において、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認める者について一定の具体的事由を明示したことは評価できる。ただし、これらの障害事由については、基本的には、その障害を除去する制度整備を行うことで対処すべきである。

8 裁判員候補者に関する情報の事前開示(骨格案 (8))

【意見】氏名についても質問手続の日とすべきである。

【理由】たたき台に対する日弁連意見では、氏名開示も含めて質問手続当日としていた。その理由は、氏名開示が早ければ、情報収集能力及び諸々の機動力にまさる検察に有利となる危惧からであった。この点、骨格案は2日前となっているので、2日前であれば、その危惧はそれほど高くないかも知れないが、危惧は残る。

9 質問手続における質問権(骨格案 (9))

【意見】裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。ただし、質問は裁判官から行う。裁判官は、検察官及び弁護人の質問が不相当であると判断する場合は、その質問を制限することができる。

【理由】骨格案では、座長試案と同じく、当事者の質問権を認めない。しかし、従前から主張しているように、当事者が忌避権を適切に行使するためには、当事者自身の質問権を認めるべきである。

10 無条件忌避権の数(骨格案 2(9))

【意見】裁判員と同程度にすることが望ましいが、いずれにせよ、制度実施状況を踏まえ、検証が必要である。

【理由】裁判員選定手続に関して無条件忌避を採用した点において、イギリス型選定方式ではなくアメリカ型選定方式を採用したことになる。そこで、その人数についてもアメリカが参考になるところ、死刑等が含まれる重罪事件では相当数の無条件忌避権を認めている例が多い(州によっては、陪審員の人数である12人を超える)。座長試案も、4人の裁判員を前提に、3人から4人の忌避権を認めていた。これらのことからすれば、裁判員6人の場合は6人、4人の場合は4人程度の忌避権を認めるのが望ましいと考えられる。ただ、これは絶対的な

数字ではない。アメリカ型選定実務が我が国において実施されるであろうかという問題もある。そこで、制度実施状況を踏まえ検証しつつ将来見直すことも視野に入れるべきである。なお、共同被告人の場合は、共同して行使するのではなく、個別の忌避権行使を認めるべきである。

11 裁判員の宣誓等(骨格案 4(5))

【意見】賛成するが、必要事項の中には刑事裁判の原則も含まれるべきである。

【理由】たつき台に対する日弁連意見で指摘していたように、「教示」という言葉が変更され、また、説明事項が明記された点は評価しうる。今後、説明する必要事項が詰められるが、その際、刑事裁判の原則等をも含めて説示するアメリカの説示が参考にされるべきである。この説明や宣誓は公判廷で行い、冒頭説示、中間説示、最終説示のように、必要に応じて行うべきである。なお、当然のことながら、選任された裁判員等だけでなく、裁判員候補者の段階から、アメリカで実施されているようなオリエンテーション等がなされるべきである。

12 公判手続等(骨格案 4(1)、(6))

【意見】骨格案においても、座長試案と同様に、検討会において議論がなされた「裁判員にとって迅速でわかりやすい審理」の実現という角度からの取調べの可視化(録画・録音)について全く触れられていない。しかし、このような骨格案は、検討会での論議状況を全く無視するものであって不当である。与党合意によれば、「裁判員制度の導入をも踏まえ、刑事免責などの新たな捜査手法の導入の可否、取調べ状況を録音録画する制度の採否を含む、捜査・公判手続の在り方全体を見直すための検討を開始すべきである」とされている。

したがって、少なくとも、裁判員制度の導入までの間に、「裁判員にとって迅速でわかりやすい審理の実現」という角度から、取調べの可視化(録画・録音)につき論議を続けることの確認がなされる必要がある。具体的に検討し、そのうえで、当連合会の求めている立法化を図るべきである。

当連合会としては、この機会に改めて、裁判員制度の導入と同時に取調べの可視化(録画・録音)が必要であることを強く訴える。

【理由】

1 検討会及びその後の議論状況

検討会において一定の議論がなされたにもかかわらず、座長試案は、取調べ可視化について全く触れていなかった。そして、今回の骨格案にも取調べの可視化は、内容が盛り込まれていない。しかし、前記のとおり、与党合意では、十分な議論のうえで検討を開始すべきであるとされている。

また、取調べの録画・録音はイギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、アメリカの一部の州、台湾等ですでに実現しているが、IBA(国際法曹協会)では、これらの国際的な動向を踏まえて、2004年1月26日、日本においても取調べの可視化を実現すべきとの提言を行った。その要旨は以下のとおりである。

(1)録画・録音があれば、自白がどの程度強制されたものなのか、警察官・検察官による被疑者の尋問に対する異議申立について、裁判所がより効率的に確実に判断ができるようになる。

(2)裁判員制度が実施された場合に、被疑者取調べに録画・録音による記録制度を導入することの必要性が高まる。

(3)世界の取調べ方法の比較研究を早急に始めることが必要である。

(4)録画・録音による記録制度を導入すれば、刑事訴訟手続にとって、次のような数多くのメリットが実現する。
・他の記録方法よりも信頼性が高く、客観的で完全な経過記録を作成できるので、必要があれば、のちに検討、活用することができる。

・被疑者を虚偽の自白の提造から守ることができる。

・警察官や検察官による被疑者の不当な扱いの可能性が減少する。

・警察官や検察官による不当行為に対する申立が減少し、その結果、モラル(志気)と社会的信用が向上する。

・警察官や検察官の取調べ及び裁判の準備と出廷にかかる時間と費用が減少する。

・社会的正義の達成が促進される。

このように、情勢は大きく動いており、取調べの可視化(録画・録音)については、具体的法案作成にむけた検討の開始がなされるべき状況にある。

2 当連合会の取調べの可視化(録画・録音)についての意見

当連合会は2003年7月14日、取調べの可視化についての意見書を取りまとめ、同年10月17日、松山で開催された人権擁護大会においても取調べの可視化実現の決議を採択している。その理由の骨子は次のとおりである。

(1)裁判員制度にとって、必要不可欠である

裁判員制度のもとでは、一般の市民にとってわかりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもない。刑事裁判においては、「自白の任意性」がしばしば重大な争点となり、そのことをめぐって熾烈な攻防が繰り広げられる。しかし、現在、取調べ室で何が行われたかという重大な争点に関して、法廷は決め手を欠く「水掛け論」の場と化しており、裁判官は信頼性の低い証拠を評価して結論を出さなければならない状況にある。そのことが誤った有罪判決をもたらす原因の一つともなっている。裁判員制度の導入に際してこの現状が改められなければならない。

取調べ室の中で何が行われたのかについて明瞭でわかりやすい証拠は、取調べの最初から最後まで録画・録音である。そうすれば、被告人と捜査官の「証言合戦」に対して裁判員はさほどの苦勞をしなくても適正な判定を下すことができる。

取調べの録画・録音によって、検察官が供述の任意性を立証することは極めて容易となる。そして、現実には、任意性の争いは、イギリスの例がそうであったように、ほとんど消滅する。また、適正な取調べがなされている限り、被告人が事実無根ともいふべき争いを法廷に持ち込む可能性は封殺され、捜査官が誤った非難を受けることはなくなり、適正な取調べを心がけている捜査官はこの制度によって保護される。

(2)違法な取調べが著しく減少する

取調べの可視化によって、捜査官による違法行為の可能性は著しく減少する。実際のところ、今日でも、暴力さえ伴う違法・不当な取調べが存在しているが、取調べの可視化は、これに完全に終止符を打つ効果的な手段である。

(3)可視化は真相解明を妨げることはない

取調べが録画・録音されていると被疑者は事件の真相を話したからなくなるので、「取調べの可視化」は事案の真相の解明を妨げるという反対論は全く理由がない。

客観的に検証することができない密室でしか「真実」は話されないなどという実証は何処にもないし、そのような経験則もない。逆に、われわれは、密室で創られた「虚偽」によって多くの冤罪が発生したことを経験的に知っている。密室でしか「真実」は話されないという見解は、直接主義・伝聞法則の下での公判中心主義、即ち、近代における裁判制度を否定する考えである。取調べ状況の一部とはいえ、これが録画・録音された事例は現にいくつも存在しているのであり、捜査官の側から、このような見解が表明されるのは、実に奇妙なことである。

「録画・録音されていると真相を話したくない」という議論は、録画・録音を是非してほしいという被疑者の要求を拒否する理由とならないことも明白である。

むしろ、取調べ過程がそのまま保存されることによって、その過程に作為や加工が入り込む可能性は封殺され、その意味で、虚偽が混入する要素は低められることが明らかである。取調べの状況がそのままに

明確にされ、その「真相」が示されることによって、事案そのものの真相解明にも資することになる。真相解明を妨げるという立論は全くの謬論である。

3 当連合会の取り組みの状況

当連合会においては、取調べの可視化を実現すべく、2003年12月11日に600人規模の市民集会を開催し、これらはマスコミにも報道され、今日、市民にも取調べの可視化の必要性の認識が広まっている。また、2002年7月のイギリスにおける調査に引き続き、2004年1月4日から7日にかけて、取調べの可視化を実施している台湾へ調査団を派遣した。さらに、2003年1月から2004年1月にかけて、IBA(国際法曹協会)の調査団を受け入れ、世界の動向につき意見を交換した。IBAは、上記のとおり、取調べの可視化が実現されるべきであるとの提言を行った。この3月には、取調べでの弁護人の立会を認めている韓国への調査を企画している。

このように、当連合会としては、裁判員制度導入までには、取調べの可視化についての立法が是非ともなされるべきであるとの認識の下、その実現に向けた運動に全力で取り組んでいる。政府においては、早急に可視化実現に向けた検討を始めるべきである。

13 証拠調べ手続等(骨格案 4(7))

意見】証拠調べ方法に関して、たたき台や座長試案では、「以下の諸点を含め、迅速で、かつ、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。」とされていたので、被告人の防御権を侵害しないようにしつつ、以下の事項を規則化すべきである。

証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集中し、厳選された証拠によって行わなければならないものとする。

専ら量刑に関わる証拠の取調べは、公訴事実の存否に関する証拠の取調べと区別して行わなければならないものとする。

争点ごとに計画的な証拠調べを行うものとする。

証拠書類は、立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたものとする。

証拠物の取調べにおいては、争点との関連性が明らかになるようにすること

証人等の尋問は、争点を中心に簡潔なものとする。

証人等の反対尋問は、原則として、主尋問終了後直ちに行うこと

供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるよう立証を行うこと

第1回公判期日前の裁判員による証人尋問の活用を拡充すること

一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行うこと

迅速で、裁判員に分かりやすい審理が行われるよう、訴訟指揮を行うこと

連日開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと

論告・弁論は、証拠調べ終了後速やかに行うこと

論告・弁論は、取り調べられた証拠との関係を具体的に指摘した、分かりやすいものとする。

理由】従前のたたき台あるいは座長試案では、上記項目が記載されていた。骨格案では、これらの項目の多くは法律事項ではないので削除されている。しかし、これらは非常に重要な項目であるので、単に運用に委ねることなく、規則化すべきである。

14 控訴審(骨格案 5)

意見】次のような制度とすべきである。

ア 控訴審は、まず裁判員のみにより控訴理由の有無を判断し、控訴理由があると認められる場合は原判決を破棄し、原則として事実審理開始決定を出すものとする。

イ 事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、以下のような審理を行う。

・覆審とし、第一審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。

・裁判体は裁判員3人、裁判員12人とする。

・事実審理開始決定までに関与した裁判員は、同決定後の事実審理に関与できない。

ウ 裁判員は、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、事実審理開始決定を行うことなく自判することができるものとする。

ただし、下記のような制度設計であれば、あえて反対はしない。

控訴審では、裁判員のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤りについてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実認定については自判できないものとする。ただし、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、自判することができる。

理由】控訴審の構造を事後審とすることは妥当であるが、すべてを現行法通りとすることには疑問がある。

職業裁判員と市民の代表である裁判員が協働して出した結論に対して、控訴審の3名の職業裁判員がこれを安易に変更することがあれば、せっかく市民参加の制度を設けた意義が損なわれる。特に、事実誤認及び量刑不当を理由として被告人に不利益な方向で破棄自判することは避けるべきである。したがって、法的判断に帰する訴訟手続の法令違反と法令適用の誤りについては破棄自判を許すが、事実誤認及び量刑不当については、破棄差し戻しを原則とし、明らかな事実誤認ないし量刑不当があつて被告人に有利な判決を言い渡すべき場合にのみ自判が許されるとすべきである。

15 裁判員等の秘密漏洩罪(骨格案 7(2))

意見】ア 裁判員、補充裁判員が評議の経過若しくは各裁判員若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判員及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、円以下の罰金に処するものとする。

イ 裁判員、補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは各裁判員若しくは各裁判員の意見(自らの意見を除く)若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、円以下の罰金に処するものとする。(ただし、各裁判員若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)

理由】1 現に裁判員または補充裁判員である者が職務上知り得た秘密を漏らすこと及び自らの意見を外部に明らかにすることを禁ずるのは妥当であり、その限りで骨格案に賛成するが、その場合の刑罰は懲役刑ではなく、罰金刑のみとすべきである。

2 事件終了後の守秘義務をどう扱うべきかについては、上記(5裁判員及び補充裁判員の義務)で述べた通りであり、罰則については罰金刑のみとすべきである。

16 裁判員候補者の虚偽回答罪(骨格案 7(5))

意見】裁判員候補者の虚偽回答に対する罰金刑は不要である。

理由】市民が参加しやすい制度設計という観点から考えるならば、裁判員候補者が罰則を恐れるあまり参加に躊躇するような制度であってはならず、裁判員候補者に対する罰則は、必要最小限度とすべきである。裁判員候補者の虚偽回答に対しては、過料で足り、罰金刑までは不要である。

17 裁判員等の個人情報の保護(骨格案 8(1))

意見】賛成する。

理由】裁判員等が同意した場合にまで非公開とする必要がない旨の当連合会意見が採用され変更されているので賛成できる。イについては、裁判員等の承諾がある場合まで禁止する必要はない。

18 裁判員等に対する接触の規制(骨格案 8(2))

【意見】裁判員等に対する接触禁止は、任務終了までとすべきである。また、被告人の保釈不許可事由、接見等禁止事由、保釈取消事由の新設には反対する。

【理由】審理継続中の裁判員・補充裁判員に対しては、包括的な接触の禁止も必要と考えられる。判決言渡後についても一律に接触を禁止するアの後段は疑問であり、少なくとも報道目的による場合や学術研究の目的による場合には、判決言渡後の接触禁止を解除する制度も検討されるべきである。また、さらに、一定期間経過後は接触の禁止を解除するのが妥当である。

イについて、「接触すると疑うに足る相当な理由」では、濫用され、これを口実に保釈や接見が制限されるおそれ大きいので、削除すべきである。仮に何らかの規制が必要であるとしても、要件を厳格にすべきである。

19 市民が参加しやすい制度(骨格案 8(4))

【意見】賛成する。骨格案が指摘する裁判員休業制度のほか、託児所の整備、育児・介護料の補償など、裁判員等が参加しやすい環境整備が不可欠である。

【理由】裁判員制度が定着するためには、何よりも国民が参加しやすい制度としなければならない。そこで、その観点から適切なあらゆる措置を講じる必要があり、上記案は、その観点から支持できるものである。また、骨格案では、介護や養育の必要性は辞退事由としているが、それにとどまらず、介護や養育の必要がありながらも参加希望する人が参加可能となるような措置(例えば、託児所の設置や第三者による臨時介護費用の支出など)を講じるべきである。また、休業補償の必要性についても検討すべきである。

刑事裁判の充実・迅速化のための方策について

1 準備手続の主宰者(骨格案 第1 1(4))

【意見】受訴裁判所以外の裁判所が準備手続を主宰するものとすべきである。仮に、受訴裁判所が主宰することとする場合には、裁判員制度対象事件においては受訴裁判所以外の裁判所が主宰するのが相当である。

【理由】審議会意見書が指摘するように、「制度の具体的な在り方を検討するに当たっては、予断排除の原則との関係にも配慮」する必要がある(43頁)。この原則との関係(規則第194条第1項但書参照)に配慮するならば、準備手続は受訴裁判所以外の裁判所が行うものとすべきである。

仮に、受訴裁判所が行うとする場合でも、裁判員制度対象事件の場合には、裁判員との情報格差をなくし評議での対等を実現する観点から、受訴裁判所以外の裁判所が主宰するのが適当である。

さらに、仮に裁判員制度対象事件において受訴裁判所が担当するとしても、裁判員制度対象事件の場合には、証拠決定のために証人尋問を必要とするときは尋問と証拠決定を公判開始後に行うとか、準備手続段階で裁判官が証拠の内容に触れることになる場合は、別の裁判官が担当するようにする、といった措置がとられるべきである。

2 準備手続の内容(骨格案 第1 2(3))

【意見】キないしケについては、公開の法廷において行うものとすべきである。

キがいかなる場合を指すのか、もっと明確な規定にすべきである。

【理由】1 キないしケについては、本来的に証拠調手続としての性質を持つものであるから、準備手続において行うものとしても、裁判の公開の要請が強く働く場面というべきである。

2 キは「専ら」とあることから、証拠能力の判断とあわせて証明力ないし信用性に関わるような場合は含まない趣旨と理解されるが、いかなる場合を指すのが今一つ明確でない。準備手続でなし得ることとして法律に規定する

以上、もう少しわかりやすい規定とすべきである。

3 準備手続の充実(骨格案 第1 2(5))

【意見】次のような文言とすべきである。

準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、必要かつ十分に行うものとする。

準備手続においては、訴訟関係人の準備を考慮して必要かつ十分な準備期間及び証拠開示が保障されなければならない。

【理由】骨格案のいう、「十分な準備が行われるようにする」ことはそのとおりであるが、準備手続を「必要かつ十分に行う」とすれば、「できる限り早期に終結させる」という文言は不要である。

また、連日的開廷あるいは迅速な裁判の前提条件として、準備手続が開始されるまでの間、準備手続期日の期間、さらには、準備手続終了から公判開始までの間、いずれも必要かつ十分な準備期間(ウエイティング・トライアル)が保障される必要があるため、その趣旨を法律で明示すべきである。

ことに、弁護側は、検察側と異なり、起訴前に証拠の収集・分析を行う機会がほとんどないのであるから、起訴後の準備期間の保障は、弁護側の防御のために必要不可欠である。

裁判の迅速化に関する法律第2条第3項でも、「裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。」とされている。また、当事者は、迅速化に関して、手続上の権利は誠実にこれを行使しなければならないとされているが、「当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。」ともされているところである(同法第7条第2項)。連日的開廷が行われる裁判では、公判までの間に必要かつ十分な準備期間を保障することが、当事者(ことに弁護側)の正当な権利利益の保障となる。

なお、刑事訴訟規則第178条の4は、「第1回公判期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がなすべき準備を考慮しなければならない」と定めている。連日的開廷の規定(規則第179条の2)の法定化に併せ、準備期間の保障を定める規定も法律化されるべきである。

完全な証拠開示の実現については、後述するとおりである。

4 取調請求証拠以外の証拠の開示(骨格案 第1 3(3))

【意見】次のような制度設計とすべきである。

1 検察官は取調請求証拠を開示する際に、当該開示証拠以外の証拠であって、次のアないしケの類型のいずれかに該当するものについては、被告人又は弁護人に開示しなければならない。

ただし、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるものについてはこの限りではない。

ア 証拠物

イ 鑑定書

ウ 検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠

エ 写真、ビデオテープ、録音テープ

オ 検察官が証人請求予定の者の供述調書

カ 検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書

キ 捜査報告書

ク 法令により作成することが義務付けられている書類

ケ 被告人の供述調書

2 検察官は、前項による証拠開示の際に、その保管する証拠の標目を記載した一覧表(書類目録、証拠金品総目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録)を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。

検察官は、弁護人又は被告人から、上記一覧表の中から証拠を特定して、開示の請求があった場合、開

示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときを除き、当該証拠を開示しなければならないものとする。

理由】

- 1 骨格案は座長試案とまったく同一の内容となっている。即ち、たたき台のB案の開示すべき証拠に「ウ身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」を付加したものである。与党合意においては、証拠開示については、「準備手続における十分な争点整理が可能となるよう、検察官請求証拠の開示に加え、裁判所は、次の（注・検察官請求証拠の証明力判断のために重要な一定種類の証拠）及び（注・被告人側の主張に関連する証拠）の証拠について、開示の必要性和弊害の有無、種類、程度等を勘案して開示を命令することができるものとする。」とされ、座長試案よりも広く開示を認め、証拠開示を拡充すべきであるとの方向性が示されているのであり、骨格案は与党合意の内容を下回るものというべきである。
- 2 そもそも、骨格案は、「被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の種類及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官の請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合において、開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならないものとする。」としているが、この考え方は、検察官の手持ち証拠の開示を求めることが、被告人の基本的な権利であるという視点が欠落しており、検察官が第一義的に開示の必要性、相当性を判断することができるとしている点で新たな刑事手続における証拠開示の意義について理解を誤っている。
- 3 また、この部分は、座長試案が示された際の座長説明で、「B案本文の要件の具体的文言や力の種類の表現についても、より平明で適切なものとするよう工夫すべきであるとのご指摘もありましたが、その点は、今後の法案作りの作業において、詰めていただければと考える。この段階では、敢えて加工しませんでした」（4頁）とされていたところであるが、検討会では、B案に示された証拠の種類が、関連性、必要性を原則として充足するもので、これらについては特段の事情がない限り開示されることを前提としていると見られる意見があったのであり、原則的に開示することがわかり、かつ、平明な表現にすべきである。当連合会においては、そのことを明らかにするため、上記のような意見としたものである。

5 証拠の標目の提出命令（骨格案 第17(4)）

意見】裁判所は、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示するものとすべきである。

理由】座長試案における座長説明では、開示を前提とすると、多少とも証拠の内容にわたることまで記載するのが困難となり、裁判所の裁定のための資料にならない、裁判所の判断で開示されない場合には証拠の開示という付随的な事柄をめぐって無用な紛議が生じるおそれがあることが非開示とした理由として述べられていた（7頁）。

しかし、ここでも証拠開示の意義についての無理解が表れているというべきである。証拠開示の意義については繰り返さないが、弊害のおそれが生じるような場合には、裁判所の判断で、証拠の要旨の部分のみを非開示とするような「但し書き」を設ければよいのであって、標目自体を非開示とすべきではなく、また、同じような理由から一覧表の一部を不開示にすることはあっても全体を不開示とする必要はない。したがって、被告人及び弁護人に一律に不開示するのではなく、原則開示し、弊害のおそれがある場合に限り、裁判所の判断により一部を不開示とする方法もあり得る。

また、こうした証拠の開示をめぐる争いは決して付随的な事柄というべきではなく、有罪・無罪を左右するような問題ともなりうるものである。

そして、第21回検討会（2003年6月27日開催）でも意見がのべられていたように（池田委員の発言参照）、開示に関する決定については即時抗告ができるのであり、少なくとも標目の開示がなければ即時抗告の理由を述べることもできない不都合な結果となる。

6 証拠開示違反に対する制裁（骨格案 言及なし）

意見】検察官が証拠開示を怠った場合の制裁規定を設けるべきである。

理由】骨格案においても検察官が開示を怠った場合の制裁規定がない。これでは、証拠開示を法定化しても、被告人に有利な証拠を検察官が意図的に不開示しない場合があり、真剣に開示を検討しないで、結果的に不開示されないことも容易に予測できる。検察官が証拠開示を怠ることは、証拠の目的外使用以上に刑事司法の適正な運用を害するものである。

したがって、検察官手持証拠の不開示が明らかになった場合には、被告人又は弁護人が当該証拠の閲覧・謄写及び評価等について準備するために必要な期間は公判を開くことができないとか、結審後に不開示が判明した場合、当該証拠が被告人の有罪・無罪の判断に影響を及ぼす可能性があるとして判断したときに（骨格案 8(2)）、公訴棄却、当該証拠が量刑に関する証拠で判決に影響を及ぼす場合には、公判手続を再開するなどの措置が必要である。

7 被告人側による主張の明示、争点の確認等（骨格案 第14(1)、8(2)、(3)）

意見】主張明示義務については、次のような規定とすべきである。

- 1 弁護人は、公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、検察官から検察官主張事実陳述書の送付及び証拠の開示を受けた後、できる限り準備手続において、これを明らかにしなければならないものとする。刑事訴訟法第326条の同意をするかどうかなど検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするものとする。
- 2 弁護人は、取調べを請求する証拠があるときには、できる限り準備手続において、その取調べを請求し、かつこれを開示しなければならないものとする。準備手続終了後の証拠調べ請求事項は削除すべきである。

理由】座長試案においては、弁護人の準備手続終了後の主張を制限する制度が設けられていたが、骨格案では、これが撤廃された。これは当連合会の意見に沿ったものであり、評価できる。

しかし、骨格案は、依然として、被告人に対する主張・証拠調べ請求義務を課した上で、さらに、被告人・弁護人に対する証拠調べ請求制限を設けており、問題がある。

従前から主張するとり、「迅速な公開裁判を受ける権利」（憲法第37条第1項）及び「公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利」（同条第2項）は、憲法が刑事被告人に保障した重要な権利である。被告人が、公開の法廷で、自己の主張を行い、それに見合った証拠調べ請求を行うのは憲法上の権利であり、準備手続での主張明示義務を課すことは、この憲法上の権利に対する重大な制約である。もちろん、いかなる権利であっても濫用は許されないが、自分の主張は公開の法廷でのみ明らかにしたいという被告人の訴訟態度が権利の濫用にあたることは到底解されない。

被告人に対する準備手続終了後の証拠調べ請求制限は、さらに問題である。黙秘権を保障するという以上は、黙秘すること自体によって、公訴事実を認めたものと推認されることがあってはならないということとどまらず、その他一切の不利益な取扱いを受けてはならないはずである。あくまでも公判のための準備として非公開で行われる準備手続において黙秘権を行使したからといって、上記に掲げた公判における憲法上の権利を消失させられるなどというのは本末転倒である。

刑事裁判の充実・迅速化のために準備手続のメニューを充実させ、裁判所と検察官及び弁護人が協力してその運営に努力するのは望ましいことであるが、被告人の憲法上の権利を奪うことはできない。

被告人に準備手続での主張明示義務を課すことは許されない。そして、弁護人が基本的には被告人の代理人

として、その意思を離れては主張をなし得ないことからすれば、弁護人における主張明示も「できる限り」との留保をするべきである。

また、準備手続における証拠調べ請求についても、上記と同様の理由から、被告人には義務を課することはできず、弁護人については「できる限り」との規定にすべきである。

証拠調べ請求の制限については強く反対する。

8 開示された証拠の目的外使用の禁止(骨格案 第19(1))

【意見】アの規定は、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」との文言を「被告人の防御活動又は弁護活動その他正当な目的以外で使用してはならないものとする」との文言に変更すべきである。

イとウの規程は削除すべきであり、過料と刑罰の制裁規定を置くことには強く反対する。

【理由】

1 与党合意では、開示証拠の目的外使用については、「すべての刑事事件に関わる問題であることを踏まえ、今国会に刑事裁判の充実・迅速化のための法案を提出するまでの間に引き続き検討すべきである。ただし、正当な弁護活動等を阻害しないように配慮する」とされている。

しかし、このような状況であるにもかかわらず、骨格案は座長試案と同一であり、被告人の防御や弁護人の弁護活動に対する不当な制限をもたらすおそれがある。

2 アのような目的外使用の禁止を謳うこと自体はあってよいが、「当該被告事件の審理の準備」との目的は、実務的な経験からすると狭すぎてきわめて問題であり、イやウの制裁があるとすれば、被告人の防御や弁護人の弁護活動に対して著しい制限をもたらす虞がある。即ち、被告人や弁護人が、開示された証拠の問題を著作物で指摘したり、批判したりする等の活動を通じて、これを広く社会に明らかにする場合があるが、そのような被告人・弁護人の活動は、被告人の無実、被告人の主張の正当性を明らかにするためのものであって、その内容が人の名誉毀損等に該当しないかぎり、適法な防御活動であり弁護活動である。また、そのような防御活動、弁護活動を通じて国民が裁判への関心を高め、裁判に対する信頼と批判精神を培ってきているが、そのような機会を奪うことにもなりかねない。

さらに、共犯事件、関連事件などの場合、それぞれの弁護人が当該被告人の防御のために、開示された証拠を互いに検討・協議する弁護人会議を開催することはしばしば行われているが、「当該被告事件の審理の準備」との制約の下では、このような当然な弁護活動すら困難となってしまう。

また、刑事訴訟法第47条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。ただし、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない」と規定して公判の前での取扱を異にしているのであって、公判廷での取調べがなされた証拠であるかそうでないかによっても、開示を受けた証拠の写しの使用方法は異なるはずであり、一律に「当該被告事件の審理の準備」に限定する必要がある。刑事事件に関する民事訴訟が提起されていない場合の刑事公判での取調べ記録の民事事件での証拠利用についても制約を設ける理由は乏しい。

なお、このような規定を置くとするのであれば、国家公務員法による禁止規定があるからという理由だけで検察官に対する禁止規定を回避するのではなく、被告人と弁護人に対するのと同様の目的外使用を禁ずる規定をおくべきである。

目的外使用をしたか否かに関して裁判所が判断し、当該被告人・弁護人に対して不利益処分を課すとか、あるいは刑事罰として規定し、その職権発動を検察官に委ねるのは、「当該被告事件の審理の準備」との概念があいまいであるだけに、当該被告事件の被告人の防御活動、弁護人の弁護活動に直接かつ甚大で不当な影響をもたらす虞がある。

「当該被告事件の審理の準備」に該当するか否か、「被告人の防御のため」か「正当な目的の範囲」に含まれるかどうかは、弁護人の弁護活動の限界を画する極めて判断が微妙な領域であって、これに関しては弁護士会の判断に委ね、場合によっては弁護士会による懲戒手続に委ねるとしたほうがよい。

また、被告人の場合も同様であって、刑罰でこれを禁ずることには疑問がある。刑法第104条の証拠隠滅罪は「他人の刑事事件に関する証拠」と規定して本人を除外しているが、これは、訴追を受けた当事者に対する期待可能性がなく類型的に不可罰であることを理由としているはずである。

仮に、開示証拠の目的外使用によって、罪証隠滅、証人威迫、関係者の名誉・プライバシーの侵害等の弊害が生じた場合には、これらを処罰する既存の規定で対応することが可能である。

9 連日的開廷の確保等(骨格案 第21)

【意見】連日的開廷の原則を法律において規定すること自体に異論はない。ただし、連日的開廷を可能にするために不可欠な次の各制度を保障するべく、必要な法整備を合わせて行うべきである。

- 完全な証拠開示の実現
- 十分な準備期間(ウエイティング・トライアル)の保障
- 被疑者・被告人の身体拘束からの解放(保釈等)
- 接見交通権の拡充
- 有効な弁護の保障(公的弁護制度・弁護人の権限拡充)
- 公判の速記録又は録音テープの即時交付
- 取調べの可視化(録画・録音)

【理由】連日的開廷の原則を法律において規定することに異論はないが、連日的開廷を可能にするための関連諸制度の整備が不可欠であることは、当連合会が繰り返し述べてきたところである。しかし、骨格案においても、当連合会が主張する関連諸制度の整備については、全く触れられなかった。

当連合会は、少なくとも、上記6項目に関する制度整備の必要性とその理由を主張してきたが、他で言及された以外の項目について、再度簡明に指摘する。

1 被疑者・被告人の身体拘束からの解放(保釈等)
具体的には、起訴前保釈制度を導入し、権利保釈の除外事由を真にやむを得ない場合に限定し、保証人の保証書や被疑者・被告人の誓約書のみによっても保釈が可能となる保釈保証金以外の保証の新設、勾留理由開示公判を身体拘束からの解放等のための実質的審理手続に改めることなどが必要である。

2 接見交通権の拡充(夜間・休日接見、裁判所構内での接見など)
具体的には、接見指定に関する刑事訴訟法第39条第3項を削除するほか、夜間及び休日の接見を完全に保障し、公判当日にも接見ができるよう裁判所構内の接見設備を拡充し、さらに電話による弁護人との交通権を保障するなどの制度整備が求められる。

3 有効な弁護の保障(公的弁護制度、弁護人の権限拡充)
有効な弁護を保障するためには、必要人数の弁護人が選任されることや、十分な弁護報酬が支払われることが必要である。また、弁護人に取調べや捜索、差押、検証、実況見分への立会権を保障すること、弁護人の証人喚問請求を原則的に認めること、弁護人に一定の調査権限を付与すること、弁護人と証人予定者との事前打ち合わせを保障することなど権限の拡充が必要である。証拠保全についても、現行法の要件を緩和し(刑事訴訟法第179条第1項参照)、必要があるときは証拠保全を請求できるように改正すべきである。

4 公判の速記録又は録音テープの即時交付
証言内容を逐語的に把握しうる速記録の交付や、公判の様相を記録した録音テープについて、当事者に

録音を認めるか、若しくは裁判所が録音してダビングテープを交付することが考えられるべきである。

5 取調の可視化(録画・録音)

連日的な充実した公判審理を行うためには、取調べ過程の録画・録音が不可欠である。(詳細は 12 公判手続等参照)

10 訴訟指揮の実効性確保 (骨格案 第3)

【意見】

1 職権による弁護人の選任につき、次のとおりの制度設計とすべきである。

裁判長は、弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に、弁護人が、正当な理由なく出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき、又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなくなったときは、職権で弁護人を附することができるものとする。ただし、裁判長は、弁護人の不出頭等について正当な理由がある場合であっても、職権による弁護人選任に対する被告人の同意を得て、弁護人を選任することができる。

裁判長は、職権で選任された弁護人に対し、準備手続又は公判の準備が十分になされるよう、期日等につき配慮しなければならない。

2 出頭命令の違反に関し、過料の制裁及び損害賠償に関する規定を設けることには反対する。

3 尋問又は陳述の制限命令の違反に関し、過料の制裁及び裁判所による弁護士会等への処置請求に関する規程を設けることには強く反対する。

【理由】

1 骨格案は座長試案のうち、処置請求を受けた者が「速やかに適当と認める処置を採り」との文言を削除したが、その外は従前と同一である。あたかも、弁護士会に処置を強制すること内容が削除されたことは当然であるが、その部分以外においても、本条項は、以下のように重大な問題が存する。なお、与党合意において、「裁判所の訴訟関係人に対する出頭命令、尋問・陳述を制限する命令の実効性を担保するための措置」については、「すべての刑事事件に関わる問題であることを踏まえ、今国会に刑事裁判の充実・迅速化のための法案を提出するまでの間に引き続き検討すべきである。ただし、正当な弁護活動等を阻害しないように配慮する」とされているのであり、早急に検討のうえ、正当な弁護活動等を阻害しないよう当連合会の意見が採用されるべきである。

2 骨格案が想定する訴訟関係人が裁判所の出頭命令を遵守しないという事例は今日ではほとんどなく、当連合会が認識する限り、弁護人の不出頭等の多くは昭和40年代から50年代の一時期に生じたものである。しかも、それらの中には、裁判所の訴訟指揮自体に問題があった例も少なくなく、最終的には担当弁護士や弁護士会との協議によって解決がはかられている。さらに、当連合会は、正当な理由のない不出頭等については、弁護士倫理に反するものであることを明文化した「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」(1979年5月26日)を制定し、弁護士自治のもとで自律的な解決をはかっている。出頭命令不遵守に対する制裁を規定しなければならないような立法事実はない。

3 尋問又は陳述の制限に関しても、裁判所の訴訟指揮に違反あるいは無視をして尋問や陳述を続け、それによって裁判が遅延するというような事態は今日ではほとんど生じていない。証人尋問に多くの時間を要しているのは、検察官が真に必要な事項に絞ることなく漫然と立証範囲を拡げ、調書裁判と呼ばれるやり方で調書の任意性・信用性の立証にこだわることに原因がある。

尋問等の制限に関して制裁を設けなければならないような立法事実もない。

4 処置請求に関しては、刑事訴訟規則第303条に規定があるが、骨格案及び座長試案は、それを法律にするというだけでなく、処置請求の要件を変更し、弁護人等に理由の説明を求める手続をなくしている。

刑事訴訟規則の「特に必要があると認めるときは」という要件をなくし、理由の説明を求めることもしないまま、制裁を科した場合には処置請求までしなければならないとする根拠は全くない。当連合会で把握する限り、これまで処置請求等がなされた事例はわずか11件に過ぎず、しかもそのほとんどは昭和50年代以前のものである。現時点において、処置請求を拡大強化しなければならないような立法事実はない。

5 審議会意見書は「必要な場合に、適切かつ実効性のある形で訴訟指揮を行うようにすることは重要であり、それを担保するための具体的措置の在り方を検討すべきである」(44頁)とする一方、「充実しつつ円滑な審理の実現のためには、裁判所と訴訟当事者(検察官、弁護人)が、それぞれ、訴訟運営能力、訴訟活動の質の向上を図りながら、基本的な信頼関係の下に、互いに協力し支え合っていく姿勢を持つ必要がある」(同頁)「被疑者・被告人の防御権の保障等憲法の人権保障の理念を踏まえ、適切な制度を構築していくことが必要である」(41頁)としているのである。

これによれば、訴訟指揮の実効性確保のための具体的措置を検討するにしても、基本的な信頼関係を基本とし、防御権等の人権保障に十分配慮したものであるべきである。裁判所の命令に違反すれば、過料の制裁を科し、それを科したときは理由も尋ねないまま処置請求を行い、処置請求をすればすみやかに処置を採らねばならないという強権を規定して、力づくで訴訟指揮に従わせようとするようなやり方は、到底審議会意見書の趣旨に沿うものとは言えないのである。

また、裁判の迅速化に関する法律施行後、証人採用制限や尋問時間制限が増えることが懸念されているが、その上訴訟指揮が強権化されるようなことがあれば、弁護活動を萎縮させるなどの弊害をもたらしたり、強権的な訴訟指揮をめぐる混乱がかえって訴訟遅延を招いたりするおそれもある。同法は、その法文や附帯決議などからも明らかなように、裁判所の訴訟指揮を強権化することによって拙速な裁判を目指したのではなく、適正で充実した審理をすることによって迅速化をはかるとというのが立法の趣旨である。そうした同法の目的を達するためにも、訴訟指揮について強権的な制裁規定を設けることは避けなければならないのである。

11 即決裁判手続 (骨格案 第5)

即決裁判手続に対する当連合会の意見は、前回の意見募集の際既に述べたところであり、骨格案が座長試案を修正した部分を考慮してもなお、当連合会の上記意見を変更するに足るものではない。

ここでは、骨格案が座長試案を修正した点につき意見を述べるとともに、座長試案の段階で指摘した重大な問題点につき、再度言及する。

1 即決裁判手続の申立てについて(1)

【意見】「捜査の結果」(1)について一定の期間を設定すべきである。また、運用上、事件の種類を限定して実施されるべきである。

【理由】骨格案では、「捜査の結果」については制限がない。しかし、現行の運用である20日間の勾留を前提とするかぎりには、何ら現在の捜査の手法に変化をもたらさない虞がある。どの程度の期間とするかは検討の余地があるが、長くとも原則である10日間の勾留期間での処分を前提とした制度設計をするべきである。また、骨格案では、適用事件の種類が限定されていない。法律上制限することは困難であるとしても、後で述べる危険性を考えれば、少なくとも運用上、事件の種類を限定して実施すべきである。そして、それを拡大していく場合には、関係者の同意を得るべきである。

1 即決裁判手続の申立てについて(2)

【意見】即決裁判手続における国費による被疑者弁護人選任権の告知を明示した点は評価するが、この点の改善のみでは被疑者の権利保障として不十分である。即決裁判手続は、取調べの可視化の実現と、少なくとも「必要の弁護事件(刑事訴訟法第289条)」を対象とした公的弁護制度が実施された時点で施行されるべきである。

【理由】即決裁判手続は、後に述べる条件が満たされれば、争いがない事件で、被疑者・被告人の身体拘束を受け

ている場合において、早期の釈放を実現できる条件を広げるものであること、争いのない事件が、争いのある事件と区別され、簡易な証拠調べ等異なる方式で審理される結果、公判審理がメリハリのあるものとなり、争いのある事件や裁判員裁判における充実した審理をもたらすこと、等の意義を認めることができる。

しかし、即決裁判手続は、捜査官が、この制度を利用して自白を強要する危険性がある。特に、執行猶予科刑制限の導入により、被疑者が争っている事案において、「執行猶予になるのだから自白したらどうか」などという取調べ方法が現在より広がるおそれが否定できない。

したがって、かかる自白の強要等の防止のためには、取調べの可視化と逮捕留置時点からの国費による弁護人選任制度の整備(少なくとも、「必要的弁護事件」を対象とした公的弁護制度あるいはそれと同等の制度整備)が必要である。

この点、骨格案では、捜査官に対し、被疑者が国費による被疑者弁護制度を利用しうること等を、被疑者に告知すべき法律上の義務を課している。これは、被疑者に対する弁護人選任権の保障を求めるもので、その趣旨において賛成できる。しかし、骨格案は、告知義務の法定化にとどまっており、上記の観点からは、未だ不十分といわざるを得ない。

4 即決裁判手続による裁判について

【意見】即決裁判手続が不相当を理由に取り消された場合にすでに取り調べた書証を刑事訴訟法第326条の同意があったとみなす(5)との案には反対する。

【理由】弁護人が即決裁判手続での審理に同意する場合は、罰金あるいは執行猶予が付される事案であることを前提としている。したがって、その前提が裁判所の判断で覆されるのであれば、書証に対する同意・不同意の意見を改めて言うことができる制度設計とすべきである。そうでなければ、弁護人・被告人の立場から、この制度を利用するに躊躇せざるを得ない事態が生ずる。

検察審査会制度について

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与(骨格案 1(2))

【意見】検察審査会が起訴相当議決を行うにあたり、検察審査会議において被疑者が意見を述べる機会を与えなければならないものとすべきである。また、被疑者が弁護人の援助を受けることを希望する場合には、国費による被疑者弁護制度を利用しこれを受けることができるよう制度を整備すべきである。

【理由】検察審査会の起訴相当議決は、被疑者の利益に重大な影響を与えるものであるから、起訴相当議決を行うにあたっては、検察審査会議において被疑者が意見を述べる機会が与えられなければならない。この点、不起訴事件においては、被疑者と検察官は対立関係になく、検察官から意見を聴取すれば十分であるとの立場から、これを不要とする意見もあるが、被疑者と検察官とが常に対立関係にないとはいえないことから、被疑者自身の意見陳述の機会を保障すべきである。

また、かかる意見陳述が、検察審査会の議決を左右し、被疑者の地位に重大な影響を与えうることから、被疑者の防御権を十分に保障することが必要である。よって、被疑者が弁護人の援助を受けることを希望する場合には、国費による被疑者弁護制度を利用し、援助を受けることができるよう制度整備すべきである。

2 いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方(骨格案 1(3))

【意見】指定弁護士に、司法警察職員等に対する直接の捜査指揮権を持たせることとすべきである。

【理由】

1 指定弁護士に対し、公訴提起及び維持について検察官と同様の権限を与える以上、公訴維持のために必要な証拠の収集についても同等の権限を与えることとし、補充捜査の直接の指揮権も同様に考えるべきである。

2 付審判請求事件における指定弁護士の経験によれば、検察官への囑託だけでは、捜査機関側の協力が得られず、公判維持に困難を来すおそれがある。

検察審査会で議論される事件は不起訴処分となった事件であるが、捜査機関側は、ともすれば、不起訴とするための証拠収集に力を入れる反面、起訴に必要な証拠収集が不十分となる可能性を否定できない。そのため、公訴を維持するために必要な証拠収集の必要性は高まる。ところが、捜査機関側にとっては、自らの処分と異なる方針での捜査となるため、これに対して消極的になりかねないのである。

捜査機関側の協力を得て十分な補充捜査を行うためには、捜査機関側に対する指定弁護士の直接の捜査指揮権を法律に明記し、指定弁護士の権限をより強力なものとする必要がある。

3 仮に、補充捜査の指揮を検察官に囑託する制度設計が採用される場合には、十分な公判活動を担保するため、次の各点につき、法律に明記されるべきである。

検察官は指定弁護士による補充捜査指揮の囑託に応じる義務があること

司法警察職員、検察事務官は指定弁護士の囑託を受けた検察官の指揮に従う義務があること

司法警察職員の服務義務違反に対しては、指定弁護士が検事総長等を通じて懲戒または罷免の訴追を行うことができること(なお、刑事訴訟法第193条第4項、第194条第1項参照。)

4 なお、裁判所は、弁護士会の推薦に基づき、指定弁護士を選任すべきである。

3 罰則(骨格案 2(3))

【意見】検察審査員及び補充員に対する罰則の見直しは不要である。

【理由】現在、検察審査会法第44条は、検察審査員の秘密漏示罪を規定しているが、検察審査員が秘密漏示罪によって処罰された例はなく(昭和40年に不起訴になった1件のみ。(第12回検討会における最高裁判所の回答による。))、検察審査員は、誠実に義務を履行している。また、検察審査員が他人に情報を提供し、事件関係者のプライバシーを侵害した例もない(昭和24年の検察審査会法施行以来法第44条第2項が問題になった事件はない。(同上))。

したがって、罰則を強化しなければならない理由はない。

仮に、検察審査員及び補充員に対する罰則の在り方を見直すとしても、裁判員等に対する罰則と同様、できるだけ限定的にすべきである。(裁判員等に対する罰則につき、上記 15、16参照。)

4 指定弁護士の職務体制の整備(骨格案 言及なし)

【意見】

1 次の内容を法律で規定すべきである。

検察庁は、執務場所の提供、執務補助者の配置その他指定弁護士の職務に支障がないよう、指定弁護士の職務遂行に協力しなければならないものとする。

2 指定弁護士に対する十分な調査費及び報酬の確保が必要である。

【理由】1について

指定弁護士が職務を行うにあたっては、その執務場所の確保や執務補助者が不可欠である。

現在、検察庁は、付審判請求事件における指定弁護士に対し、事実上、執務場所として検察庁内の部屋を提供し、兼任の形で検察事務官を配置しているが、かかる処置を含め、指定弁護士の職務に支障がないよう、検察庁は全面的に協力しなければならない旨法律に明記すべきである。

2について

検察審査会の起訴相当議決に基づく起訴事件については、被告人は徹底的に無罪を争うことが予想され、その場合、指定弁護士は、補充捜査や立証活動に多大な労力を割くこととなる。

したがって、指定弁護士には、かかる労力に見合った報酬が支給されるべきである。

また、指定弁護士が必要と認める捜査を遂行するための諸経費について、指定弁護士自身の裁量によって支出できる制度的・財源的手当が確立される必要がある。

(福岡県弁護士会)

第1 裁判員制度について

1 合議体の構成について

- (1)合議体の構成について、標記骨格案(以下「骨格案」という。)では、裁判官3人、裁判員6人とされているが、裁判員制度が、一般市民が裁判に参加し、その自由な議論を司法の場に反映させようとする趣旨に基づくものであることに照らすと、裁判員が、臆することなく自由な意見を述べることを制度的にも保障するため、裁判員については2人に限定し、裁判員については、9人ないし11人とすべきである。
- (2)次に、骨格案では、事案の内容等に照らして、裁判官1人、裁判員4人とする合議体の案が提示されているところ、裁判官と裁判員の比率の観点からは、一定程度評価できるものの、次のような問題点が存するものと考えられる。

すなわち

裁判員制度は、本来、一般市民の量刑感覚を反映させるための制度ではなく、事実の認定について、一般市民の社会通念等を反映させようというものであるが、前記案(裁判官1人、裁判員4人の案)は、被告人が公訴事実を認めている場合に適用するとしていることから、量刑が主たる判断となる事件であると考えられ、重大事件について、簡易な手続によって、厳罰を科する制度になるおそれを含んでいる。

評決について、裁判官1名の意見の存在が要件となるとすれば、実質的に裁判官1名の拒否権又は決定権を認めることを意味し、裁判員が、判断者ではなく、参与的になる可能性がある。評決に関しては、裁判所法第77条が規定するところであるが(量刑については同条第2項第2号)、評決方法につき、検討、整備がなされるべきである。

評決について、過半数(相対多数)をもって決するとすれば、合議体を簡素化して、簡易な判断となるおそれがあり、重大事件の判断としてふさわしいと考えられない。

といったことが懸念される。

したがって、骨格案にあるように、弁護士及び被告人に異議がないことを要件とすることはもとより、評決について、全員一致又は絶対多数(特別多数。例えば5人中の4人を必要とするなど)を要件として、検討されるべきものと考え(評決については、さらに後述する)。

2 評決について

- (1)骨格案は、評決について、「合議体過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」としているが、評決につき、たとえ、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成することを要するとしても、相対的多数とすることには反対であり、全員一致又は絶対多数を要件とすべきである。

- (2)刑事訴訟における証明の程度については、「合理的な疑いを超える」証明を要するとされ、これは刑事訴訟における原則とされている。

我が国の裁判例でも、この原則に従い、刑事訴訟における証明の程度について、「通常人なら誰でも疑いをさしはさまない程度の真実らしい確信」と表現されている(最高裁昭和23年8月5日判決)。

民事訴訟においては、「証拠の優越」による証明という基準が用いられているが、これに対して、刑事訴訟において「合理的な疑いを超える」証明を要するとされているのは、刑事訴訟が、刑罰という重大な処分(死刑においては人の生命を奪う結果)に関わることから、犯罪事実の証明には高い程度の基準が求められるという理由によるものであり、これは、近代以降の普遍的な原則であると言える。

この原則を制度として保障するのが、全員一致ないし絶対多数の原則である。すなわち、通常人たる裁判員(陪審制であれば陪審員)のうち、一人でも、あるいは、一定程度の少数者でも、犯罪の証明に対して、「疑い」を有したとすれば、それは「合理的疑い」があるとするものであり、かかる疑いがある以上「通常人なら誰でも疑いを差しはさまない程度の真実らしい確信」に至っていないと言うべきだからである。

これに対して、骨格案が、評決につき相対的多数をもって足りるとすることは、刑事訴訟においても、証拠の優越ないし証明の優越をもって足りるとするものであり、刑事訴訟の原則に反することと言うべきである。

- (3)評決について、全員一致又は絶対多数とすることは、裁判員制度導入の趣旨にも合致する。裁判員制度は、一般市民が司法に参加し、その常識を司法に反映することを目的とするものであり、そこでは、裁判官及び裁判員が十分に意見交換を行い、協議を重ねることによって、その常識を事実認定等に反映させようとするものである。評決について、相対多数をもって足りるとすることは、賛否が拮抗する場合の少数意見が、切り捨てられることを意味し、十分な議論が尽くされないまま、結論が出される危険性を有するものであって、そうであるなら、裁判員制度導入の意味をなさないこととなる。少数意見であっても、それは十分な議論を経て克服されるべきであり、その議論の過程で、一般市民の意見等が反映されることこそが、裁判員制度導入の趣旨に合致すると言える。評決あり方については、このような趣旨に基づき、今後、さらに具体的に検討されるべきであるが、単に技術的な検討だけでなく、裁判員が主体的に参加し、実質的な議論がなされることが担保されるようにすべきであり、また、評議を主宰することになる裁判官に対して、かかる見地からの研修等が求められる。

- (4)以上のとおり、評決については、今後、制度趣旨にしたがった具体的検討がなされるべきであるが、少なくとも、相対多数をもって足りるとすることは、刑事訴訟の原則にも反し、裁判員制度導入の趣旨にも反するものであって、全員一致、そうでなくとも、絶対多数によって決されるべきものである。

3 証拠調べ手続等に関して

骨格案にある刑事訴訟法第227条第1項中の「圧迫を受け」との要件を削除することには、原則として賛成する。現在の刑事裁判は、密室で作成される供述調書が、刑事訴訟における立証の中心となっており、このことが、多くの弊害の原因となっていると考えられるが、かかる現状を改善する手段のひとつとして、第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用は積極的に評価されるべき側面があると考えられる。また、第1回公判期日前の証人尋問は、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段が定める証拠能力付与の要件と関連すると考えられるが、この点からは、検察官が、この制度を積極的に活用しないまま、供述調書に依拠した立証活動を行うことを防ぐため、一定程度義務化することも検討されるべきである。また、この場合の証人尋問については、少なくとも、弁護人の尋問権を原則として認めるべきである(同法228条2項参照)。さらに、これと併せて、弁護士等による証拠保全の請求(同法179条)の要件についても、緩和されるべきである(後述)。

4 裁判員等の秘密漏洩罪について

裁判員が、職務上知り得た一定の秘密について、これの保持義務を有することを否定するものではないが、その罰則に懲役刑をもって対応することは相当ではない。また、意見の表明までも、一律に秘密漏洩罪の対象とすることには反対である。裁判員制度は、司法に対する市民参加を目的とするものであり、意見の表明全般にわたって否定することは、かかる制度趣旨に反するものと考えられる。

第2 刑事裁判の充実・迅速化について

1 はじめに - 取調の録音・録画による可視化について

刑事裁判の充実・迅速化において、取調の可視化は不可欠である。

裁判が長期化する事件の多くは、事件自体の事実の取調を離れ、捜査段階で作成された供述調書の任意性、信用性を判断をめぐって、多くの期日と証拠調べを必要とするのが現実である。取調状況を録音・録画することは、取調の適法性を担保することはもとより、裁判の充実・迅速化に資するものであり、殊に、裁判員制度導入に当たっては、不可欠であると言える。

取調の録音等については、イギリス等のほか、近隣国では韓国や台湾でも実施されている。また、近時の科学

技術の発展により、小さな媒体に多くの情報量を蓄積することが可能になっており、録音・録画を実施するための負担自体が低減している上、供述調書の任意性、信用性に関する証拠調べに要する多くの負担に比較すると、録音・録画に要する負担は軽微なものとすら言うことができる。刑事裁判の充実・迅速のためには、まずは、取調の可視化が図られなければならない。

2 準備手続の内容について

骨格案では、準備手続の内容として「専ら証拠能力の判断のための事実の取調」についても含むとしている。しかしながら、証拠能力の判断においては、当該事件の具体的事実を離れて、証拠能力の判断のみに限定される事実というのは想定しがたいところであり、準備手続において、かかる事実が取調の対象となることは、起訴状一本主義や予断排除の原則に反するものであり、また、裁判員制度において、これを行うことは、裁判員に対し、裁判官とは異なる限られた事実を提供することとなり、裁判員制度の趣旨に反するものと考えられる。

3 証拠の開示命令について

証拠の開示については、裁判の充実・迅速化に不可欠であり、検察官手持証拠の全面開示を原則とすべきである。また、弁護人に開示請求権があることを明記すべきである。さらに、裁判所の開示命令を実効あらしめるため、開示命令に反する行為について、なんらかの制裁措置が検討されるべきである。

4 開示証拠の目的外使用の禁止について

目的外使用を禁ずることには反対である。開示された証拠が不当な目的で使用されることは許されないとしても、共犯者の事件、関連する民事訴訟、学術研究等において使用されることまでも、禁止されるべきではない。また、当該事件の再審請求等において使用されることは、もとより否定されるべきでなく、「当該被告事件の審理の準備以外の目的」での使用を全面的に禁ずることには反対である。近時、いわゆる被害者保護の観点ではあるものの、刑事記録の開示については、積極的方向にあり、この点からも、目的外使用を一律に禁ずるべきではない。不当な記録流出については、記録の管理等について明確な手続等を検討し、不当な使用を禁ずる方法で行うべきである。

5 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁について

命令不遵守に対して制裁措置を設けることには反対である。骨格案は、刑事訴訟法第295条による命令に違反する行為について、過料の制裁を提案する。しかし、同条では「相当でない」ときも制限できるとし、その「相当性」の判断は極めて不明確であり、したがって、過料の制裁という威嚇をもって訴訟活動を制限することは、被告人や弁護人の権利を侵害する危険性が高い。現在、裁判所の訴訟指揮権に従わず、裁判が遅延したり、不当な結果となるといった事実はなく、それにもかかわらず、過料の制裁規定を設けることは、被告人や弁護人の訴訟活動を萎縮させるのみである。

6 証拠保全について

これについては、骨格案において触れられていないが、充実した準備手続、公判手続を行うためには、証拠開示が十分に行われることに加えて、弁護人等の請求にかかる証拠の保全手続(裁判官による証人尋問等)が十分な機能を発揮されるべきであり、要件の緩和がなされるべきである。このことは、当事者主義の理念に合致し、また、裁判の充実・迅速化に資するものと考えられる。

第3 検察審査会制度の改正について

法的拘束力のある議決に際しては、被疑者(弁護人がいる場合には弁護人も)に対し、弁明の機会を与えるべきである。

(部落解放同盟中央本部)

わたしたちは、部落差別をはじめとしたあらゆる差別をなくし、人権が確立された社会をめざして幅広い運動を地域においてすすめています。わたしたちも、国際的な人権基準に学び、市民の人権と正義を守るために、いまこそ司法の民主的改革が必要であると考え、これまでも意見を述べてきました。「裁判員制度・刑事検討会」での熱心な議論・作業に敬意を表するとともに、「刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に関する意見募集」にたいして、以下の通り意見、要望を述べさせていただきます。と思います。

1. 多くの冤罪事件で証拠開示が問題になっていることを忘れないで下さい

わたしたちは、いわゆる狭山事件で40年以上にわたって無実を叫び、現在再審請求をおこなっている石川一雄さんの裁判を支援してきました。その経験や、これまでの誤判事件や現在も再審が争われている冤罪事件の教訓をふまえ、かつ、刑事手続きと人権の国際的な基準をふまえるならば、捜査・取調の可視化と証拠開示の公正なルール化が司法改革の要だと私たちは考えています。そうした点で、今回出された「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」と題する骨格案(以下「骨格案」とします)における証拠開示手続きは昨年出された井上座長試案とまったく同じであり、不十分で、きわめて問題点が多いと考え、再度意見、要望をお送りします。骨格案のような証拠開示制度では、国際社会で通用しないばかりか、公正さを求める国民の理解はえられず、ひいては裁判員制度をスムーズに運用できなくなります。ぜひ、国民の意見を十分にふまえて、再度、証拠開示ルールのありかたについて検討し直されるよう強くお願いします。

2. 「骨格案」第1の3の(3)「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」の問題点

(1)骨格案では被告・弁護側に隠されたままになる証拠が出てくる危険性がある開示対象を類型化せず、弁護側がすべての証拠にアクセスできるようにすべきである。骨格案では、開示対象となる証拠をあらかじめ類型化しています。あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものです。このように、開示対象を限定すると、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性があります。しかも、あげられている種類の証拠は多くが弁護側にとって存在がわかるものですが、捜査側が正式の書類にしなかった情報や松川事件の「諏訪メモ」のような個人が作成していたメモなどは、捜査機関が収集していても弁護側にその存在さえわからず、まったくアクセスすることができないこととなります。しかし、これまでの誤判事例を見ても、そのような資料のなかに、無罪証拠が存在していた例は少なくありません。過去の誤判事例を教訓にし、かつ、国連の規約人権委員会の勧告などをふまえるならば、「たたき台」A案を採用し、開示証拠を類型化せず、捜査機関が収集した証拠の一覧表(証拠リスト)を弁護側に開示し、収集されたすべての証拠に弁護側がアクセスできるようにすべきです。

(2)骨格案では、被告・弁護側は開示請求さえできない

さらに、骨格案の最大の問題点は、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であること」を明らかにして、開示の請求があった場合」と開示請求の要件を定めていることです。これはあまりに高すぎるハードルといわねばなりません。

まず、「開示を求める証拠の類型及び範囲を特定」して請求しなければならないとされていますが、検察官の手元に、どのような証拠があり、それらの証拠がどんな内容なのか弁護側にわからなければこのような特定はできません。弁護側がどうしたらこのような特定ができるのか、骨格案の解説を見てもまったくふれられていません。

さらに、「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であること」を明らかにし「なければならない」とされていますが、これも、どのような証拠があり、その証拠がどのような内容なのかかわらなければ「検討することが重要であること」を明らかに「すること」などできません。骨格案の解説は、この点についても何ら納得のいく説明がなされていません。骨格案のかかげる開示請求の要件は、検察官手持証拠の内容を弁護側に知らせるという手続がともなわれない限り、弁護側にはいふことができないものです。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか被告・弁護側が知らなければ、「証拠を特定」することも「重要性を明らかに」することもできません。このような要件を被告・弁護側に課すならば、そもそも実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく

不公平・不公正になります。いくら開示すべき証拠を類型化しても、このような要件をつければ、何の改善・改革にもなりません。

(3)骨格案では弁護側の証拠開示請求が不可能になる危険性があることを示す実例

実際に、現在再審請求中の狭山事件では、検察官の手元に積み上げれば二、三メートルにもなる手持ち証拠がありながら、事件発生から40年以上が経過してもまったく証拠開示がおこなわれず、紛糾する結果になっています。検察官は、証拠を特定して請求すれば開示を検討するという言い方をしていますが、弁護団には検察官手持ち証拠の内容がわからないので、証拠を特定して開示請求できず、交渉は平行線になっています。弁護側が個別に証拠開示請求をおこなっても、検察官は「そのような証拠は存在しない」と回答して、開示の交渉はいつにも前に進まず、膨大な公判未提出証拠が開示されないまま終わっているのです。弁護団は、検察官に証拠リストを開示し、手持ち証拠の内容を明らかにしてほしいと求めています。骨格案の証拠開示手続きは、こうした現在の検察官の主張、立場に偏りすぎています。骨格案では、弁護側が実質的に証拠開示を受けられない事態が生じてしまいますし、証拠開示の交渉で紛糾し、充実・迅速化にも逆行することになることは必至です。

(4)骨格案をどう見直すべきか

骨格案のこの部分を次のように見直すべきだと考えます。

「たつき台」A案として出されていた証拠リストを弁護側に開示するという方式を取り入れるべきです。少なくとも、捜査機関が収集したすべての証拠の存在を弁護側に知らせ、アクセスできるようにすべきです。

もし骨格案のように開示対象の証拠を類型化するとともに、開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除すべきです。

もし、証拠を特定して開示請求することにするのなら、「検察官は、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする」という部分を加え、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することはとりいれるべきです。

(5)骨格案では被告・弁護側に有利な証拠が開示されなくなる危険がある

さらに、骨格案の開示不開示の要件も問題があります。骨格案では、「(検察官は)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善・改革することになりません。被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示しなかった場合の罰則を課すという規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示するかどうかを判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。1998年の国連の規約人権委員会で、クレツマー委員は日本政府代表に、「検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのには明らかです。集められた情報の中で、関係者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と指摘しています。骨格案のように、開示不開示の判断が一方的に検察官の権限にゆだねられるというルールでは、決して公平・公正なルールとは言えませんし、後述するような国連の勧告、人権委員会の委員の指摘に答えるものとはなりません。開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないとすべきです。検察官の不開示の裁量権を認めるとしても、少なくとも、検察官が開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、弁護側の不服申立も認め、第三者(裁判所)の判断にゆだねるといったルールにすべきです。そうしなければ、検察官の一方的な証拠隠しが法のもとに許されることになってしまいます。

(6)骨格案は国際社会で通用しない

1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は、「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格があるとしか述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのには明らかです。集められた情報の中で、関係者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と日本政府代表に質問し、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があつてはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけることができる」と指摘しています。そして、規約人権委員会は、最終見解として、日本政府にたいして、「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防御権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)としています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書をことしには国連に提出する予定だと聞いていますが、この国連・規約人権委員会の勧告、委員の指摘に、骨格案では(開示対象の類型化、開示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。骨格案は、国際的な基準、国連勧告からしても見直すべきです。

(7)骨格案では「刑事裁判の充実・迅速化」に逆行する

骨格案では、先に述べたような問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければならなくなる裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。そうだけでなく、「裁判員の不安」が問題となっています。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、十分な証拠開示を制度化しなければなりません。骨格案では、充実した審理を阻害し、迅速化に逆行してしまいます。

3.「骨格案」に対する意見のまとめ

骨格案における証拠開示ルール化は、重大な問題点があり、現状の検察官による恣意的な証拠不開示を制度化する危険性すらあるものと言わねばなりません。以上の問題点をふまえて、私たちは、骨格案を検討し直して、つぎのような証拠開示制度を実現すべきだと考えます。

「たつき台」のA案をもとに、証拠リストを弁護側に開示することを制度化すべきです。これによって、少なくとも、捜査機関が収集し保管されている証拠の一覧が弁護側に明らかにされることで、弁護側には証拠の存在したいは明らかになります。実質的な当事者主義という観点からも、審理をスムーズに進めるためにも、少なくとも、まず証拠標目一覧を弁護側に交付する制度を導入する。

さらに、A案をもとに、つぎの点を証拠開示のルールにもりこむべきです。

- (1)弁護側の開示請求権を明記し、検察官の不開示裁量権は認めるが、弁護側はそれについて開示命令の申し立てができるようにする。
- (2)「開示による弊害」は検察官が疎明しなければならないこととし、開示・不開示の判断は当該事件の裁判所ではない第三者の裁判所が弁護側の意見も聞いてすみやかに判断する。
- (3)捜査機関が収集した証拠、捜査記録のすべて(証拠化されていない捜査メモ、日誌などもふくめて)がリスト化されるよう証拠収集過程の透明化、客観化をはかる。
- (4)捜査機関による無罪証拠隠しがおきないようにするために、有罪・無罪にかかわらず重大な証拠を開示していかつたり、検察官に送付しなかったり、証拠リストにいれていないことが判明した場合は、裁判所は公訴棄却や再審開始を決定することにする。アメリカのように、未使用証拠のうち被告人に有利な証拠を開示する義務を明

記する。

(5)再審請求があった場合や現に再審請求がなされている場合にも、弁護側の請求におうじて証拠リストを交付し、この開示手続きを適用する規定を作る。

開示対象証拠を類型化する方式(「たつき台」B案)をもし採用するならば、少なくともつぎのような措置を盛り込まなければならないと考えます。そうでなければ、国連勧告のいう「弁護側が検察官手持ち証拠にアクセスできるようにする」ことはなりませんし、証拠を「開示」する制度にはなりません。

(1)「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除する。

(2)「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないこととし、検察官が不開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、第三者の裁判所がすみやかに判断することとする。

(3)検察官は未使用証拠で被告人に有利な証拠があった場合はそれを開示しなければならないことを明記する。被告・弁護側に有利な証拠の開示義務を検察官に課して、恣意的な不開示、不公平さが生じないように担保する。

4. 骨格案にいたる経緯には国民の意見が十分反映されていない。

昨年10月に公表された井上座長試案の証拠開示制度化案にたいしては、多数の意見が寄せられています。とくに、証拠リストの開示を盛り込むべきだという意見や検察官の義務とすべきだという意見も多く出されています。わたしたちも、証拠リスト開示を盛り込むことなどの具体的意見を送りましたが、今回の骨格案では、一言一句変わっていません。司法改革推進本部では、国民の意見を十分に聞いて、説明責任をはたしていただきたい。さらに、今回の意見募集は骨格案公表から2週間と短く、国民が裁判に参加する重要な裁判員制度やそれともなう刑事手続の改革について、国民の意見を十分に聞こうという姿勢が感じられません。「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」(5月27日に司法制度改革推進本部宛に提出)に賛同し、証拠リストを開示を義務化し、公正な証拠開示の法律化を求める署名は全国からわたしたちのもとにも多数集まっています。公正な証拠開示を求める国民の声を無視しないで下さい。捜査機関による証拠隠しは絶対に許されない不正義です。権力による証拠隠しは人権侵害をひきおこします。その最大の人権侵害が冤罪です。冤罪・誤判を防止するという視点を決して忘れないで下さい。さらに、「充実した審理を通じて得られた公正な判断が確実に実現されるように」(司法制度改革推進本部顧問会議)するために、「公正・公平な証拠開示制度にしなければなりません。しかし、骨格案では、とうていそのような証拠開示制度にはなりません。骨格案は、あまりに検察寄りのルール化といわざるをえません。このままでは、証拠不開示の制度化になってしまいます。以上の意見、国連・規約人権委員会の勧告や諸外国の証拠開示法制度もふまえ、今後の国会審議で国民の批判を受けたくないよう、骨格案を検討し直すよう強く要請いたします。